

酒々井町告示第8号

平成30年第2回酒々井町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年2月27日

酒々井町長 小坂 泰久

1 期 日 平成30年3月6日

2 場 所 酒々井町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（16名）

| | | | | | | | | | | | | |
|------|---|---|---|---|---|------|------|---|---|---|---|---|
| 1 番 | 濱 | 口 | 信 | 昭 | 君 | 2 番 | 須 | 藤 | 伸 | 次 | 君 | |
| 3 番 | 酒 | 瀬 | 川 | 健 | 一 | 君 | 4 番 | 那 | 須 | 光 | 男 | 君 |
| 5 番 | 御 | 園 | 生 | 浩 | 士 | 君 | 6 番 | 川 | 島 | 邦 | 彦 | 君 |
| 7 番 | 齊 | 藤 | | 博 | 君 | 8 番 | 内 | 海 | 和 | 雄 | 君 | |
| 9 番 | 佐 | 藤 | 修 | 二 | 君 | 10 番 | 江 | 澤 | 眞 | 一 | 君 | |
| 11 番 | 平 | 澤 | 昭 | 敏 | 君 | 12 番 | 越 | 川 | 廣 | 司 | 君 | |
| 13 番 | 竹 | 尾 | 忠 | 雄 | 君 | 14 番 | 地 | 福 | 美 | 枝 | 子 | 君 |
| 15 番 | 小 | 早 | 稲 | 賢 | 一 | 君 | 16 番 | 高 | 崎 | 長 | 雄 | 君 |

不応招議員（なし）

平成30年第2回酒々井町議会定例会

議事日程(第1号)

平成30年3月6日(火曜日)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期決定
 - 日程第 3 議案第1号ないし議案第19号一括上程
(施政方針・提案及び細部説明・総括質疑・委員会付託)
 - 日程第 4 休会の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 濱口信昭君 | 2番 | 須藤伸次君 |
| 3番 | 酒瀬川健一君 | 4番 | 那須光男君 |
| 5番 | 御園生浩士君 | 6番 | 川島邦彦君 |
| 7番 | 齊藤博君 | 8番 | 内海和雄君 |
| 9番 | 佐藤修二君 | 10番 | 江澤眞一君 |
| 11番 | 平澤昭敏君 | 12番 | 越川廣司君 |
| 13番 | 竹尾忠雄君 | 14番 | 地福美枝子君 |
| 15番 | 小早稲賢一君 | 16番 | 高崎長雄君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------------|-------|-------------------|--------|
| 町長 | 小坂泰久君 | 副町長 | 飯塚光昭君 |
| 教育長 | 木村俊幸君 | 教育次長 | 大崎智行君 |
| 参事兼 企画財政 課長 | 岡野義広君 | 参事兼 市民協働 課長 | 清宮高由起君 |
| 参事兼 経済環境 課長 | 芝野芳弘君 | 総務課長 | 大塚正徳君 |
| 税務住民 課長 | 鳩貝剛君 | 健康福祉 課長 | 河島幸弘君 |
| まちづくり 課長 | 板垣一成君 | 上下水道 課長 | 黒田光利君 |
| 農業委員会 事務局 会長 | 岩井尉行君 | こども課長 | 七夕夕美子君 |
| 学校教育 課長 | 玉井清人君 | 生涯学習 課長 | 福田良二君 |
| 会計管理者 | 木村修一君 | | |

本会議に出席した事務局職員

| | | | |
|------|------|----|-------|
| 事務局長 | 鵜澤勝己 | 書記 | 五代より子 |
| 書記 | 斉藤良尚 | | |

◎開会の宣告

○議長（佐藤修二君） ただいまから平成30年第2回酒々井町議会定例会を開会します。

（午前 9時30分）

◎開議の宣告

○議長（佐藤修二君） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（佐藤修二君） 本日の議事は、お手元に配付の日程に基づき行います。

◎諸般の報告

○議長（佐藤修二君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

初めに、本日議案の送付があり、これを受理しましたので、報告します。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による説明員の通知は、お手元に配付してありますので、ご了承承願います。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、印旛衛生施設管理組合議会議員、平澤昭敏君。

〔印旛衛生施設管理組合議会議員 平澤昭敏君登壇〕

○印旛衛生施設管理組合議会議員（平澤昭敏君） 平成30年2月2日、印旛衛生施設管理組合議会定例会が組合会議室において開催されましたので、ご報告いたします。

本定例会に提出された案件は、3件であります。

議案第1号は、印旛衛生施設管理組合一般職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであり、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき、給料表及び勤勉手当の支給割合を改訂するほか、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第2号は、平成29年度印旛衛生施設管理組合会計補正予算第2号であり、既定の歳入歳出予算の総額4億2,793万6,000円から、歳入歳出それぞれ15万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,777万7,000円とすること、及び債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額の定めを追加するものであります。

補正の主な内容として、歳入では繰入金を15万9,000円減額し、歳出では総務費を15万9,000円減額するものであります。

債務負担行為補正については、平成30年度の4月当初から実施する業務で、平成29年度中に契約を行うものについて追加するものであります。

議案第3号は、平成30年度印旛衛生施設管理組合会計予算であり、平成30年度の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,536万9,000円とするものであります。主な内容について、歳入では分担金

及び負担金 2 億9,959万9,000円、使用料及び手数料3,420万8,000円、繰入金650万円及び繰越金500万円などとなっており、歳出では議会費107万9,000円、総務費8,130万4,000円、衛生費 2 億5,997万3,000円などでありました。

以上、上程されました各議案について慎重な審議が行われた結果、議案第 1 号から第 3 号まで全て全員賛成により原案のとおり可決されました。

以上、報告いたします。

○議長（佐藤修二君） 次に、佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員、越川廣司君。

〔佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員 越川廣司君登壇〕

○佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員（越川廣司君） 議席12番、越川でございます。ただいま議題となっております佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会が平成29年12月26日、消防本部において開催され、小早稲議員と出席をさせていただきましたが、今回は私のほうから報告させていただきます。

定例会に提出をされました案件は、3件であります。議案第1号は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであり、地方公務員の育児休業に関する法律の一部改正により、非常勤職員の育児休業の取得要件が緩和され、子が1歳6カ月に達した時点で保育所等に入所できないなど、特別の事情に該当する場合は申し出により育児休業期間を最長2歳に達するまで再延長することが可能となったため、人事院規則と同様の例示を追加し、職員の就業環境の整備を図りたく所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決されました。

議案第2号は、平成29年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてであり、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ690万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億4,989万1,000円といたそうとするものであります。

歳入の補正は、分担金及び負担金のうち長期債償還分担金を減額し、基金繰入金を増額するもので、歳出の補正は消防費のうち常備消防費で需用費を増額し、公債費のうち利子を減額するものであります。また、平成30年以降にわたる債務負担行為の設定を行うものであり、本件は原案のとおり可決されました。

議案第3号は、損害賠償の額の決定及び和解についてでありまして、消防組合の救急自動車が救急搬送中、車両と接触した事故について相手方のみが支払う損害賠償の額を194万418円に決定し、和解しようとするものでございまして、原案のとおり可決されました。

次に、平成30年2月9日消防本部において定例会が開催をされ、今回も小早稲議員と出席をいたしました。続きまして、私から報告をさせていただきます。

定例会に提出をされました案件は、4件であります。

議案第1号は、佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定であり、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、国及び千葉県に準じた所要の改正を行い、あわせて消防本部組織の再編成に伴う関連規定を整備するもので、本件は原案のとおり可決されました。

議案第2号は、佐倉市八街市酒々井町消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであり、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本条例に規定をする別表の定める金額の一部を改正するもので、本件は原案のとおり可決されました。

議案第3号は、平成29年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてであり、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,888万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億7,100万6,000円といたそうとするものであります。

歳入の補正は、分担金及び負担金並びに組合債を減額し、財産収入、繰入金及び諸収入を増額するもので、歳出の補正は総務費のうち総務管理費を増額し、消防費を減額するものであり、本件は原案のとおり可決されました。

議案第4号は、平成30年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算についてであり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億2,223万9,000円といたそうとするもので、予算の総額は歳入歳出それぞれ前年度に比べ8.1%、3億8,343万6,000円を増額するものであります。主な事業といたしましては、消防車両5台の更新及び佐倉消防署神門出張所庁舎改築工事を行うものでございました。本件は、原案のとおり可決いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（佐藤修二君） 次に、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会議員、高崎長雄君。

〔佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会議員 高崎長雄君登壇〕

○佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会議員（高崎長雄君） 葬祭組合議会定例会、報告します。

平成30年1月25日、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会が組合会議室において開催されましたので、ご報告いたします。

本定例会に提出された案件は3件でありまして、議案第1号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定でありまして、千葉県人事委員会勧告に準拠し、月例給、地域手当及び勤勉手当を引き上げ、また級別職務基準表を改めようとするものであります。

議案第2号は、平成29年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第2号）であり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,047万円を減額し、歳入歳出それぞれ3億393万9,000円とするものであります。

補正の主な内容については、歳入は財政調整基金の戻入及び前年度繰越金を増額しようとするものであり、歳出は年度末各計数整理、入札、契約執行差金に伴う委託料、工事請負費及び光熱水費の減額並びに必要な事業として給与改定による人件費及び備品購入費の増額などとなっております。

議案第3号は、平成30年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算であり、平成30年度歳入歳出予算は、総額は歳入歳出それぞれ3億671万3,000円で、対前年度比約1.0%の増となっております。主な内容については、歳入では組合の主たる財源である構成市町からの負担金として2億1,497万1,000円で、前年度比約2.79%の増となっており、構成市町の負担割合は佐倉市が54.70%、四街道市が34.81%、酒々井町が10.49%となっております。また、火葬場、式場などの使用料が8,134万5,000円、基金繰入金として500万円、繰越金500万円を計上するものであります。歳入の主な内容は、総務費における職員の人件費及び一般管理費等に係る経費や運営費における斎場の業務運営及び施設維持管理に要する経費を計上するものであります。

以上、上程されました各議案について、慎重審議が行われた結果、議案第1号から第3号まで全員賛

成により原案のとおりと可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（佐藤修二君） 次に、佐倉市、酒々井町清掃組合議会議員、須藤伸次君。

〔佐倉市、酒々井町清掃組合議会議員 須藤伸次君登壇〕

○佐倉市、酒々井町清掃組合議会議員（須藤伸次君） 平成30年2月13日、佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会が組合会議室において開催されました。当町からは小坂町長初め酒瀬川議員、そして私、3名が出席しました。審議に先立ち清掃組合事務局長より、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事の進捗状況及び施設の延命化に伴う地元協議会との覚書について行政報告があり、清掃組合においては平成28年度から3カ年継続事業で実施されている延命化工事については、平成30年1月末現在、全工程の7割が完了しているとの報告がありました。また、平成30年1月26日に開催された酒々井リサイクル文化センター地元協議会において、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事完了後、15年間現施設での稼働期間の延長の了承を得たことから、平成30年2月7日に覚書を締結したとの報告がありました。

続いて、議案でございますが、本定例会に提出された案件は4件でありました。

議案第1号は、平成30年度清掃組合一般会計予算であり、歳入歳出予算の総額は29億5,286万9,000円で、前年度比で5億3,161万5,000円の減額とするものでありました。主な内容として、歳入では分担金及び負担金8億9,563万7,000円、使用料及び手数料3億9,914万円、国庫支出金3億3,162万円、組合債12億1,730万円などとなっており、歳出では総務費1億4,859万2,000円、衛生費26億1,278万円1,000円、公債費1億8,917万円などでありました。

議案第2号は、平成29年度清掃組合一般会計補正予算（第3号）であり、既定の歳入歳出予算の総額35億5,739万3,000円に歳入歳出それぞれ6,950万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億2,689万7,000円とするものでありました。補正の主な内容として、歳入ではごみ搬入量の増加によるごみ処理手数料の増額及び缶の売却量の増加に伴う缶売り払い収入の増額、歳出では財政調整基金の積立金の増額でありました。

議案第3号は、一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであり、千葉県人事委員会勧告に準拠し、一般職職員の月例給について所要の改定を行おうとするものでありました。

議案第4号は、職員の育児休業等に関する条例の改正についてであり、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、非常勤職員の育児休業期間について、子供が2歳に達するまで延長できる要件を定めようとするものでありました。

以上、上程されました各議案について、慎重な審議が行われた結果、議案第1号から議案第4号まで全員賛成により原案のとおり可決されました。

以上、報告いたします。

○議長（佐藤修二君） 次に、印旛郡市広域市町村圏事務組合議会議員、飯塚光昭君。

〔印旛郡市広域市町村圏事務組合議会議員 飯塚光昭君登壇〕

○印旛郡市広域市町村圏事務組合議会議員（飯塚光昭君） 平成30年第1回印旛郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が、平成30年2月8日佐倉市議会棟1階全員協議会室において開催されましたので、その概要についてご報告をいたします。

提出議案は、7件です。

議案第1号は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく印旛郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例の制定についてであり、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであり、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号は、千葉県人事委員会の勧告に準拠し、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであり、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号は、平成29年度印旛郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）についてであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,520万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,069万8,000円とするもので、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号は、平成29年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計補正予算（第1号）についてであり、業務の予定量を改めるもので年間総給水量を25万3,718立方メートル減量し、1,886万1,082立方メートルとし、1日平均給水量を695立方メートル減量し、5万1,647立方メートルとするものです。また、収益的収入の予定額を37億2,463万6,000円、収益的支出の予定額を32億8,831万3,000円、資本的収入の予定額を9億2,405万円、資本的支出の予定額を14億1,425万7,000円とするもので、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号は、平成30年度印旛郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算についてであり、歳入歳出の総額をそれぞれ2億368万6,000円と定めるもので、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号は、平成30年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計予算についてであり、業務の予定量を年間総給水量1,910万3,200立方メートルとし、1日平均給水量を5万2,338立方メートルとするものです。また、収益的収入の予定額を36億3,948万3,000円、収益的支出の予定額を32億4,212万2,000円、資本的収入の予定額を12億8,532万円、資本的支出の予定額を16億3,019万6,000円とするもので、本案は原案のとおり可決されました。

以上、ご報告いたします。

○議長（佐藤修二君） さらに、印旛利根川水防事務組合議会議員、小坂泰久君。

〔印旛利根川水防事務組合議会議員 小坂泰久君登壇〕

○印旛利根川水防事務組合議会議員（小坂泰久君） 印旛利根川水防事務組合議会定例会が平成30年2月5日、栄町消防本部2階会議室において開催されましたので、ご報告いたします。

定例会に提出された案件は、6件であります。

議案第1号は、常任委員会委員の選任についてであり、組合議会委員会条例第4条の規定により原案のとおり可決されました。

議案第2号は、専決処分を報告し承認を求めることについてであり、来年度事業の第67回利根川水系連合・総合水防演習の準備等に係る経費分を開催地の負担金として補正予算（第1号）を計上することに際し、緊急を要するものと判断し、地方自治法第292条の規定を準用する同法第179条第1項の規定に

より専決処分したもので、原案のとおり可決されました。

認定第1号は、平成28年度印旛利根川水防事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであり、歳入総額1,291万3,718円に対し、歳出総額は1,217万8,124円であり、歳入歳出差し引き残額73万5,594円で、原案のとおり認定されました。

議案第3号は、平成29年度印旛利根川水防事務組合一般会計補正予算（第2号）についてであり、歳入歳出予算額を1,417万5,000円とするもので原案のとおり可決されました。

議案第4号は、平成30年度印旛利根川水防事務組合構成市町の分賦金の負担割合についてであり、原案のとおり可決されました。

議案第5号は、平成30年度印旛利根川水防事務組合一般会計予算についてであり、歳入歳出予算額を1,575万3,000円とするもので、原案のとおり可決されました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤修二君） 以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

次に、千葉県後期高齢者医療広域連合議会報告につきましては、報告書をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告及び定期監査の結果報告があり、写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、議会運営委員会から本定例会の議会運営につきまして答申をいただいております。

さらに、行政報告について、町長、小坂泰久君より発言の申し出がありますので、これを許します。

町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） ただいま議長からお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。

今回申し上げる行政報告は4件であります。

初めに、未来へつなぐまちづくりについて報告いたします。酒々井町は、明治22年の町制施行以来、ことしで129年を迎える歴史と伝統に包まれた町です。そして、豊かな自然とすぐれた都市環境は先人が守り、築いてきた今を生きる私たちの暮らしを支える大きな財産です。この財産を守り、後世に継承していくため、私たちに今何ができるのか長期的視点を持った理念に基づき施策等を実現していく必要があります。こうした中、平成28年に策定しました酒々井町歴史文化基本構想は、歴史と文化を守り、魅力ある地域資源として活用するための指針を示し、また昨年制定しました環境基本条例は、町民の安全で健康かつ文化的な生活を確保することを目的に、豊かな自然環境を守るための理念と目標を定めています。その上で、昨年12月議会において制定いたしましたポイ捨て等防止条例は、環境基本条例の理念に基づき具体策を実行していこうとするものの1つであり、このように基本条例の理念や構想等に基づき、体系的に具体的施策を実施していくことが必要であると考えております。

さらに、今議会に提案しております景観基本条例は、良好な景観の保全や新たな景観の創出に関する基本理念と施策の基本的事項を定めようとするものであり、これら歴史・文化、環境・景観を守り、活用し、創造する施策について基本理念のもとこれらが連携し、計画策定、予算計上、事業実施等具体策が展開されることとなります。「人 自然 歴史が調和した活力あふれるまち 酒々井」という総合計

画における将来都市像の実現へ向け、首長の立場として、いわば今後100年といった酒々井町の未来に思いをめぐらせ、高品質で未来へつなぐまちづくりを進めてまいります。

次に、2件目といたしまして、国民健康保険の県広域化及び介護保険について報告いたします。国民健康保険制度の改正につきましては、国民健康保険は、被保険者の年齢構成が高く、1人当たりの医療費水準が高いこと及び低所得者が多く加入しているという構造的な問題を抱えていることに加え、医療技術等の高度化に伴う医療費の増加により、その財政は極めて厳しい状況が続いております。そこで、平成27年5月27日に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、平成30年度から都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業実施の確保等について中心的な役割を担うこととなりました。県と市町村がそれぞれの役割を担い、国保事業を行うこととなりますが、資格管理、保険給付、賦課・徴収、保健事業等の地域に密着した事業は引き続き市町村が行い、被保険者の個々の事情に応じたきめ細かい対応を行うこととなります。特に当町では国保加入者の高齢化が進み、医療費水準が高い状況が続いていることから、保健事業を推進し医療費の抑制を図ることが重要であると考えています。

また、総医療費の町負担分である保険給付費に相当する費用は全額県が各市町村へ保険給付費交付金として支払う仕組みに変更となり、これにより保険給付費に対する市町村の財政上のリスクが解消されました。一方、県は保険給付費交付金の財源となる国保事業費納付金を算出し、県内市町村の医療費水準や所得水準などをもとに各市町村に振り分け、市町村が保険税率を設定する際の参考として標準保険料率を示すこととなりました。平成30年度の当町の国保事業費納付金のうち本来集めるべき保険税総額と現行の保険税率及び課税限度額で試算した結果を比較すると、県に納付する国保事業費納付金は約4,300万円不足することとなります。県の標準保険料率の算定結果の発表が2月6日だったことから、激変緩和を図るため、当町の保険税率を30年度据え置きにいたします。しかし、当町の高所得層に係る課税限度額は、現在、合計68万円で千葉県内の50市町が採用している平成29年度の法律で定めた課税限度額89万円と大きな開きがあり、課税の公平を図る必要があります。

また、一気に法定限度額まで引き上げるのではなく、納税者の負担を考慮し、激変緩和を図り、課税限度額を80万円とし、不足する約3,500万円については、国民健康保険特別会計財政調整基金より補填したいと考えております。

なお、平成31年度につきましては、引き続き保険税率及び課税限度額の引き上げについて検討していきたいと考えております。

次に、第7期酒々井町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定についてご報告させていただきます。介護保険の運営は、3年を一つの計画期間とする高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき実施しており、この4月から新たな第7期計画をスタートいたします。少子高齢化が進み、2025年にはいわゆる団塊の世代が75歳以上となる超高齢化社会を迎えるに当たり、高齢者の方が要介護とならないための介護予防事業の推進や介護が必要な状態になっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう地域包括ケアシステムの構築が強く求められております。こうした状況の中、第7期計画においては、人口推計や介護サービスの利用実績等をもとに算出したサービス見込み量を確保するとともに、在宅介護に対する支援の強化や地域包括ケア実現に向けた地域支援事業の充実を図る内容とな

っております。

また、介護保険料については、第7期計画期間中のサービス事業量と現行料金での介護保険収入を推計した結果、支出が収入を上回る見込みとなりましたが、被保険者の負担を抑制するため不足する分については、介護保険給付費準備基金からの充当で補うものとし、介護保険料の基準月額は現行の3,900円を変更しないことといたしました。

次に、3件目として、子育て支援施策についてご報告いたします。町では子育て世代の皆さんを支援するためさまざまな施策を実施してまいりました。その1つとして、役場西庁舎のあいあいルームを中心に子育て支援事業を実施しておりますが、その事業を一層充実させるとともに、ボランティアや地域の皆さんにも子育て支援に加わっていただき、町全体で子育てを支援できるよう岩橋保育園の隣接地に子育て支援施設を設置することといたしました。この施設につきまして、名称を「酒々井町子育て支援センター あいあい」と決定するとともに、6月1日開所に向けて準備を進めているところであります。子育て支援施設の名称については、町民の皆さんからの公募により寄せられた案を町の子ども・子育て政策会議で審議していただいたところ、名称で施設の目的がわかること及び現在のあいあいルームの名称を継承する形で決定したいとの結論を得ましたので、「酒々井町子育て支援センター あいあい」といたしました。

また、子育て世帯、特に多子家庭の保護者の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てができる環境を整備するため、昨年9月から第3子以降の学校給食費を無償としております。

さらに、小学生を対象とした放課後児童クラブの運営について、利用する児童及び保護者と働く支援員にとってよりよい子育て環境となるよう、これまで委託で運営してまいりました大室台小学校放課後児童クラブを町が直接運営し、運営方法の検証を行い、改善に向けた検討を実施してまいります。これまでも安全で快適な保育・教育環境を整備するため、園舎や校舎の耐震化、教室等へのエアコンの設置や太陽光発電施設の整備等を行ってまいりましたが、さらなる教育環境整備のため酒々井小学校学校用地の借地部分の取得を進めており、今年度、地権者1名のご協力により1筆790平方メートルの用地取得について、現在契約手続を行っております。

また、酒々井中学校のグラウンド整備事業につきましても、今年度、地権者2名のご協力により2筆、約4,856平方メートルの用地取得について、現在契約手続を進めております。酒々井中学校グラウンド整備事業につきましては、今年度実施した基本設計に基づいて今後とも必要な用地の確保や施設の整備に取り組んでまいります。

次に、4件目として、酒々井リサイクル文化センターの延命化について報告いたします。佐倉市、酒々井町清掃組合は、平成28年度から平成30年度までの3カ年計画でごみ焼却施設基幹的設備改良工事を行っており、工事完了後、平成45年度までの15年間は継続して施設を稼働することで計画を進めております。現在の場所で引き続き施設を稼働するためには、周辺にお住まいの皆様のご承諾が必要となることから、1月26日に墨・飯積地区において地元協議会を開催したところ、稼働期間の延長についてご承認をいただき、2月7日付で施設の稼働期間等について地元協議会と佐倉市、酒々井町清掃組合との間で覚書が締結されましたことをご報告いたします。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤修二君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により議長から指名します。

7番議員 齊藤博君

8番議員 内海和雄君を指名します。

◎会期決定

○議長（佐藤修二君） 日程第2、会期決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会から答申のありました本日から3月15日までの10日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月15日までの10日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付してあります会期日程表のとおりですので、ご了承願います。

◎議案第1号ないし議案第19号一括上程

（施政方針・提案及び細部説明・総括質疑・委員会付託）

○議長（佐藤修二君） 日程第3、議案第1号ないし議案第19号を一括議題とします。

初めに、町長から施政方針について説明を求めます。

町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） 平成30年度第2回酒々井町議会定例会の開催に当たり、ご提案申し上げました議案の説明に先立ち、平成30年度の町政運営に関する私の所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民皆様のご理解とご協力をお願いするものであります。

平成29年度の我が国の経済は、アベノミクスの推進により、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復基調が続いているとし、輸出や生産の持ち直しと、個人消費や民間設備投資が持ち直すなど、民需が改善、経済の好循環が実現しつつあるとしています。なお、企業の海外展開と貿易収支の不均衡の是正には至らず、輸出企業というより内需型企業の育成や、地域（地場）産業の育成が求められております。

政府は、持続的な経済成長の実現に向け、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、平成29年12月に「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定しました。

国の平成30年度予算は、この「新しい経済政策パッケージ」を踏まえ、保育の受け皿拡大や地域の中核企業による設備・人材投資等促進の重要課題に重点化し、同時に、一般歳出について「経済・財政再生計画」の「目安」を達成し、公債の発行額を安倍内閣発足以来6年連続で減額するなど、経済再生と財政健全化の両立を実現する予算としています。

一般会計予算の規模は、前年度比0.3%増の97兆7,128億円で、うち一般歳出の額は、前年度比0.9%増の58兆8,958億円となっています。

なお、地方財政対策については、一般財源総額が前年度比0.1%増の62兆1,159億円と過去最大となり、地方税収については39兆4,294億円、前年度比0.9%増を見込んだことから、地方交付税については前年度比2%減の16兆85億円となっています。

また、地方創生関連では、「まち・ひと・しごと創生事業費」は引き続き1兆円を計上しています。

次に、千葉県の平成30年度当初予算は、総合計画「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」策定後、初めての通年予算として、子ども・子育て世代への支援の充実、県民サービスの向上と経済活性化のための社会基盤の整備を初め、「医療・福祉の充実」、「くらしの安全・安心の確立」「商工業の振興・雇用」「農林水産業の振興」「千葉の魅力発信」「環境・文化・スポーツ施策の推進」など、各分野にわたり「くらし満足度日本一」の実現に向けた事業を計上しています。

この結果、予算規模は、前年度比0.2%増の1兆7,288億8,100万円となっています。

国、県のこうした状況の中、私も町長に就任して4期目を迎えました。これまでのまちづくりにおいては、大変厳しい財政状況の中、簡素で効率的な行政経営に努め、職員の意識改革と行財政改革により、持続可能な町への財政基盤づくりを行いながら、町民福祉の向上と町の均衡ある発展を図ってまいりました。

また、ご承知のとおり、この間、国内では人口減少問題の深刻さがクローズアップされ、地方創生の機運が高まりました。これに対し町では、「酒々井町人口ビジョン」のチャレンジ目標では、将来的に駅周辺地域の新市街地開発や、中心市街地の再開発事業等を実現することで総合計画による2021年の目標人口2万3,000人達成を、また、それらが実現できない場合は、2060年の将来目標人口を1万7,000人と定め、その目標達成のため「酒々井町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、総合計画のアクションプランとして位置づけました。

したがって、今後は、これらのアクションプランの一つ一つを、戦略的かつ着実に実行することにより、団塊の世代が75歳を迎える2025年危機においても、しっかりと基礎的自治体としての持続可能性を堅持し、町としての魅力を高められるよう人口減少問題に挑戦してまいります。

特に福祉分野におきましては、平成31年4月に上岩橋地先に開院予定の（仮称）酒々井病院を拠点として、可能な限り住みなれた地域で、高齢者の皆様が自立した生活が送れるよう、その人の状態に応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

また、歴史や文化、環境・景観を守り、活用し、創造する施策については、長期的ビジョンを持って基本的事項を定め、いわば今後100年といった酒々井町の未来のため、町のコンパクトですぐれた都市基盤を生かしつつ、高品質で未来へつながるまちづくりを進めてまいります。

そして、平成29年度にスタートいたしました第5次総合計画、後期基本計画の基本構想で示された基本理念「みんなが主役、未来へつなぐまちづくり」に基づいた、将来都市像「人 自然 歴史が調和した活力あふれるまち 酒々井」の実現のための6つの基本目標の実現に向け、前期基本計画での成果を継承しつつ、着実に各種施策に取り組んでまいります。

それでは、平成30年度の予算編成についてご説明いたします。

まず、歳入の見通しですが、町税については、評価がえによる固定資産税の減少を見込んだものの、納税者の増による個人町民税の増加、法人税割の増による法人町民税の増加により、若干の増収を見込んでおります。

一方、地方交付税については、町税を初めとする自主財源の増加による影響、さらに震災復興特別交付税の減少により、減額を見込みました。

町債については、子ども・子育て支援施設整備事業、中央公民館施設整備事業や臨時財政対策債の減少により減額を見込んでおりますが、厳選した事業選択とあわせ、国庫補助金や交付金をさらに町債を含め限られた財源の有効活用に努めたところあります。

また、歳出では、普通建設事業費について、子育て支援施設整備や社会資本整備総合交付金による道路事業等の減少により減額となっておりますが、義務的経費のうち障害者医療費や、認定こども園への助成増などによる扶助費、嘱託員報酬の増などによる人件費、さらに、臨時財政対策債を初めとする元金償還額の増加による公債費など、義務的経費はいずれも増加傾向にあり、公共施設の老朽化への対策などを含め、膨らむ行政需要に対し財政収支はさらに厳しくなるものと見込まれています。

さらに、「地方創生」を推進していくために、将来を見据えた中長期的な観点から、効果的な施策を展開していく必要が生じております。

このことから、財政運営の指針である「酒々井町財政健全化計画」に基づき、限られた一般財源の有効かつ効果的な活用を図るため、引き続き一般財源枠配分方式により予算編成を行ったところであります。

その結果、平成30年度一般会計予算の総額は、64億1,054万5,000円となり、前年度に対し1,086万7,000円、0.2%の増加となりました。

また、一般会計と各特別会計を合わせた総額は、103億9,467万3,000円となり、前年度に対し、4億8,198万5,000円、4.4%の減少となりました。

それでは、平成30年度に実施する主要施策について、第5次総合計画後期基本計画に掲げられた6つの基本目標に沿って、施策分野ごとにご説明いたします。

初めに、健康福祉施策の分野として、「子どもから高齢者まで誰でもいきいきと輝くまちづくり」への対応です。

まず、児童福祉においては「子ども・子育て支援新制度」に合わせて中央保育園及び岩橋保育園の運営を行うとともに、引き続き町立保育園以外の保育園にも保育を委託し、待機児童ゼロを目指します。

また、町立保育園では、保育の向上を目指し、引き続き英語指導や伝統文化等に接するプログラム及び体操教室の実施に取り組んでまいります。

さらに、岩橋保育園の隣接地に建設を進めておりました子育て支援施設については、その名称を「子

育て支援センター あいあい」とし、6月の開所を予定しております。この新たな施設において、「地域子育て支援拠点事業」として、子育て中の親子が気軽に集い、交流し、相談できる場を提供するとともに、「ファミリー・サポート・センター事業」、「利用者支援事業」を実施し、一層充実した子育て支援を行ってまいります。

次に、保護者の経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費助成事業として、中学校卒業までの医療費の保険適用に対する自己負担分を助成してまいります。

また、中学校3年生までの子供を養育する父母等に対し、児童の育成を経済的な面から支援するために児童手当を支給します。

さらに、ひとり親福祉推進事業として、18歳の年度末までの児童を持つ母子家庭の母、父子家庭の父及びその児童等に、医療費等の自己負担分の一部を助成してまいります。

「放課後子ども教室」は、小学校の体育館などを活用し、地域の方々の協力を得て、さまざまな体験を通して児童の健全育成を図ります。また、「放課後児童クラブ」では、放課後の児童の健全育成のため、町内3つのクラブがそれぞれ円滑に運営されるよう努めてまいります。

社会福祉施策につきましては、この3月末に、社会福祉協議会の事務所が役場西庁舎1階へ移転いたします。これにより、さらに効率的な事業運営と町との相互連携が図れるものと考えております。

なお、町では、町民へのきめ細かな福祉サービスを行うため、平成29年度当初予算ベースではありますが、社会福祉協議会の運営費として3,286万6,000円、運営費の約81%を助成しています。このほか、「ふれ愛タクシー」、「スクールバス」、「社会福祉事業」、「介護支援ボランティア制度」に関する委託事業予算は、4,730万4,000円であり、運営費と合わせて法人全体に占める助成費・委託費の割合は約84%となっております。

事務所移転による業務の効率化を図りつつ、引き続き、運営費助成及び事業委託を行い、社会福祉協議会と連携して、地域福祉計画・活動計画を推進し、福祉サービスの充実を図ってまいります。

なお、「ふれ愛タクシー」につきましては、今後、予想される運転免許返納者や高齢者の増加を考えますと、現システムでの対応が困難となることから、福祉タクシーのさらなる拡充を含め、多様な移動手段を総合的に検討してまいります。

また、高齢者が住みなれた家庭や地域で自立した生活が継続できるよう支援するため、引き続き、地域包括支援センター運営業務を社会福祉法人「鼎」へ委託します。平成30年度は、前年度比535万3,000円増の3,402万8,000円を計上しました。

その他、各福祉団体の活動を支援するため助成を行うとともに、町民の心配ごとなどを解決するため、専門機関の紹介や行政とのパイプ役として、子供から高齢者までの相談役となる民生委員児童委員の活動を支援してまいります。

障害者福祉施策については、障害のある方が地域社会の一員として豊かな生活を送れるよう、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現を目指し、障害者の生活を支援する自立支援給付や地域生活支援事業など、福祉サービスの一層の推進を図ってまいります。

高齢者福祉については、町の高齢化はご承知のとおり急速に進んでおり、平成29年4月1日現在の高齢化率は30%と3割に達しています。高齢者を地域全体で支える「ともに支え合い・助け合う 地域の

手」災害時要援護者名簿登録制度をさらに推進し、特に、75歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯を対象に、地域の方々と連携を深め、平常時の「見守り」や「声かけ」、非常時の避難支援などを行い、高齢者が安心して生活できる地域づくりに取り組んでまいります。

高齢者の生きがい支援として、豊かな経験と能力を積極的に生かすための就業を支援し、健康増進に資するシルバー人材センターの機能充実に向けた支援を行ってまいります。

このほか、60歳以上の方々に対して、生活の質の向上、閉じこもりによる社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図り、生きがいのある生活を送ることで要介護状態への移行を予防することを目的に、週3回の「生きがいデイサービス事業」を行い、高齢者が生き生きと暮らせるまちづくりを推進してまいります。

さらに、75歳以上の方々を対象にした老人福祉大会や、80歳になっても健康で生き生きとした生活が送れるよう、介護予防や生きがいづくり等の推進を目的とした80歳の青年式を開催いたします。

また、高齢者自身の健康増進を図り、介護予防を推進するため、ボランティア活動を行う高齢者に対してポイントを付与する「介護支援ボランティア制度」を引き続き実施してまいります。

なお、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい、生活支援が包括的に確保される、いわゆる、地域包括ケアシステムの実現が求められております。

町では、病院の開院に先立ち、社会福祉協議会、地域包括支援センターと連携を密にし、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取り組み、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携、認知症の方への支援の仕組み等、地域包括ケアシステムの構築に向けて、バックアップ体制を整えてまいります。

健康づくり施策については、健康増進事業として、各種検診、健康教育、健康相談等の事業を行います。なお、特定年齢の方に対する乳がん、子宮頸がん、大腸がん、肝炎ウイルス検診及び40歳以上の方の歯科検診を三師会の協力のもと無料で行うとともに、「しすいハート体操」の普及に努めます。

また、乳幼児、学童、生徒及び65歳以上の方等に対して、予防接種を行い個人の健康管理を支援するとともに感染症の流行防止に努めます。

母子保健推進事業については、マタニティ・ママパパークラス、妊婦健診、ママ・パパ歯科検診、乳児健診、幼児健診、遊びの教室などの事業を通して妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行います。また、出産祝い品として絵本を配布する「ブックスタート」や不育症で治療を受けているご夫婦の経済的負担を軽減する「不育症治療費助成事業」の実施など、町独自の子育て支援施策を継続してまいります。

次に、教育文化施策の分野として、「豊かな心を育み歴史を活かした文化創造のまちづくり」への対応です。

幼児期における教育の重要性に鑑み、私立幼稚園に幼児を就園させている保護者の経済的負担を軽減するために、私立幼稚園就園奨励費補助金を交付します。

学校教育関連では、引き続き、中学校のスポーツ環境の改善を図るため、グラウンド拡張整備に向けた調整等を行ってまいります。

また、モデル事業として部活動指導員配置事業を実施し、中学校に2名の部活動指導員を派遣し、教職員の勤務状況の改善に取り組んでまいります。

特色ある教育活動を積極的に推進するため、「小・中学校スクールサポート事業」、「教職員の特色ある教育活動支援事業」のほか、「人権・同和教育研究活動補助事業」などに取り組めます。

さらに、小中学校の地域学習・地域活動の支援として、教育ファシリテーターを配置し、酒々井町の地域素材を使った学習プログラムによる「酒々井学」を通じて、子供たちの町に対する愛着心と郷土意識の育成に取り組んでまいります。

また、学校教育に限らず、町民全体でふるさと意識を啓発する幅広い活動に取り組んでまいります。

外国語教育においては、平成32年度から新学習指導要領の実施に先駆け、外国語専科教員を各小学校に1名ずつ配置し、外国語活動を実施します。

また、ALT（外国語指導助手）により、ネイティブな英語に触れる機会をふやし、異文化理解及びコミュニケーション能力を高め、児童・生徒の学力向上を図り、引き続き保育園から中学校卒業までの一貫した英語教育を行います。

さらに、中学生の国際交流派遣事業は、オーストラリアとドイツにそれぞれ中学生を派遣し、ホームステイや現地校での体験学習を通して異文化理解を深め、国際化に対応できる人材を育成していきます。

なお、来年度は新たに、ドイツ・ドルフェン市からの生徒の受け入れを予定しており、町民との交流などさらに国際交流を深めてまいります。

また、国際交流に向けた事業の一環として、町立中学校の3年生全生徒を対象に、英語検定の検定料を助成する「パワーアップE」事業を継続してまいります。

次に、小学生の通学支援といたしましては、新たに無料化を図ったスクールバス運行事業を展開し、安全で安心な通学をサポートしてまいります。

また、適応指導教室「ふれあいルーム」の活用も継続し、不登校児童・生徒等を対象にカウンセリングや学習指導、小集団活動等を行い、集団対応と学校復帰を支援します。

そのほか、学校教育における児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれたおいしい学校給食を実施し、また、学校給食を活用した食育の指導・推進を図り、児童・生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養います。

また、学校給食費の徴収業務については平成29年度から公費化し、教職員の事務の負担軽減や保護者の利便性の向上を図り、さらに昨年9月から、子育て世帯、特に多子家庭の保護者の経済的負担の軽減のため、第3子以降の学校給食費を免除しています。

文化財保存事業では、本佐倉城跡の保存・活用のため、入口広場整備事業を継続して行い、管理詰所・トイレ・倉庫等の整備に向けて上下水道の整備を実施してまいります。このほか、本佐倉城跡国史跡指定20周年記念事業を実施します。

まちの顔づくり推進事業としては、江戸時代に栄えた旧酒々井宿を「酒々井町の顔」として町並みの保存整備を行い、観光資源として活用することで、交流人口の増加を図ります。また、交流支援拠点整備にかかわる重点地区のモデル的整備をさらに千葉氏まつりの一環として開催した「房総の牧」について日本遺産の申請に向けてのストーリーの作成、関係機関との調整及び周知事業を実施いたします。

「墨古沢南Ⅰ遺跡」については、約3万4,000年前の酒々井町最古の人類生活痕跡であり日本最大級の環状ブロック群を有するもので、国史跡指定を目指し、保存整備事業を継続して実施します。

生涯学習の推進については、各種スポーツ教室の開催、子ども会や青少年相談員との連携によるスポーツ大会の開催、印旛郡市民体育大会の選手・役員の派遣や酒々井町ライトスポーツクラブなどを通じて、町民の文化・スポーツ活動のさらなる活性化を図ってまいります。

また、新たに、順天堂大学と連携し、2020年東京オリンピック・パラリンピックへの機運の醸成と、町民スポーツへの興味・関心を高めるため、関連事業を実施してまいります。

また、人生の節目を祝福する「成人式」や、60歳を迎える方々の地域デビューを支援する「盛年式」を開催し、生涯にわたり学び続けられる環境づくりと住民主役のまちづくりを進めます。

学校支援活動については、各小中学校に配置した「地域ルーム」を拠点とし、引き続き地域と学校の調整役であるコーディネーターを配置して、町民の持つ経験や知識を子供たちに伝承するなど、地域のボランティアと学校が連携し、活動の充実を図ってまいります。

また、中学生の学習習慣の確立と基礎学力の定着を図る目的で設置された「地域未来塾」では、教職経験者や地域住民の方々の協力を得て、学習支援を継続してまいります。

さらに、土曜教育推進コーディネーターを配置し、小学校児童を対象とした補習と講座を土曜日に公民館で開催し、地域の学習ボランティアと連携した教育支援を行うことで教育活動の充実を図ってまいります。

このほか小学生の交流事業といたしまして、子供たちに日本有数の星空などの観察や大自然の中での体験学習ができる「北海道陸別町」との児童交流事業に加え、新たに、酒々井町と同じ「日本一古い歴史のある町」として知られる「群馬県長野原町」の美しい自然の中での野外活動体験を通じ、児童交流を深めてまいります。

公民館活動としては、「しすい青樹堂」や「青樹堂師範塾」等、各種講座の開催やイベントを幅広い年代に提供してまいります。さらに、「酒々井町青樹堂」を町独自のブランドとして充実させ、地域づくりに活躍する人材を育成するなど、「生涯現役社会」の実現に向けて生涯学習と住民協働のまちづくりを推進してまいります。

次に生活環境施策の分野として、「いつも安全で安心して快適に暮らせるまちづくり」への対応です。

消防・防災事業については、日ごろの広報活動や防災訓練等を実施し、町民の防災意識の高揚を図るほか、自主防災組織に対して、防災資機材の購入に際し支援を行うとともに、防災基盤の強化を促進してまいります。

その一環といたしまして、防災用資機材や備蓄品等を格納する施設の設置整備を継続してまいります。また、防災行政無線の機器更新及びデジタル化の整備事業につきましても継続して進めてまいります。

新たに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の新型受信機の更新及び地域防災計画修正業務を行います。

また、中川流域における総合的な治水対策として、迅速な水防活動のための活動拠点を整備します。

交通安全・防犯対策については、自治会を初め、防犯ボランティア活動団体との協働による防犯対策を推進し、地域のパトロールなどを通じて防犯や交通安全に対する住民意識の高揚を図るとともに、通

学路などの交通安全対策を総合的な視点から検討し、施設の整備等を行ってまいります。

また、引き続き「防犯ボックス」を運営し、地域防犯力の向上を図り、安全で安心に暮らせる地域づくりを目指してまいります。

環境部門につきましては、昨年制定した酒々井町環境基本条例に基づき、環境負荷の低減、生物多様性の確保や地域性豊かな景観をつくり出すことを目的とする自然環境保護の推進、さらに地域と連携した環境保護の体制整備と環境教育の振興を図ってまいります。

次に、都市基盤施策の分野として、「生活機能の整った歩いて暮らせるまちづくり」への対応です。

まちづくり施策では、酒々井町景観基本条例に基づき、町の良好な景観を形成するため、無電柱化のまちづくりを推進してまいります。

また、木造戸建て住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修工事に係る費用の補助、雨水の流出抑制や生活環境の向上を図るため、住宅リフォーム費用の補助を引き続き行うとともに、高齢者や障害者など避難弱者が木造住宅に耐震シェルターや、防災ベッドの整備を行う場合に補助を行います。

さらに、いわゆる「空き家」の問題に対しましては、「空家等対策計画」に基づき空家等対策事業に取り組んでまいります。

道路整備では、通学路等の安全確保を優先とした改良工事や狭隘箇所の局部改良、舗装の打ちかえ工事など及び橋梁の長寿命化に向けた計画的補修工事など、国の交付金を有効に活用しながら順次実施してまいります。

また、ガードレール、カーブミラーや区画線などの交通安全施設や防犯街灯の整備など、道路交通の安全性の確保に努めてまいります。

公園整備では、老朽化した町内の都市公園の遊具について、健康遊具を取りつけるなどリフレッシュ事業を実施してまいります。

次に、産業経済施策の分野として「にぎわいと活力にみちた魅力あるまちづくり」への対応です。

農業施策については、安定した農業経営に資するため、のり面崩落による高崎川の護岸改修工事を昨年に引き続き実施します。

また、町独自施策として農業用機械の取得等について支援し、地域農業の振興に資するため「担い手育成支援事業」を継続してまいります。

さらに、農業基盤整備事業として過去に実施した債務負担行為の解消及び国営印旛沼二期土地改良事業に係る負担金の一部を、引き続き基金に積み立てることにより、未来を担う子供たちに負担を負わせないよう将来負担の軽減を図ります。

企業誘致事業として、企業立地優遇制度を掲載した「酒々井町企業立地のご案内」等を活用し、酒々井南部地区新産業団地と墨工業団地への積極的な企業誘致訪問を行い、優良企業の立地を促進してまいります。なお、酒々井南部地区新産業団地内の民有地につきましては、企業等による98%の土地利用がされる見込みとなり、順調に企業誘致が進んでいます。

さらに、酒々井インターチェンジ周辺の土地利用については、町の産業系の土地利用のほか、富里市・八街市・酒々井町の2市1町で構成する「酒々井インターチェンジ周辺活性化協議会」によるICを活用した地域振興と、まちづくりにおける多様な観点からICの効果を十分発揮できるよう利活用を検討

してまいります。

また、JR酒々井駅東口周辺に町営駐車場を整備し、来町者や買い物客の利便性の向上により、駅周辺地域の活性化を図ってまいります。

観光事業としては、情報発信の充実を図り、町の特産品をJR酒々井駅のケースディスプレイに展示するほか、酒々井プレミアム・アウトレット内の「酒々井コミュニケーションセンター」における特産品のPRと観光案内を強化してまいります。

酒々井コミュニティプラザ及びハーブガーデンにつきましては、利便性の向上と機能強化を図り、施設改修に向けた設計を行います。

次に、地域社会と行財政施策の分野として「町民と共に築く心がかよう持続可能なまちづくり」への対応です。

住民参加・協働施策については、高齢者の閉じこもりの防止や話し合い、情報発信等、地域の皆さんが互いに知り合い、交流を深めることのできる場となるよう公益活動の拠点として「井戸端」及びミーティングルームの支援・充実を図ります。

また、住民が行う自由で自発的な公益活動である住民活動を支援し、住民参加による地域社会の発展及び協働のまちづくりの推進に資することを目的とした事業について補助金を交付します。

さらに、地域住民が主体となって実施する都市公園等の環境美化活動等への支援や生活環境整備工事に必要な資材等の支給を行うなど、住民公益活動を支援いたします。

このほか住民参加・協働のまちづくりを推進するため、時代の変化に即した地域課題解決や新たな町の政策形成等に寄与する創造的なまちづくりの研究事業を行う拠点の「酒々井まちづくり研究所」の管理運営支援を行うとともに、まちづくり研究や実践の場として、「輝く創年とコミュニティ・フォーラム」等を開催いたします。

また、「100年安全・安心に住めるしすいづくり事業」を推進し、町と住民等の行政情報と地域情報を共有できるGIS地図情報システムを活用した住民の安全・安心なまちづくりを進めてまいります。

人権施策では、さまざまな人権問題の解決を目指し、あらゆる差別の撤廃と人権尊重の意識を高めるため、講演会、人権啓発ポスター展や街頭啓発などの啓発活動を行います。また、隣保館における各種事業や「隣保館まつり」を支援してまいります。

行政運営に当たっては、町マスコットキャラクターを積極的に活用し、県内外のさまざまなイベントなどで酒々井町の施策や魅力等を町内外に広く情報発信するシティプロモーション活動を推進し、交流人口増加や定住促進を図ってまいります。

また、空き家バンク、外国人おもてなし事業、子供ホームページの充実など、総合計画のアクションプランである「酒々井町・まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく事業に取り組み、高品質でおしゃれなコンパクトシティの創造を推進してまいります。

情報管理の施策については、高度情報化社会に対応した効率的な行政サービス向上のため、必要なハードウェア及びソフトウェアの運用及び維持管理を行います。

戸籍・住民基本台帳関係については、「社会保障・税番号制度」による個人情報保護の意識の高まりに応え、窓口ではこれまで以上に慎重で、丁寧な対応と国際化に伴う窓口での多言語対応に努めてまい

ります。また、戸籍、住民票等の作成管理、住民の基本的な権利・義務の発生、身分事項の変更等を正確かつ適正に管理し、平成31年1月からはパスポートの発給業務を開始いたします。

税の確保について、町税は、町民の皆様幸せ、住みよいまちづくりのための財源として重要な役割を果たしております。そのため、賦課徴収事業では、各種電算業務委託や課税客体調査業務等を実施し、町税の適正で正確な賦課と公平な徴収に努めます。

また、国民健康保険につきましては、平成30年度から保険財政の責任主体が町から県に移行され、広域化が行われます。これにより、算定上、保険税の負担増が見込まれておりましたが、酒々井町においては、激変緩和措置として平成30年度の税率を据え置き、課税限度額も引き上げ幅を抑えるよう講じるべく、今議会に条例改正案を提案しております。

さらに、議場のシステムの老朽化により設備更新を行ってまいります。

以上、町政に対する所信の一端と平成30年度の主要施策を申し上げましたが、今後の国、県の財政事情や人口減少社会、少子高齢化社会を考慮すると、地方交付税の縮減や社会保障費の増額などにより、町財政も予断を許さないものと考えますので、地方交付税への依存が過多とならないよう体質改善を念頭に、人口ビジョンにおけるチャレンジ目標に挑戦してまいります。

なお、平成29年中の酒々井町における出生者数は117人、死亡者数は212人、差し引き95人が減少、つまり、1年に約100人の自然減という状況となり、いよいよ酒々井町におきましても人口減少時代に突入し、若い世代の定着と循環したまちづくりが重要な課題となってまいりました。こうした現実を直視しつつも、この町に暮らす人々が充実した生活を味わい、幸福感を感じられるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

そういう意味で、今後も将来に希望が持てる持続可能なまちづくりを一步ずつ着実に進め、高品質でおしゃれなまちづくりの実現のため、確かなあしたを築いてまいりたいと考えております。

町民の皆様、そして町議会議員各位には、より一層のご支援、ご協力をお願いを申し上げ、私の施政方針といたします。

どうもありがとうございました。

○議長（佐藤修二君） 以上で町長の施政方針が終了しました。

ここでしばらく休憩します。

(午前10時55分)

○議長（佐藤修二君） 休憩前に引き続き再開します。

(午前11時05分)

○議長（佐藤修二君） 引き続き、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） ただいま議長からお許しをいただきましたので、提出案件に係ります提案理由についてご説明申し上げます。

今回上程いたしました案件は19議案であります。以下、順次その概要についてご説明申し上げます。

初めに、議案第1号は、酒々井町子育て支援センター設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。岩橋保育園の隣接地に建設を進めている子育て支援施設の開所に向けて、酒々井町子育て支援センター設置及び管理に関する条例を制定しようとするもので、なお、現在の工事の進捗及び既に行っている子育て支援事業の新施設へのスムーズな移行等の準備期間を考慮し、開所日は平成30年6月1日と定めております。

また、名称につきましては、本年1月の公募により提案されたものの中から、2月13日に開催した酒々井町子ども・子育て政策会議で審議された結果、「酒々井町子育て支援センター あいあい」に決定したことをご報告いたします。

次に、議案第2号は、酒々井町景観基本条例の制定についてでございます。当町は、平成25年9月から景観行政団体に移行し、同年10月に景観法に基づく景観計画を策定するための基本的なルールとして酒々井町景観基本条例を制定しました。このたび町では景観行政を総合的に推進するに当たり、現にある良好な景観の保全・育成と新たな景観の創出に関する基本理念や良好な景観の創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、町民一人一人の参加のもとで酒々井らしい魅力あるまちづくりを推進し、もって豊かな地域社会の創造と文化の向上を図るため、本条例の全部を改正しようとするものであります。なお、細部につきましては、後ほど、まちづくり課長からご説明申し上げます。

次に、議案第3号は、酒々井町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。平成30年度から都道府県が市町村とともに国民健康保険事業の運営を担う国民健康保険事業の広域化を内容とした持続可能な医療保障制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険法の一部が改正されたため、これに準じて酒々井町国民健康保険条例の条文の表現等を整理するものであります。

次に、議案第4号は、酒々井町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月27日に成立したことに伴い、国民健康保険における財政責任主体が都道府県になることから国民健康保険税の改正部分については、平成30年4月1日から施行されます。これに伴い、酒々井町国民健康保険税条例について、県に納付する国民健康保険事業納付金として支払いが発生することから、所要の一部改正を行うとともに、条文中の文言の整理をあわせて行ったものであります。また、この県広域化に伴い財源が不足し、さらに課税の公平性を確保するために課税限度額の引き上げを行うものであります。なお、細部につきましては、後ほど税務住民課長よりご説明申し上げます。

次に、議案第5号は、酒々井町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。平成30年度から平成32年度までの3カ年を計画期間とする第7期介護保険事業計画の開始に当たり、町介護保険条例における介護保険料率の適用期間を改正する条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第6号は、酒々井町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。持続可能な医療保障制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により、住所地特例の見直しに係る事務の取り扱いが新設されることとなったため、これに準じて酒々井町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正しよう

とするものであります。

次に、議案第7号ないし議案第10号の4議案は、いずれも一般会計及び各特別会計における補正予算です。

まず、議案第7号は、平成29年度酒々井町一般会計補正予算（第8号）でございます。今回の補正につきましては、年度末を迎えるに当たり、歳入においては各種交付金や国、県支出金及び町債等の調整を行います。歳出においては、将来の財政需要に備え、減債基金、児童生徒国際交流振興基金、地域福祉基金への積み立てを増額し、その他各種事務事業の整理等による決算の見込みから減額等調整を行うものであります。また、年度内に終了できない見込みの事業について明許繰り越し費を設定するとともに、事業の確定により継続費を変更しようとするものであります。

このようなことから、既定の歳入歳出予算67億4,760万1,000円から歳入歳出それぞれ1億5,889万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を65億8,870万9,000円にしようとするものであります。なお、細部については、後ほど企画財政課長からご説明申し上げます。

次に、議案第8号は、平成29年度酒々井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。今回の補正は、歳入歳出額の確定等に伴い、所要の補正をするものであります。既定の歳入歳出予算は、30億5,817万1,000円から歳入歳出それぞれ9,033万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を29億6,783万2,000円にしようとするものであります。歳出の主な内容は、高額医療共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金及び療養諸費を決算見込みにより減額するものであります。歳入の主な内容は、額の確定に伴い、療養給付費等交付金、保険基盤安定繰入金及びその他各種交付金を減額するものであります。

次に、議案第9号は、平成29年度酒々井町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。今回の補正は、歳入歳出額の確定等に伴い、所要の補正をするものです。既定の歳入歳出予算12億4,481万3,000円から歳入歳出それぞれ1,702万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億2,778万4,000円にしようとするものであります。歳出の主な内容は、総務費、保険給付費及び地域支援事業費を決算見込みにより減額するものであります。歳入の主な内容は、額の確定に伴い、支払基金交付金、準備基金繰入金、国及び県支出金等を減額するものであります。

次に、議案第10号は、平成29年度酒々井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。今回の補正は、歳入歳出の額の確定に伴い、所要の補正をするものであります。既定の歳入歳出予算2億2,645万4,000円に歳入歳出それぞれ1,476万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を2億4,121万5,000円にしようとするものであります。歳出の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するもので、歳入の主な内容は、保険料を増額し、一般会計繰入金を減額するものであります。

次に、議案第11号ないし議案第16号の6議案は、いずれも一般会計及び各特別会計等における平成30年度予算であります。

まず、議案第11号は、平成30年度酒々井町一般会計予算であります。平成30年度財政見通しですが、まず主要な自主財源であります町税については、評価がえによる固定資産税の減少を見込んだものの、納税者の増による個人町民税の増額、法人税割の増による法人町民税の増額により増加を見込んでおります。

次に、地方譲与税を初めとした各種交付金は、自動車取得税交付金、自動車重量譲与税、地方消費税交付金の増額により増加を見込んでおります。なお、地方財政収支を市の不足分を補填する国からの地方交付税については、町税を初めとする自主財源の増額による影響と震災復興特別交付税との減額により減少するものと推計しています。

一方、歳出は、障害者医療費や認定こども園への助成額などの増による扶助費の増加、嘱託職員報酬の増額などにより人件費が増加、さらに公債費は臨時財政対策債を初め元金償還が増額したことなどから義務的経費が増加しました。また、物件費については、委託料の減額により減少し、補助費等は消防組合負担金、印旛広域水道事業負担金、保育事業補助金の増額により増加しました。

繰出金については、介護保険事業、後期高齢者医療事業への繰出金の増額から増加となりました。

一方、投資的経費については、防災資機材等備蓄施設整備工事や高崎川改修工事などの農業基盤整備等が増加したものの、子育て支援施設整備や（仮称）観光物産館整備事業、社会資本整備総合交付金を活用した道路事業が減額したことにより、普通建設事業は減少しました。

なお、予算の編成に当たりましては、酒々井町財政健全化計画を見直し、それを基本とした平成30年度予算編成方針を定め、当初予算編成を行ったところであり、社会情勢や環境の変化を認識し、総合計画等を踏まえ、簡素にして効率的な財政運営の構築を図っていくことを目的とし、各種施策について行政効果、緊急度を十分勘案し、厳しい事業の選択を行いながら、地域の活性化を図り、安定的な行政サービスを提供して町民皆様の負託に応えられるよう予算案を策定したところであります。

平成30年度一般会計の予算規模については、歳入歳出それぞれ64億1,054万5,000円となり、前年度当初予算額63億9,967万8,000円と比較しますと1,086万7,000円、0.2%の増加となりました。

なお、細部につきましては、後ほど企画財政課長からご説明申し上げます。

次に、議案第12号は、平成30年度酒々井町国民健康保険特別会計予算でございます。国民健康保険は、現在市町村ごとに運営にしていますが、平成30年度から県も加わり、市町村とともに運営することに伴い、町会計の予算科目が変更されました。歳入では国民健康保険税4億9,515万2,000円、県支出金17億5,109万円及び一般会計繰入金1億2,756万2,000円を主な財源としています。歳出では、医療費に係る保険給付費17億3,674万4,000円及び町から県へ納めることとなる国民健康保険事業費納付金6億2,010万7,000円を主な経費として、歳入歳出それぞれ24億2,232万6,000円を計上するものであります。

次に、議案第13号は、平成30年度酒々井町介護保険特別会計予算であります。歳入は介護保険料3億804万6,000円、国庫支出金2億3,729万8,000円、支払基金交付金3億4,892万8,000円、県支出金1億9,041万3,000円、一般会計繰入金1億8,449万7,000円を主な財源としています。歳出では保険給付費11億9,603万円を主な経費として、歳入歳出それぞれ13億369万2,000円を計上するものであります。

次に、議案第14号は、平成30年度酒々井町後期高齢者医療特別会計予算でございます。歳入では保険料2億1,995万8,000円を主な財源とし、歳出では後期高齢者医療広域連合交付金2億5,470万7,000円を主な経費として、歳入歳出それぞれ2億5,811万円を計上するものであります。

次に、議案第15号は、平成30年度酒々井町水道事業会計予算であります。まず、収益的収入及び支出の予定額については、収入が5億6,820万3,000円、支出が4億266万9,000円であり、支出予定額に対し収入予定額が1億6,553万4,000円上回っています。次に、資本的収入及び支出の予定額については、収

入が2億5,560万8,000円、支出が10億1,009万2,000円であり、収入予定額が支出予定額に対して不足する額7億5,448万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,332万9,000円と建設改良積立金9,534万9,000円及び過年度分損益勘定留保資金5億9,580万6,000円で補填する予定であります。なお、建設改良工事として尾上浄水場配水池築造工事、尾上浄水場無停電電源装置更新工事、東酒々井地先配水管布設がえ工事等を予定しています。

次に、議案第16号は、平成30年度酒々井町下水道事業会計予算であります。まず、収益的収入及び支出の予定額は、収入が3億8,064万9,000円、支出が4億2,974万6,000円であり、支出予定額に対し収入予定額が4,909万7,000円下回っています。次に、資本的収入及び支出の予定額は、収入が1億7,201万7,000円、支出が2億6,847万9,000円であり、収入予定額が支出予定額に対し不足する額9,646万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,299万5,000円及び過年度分損益勘定留保資金8,346万7,000円で補填する予定です。なお、建設改良工事として、馬橋地区、飯積地区、尾上地区及び酒々井地区の下水道整備事業を予定しております。

次に、議案第17号は、工事請負変更契約の締結についてであります。平成29年7月31日に可決いただきました酒々井町子ども・子育て支援施設の工事請負契約につきまして、工事内容の一部に変更の必要が生じたことから、平成30年2月23日に株式会社島田建設と現行の契約金額1億237万3,200円を1億288万5,120円に、また工事期限を平成30年4月23日に変更する仮契約を締結したところであります。つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第18号は、教育長の任命につき同意を求めることについてでございます。現教育長であります木村俊幸氏が平成30年3月31日をもって任期満了となります。つきましては、町教育行政に関するさまざまな課題に対応し、町と教育委員会との連携の強化にご尽力をいただいている木村氏を教育長として再任したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。なお、任期につきましては、同法第5条第1項の規定により、平成30年4月1日より3年となるものであります。

次に、議案第19号は、訴えの提起についてでございます。平成27年11月19日に中央台公共用地内に青少年交流の家を建設すべく株式会社ヤマロクと工事請負契約を締結したところですが、工期中の不誠実な態度及び工期内に完成しなかったことにより、平成28年3月31日に契約を解除し、出来高精算による建物の引き渡しを求めて代理人弁護士を立て交渉してまいりました。この間、株式会社ヤマロク側も代理人弁護士を立て、当初請負金額1,175万5,638円をはるかに上回る2,446万791円を請求してきました。交渉は、平成28年9月に株式会社ヤマロク側弁護士より請求の内容を後日通知するとのことでありましたが、町はその内訳書の到着を待っていたところですが、何ら通知がない状況が続いております。そこで町は出来高による精算金額を推計したところ875万円になりました。この金額は、株式会社ヤマロク側の請求額2,446万791円と大きく食い違っており、双方の主張が対立し、話し合いによる解決が困難であると判断されることから、訴訟による解決を図るため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。なお、平成29年12月20日付で議会より司法による解決を求め、早期解決に関する意見書が提出されております。

以上が議案に係ります提案理由の説明でございます。よろしく慎重ご審議、ご決定くださいますことをお願い申し上げます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 以上で町長の提案理由の説明が終了しました。

次に、担当課長から細部説明を行います。

初めに、議案第2号について、まちづくり課長、板垣一成君。

○まちづくり課長（板垣一成君） それでは、私からは、酒々井町景観基本条例の改正につきましてご説明申し上げます。議案書並びに別刷りでお配りしております新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

現行条例は、酒々井町景観計画を定めるために必要な基本的ルールや町、町民及び事業者の役割、景観計画を定めるときに必要な委員会の設置に関する事項などを明文化したものとなっています。今回、町、町民及び事業者が一体となって景観まちづくりに取り組むために本条例を改正するものであります。

改正の主な内容であります。今回新規追加しています全文は、この条例の制定の趣旨や背景、町として景観行政を総合的に推進していく決意について触れています。全文の前半部分では本町において先人の営みの中で形成され、受け継がれたきた自然や歴史、各種の都市基盤整備がもたらす現代都市としての新たな景観の創出に触れ、後半部分では町民一人一人が歴史と文化、自然豊かなふるさと酒々井への郷土愛を育むことの大切さについて触れています。本町は、これら美しく魅力的な景観を次代へ受け継ぎ、魅力と活力にあふれた住みよい町、100年後も誇りに思える町になることを期待しまして本条例を制定することといたしました。

次に、第1条の目的ですが、基本的な内容に大きな変更はございませんが、言葉の言い回しや表現を改めています。また、第3条でご説明します基本理念を定めることに触れています。

続きまして、第3条は、基本理念を定めています。現行条例にはない条項で、今回の改正で新規追加しています。基本理念は、町、町民及び事業者がそれぞれの責務を受けて協働して景観まちづくりを進めていく際の基本的な考えを示すものです。

第1項では、町、町民及び事業者それぞれの役割分担を明らかにし、それぞれが連携、協力することで自然資源や地域歴史資産を継承し、新たな景観資源を創出することにより、景観資源の整備及び保全を図ることを定めています。

第2項では、良好な景観資源を地域固有の特性と密接に関連づけながら、観光振興や地域の活性化に役立てるため、多様な景観の創造に向けて、町、町民及び事業者が一体、強力に取り組むことを定めています。

第4条の町の責務と第5条の町民及び事業者の責務ですが、基本的な内容について大きな変更はございませんが、第3条の基本理念に基づくことを定めるとともに、言い回しや表現を改めています。

第5条の町民及び事業者の責務につきましては、現行条例では町民と事業者の責務を別々の条項で定めておりましたが、改正条例案では1つにまとめています。

第6条以降は、特段の変更はございません。

私からの説明は以上でございます。慎重ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤修二君） 次に、議案第4号について、税務住民課長、鳩貝剛君。

○税務住民課長（鳩貝 剛君） 私からは、議案第4号、酒々井町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、お手元にお配りさせていただきました概要版の資料に基づきまして主な内容を説明させていただきます。

本改正につきましては、提案説明で申し上げましたとおり、国民健康保険の県広域化に伴うものでございます。1つ目でございますが、国民健康保険の県広域化に伴いまして、町より県に国民健康保険事業費納付金として納付することになります。このことから、国民健康保険税の課税額は、県に納付する国民健康保険事業費納付金に充てるためのものであることを規定することが必要なため、第2条を改正するものでございます。

2つ目は、国民健康保険税の1世帯当たりの課税限度額を引き上げるものです。課税限度額は、1世帯当たりの課税額の上限を定めるもので、現在の当町の課税限度額は、平成20年度より改正をしておりません。

概要の2ページの上段をごらんいただきたいと思います。課税限度額は、法律で上限が定められており、現在の法定限度額は、医療、後期高齢者支援金、介護納付金、合計で89万円です。

1ページにお戻りいただき下段の表をごらんください。当町の課税限度額は、合計で68万円です。県内の平成29年度の状況は、法定限度額の89万円を採用しているのが50団体、86万円が2団体、77万円が1団体で、当町は県内で一番低い課税限度額となっています。また、86万円の2団体と77万円の1団体も、平成30年度に限度額を89万円ないし平成30年度法定限度額の93万円に引き上げる意向であると聞いてございます。

2ページの中段以降をごらんいただきたいと思います。当町は、税率を平成18年度から、また課税限度額は平成20年度以降据え置いてまいりましたが、来年度からの県広域化により県への納付金が現行税率で約4,300万円不足する試算となりました。県の納付金が確定したのはことし2月だったことから、税率を改正するには十分な期間がなく、平成30年度は税率を据え置き、課税の公平を図るため限度額は引き上げますが、納税者の負担を考慮し激変緩和をし、法定限度額までは引き上げず、課税限度額を合計80万円とするものでございます。なお、平成30年度の法定限度額は4万円引き上げられ、合計93万円になる予定でございます。課税限度額を80万円に引き上げても約3,500万円が不足する試算となり、この不足金額は、国民健康保険特別会計財政調整基金から補填することといたします。

以上、酒々井町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤修二君） さらに、議案第7号及び議案第11号について、企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） それでは、私から細部説明ということで議案第7号と第11号につきまして説明させていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書によりまして、主な内容をご説明いたします。なお、今回の補正につきましては、年度末を迎えるに当たりまして、主に各事務事業の決算見込みから予算額等の調整を行うものでございます。

議案第7号の事項別明細書15ページをお願いいたします。歳出から主なものをご説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、総務一般事務費495万9,000円の減額につきましては、嘱託員中途退職や電話交換業務の臨時職員賃金等の減額によるものでございます。

15、16とまたがりませんが、3目財政管理費、財政一般事務費3,008万9,000円の増額については、積立金と各基金利息の増額、減額を行うとともに、今後の財政負担の軽減が図れますよう減債基金の積み立てを行うものでございます。

5目財産管理費、町有財産管理事業217万2,000円の減額につきましては、町有地の管理業務委託料の減額や工事請負費、旧警察官派出所の解体工事費について全額を減額するなどによるものでございます。

17ページになりますが、2項徴税費、2目賦課徴収費、賦課徴収事業の償還金利子及び割引料371万3,000円は、家屋の固定資産税及び都市計画税について評価修正により過誤納金が生じますことから還付加算金とあわせて計上するものでございます。

19ページをお願いいたします。19ページ、3款民生費でございます。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、地域福祉基金に1,000万円積み立てを行うもので、障害者総合支援事業696万8,000円の増額につきましては、平成28年度自立支援給付費国庫負担金746万5,000円の償還等を行うためのものでございます。

20ページになりますが、臨時福祉給付金支給事業（経済対策分）でございますけれども、1,518万2,000円につきましては、平成28年度、29年度の不用額の償還を行うためのものでございます。

4目国民健康保険特別会計費、5目介護保険特別会計費、6目後期高齢者医療広域連合事業費につきましては、それぞれ各特別会計への繰出金等の調整によるものでございます。

21ページをお願いいたします。21ページの2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、放課後児童クラブ事業570万8,000円の減額につきましては、児童クラブ利用者数の減員により委託料の減となるものでございます。

2目児童措置費、児童手当支給事業898万5,000円の減額は、対象者数の減によるものでございます。

22ページになります。4目保育園費、岩橋保育園運営事業1,059万3,000円の減額につきましては、保育士の嘱託員、臨時職員が雇えないことから減額となったものでございます。

同じく保育委託事業308万3,000円の増額は、町内の私立保育園及び町外の保育園の公定価格が変更されたことから不足が生じること等によるものでございます。

25ページをお願いいたします。25ページは、5款農林水産業費でございます。1項農業費、3目農業振興費、農業基盤整備事業2,904万円の減額につきましては、高崎川改修工事につきまして平成30年度に実施することとしたことから減額を行うものでございます。

26ページになります。6款商工費、1項商工費、3目観光費、観光事業970万7,000円の減額につきましては、（仮称）観光物産館設計委託費を全額不用額とし、また用地購入費の不用額を減額するものでございます。

27ページになります。27ページ、7款土木費でございます。1項道路橋梁費、4目道路改良新設費、社会資本整備総合交付金事業（道路改良分）でございますけれども、交付金の内示額の減、また事業内容の確定に伴うものでございまして、8,250万円を減額するものでございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。29ページは、9款教育費でございます。1項教育総務費、

2目事務局費、児童生徒国際交流振興基金事業1,534万7,000円につきましては、今年度事業の終了による不用額の減額、また児童生徒国際交流振興基金へ積み立てを行うためのものがございます。

続きまして、32ページをお願いいたします。32ページは、4項社会教育費でございます。3目公民館費、公民館管理事業1,658万9,000円の減額については、事業執行の不用額を減額するほかに、非常用発電設備更新工事の1,261万5,000円につきましては、平成30年度に実施することとしたことから不用額として減額するものがございます。

続きまして、34ページをお願いいたします。34ページは、10款の公債費でございます。1項公債費につきまして、臨時財政対策債の利率見直し及び借り入れ利率の確定によりまして、1目元金で126万5,000円を増額し、2目利子で525万6,000円を減額するものがございます。

以上が歳出の主なもので補正予算案の総額は、1億5,889万2,000円の減額となります。

次に、財源につきましてご説明させていただきます。11ページのほうへお戻りいただきたいと思いません。

11ページの歳入につきましても、年度末を迎えるに当たりまして、歳出同様、主に各事務事業の決算見込みから予算額等の調整を行うものがございます。

まず、3款利子割交付金、4款配当割交付金及び5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、県の試算等により交付金の見直しを図ったものがございます。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、3節国民健康保険基盤安定制度負担金につきまして、102万5,000円の減額、4節子どものための教育・保育給付費負担金333万6,000円増額、5節児童手当交付金628万円の減額は、それぞれ決算見込みの額から補正をするものがございます。

続きまして、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、2節住民基本台帳費補助金については、社会保障・税番号制度システム整備費補助金211万円の減額は、国の方針変更がございまして交付されなかったため減額するものがございます。

また、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉補助金185万5,000円の減額、3目衛生費国庫補助金、1節清掃費補助金4万2,000円の減額、2節保健衛生費補助金25万4,000円の減額については、それぞれ決算見込みから補正をするものがございます。

12ページになりますが、4目土木費国庫補助金4,499万円の減額につきましては、社会資本整備総合交付金事業等、それぞれ決算見込みによるものがございます。

14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金385万円の減額については、それぞれ決算見込み額から補正をするものがございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金316万3,000円減額、3目衛生費県補助金254万3,000円の減額、4目農林水産業費県補助金1,581万3,000円減額。

13ページに行きますが、5目土木費県補助金38万5,000円の減額、6目教育費県補助金136万8,000円減額、8目消防費県補助金27万7,000円増額と、それぞれ決算見込み等から補正をするものがございます。

3項県委託金、1目総務費県委託金255万9,000円の減額につきましては、4節選挙費委託金、5節統計調査費委託金をそれぞれ決算見込み額から補正をするものがございます。

15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入及び2目利子及び配当金につきましては、年度末に当たり、決算見込み額により補正をするものでございます。

14ページになります。14ページ、16款寄附金でございますけども、1項寄附金、1目一般寄附金、1節一般寄附金について、ふるさと納税の寄附について寄附者が多いため100万円の増額補正をするものでございます。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金については、財源の調整として財政調整基金に4,064万7,000円を繰り戻すものでございます。

19款諸収入、5項雑入、1目雑入116万6,000円減額は、各課等の決算見込みにより、3項学校給食事業収入158万2,000円減額は、第3子以降の学校給食費無償化に伴う影響額を減額するものでございます。

20款町債、1項町債、1目総務債、1節総務債370万円の増額につきましては、防災対策事業について防災対策事業債で充当率75%を見込んでいたものの、緊急防災・減災事業債が使えることになりまして、充当率100%であることから増額を行うものでございます。

2目民生費、1節児童福祉事業債140万円減額、3目衛生債、1節上水道出資債220万円減額、4目農林水産業債、1節農業基盤整備事業債1,120万円減額、5目土木債、1節道路橋りょう債については、それぞれ事業の見込み等によりまして減額をするものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。6ページにつきましては、第2表の継続費の補正でございます。こちらにつきましては、中央公民館の耐震補強工事につきまして事業が確定しましたことから、年割額を変更するものでございます。

続いて、7ページの第3表、繰越明許費補正についてでございますけども、記載のございます6事業につきまして、予定工期等の状況から繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

第4表、地方債補正については、記載の5つの事業債について、事業費の確定により限度額を変更するものでございます。

以上が一般会計補正予算（第8号）の概要でございます。

続きまして、平成30年度一般会計予算についてご説明いたします。平成30年度予算編成に当たりましては、酒々井町財政健全化計画や平成30年度予算編成方針に基づきまして住民福祉の向上、少子高齢化社会への対応などに配慮し、持続可能なまちづくりの推進に向け、限られた財源を効果的に活用し、予算編成を行ってまいりました。

それでは、議案第11号、平成30年度酒々井町一般会計予算について、別に配付してございます平成30年度の予算概要、冊子になってございますけれども、そちら平成30年度の予算概要によりましてご説明をしたいと思っておりますので、見ながらお聞きいただければと思います。

平成30年予算概要の1ページをお願いいたします。目的別歳入の状況を円グラフで示したもので、歳入総額は64億1,054万5,000円となっております。

2ページの表1、平成30年度一般会計歳入目的別をごらんください。主な歳入についてご説明をいたします。1款町税については、評価がえによります固定資産税に減少を見込んだものの納税者の増により個人町民税の増加、法人税割の増により法人町民税の増加を見込み、前年度比908万1,000円、0.3%増の28億278万5,000円を見込みました。

6 款地方消費税交付金につきましては、前年度比5,040万円、16.3%の増、3億5,940万円と見込んでございます。

9 款地方交付税につきましては、町税などの自主財源の増加、震災復興特別交付税の減少から、前年度比3,900万円、5%減の7億4,120万円を見込んでおります。

13 款国庫支出金については、障害者の社会福祉費負担金及び保育園の児童福祉費負担金の増によりまして、前年度比2,362万円、3.7%増の6億6,262万8,000円としました。

14 款県支出金につきましては、国庫支出金と同様の理由でございます。同様により、前年度比3,603万4,000円、10.1%増の3億9,132万円となっております。

17 款繰入金につきましては、財源調整として財政調整基金からの繰り入れの増加として、前年度比で4,461万7,000円、8.8%増の5億4,983万9,000円となっております。

20 款町債につきましては、子ども・子育て支援施設整備事業、中央公民館施設整備事業や臨時財政対策債の減少によりまして、前年度比で1億1,120万円、18.6%減の4億8,660万円としてございます。

以上、歳入総額は前年に比べ、1,086万7,000円、0.2%増となっております。

3 ページをお願いいたします。3 ページにつきましては、歳出の目的別状況を円グラフにしたものでございます。歳出の総額は、64億1,054万5,000円となっております。

4 ページの表に、平成30年度一般会計歳出目的別をごらんいただきたいと思います。主な内容をご説明いたします。2 款総務費につきましては、防災資機材等備蓄施設整備事業や地域防災計画修正等業務委託の増加によりまして、前年度比4,247万7,000円、4.5%増の9億8,371万9,000円となっております。

3 款民生費につきましては、障害者総合支援事業、後期高齢者医療費事業及び保育委託事業の増によりまして、前年度比6,938万5,000円、3.8%増の19億1,626万7,000円となっております。

6 款商工費につきましては、観光事業、コミュニティプラザ運営事業の減少などにより、前年度比3,589万4,000円、27.2%減の9,592万1,000円となっております。

7 款土木費につきましては、国の補助事業の社会資本整備総合交付金を活用した交通安全施設整備、道路改良新設事業及び道路維持事業の減少によりまして、前年度比4,865万5,000円、6.3%減の7億2,311万3,000円となっております。

9 款教育費でございますけれども、公民館の改修事業が終了し、また給食センターの調理機器の設備更新及び私立幼稚園就園奨励費事業の減少などによりまして、前年度比7,348万9,000円、7.3%減の9億2,978万6,000円となっております。

10 款公債費につきましては、臨時財政対策債の償還の増などから、前年度比で3,791万1,000円、8.9%増の4億6,212万4,000円となりました。

続いて、5 ページをお願いいたします。表3については、歳出の性質別となっております。経常的経費のうち義務的経費では障害者医療費、認定こども園の助成増など扶助費の増、嘱託員報酬の増により人件費が増加。公債費の元金償還額が増加したことなどから、前年度比で1億7,626万5,000円、6.5%増の28億8,429万1,000円となりました。

物件費につきましては、委託料が減少したこと、前年度比で2,687万2,000円、2.2%減の11億9,840万8,000円となりました。

補助費等は、消防組合負担金、印旛広域水道事業負担金、保育事業補助金の増加によりまして、前年度比3,635万8,000円、3.8%増の9億9,211万8,000円となりました。

普通建設事業については、防災資機材等備蓄施設整備工事、農業基盤整備、東酒々井駐車場整備事業等が増加したものの、子育て支援施設整備、社会資本整備総合交付金による道路事業及び街区公園事業が減少したことから、前年度比で2億953万円、24.4%減の6億5,089万5,000円となっております。

繰出金につきましては、介護保険事業、後期高齢者医療事業等への繰出金の増加によりまして、前年度比で2,183万5,000円、3.9%増の5億7,487万4,000円となっております。

次に、6ページ、7ページにかけては、各特別会計と水道事業会計、下水道事業会計についての当初予算の状況を前年と比較したものでございます。

また、7ページの下町のローン残高、こちらは地方債の状況でございますけれども、一般会計の平成30年度末の残高について、54億495万7,000円と見込んでございます。

次に、8ページは町の貯金残高として基金残高の状況を示しているものでございまして、一般会計財政調整基金の平成30年度見込み額として4億1,375万2,000円となり、一般会計基金の平成30年度末の総額は、12億9,977万4,000円になるものと見込んでございます。以下、特別会計等については、記載のとおりでございます。

9ページにつきましては、平成30年度の予算につきまして、酒々井さん家の家計として一月の家計のやりくりを例えたものでございます。

また、10ページは、地方交付税や臨時財政対策債への振りかえなど、国から町への財源補填への推移の状況を示したものでございます。

そのほかに別に配付いたしました、酒々井の町づくりにつきましては、主要事業を第5次総合計画の3つの基本目標として取りまとめたものでございますので、ごらんいただきたいと思っております。

簡単でございますが、議案第11号、平成30年度一般会計予算の概要について、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤修二君） 以上で担当課長による細部説明が終了しました。

ここでしばらく休憩します。

(午前 11時55分)

○議長（佐藤修二君） 休憩前に引き続き再開します。

(午後 1時09分)

○議長（佐藤修二君） これから総括質疑を行います。

質疑のある方は、どうぞ。

5番議員、御園生浩士君。

○5番（御園生浩士君） では、議案第1号から質問させていただきます。

議案第1号ですが、支援センターは6月1日に開所予定だが、サービスをする人員は確保されているのかどうか、お伺いをいたします。

それから、あいあいルームの人員をその部分に充てるのかということですね。それから、施設全体の予定された人数とその構成についてもお伺いいたします。

それから、第4条ですね、(2)になります。ファミリー・サポート・センター事業のサポートする方、サービスを受ける方のそれぞれの登録者数と募集をいつからしたのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、第8条には支援センターの利用料について書かれておりますが、利用料金体系はどういうふうになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、議案の第2号になります。酒々井町景観基本条例の制定について、先ほど担当課長よりご説明がございました。何となくわかったんですが、何となくわかりません。そこで、大きく違うところですね、1点、2点で構いませんのでご説明をいただければと思います。

それから、委員会の設置をされるようですが、その設置基準は当町にはあるのかどうかあわせてお聞かせください。

それから、議案の7号になります。P.16になります。ふるさと納税に関する総事業費、それからふるさと納税で納税された額、返礼品の額、納税者数をお伺いいたします。

それから、P.21、放課後児童クラブ事業についてをお聞かせいただきたいと思います。児童手当支給事業の減額が著しいのですが、その理由をお聞かせください。

それから、P.22になります。早いですか、大丈夫ですか。

〔「大丈夫」と呼ぶ者あり〕

○5番（御園生浩士君） 事前にお渡ししているから大丈夫だと思うんですけども。

岩橋保育園運営事業についてお伺いいたします。先ほどの説明ではですね、人員が確保ができなくて減額というお話ございましたが、人員確保ということはですね、即仕事についてやっていただくという考えだと私は思っておりますが、この募集についてはですね、次年度、平成30年度を予定していたのか、そのときに予定していたのか、29年度ですね、その辺お聞かせいただきたいと思います。

それから、P.23になります。健康増進事業、母子保健推進事業、ここもですね、減額が著しくございました。その説明をお願いいたします。

それから、P.24になります。再生可能エネルギー推進事業。この減額も非常に甚だしかったんですが、その理由をご説明していただきたいと思います。

それから、観光事業の事業費削減の理由。P.26ページになります。用地購入費の333万8,000円が減額というふうになっておりますが、これは議案説明のときにご質問させていただきましたが、後日ということであったので、後日説明ございませんでしたので、きょう質問をさせていただきます。

それから、議案の第11号、P.17ページになります。町税の滞納繰越分が多く発生しているんですが、各税の収納率は何%か。それから、各町税の不納欠損額をお聞かせいただきたいと思います。それから、滞納繰越分のそれが何%に当たるのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、P.103ページになります。ホームステイのことでちょっとお聞きいたします。受け入れ家庭は何軒で、何人滞在予定か。また、滞在者1人当たりの謝礼が幾らかで、これについては他市町村と比べて見劣りがしないのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

それから、議案第16号なんですけど、下水道事業についてなんですけど、Pの13ページになります。表の見方をちょっと教えていただきたいと思います。3の給料及び手当の状況、(1)、職員1人当たり給与の表の見方の説明をお願いいたします。

それから、議案第17号になります。工事の請負契約なんですけど、工事金額に差異がございまして、その変更の理由、具体的にお聞かせいただきたいと思います。なぜかと申しますと、臨時議会ではこの請負契約についての案件ではございませんが、この話が1度出まして可決をされております。その後、全員協議会の場において話が出まして、植栽関係ないじゃないかというようなお話をしたときに、植栽は希望があれば入れていきたいというようなお話がございました。そのときにはですね、金額の増減のお話は一切ございませんでしたので、なぜ急にですね、このような変更が出てくるのかをお聞かせいただきたいと思います。

それから、議案の第19号について、訴えの提起についてなんですけど、1のですね、訴えの相手方は、工事請負契約書の記載事項と違っているが、これで間違いがないのか。担当課は、弁護士の相談上の記載かどうか、お聞かせいただきたいと思います。それから、2について訴えの内容はお聞きしていますが、金額等もわかれば教えていただきたいと思います。3について、弁護士はですね、顧問弁護士にお願いする予定なのか、それとも建築物等の専門の弁護士にお願いするのか、お聞かせいただきたいと思います。それから、平成30年度予算にも絡んでくるんですけど、顧問弁護士費用と訴訟の予定している費用は大体どれくらいかということも教えていただきたいと思います。

以上になります。

○議長（佐藤修二君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） それでは、私のほうからご質問いただいた内容について、順番にお答えさせていただきます。

まず、議案第1号の酒々井町子育て支援センター設置及び管理に関する条例の制定についてということでご質問いただきましたことについてなんですけど、支援センターの勤務する人員は確保されたのかということでございますけれども、こちらにつきましては、ほぼ確保できています。支援センターの職員につきましては、4月1日から雇用し、センターが開所するまではあいあいルームやこども課で勤務していただきまして、6月1日から支援センターへ移っていただくというふうに計画をしております。

施設全体といたしましては、11人雇用する予定になっておりますが、交代での勤務になるために通常の日には5人が勤務する予定というふうに今考えております。

ファミリー・サポート・センターの協力会員と利用会員の人数なんですけれども、2月末時点で協力会員が15人、利用会員が31人、両方会員が1人、会員全部で47人となっております。

募集をいつからということでしたので、協力会員をお願いできると見込まれ……見込まれるといいですか、考えましたボランティア団体とか個人の方へのお知らせは、平成28年の7月下旬から行っております。利用会員も含めました会員の募集は、平成28年度の広報11月号で載せたのが最初でございます。済みません、子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の第8条の利用料ということなんですけれども、利用料につきましては無料という形になっております。ただし、必要と認めるときは費用の実費を徴収することができるとなっておりますのは、こちらのほうは、費用の実費というのは例えば支援

センターで実施する事業の中でミニ講座とか、そういうような材料費が必要なときにそれを負担していただくということを想定して、このような条例の案になっております。

では、引き続いて、こども課担当の分をお答えさせていただきます。

では、補正予算の関係。議案第7号の補正予算についてでございますけれども、21ページの放課後児童クラブ事業、児童手当支給事業の減額ということでございますけれども、放課後児童クラブ事業では入所している児童が当初の見込みより少なかったため委託費が減りましたので、その分を減額いたしました。児童手当支給事業でも、支給対象児童数が当初見込みより少なかったことが大きな理由でございますが、そのほかに保護者の中で所得が基準以上となり、支給金額の少ない特例給付の対象となった方が見込みよりも多かったためとなっております。

22ページの岩橋保育園の事業についてでございますが、岩橋保育園の事業につきましては、減額が1,000万円を超えておりますけれども、報酬と賃金の減額ということです。主なところでは賃金のほうが大きいんですが、嘱託員につきましては、当初予算計上時には嘱託員として勤務していた保育士が昨年採用試験を受けまして、町の職員として29年4月から採用されたために支出しなくなったものでございます。賃金につきましては、臨時職員として時間外対応の保育士とか給食の調理員さん、あるいは零歳児対応といいますか、看護師さん、設置が努力義務などの看護師さんなどを募集したものでございますけれども、こちら応募がなかったために減額するものでございます。臨時職員が採用できなかったからといって基準の保育士がいないとかそういうことではございませんで、不足する人員につきましては、ほかの職員が時間外勤務とか振りかえで対応していますが、そういうのをなるべく減らすために臨時職員の募集を行ったものでございます。

では、引き続きまして、議案第17号、工事請負契約の変更契約についてでございますけれども、金額の変更なんですけれども、こちらにつきましては、建物の天井の工事に使用する金属材料、それから内装の材料につきまして、ちょっと設計のほうの数量が少ないことがわかりまして、こちらをもう一度、町職員のほうも含めて精査したところ、やはり不足する見込みになったために増額することとしたものでございます。臨時議会のときには、まだ増減があるのかということだったんですが、ちゃんと精査してみないとはっきりとはわからないということを考えておりましたので、増減があるかないかについて明確なお答えができませんでした。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） まちづくり課長、板垣一成君。

○まちづくり課長（板垣一成君） 私からは、酒々井町景観基本条例のご質問にお答えさせていただきます。

まず、今回の議案の中で大きく違うところというところがございますが、改正点としましては、大きく前文と基本理念、これについて新たに追加しております。こちら前文につきましては、町民一人一人の参加のもとで酒々井らしい魅力あるまちづくりを推進していくための決意、これについて触れておりまして、基本理念のほうにつきましては、歴史資産等を継承する良好な景観の保全、育成と新たな景観の創出に関する理念ということで、これらを新たに追加、良好な景観形成を推進していくこととしております。

2点目の委員会の設置基準があるかどうかというご質問ですが、こちらにつきましては、特に条例で定めているものはございません。

私からは以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私からは、補正予算の再生可能エネルギーの減額理由ということと、それと用地購入費の減額理由ということでお答えさせていただきます。

住宅太陽光の減額ですが、当初40基を予算計上させて、ホームページ、それと広報2回により周知をして回りましたが、再生可能エネルギーの導入については予定を入れて10基分であったため減額となったものでございます。逆に、蓄電池は当初3基を予定しておりましたが、8基の申請があったところでございます。

用地購入費の減額理由ですが、国からは売買金額は、平成30年度になってから不動産鑑定後に示すということであったため、当初予算計上時には近隣の売買実例を加味し、予算を計上したことから減額となったものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、私からは、議案第7号の補正予算につきまして、23ページの健康増進事業と母子保健事業のことについてお答えさせていただきます。

まず、健康増進事業の委託料357万6,000円の減額でございますが、こちらにつきましては、がん検診等の検診（健診）受診者数が当初見込んでいたよりも少なかったためでございます。こちらにつきまして人間ドックで受診したり、また療養中の方の把握が難しいことが挙げられます。

また、続いて、母子保健事業でございますが、委託料、妊婦・乳児一般健康審査業務358万4,000円の減でございますが、こちらにつきましては、やはり当初見込んでいた妊婦届け出数がより少なかったため挙げられます。また、妊婦お一人に対して14回受診表を交付しておりますが、14回使用せずに出産したり、発行してもほとんど使用できずに終了となる場合が考えられます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） 私は、じゃ補正のですね、ふるさと納税関係のご質問でございますけども、総事業費としては今回補正お願いしておりますけども、現時点では1,200万円の総事業費となっております。それで、まだ年度末終わってございませんので、12月末現在までのデータとしてお聞きいただければと思いますけども、ふるさと納税額の受入額といたしましては、1,123万9,000円となっております。

報償品の、返礼品の金額でございますけども、こちらのほうにつきましては、343万6,974円となっております。あと、納税者数ということでございましょうけども、こちら複数で申し込まれている方もいますので、お一人で2回とかという方も含まれますけども、延べでいきますけども、919名ということになってございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 上下水道課長、黒田光利君。

○上下水道課長（黒田光利君） では、私のほうからは、下水道分の議案第16号の平成30年度下水道事業会計につきまして、13ページの表の見方ということでの質問だったかと思うんですが、こちらにつきましては、申しわけございません、13ページの（1）で職員1人当たりの給与ということで、こちら上段が平成30年2月1日現在、こちら申しわけございません、下の下段につきましては、29年の2月1日でございます。こちら、この表では「30年」となっておりますので、済みません、訂正のほうお願いいたします。

こちらの違いでございますが、（3）を見ていただきますと、級別職員数ということで載っているかと思うんですが、こちら上段が平成30年2月1日現在、このとき6級が1名、2級が1名ということになっております。それで、その下の部分、29年2月1日でございますが、6級、1名、こちらは同じですが、29年2月1日時点で3級職が1名、この2級と3級の違いでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 税務住民課長、鳩貝剛君。

○税務住民課長（鳩貝 剛君） 私からは、議案第11号の平成30年度酒々井町一般会計予算の歳入の中の17ページの町税の滞納繰越分についてお答えさせていただきます。

まず、滞納繰越分が多く発生しているということで、各税の収納率というふうなご質問でございますが、平成28年度決算の実績でお答えさせていただきたいと思っております。

個人町民税が98.44%、法人町民税が98.83%、固定資産税が98.75%、軽自動車税が96.79%、町たばこ税が100%、都市計画税が98.75%で、町税全体では98.69%でございます。

次に、不納欠損の額というふうなことのご質問でございますので、同じく平成28年度の決算における不納欠損の額をお答えさせていただきます。

個人町民税が704万8,018円、法人町民税が27万2,000円、固定資産税が662万8,625円、都市計画税が56万9,875円、軽自動車税が57万1,500円でございます。

次に、滞納繰越分の何%に当たるかというご質問でございます。こちらですが、平成30年度の滞納繰越分につきまして、個人町民税が13%、法人町民税はパーセントではございませんで、過去の実績から算出してございます。固定資産税、都市計画税は17%、軽自動車税は15%を見込んでいるところでございます。

私からは以上です。

○議長（佐藤修二君） 学校教育課長、玉井清人君。

○学校教育課長（玉井清人君） 私から、平成30年度の酒々井町予算書、9款教育費、1目教育委員会費、ページでいいますと103ページになりますが、ホームステイの受け入れ協力者の謝礼についてお話をさせていただきます。

20家庭を予定しております、各家庭に1名ずつということで20人の生徒さんが来られる予定です。本来ボランティアで行うものかもしれませんが、当町では台湾のほうの生徒さんも受け入れておりまして、そのときの謝金もある程度参考にさせていただきまして、1家庭につき1万5,000円というところで行っております。予定では6泊7日ということでありまして。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 生涯学習課長、福田良二君。

○生涯学習課長（福田良二君） 議案第19号、訴えの提起につきまして3点のご質問でございますので、それぞれお答えを申し上げます。

まず、工事請負契約書との記載事項と違うのではないかというようなご質問でございましたが、こちらは代理人弁護士と確認をいたしまして、訴状にはヤマロクの登記簿謄本に記載してございます本店所在地の住所とするというようなことがございましたので、そちらにしております。

それから、2番目の訴えの内容につきましては、議案でお示ししておりますとおり、青少年交流の家の引き渡し及び違約金の支払いを求めるといふようなものでございます。

それから、金額につきましては、契約書の約款の第40条の第2項に規定してございますが、この契約が解除された場合において、受注者が請負代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならないというふうに規定されてございますので、この金額になろうかと思えます。

それから、30年度の予算の関係ですが、教育費の青少年健全育成費に計上してございまして、総額で247万4,000円を計上してございます。こちらにつきましては、これまで今回の件で代理人弁護士としてお願いをしております東京平河法律事務所から見積もりをいただいたものでございます。新年度に委託先もこちらになるのかなというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 5番議員、御園生浩士君。

○5番（御園生浩士君） どうもありがとうございます。では、済みません、議案第1号ですが、この施設に関してですね、議員よりいろいろな提言がなされておりましたが、各条例制定に当たってですね、その辺の意見については、課内では検討されたのでしょうか。

それから、議案第2号についてなんですが、審議会、委員会いろいろ町では会があるんですが、この機会にですね、ばらばらになっている設置基準を統一したらいいかなというふうに思います。担当課ではないと思いますが、総務関係になると思いますが、そのように思いました。これは、答え必要ございません。

それからですね、議案第7号についてはですね、減額が出ている理由はよくわかりました。しかしですね、これだけのお金が余るとほかの事業に使えるんじゃないかというような考え方もできますのでですね、できるだけ近い数字を使って、近接、難しいんでしょうけれども、その辺の数字をしっかりと精査してですね、平成30年度予算にはそのようになっているとは思いますが、その辺を注意していただきたいなというふうに思っております。

それから、P.26ページですね、用地購入費の件。国からの指示で当初予算組んだけれども、30年度買うときには金額が安くなってきたということで、この減額というお話でございました。できましたらですね、町のほうがですね、こう、こう、こうでこうなっているからもっとまけろよというふうにお話をさせていただければいいのかなというふうに思っております。財務省の言う金額で買う必要はないのかなというふうに思っております。その辺、交渉能力を高めていただいてですね、今後土地を買う予定が

かなりあるようですから、ぜひともお願いしたいなというふうに思っております。

それから、議案の第17号になりますけど、先般議会に対してですね、当初契約の工期内に工事を完成させる旨の説明がございましたが、工期延長になる提案がされておりますけれども、今現在もその思いは変わらないのか、担当課長にお答えをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤修二君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） 議案第1号の子育て支援センターの条例につきましてなんですけれども、こちらにつきましては、申しわけございませんが、具体的にこういうことについて議員さんから提案があったのでということまでは、私のほうから職員に指示をしておりますませんでしたので。ただ、職員のほうは、皆様に使っていただく子育て支援センターでございますので、子育て支援のいろんな事業ができるようにということで、このような案をつくったものでございます。

それから、最後の議案第17号の関係でございましょうか。工期内に工事を完成させるというような説明があったということでございましたけれども、臨時議会のときのお話でございましたら、「できるだけ工事期間内に完成させてほしいというふうには思っている」というふうにお答えしたかと思っております。それで、「ただ、完成できない可能性があるので、予算の繰り越しをお願いしたものでございます」ということで、そのときはお話しさせていただいたと自分では思っておりますので、完成ができるというふうにお答えしたという認識はございませんでした。それで工期の延長につきましては、現在までの進捗状況から期限内に完成できない可能性があるということで延長の契約に至ったわけでございます、工事業者の人員配置などが思った以上にできて、当初の工期内に完成できれば、それはよいことだと考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 5番議員、御園生浩士君。

○5番（御園生浩士君） それではですね、議案第1号についてなんですけど、議案第1号でお話をさせてもらうんですが、全体的なお話になるかとは思いますが。

平成30年度予算についてはですね、職員の数が減でございまして。減で臨むわけなんですけれども、今町の状況を考えますと、有休の取得率の向上とかサービス残業ゼロを目指してですね、職員の能力を十分に引き出して適材適所の配置をお願いし、利用者のサービス向上に努めていただきたいというふうに思っております。特に支援センターについては11人の配置ということでございます。恐らく職員の数はふえずに異動だというふうに思っておりますけれども、その辺のところですね、有休の取得とかサービス残業がないようにですね、ぜひともお願いしたいと思います。建物オープンして動かすとなるとですね、かなりいろいろなことが発生して大変かと思っております。ここにですね、私みたいな男がいて、多分やっている作業じゃないと思います。女性だと思えますんで、その辺精神的にもかなりきついものがあると思いますので、その辺担当課長はよく考慮していただいてですね、やっていただければなというふうに思っております。

それから、議案第17号ですが、私はそれに終わらせろということじゃなくて、終わらせるような気持ちがあるかどうか聞いておりますので、その辺をもう一度お願いいただけますか。

○議長（佐藤修二君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） 職員の関係につきましては、おっしゃられたことを十分気をつけてまいりたいと思っております。終わらせられるのかというふうになりますと、工事を直接やっているわけではないので、私が終わらせますとこの場ではお答えできませんが、終わらせていただきたいということで、そういう早期の完成を促してはおります。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） これで御園生浩士君の質疑を終わりました。

ほかに質疑のある方。

7番議員、齊藤博君。

○7番（齊藤 博君） 済みません、議案の第7号と第11号について、若干質問させていただきます。

まず、議案の第7号ですが、3点ございます。ページは16ページ。これは、減債基金の積み立て2,900万ですかね、やっているんですけど、今回予算が余裕があるというか、財調の繰り入れもやめた。それから、国際交流にも積んだ、そんな中の一環だと思うんですが、国際交流なんかは現実に使っていますからね、これは足すのはいいなと、適切だなと思うんですが、この減債基金というのは目標額は幾らで設定してあるんですか。また、その取り崩しをした、そういう経過はあるんでしょうか。これで、積むと結局9,000万くらいになると思うんだけど、その辺の目標額が設定されるとすれば、それを教えてください。

それから、27ページ、道路改良事業の減額ですが、数字が大きいもんですから、いろんな路線が集まってこうなったのか、その辺の状況がわかりませんので、それを説明お願いしたいと思うんです。ただ、各路線が集まってその余剰金が出たというのであれば、特にないんですが、ある意味で1路線について大きな不用が出たということであれば、それは30年度で盛り返しはしているのかどうか、その辺をお答えいただきたいと思います。

それから、34ページ、公債費の利子分の減額ですが、全体が約3,800万、そのうち500万要らなくなっちゃった。ということは、かなり大きな違いだろうと。私の覚えだと、大体これは年度の計画がありましてですね、そんなに狂うもんじゃないんですけど、これが500万も余った理由、最初に払っちゃったよということなのかどうか。その辺も含めて減額の理由をお願いしたいと思います。

以上が7号です。

次に、第11号です。まず、歳入ですが、3点ございます。17ページの固定資産税と都市計画税の減額の理由です。若干説明があったように思いますが、具体的にはどういう内容で、例えば評価がえで下がったとかですね、そういう理由があるんだろうと思うんですが、それをお答えいただきたいと思います。

それから、南部地区関連税収、いつも聞いておりますけど、当初予算で見積もったその額、これはお幾らか。何億、3億幾らということなんでしょうけど、お答えをいただきたいと思います。

それから、19ページ、ちょっと理解できないんで、地方交付税が3,900万減っております。税は余り伸びていないのに、これは減っている。より減っているというかな、そういうことなんで、これが減っている理由というのは、財政当局はどういうふうに見ているのか。自主財源との連動だということだとちょっと説明がつかないように思いますんで、その辺の説明をお願いします。

それから、29ページ、臨時財政対策債。これが減っています。私の覚えでは臨時財政対策債というのは、地方交付税をやりたいたいけど、国が金がないから、その分借金で補ってくれというふうに聞いているんですけど。ということは、町の30年度の事業計画というか、予算は需要額が減る。そんなにお金を使わなくていいという結果で減額になったというふうにしかならないんですが、そういうことでしょうか。お答えをいただきたいと思います。

それから、次に歳出ですけど、84ページ、用地購入費1,376万円。これにつきましては、ちょっとしたところ、町長の説明にもありました東酒々井ですかね、JR近くの用地だそうですが、詳しく場所、面積、それから駐車場というふうなお話でしたんですが、それがどれくらいの台数を確保するための用地取得なのか。それから、財源。一般財源だと思えますけど、その内容。それから、運営面で結局誰が利用するようにするのか。町民誰でもいいというのが原則だろうと思うんですが、その利用者の範囲あるいは当然有料、無料の区域があると思います。その辺の構想、それも当然で上がった上で用地購入されるんだろうと思いますが、それをお聞かせをください。

それから、93ページ、やはり用地購入ですが、これは河川敷ですから、上岩橋の中川のあたりだと聞いたんですが、詳しく場所、面積、それから目的ですね、これをお聞きしたいと思います。

それから、ページで言うと127ページ、公債費。借金を払うほうですね。これにつきましては、4,603万8,000円ですか、がふえると。その理由では臨時財政対策債の償還がふえたのだというようなことなんですけども、さっき申し上げたとおり、その償還というのは結局財政需要額のほうへはね返ってきて、地方交付税がふえる方向に働くはずなんです、と私は思うんです。それが、ふえたということは、来年かいつかわかりませんが、地方交付税に対する需要がふえるということだと思えますよ。この臨時財政の償還額がふえた分が、いつ、どのような形で財政需要額へはね返っていくのか。さらに、この対策債でふえた額は、どのくらいなのか教えてください。

それから、予算書じゃないんですが、酒々井の町づくりの30ページに社会資本整備総合交付金事業で、道路改良事業があります。全体で言えば、2億1,739万円で6路線だという説明がありますが、申しわけありません、各路線ごとを教えてください。できれば町道番号と、例えば伊篠線とかですね、そういうのを加えていただければわかりやすいので、それごとに事業費と主な実施内容。それから、その中に02-006号線関連の予算があるのかなのか、お答えをいただければと思います。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） 大変いろいろないい質問をいただきましたので、ちょっと漏れがあるかと思いますが、お許しいただきたいと思いますが、できる範囲でご答弁させていただければと思いますが。

減債基金の関係でございまして、目標額とかルールがあるのかというようなご質問かと思いますが、特にルール等は定めておりませんが、先ほど何点か公債費がふえているどうのこうのというふうに言われたとおりですね、公債費の関係、借金の返済に充てるために少しでもふやしていきたいということは思っておりますけども、財政調整基金が余り膨らむと云々という国、県からの話も聞こえてきますので、できれば将来的な借金を返すための基金として少しでも積んでおければ

というような目標額というか、ルールにはなっておりませんが、そのような考え方でおります。

あと、補正予算で公債費が大幅に減額になった理由ということだと思いますけども、2点目ですけども、こちらにつきましては、臨時財政対策債のですね、借り入れ利率の見直しをやってございまして、この辺のことで元金のほうが大幅に変わってきているというところでありまして。具体的にはちょっと今すぐ……あと時間いただきたい、いるんですけども、ちょっとすぐには出ないんですけども、この利率の見直しをですね、2件ほど行っておりまして、こちらのほうが大きくなっているのと、元金の返しと利息……。元金のほうは大きくなって、利息のほうは減っているという理由は、利率の見直しが大幅に安くなったということでありまして。たしか桁がちょっと違うぐらい利率見直しで安くなった件があるということで、ちょっと具体的な数字は後で申し上げ、私からお答えさせていただきたいと思っておりますけど。

あと、地方交付税、これは新年度のほうですかね。地方交付税が減っている理由ということだったかと思っておりますけども。こちらにつきましては、国の地財計画、地方財政計画の関係で2.2%ほど全体としてはもう減っておりますので、基本的に減るというのは前提にはなるかと思っておりますけども、その中で先生ご承知かと思っておりますけども、基準財政需要額というようなことで、若干の見込み額と、県と去年の基準財政収入額とか、そういう資料でですね、去年の基礎財政需要額のほうも、昨年度、29年度の数字で仮算定みたいなことは簡単にはやっておりますけども、その中でやはり収入のほうがですね、この算定の中では2.3%ほど基準財政収入額が伸びると。2.3%ですね。それで、需要額のほうにつきましては、ほぼなし、上限なしのような感じの算定、本当のざっとした算定でございまして。そういう算定をさせていただきます関係で、その後さっき言った地財計画の中、全体減るということと、収入のほうも伸びるということを見込みまして、見込みとして今回上程させていただいた地方交付税の額とさせていただきます。

あと、臨時財政対策債の減の理由というようなことだったと思っておりますが。臨時財政対策債、先ほど質問の中でもあったようにですね、確かに現在うちのほうの借金の中でも7割強が臨時財政対策債の借金だということでございますけども、こちらにつきましては、ご案内のとおり、国が財政的な理由によりまして、本来地方交付税として交付されるべき財源が不足しているということから、地方交付税の減額分として、町が地方債として借金をするというので、それに対しまして、先生おっしゃるとおり、元利償還金に要する経費を基準財政需要額に算入されるというようなルールで、要は地方交付税措置をされるというようなものでございまして、こちらがくせ者でありまして、これが町として地方債を発行したとしても、逆に地方債を発行しなくてもですね、その借り入れしたものとしてみなして交付税算入をされるというようなルールになってございまして、余裕があれば、本当は臨時財政対策債はなるべく借りないほうがいいというような、借りないほうが後でお得だというような、細かい話ですけども、そういうことになってしまうような現行のシステムになってございまして。そういうことで、ちょっと回答になっているかどうかわかりませんが、ちょっとお時間いただいて、ちょっと勉強させていただければ、また後でご説明というか、私なりの見解を述べさせていただければと思っておりますけども。

あと、新年度予算のやはり公債費の増の関係だと思っておりますけども。こちら、今説明した形と同じかと思っておりますけど、臨時財政対策債借りれば借りるほど、今年度に交付税措置があつて、そちらに影響して交付税がふえるんだろうというようなことをおっしゃったのかなと思った……

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○参事兼企画財政課長（岡野義広君）　そういうことですね。そういうことですが、先ほど今私が述べたような、ちょっと怪しい国のルールみたいのが、ルールというかですね、そういうことがございますので、なかなか結局は地財計画の中でおさめるようにつくられてしまいますので、こういう言い方はよくありませんけども、地方ではどうにもならないこともございます。国の台所事情におわして地財計画の出口ベース、我々がもらえる交付税の出口ベースの金額を決められてしまいますので、なかなか思うようなことにいかないということで。ちょっと回答になっていないよと思いますけども、ちょっとまた勉強させていただければと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君）　税務住民課長、鳩貝剛君。

○税務住民課長（鳩貝 剛君）　それでは、私からは、議案第11号に関しまして、町税の関係でお答えさせていただきます。

まず、固定資産税、都市計画税が減額になっているというふうな理由でございますが、こちらにつきましては、3年に1度の評価がえによりまして、土地については中心市街地を中心に3年ほど待っている状況ではございますが、家屋につきましてはこの3年に1回の評価がえによりまして減額となっているというような状況でございます。また、償却資産は、毎年減価していきますので、ある程度の新しい償却資産がないと減額になるような状況でございます。このようなことから、平成30年度の予算としては減少しているような状況でございます。

もう一点、税収に関してのご質問で、南部地区関連の税収はというふうなご質問だと思うんですが、こちらにつきましては、酒々井南部地区土地整理事業地内の調定ベースというふうなことでお答えさせていただきますが、平成30年度の当初予算で見積もりました額の内訳を申し上げますと、固定資産税で約2億4,000万円、都市計画税で約2,300万円、法人町民税で約7,000万円、合計で約3億3,300万円を見込んでいます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君）　経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君）　それでは、私からは、議案第11号の当初予算の関係で、84ページ、用地購入費の関係ですが、場所につきましては、産業振興の一環としてJR酒々井駅前ににぎわいをつくり出すことということで、候補地を探して、候補地としましては、くすりの福太郎前にあります田んぼでございます。面積は、3筆で1,376平米となっております。財源につきましては、いろいろ交付金等補助金を探しているんですが、今のところ一般財源という形で考えております。

誰が利用ということでございますが、東酒々井の周辺商店の立ち寄りの場、それとあと、南部地域に訪れた方を町なかへ誘導する場という形で考えておりますが、具体的な運営方法については、これからちょっと検討していくということでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君）　まちづくり課長、板垣一成君。

○まちづくり課長（板垣一成君）　私からは、大きく3点のご質問をいただいております。

まず、1点目の議案第7号の補正の減額の理由ということでございますが、こちら社会資本の交付金事業ということで、こちらの減額の内容につきましては、各事業路線に係る国費の配分がなかったということで、その分をですね、減額補正をしております。それと、それに係る路線としまして、平成30年度の当初予算に見込んでいるかどうかというご質問でございますが、国費がつかなかった分につきましては、新規で30年度に改めて予算のほうは計上させていただいております。

次に、議案第11号の93ページ、河川費の用地購入の関係でございますが、こちらにつきましては、場所としましては、国道51号から中川排水路を印旛沼方面に行きまして、京成の線路が排水路と交差する箇所のすぐ左側の土地になります。それで、こちらにつきましては、面積としましては、約400平米ということでございます。

目的でございますが、上岩橋のトケ崎地区におきましては、過去に甚大な浸水被害が発生しており、町では内水排除のための排水ポンプ設置や護岸のかさ上げなど、暫定的ではありますが、効果的な対策を実施してまいりました。中川流域における総合的な治水対策としまして、町では上流部に調節池を整備することが最も効果的と考えておりますが、整備には相当の期間を要することから、当面の間、ハード面の対策とあわせソフト面での対策も重要と考えております。そこで、過去に浸水被害のあった地域を中心に浸水被害軽減対策を図る目的としまして、土のうの設置など水防活動が速やかに行えるよう活動拠点を整備する計画としております。具体的には水防活動に必要な土のうのストックや運搬するための器具、道具等ですね、収納する倉庫の完備を計画しております。

次に、酒々井の町づくりのほうの資料のですね、30ページ、こちらの事業内容ということでございますが、こちらにつきましては、各町道路線ということでございましたので、まず町道02—003号線、これは伊篠地区でございます。それと、町道02—011号線、本佐倉地区。次に、町道02—012号線、飯積地区、それから町道02—008号線、上岩橋地区、町道02—006号線、上岩橋地区、町道01—004号線、上岩橋地区。これらの各路線を事業の内容として見込んでおります。最後にご質問ありました02—006号線あるのかというご質問でございますが、ただいま申し上げましたように、来年度の予算の中に計上してございます。

私のほうからは、以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 7番議員、齊藤博君。

○7番（齊藤 博君） 済みません、じゃ2回目申しわけありませんが、ちょっと忘れないうちにお問い合わせしておきたいんですが、新年度予算の用地購入で中川の洪水対策というんですかね。そういうことで用地を購入されるというお返事でした。ありがたいというかね、よくその場所があいたなというふうに感じはするんですが。そこで、前に執行部から提案のあった調節池の構想の際にですね、別な案として京成線の下、何ていうんですかね、側溝、流域が狭いと。あそこの水量能力が少ないからたまっちゃうんだと。だから、京成線路より手前にたまっている水を、線路より印旛沼側へ吐く、そういうことによって解消されるんじゃないかという意見があって、まずは広げよう。ところが、京成で何億もかかるということで、それは実際には至ってはおりません。ただ、私ども地元の消防関係にお願いをしまして、実際はですね、雨がでて、ちょっとあの辺に浸水が始まりますと、地元消防団が出まして、そのポンプで印旛沼側のほうへ排水をするんです。そうすると、30分ぐらいで引いてくるんですよ。その地域

のやつはですね。だから、結局は京成線路より上流というのかな、そっちのほうの水の処分ができない。だから、それに余ったものを直接反対側へ流してやればいいと。そういう意味では、さっきまちづくり課長も言われましたように、内部のそういう意味でのポンプもやっていただきました。そういう意味で私は効果があると思っています。それで、今の場所ですと、多分間違えなければですね、本当に橋べりですからね、橋の本当に近くなんですから、そこへ排水ポンプを設置して、そこから直接下へ流す。これはね、やはり有効な手段ではないかと。土のう積んでおくというかな、それも本当に結構なんですけども、そっちのほうの検討はできませんかね。もちろん排水ポンプに金にかかるでしょう。かかるけど、今までだったら、そういう場所がないから考えること自体が無理だったんですよ。だけど、今おっしゃったような意味で、もし買えるのであれば、そこにそういうのを設置するというようなことで予算を活用していただけることを検討していただきたい。これは、要望です。

じゃ、2回目の質問に入ります。減債基金の関係は、財政課長ね、最後にちょっと言われた。国、県から財調がふえると何とか言われそうだとということなんですけど、これは実際あるんですか。あるとすれば、まあまあやむを得ないだろうなとも思います。だから、今回だって財調は取り崩しをやめていますから、財調もふやしている格好になっているんですよ。だから、ある意味で、もう目的がね、もう間近に迫っている基金は、そこへどんどん積んでいったほうがいいけど、自由裁量権はないんですから。自由裁量権は財調にしかないんですから、財調へできるだけ積むという考え方のほうが私はいいんだろうと思うんで、その点だけ1点お聞きしたいと思います。

それから、道路改良のやつについては、いろんな寄せ集め、寄せ集めという言い方ないですね。国がお金使わなかったからやめたよというように私は受け取ったんですが、事業のやり方、みんなそうやっているんですか。市の、町の単独ではやらないんですか。限りある中で泳ぐわけでしょう、町が。その中で、どこを選ぶかということで皆さんやるわけでしょう。その中で国庫使わなかったからやめたよ。そういうやり方は私はないと思うんだけど、30年度もそんなふうにするんですかね。これは、いつ時点でわかっているかわかりませんが、そういう処理の仕方、まずいんじゃないかなと。これは、意見です。お答えは要りません。

それから、公債費の利子分ですが、利率の見直しをされたということなんですけど、これは結構なことなんですけど、30年度についても臨時対策債、その見直しはやられた上での予算措置なんですか。それをお聞きします。

それから、今度11号関係ですけど、1つだけ私わかんないのは、臨時財政債の償還金がいつどういう格好で需用費に加味されてくるんですか。償還額が大きくなれば、それだけ需要がふえるんだからね、需要がふえれば地方交付税がふえるじゃないですか。そのパーセンテージの問題はあるでしょうけど、これからずっと続くわけじゃないですか。私はね、国が金がなくて市町村にかわりに借り入れさせているんだから、国が保障するといったって当てになんないと思っていますよ。ただ、もう実際に償還が始まっていれば、それをちゃんと需要額で見ている。そういうことですか、それは確認できています。そういう中で、国と市町村の役割というのは出てきているんじゃないかと思うんだけど、そこで確認させてくださいよ。それによつてはね、やっぱり財政課長言ったとおり、無理してでも借りないほうがいいですよ。借りなくて済むような予算編成をすべきです。そんなふうにあります。

それから、最後です。社会資本整備交付金事業で路線名挙げてもらいました。それで、事業費、個々に教えてもらえますか。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） それでは、減債基金の関係でございますけども、今年度ですね、平成29年度に国から財政、財政というかですね、基金の、全国の市町村の基金に関する調査があったのは事実でございます。現総務大臣については、前の大臣に比べると、ちょっとそういう財調は、市町村は小さい自治体であって、いつ何どきどういう支出があるかわからないからというような寛大なお考えもお持ちになっているということで、以前より厳しくないというふうにも聞いてございます。できれば、財調もふやしていきたいというのは事実でございます。

利子の見直しの関係でございますけども、先ほどちょっと具体的に数字が出ませんで失礼いたしましたけども、29年度に見直したものについてはですね、平成18年の臨財債の借入れ、これが1.9%だったものですね、0.38%、かなり下がっております。それでまた、同じく平成18年借入れの減税補填債、こちら1.7%が0.01%と、こちらのほうも相当下がっております、これらが主な理由で今回は補正予算の利子分525万6,000円を減額するというところでご理解いただきたいと思っております。

また、あわせてですね、先ほど30年度予算も、じゃそれを考えてつくっておるのかということですが、当然見直しの規定はですね、減債と臨時財政対策債のときには、借入れのときにですね、そういう見直しするというものにつきましては、30年度も当然していきます。それでですね、その分については、協議しないとわかりませんもんですから、当初予算では今のような安くなるような借入れの利率としては見てはないということでございます。

あと、ちょっと最後、臨時財政対策債の交付税の措置の関係でございますけども、先ほど私がちょっとね、言い過ぎたような形もありますけども、実際需要額として算定はされております。ただ、それが目に見えてこないというのも事実なので、もうちょっときちんとですね、その算定方法を私なりにお勉強させていただければと思っておりますので、大変申しわけございません。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） まちづくり課長、板垣一成君。

○まちづくり課長（板垣一成君） 私からは、議案第11号の社会資本整備の関係の各路線ごとの事業費というご質問にお答えいたします。

まず、町道02—003号線、伊篠地区でございますが、こちらにつきましては、4,103万3,000円となります。次に、町道02—011号線、本佐倉地区でございますが、こちらにつきましては、5,198万5,000円。続きまして、町道02—012号線、飯積地区でございますが、1億456万7,000円。続きまして、町道02—008号線、上岩橋地区でございますが、880万5,000円。続きまして町道02—006号線、上岩橋地区でございますが、こちらは500万円。続きまして、町道01—004号線、上岩橋地区でございますが、こちらは600万円。以上となります。

○議長（佐藤修二君） よろしいですか。

○7番（齊藤 博君） 終わります。

○議長（佐藤修二君） それでは、ここでしばらく休憩します。

（午後 2時15分）

○議長（佐藤修二君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後 2時30分）

○議長（佐藤修二君） 質疑のある方は、どうぞ。

8番議員、内海和雄君。

○8番（内海和雄君） それでは、1点だけ。町長の施政方針の中でちょっとお聞きしたいと思います。

まちづくりの目標の中で、この何ですか、人口ビジョンというんですか、この中でここにはチャレンジ目標ということで、将来的に駅周辺地域の新市街地開発とか、市街地の再開発の事業等実施することでということで、2021年度目標人口が2万3,000人。それはまだいいんですけど、その後が非常に、それが実現できない場合は2060年の人口は1万7,000人とすると書いているところが、この計画は非常に納得できないというか。つまり、今のですね、町の人口、私は今酒々井町という置かれている地域的には、人口というのは日本の人口は減っているかもしれませんが、酒々井町の人口というのは町のその考え方によっては減る要素はないというふうに、私、そう思っているわけです。それで、確かにここに書いてあるとおり、今言ったようにね、駅周辺地域の都市開発とか何かこういうのをね、現実に計画していれば、酒々井町というのは、まだほかからこう人口流入する可能性というのは非常にあると思うんですよ。ですから、ただそれがここに書いてある。それが、ここに書いて、2021年にそれが達成ができなかったらといったら、今の目標でいけば、このまんま何も人口増という施策を一つもやらなかったら、都市、自然増じゃ、もう絶対ふえないんですから、何か手を打たなかったら人口というのは減ってしかないと思うんですよ。まして、今酒々井は、前から、私ずっと心配して言っているんですけど、酒々井町の若い人でさえもですね、酒々井町に家を建てて住みたいと。それで土地を探しているけれども、ないと。それでやむ得ずほかへ行っているというのは結構いるんですよ。私も、もう何人も相談受けて、土地のその何ですか、あるんです。だから、そういう人。今酒々井町の若い人たちがよそへ行くというのは、酒々井に土地があれば家を建てる。土地ですよ、あれば酒々井に住みたいという人も若い人なんか結構いて。それが今、現在ですよ。私は、もう何人もそれ。親から相談受けたり何かしていましたから。そういうこともあって、探してみると酒々井にはないんですよ。だから、今酒々井に家建てるといったら、農家の二男、三男とかといった特別な人しか今酒々井に家を建てられないですよ。ですから、前から酒瀬川議員なんかも駅周辺とよく言っていますけど、これは話だけじゃなくて、町として本当にね、酒々井町の人口増ということやらなかったらどうしようもねえと、どうしようもというか、今言った、そうすると2021年2万3,000いかなかったらもう諦めてなんですか。人口減らしていく表明の仕方だと思うんですよ。これは、ちょっと間違っているんじゃないかなと。極端に言えばですね、もうできるかできないかじゃなく、もうやってもらいたいんですけど。駅周辺、宗吾参道駅周辺もちろん、中川駅周辺、あるいは南酒々井駅周辺、そういうところをね、もう少し開発、町で開発しろということは言えませんが、開発できるような都市計画というか、そういう区域にする。極端に言えば、駅

周辺。3キロなら3キロ。2キロなら2キロということで、そこはもう全部こううちは建つの可能ですよという都市計画をいう。町の独自の計画立ててですね、少なくとも……。あと業者が仮に入ってくる時、入りたいということであれば、町で幹線道路ぐらい、ここからこう目標持って整備するとかさ、駅周辺ですね。どっちにしても、町がやるんじゃないくて、業者にしても酒々井町に行って事業を興したいということを町が待っているんじゃないくて、業者に来てもらおうような町から最初施策をするべきだと思うんですよ。どっちにしても、何も計画しないで、こう文章は非常にいい、書いてありますけども、現実やらなかったら、このまんまずっといって、10年もこのままいっちゃうと思うんですよ。ですから、少なくとも、このまちづくりの目標。目標じゃなくて、もう目標。今年度から、来年度からということですね、真剣に町長以下職員も考えて人口増と。どうしたらいいかということを考えてほしいというふうに、要望お願いします。私のは、極端に、極論ですけども。これは皆笑われますけど、極端に言えば、京成駅周辺にね、町がマンションつくって、酒々井のPRをしてもいいんじゃないかと。そのくらいの町が人口増というか、町の宣伝というか云々でそのくらいやってもいいじゃねえかと。あるいは、公共用地。それは野球やっている人たちに非常に申しわけないけど、あそこの利用だって、マンションとか何か業者で、それは町の仕事ができなかったら。知恵はいろいろあると思うんですよ。だから、どっちにしても、そういう何か手がけなかったらいけねえんじゃないかと思えますので、町長もちろん、職員もそういうふうのひとつ酒々井町の人口。決して酒々井町は悲嘆するような人口、極端に言えば、10万とか20万とかそういう話じゃないですけど、極端でも現状維持上にその駅周辺、家が建つ場所があるということとかあれば、この酒々井町という立地というんですか、あれして、間違いなく人口はそんな急激に減る必要はないと思いますので。非常にここ憤りを持ったんですよ。目標達成できなかったら、国の言っているとおり人口いっちゃうと。それじゃ、町は手打つ何もないんじゃないかと感じましたので、これはもう町長にお願いをしておきます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） 内海議員にまさに的を得たですね、激励のお話いただきましてですね、この2万3,000というのはですね、皆様方ご承知のとおり、町の第5次総合計画の2万3,000ということで、人口でございます。それから、1万7,000というのは社人研の統計でございましてですね、それを町としては町を衰退しないために、都市計画の中の地区計画でですね、各JRの酒々井、そして京成もそうですし、宗吾参道、それから南酒々井等ですね、宗吾参道と南酒々井は500メートル半径なんですけど、ほかには1キロ範囲はですね、そういう土地利用、調整区域であっても土地利用可能な区域ということで定めてですね、これはもう公表しております。なおかつ、酒々井インターチェンジを中心にして2キロの範囲でですね、工業系といいますか、物流を来て、いった企業等の誘致もできるような環境をですね、町としては計画上はつくっておりますので、それで公表もしております。でありますところからですね、元気のいい企業がですね、こうやりたいというお話があれば町としても真摯にお話を承っていく中でですね、進めていければ100年安心、2万人規模は間違いなく確保できるかなと思っております。そういう意味での言葉でございまして、やんねえから1万7,000人ですと言ったわけじゃございませんで、議会のほうのご支援をいただく中でですね、議会と行政が一体となっていてですね、酒々井がこのまま永続

できるようにですね、酒々井を思う気持ちの中でできればと思っておりますので。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤修二君） 8番議員、内海和雄君。

○8番（内海和雄君） そういう計画もですね、計画だけじゃなくて一日でも早くできるような時期にしたいと思っていますので、頑張ってくださいと思います。よろしく申し上げます。

終わります。

○議長（佐藤修二君） ほかに質疑のある方は、どうぞ。

14番議員、地福美枝子さん。

○14番（地福美枝子君） 先ほど齊藤議員が随分聞いていただきましたので、聞こうと思っていたことは答えていただいたんですが、1つだけ質問したいと思います。それにかかわることなんです。

その前に今内海議員がおっしゃったことに関連したので、特別これをまたお答えいただかなくても、その意を酌んでいただければいいと思うんですが。どんな町づくりをするのか、どんな町にするのかという点でね、いろんな開発も重要だとは思いますが、私は住みやすい町とすると、この文書の中には福祉分野でちょっと1点病院入っていますけど、やっぱり子育てしやすい。若い人たちが安心して暮らせる町と、いろんな美辞麗句並んでいますけれど、やっぱり暮らしやすいことと、少しでも若い人たちが負担がそんなに多くなくて暮らせるんだったらそこへ行こうかと。子育ての施策だとか、福祉、社会保障が充実しているとか、それから空き家がいっぱいありますから、そこに来てもらうとか。そういう方法でもね、これからは可能性がある私も酒々井町だというふうに思っていますので、その施策についてぜひ検討をさらに進めていただきたいと思います。それで1つなんです、私もどうするのかというのがJRの駐車場です。くすりの福太郎の前の田んぼですね。あそこに駐車場をとという話で、今後検討するということだったんですが、町営でやるということぐらいしかまだ検討していないのかなと。1,307平米ですか、どのくらいの台数が置けるのか大体それで図れると思うんですけど、それを町営でやるというようなことなんです。それで、先ほどの話では買い物に来た方がそこへとめられるとか、それから酒々井町、ほかの町から来たアウトレットに行った方とか町外からの人たちがそこへ置けるみたいな、非常にアバウトに返事されていましたが、そのチェックなんてできないですから、通勤者がそこへ置くかもしれないです。そういう、どういうふうに具体的にやっていくのかというのが全然見えなくて、それが全くなくて、とりあえず土地を買って、これから具体的に考える案も何もないのかどうか。その辺でね、伺いたいと思う。利用者はチェックするのか。有料なのか、無料なのか、どういう業者にどんなふうにして駐車場としてそこへつくっていくのかというところが余りにもよくわからないので。その辺、本当に土地だけ買って、これから具体的に皆さんの意見を聞いて考えていくのか。その辺をもう少し伺いたいと思います。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） 具体的には今後検討課題なんです、私の意見といたしまして、あそこに寄っていただけの方。酒々井の駅前、ほとんどちょっと歩いたんですが、通勤の利用者が多いというふうに感じております。ですから、時間貸しを考えているところでございます。あその近辺は、大体1日置いても500円とか、そういう値段になっております。ですから、その辺をちょっと今後

検討していきたいというような形で考えております。

利用者については、町民の方は酒々井駅の周辺の商店のお立ち寄り、あと南部を訪れた方について町なかに誘客を考えているというところでございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 14番議員、地福美枝子さん。

○14番（地福美枝子君） 本当これからなんですね、どういうふうにしていくかというのが。

〔「通勤だよ」と呼ぶ者あり〕

○14番（地福美枝子君） 確かにあの周辺で300円とか500円で時間貸ししているところはあるんですけど、通勤客が使うかもしれない。それは、時間貸しだから通勤客だろうと、買い物客だろうと、それから町外の方だろうとお金さえ払えば時間で時間貸しができるという範疇なんだろうなというぼんやりした感じですけど。具体的に、それ以上、じゃどういふふうにしていくかというのはこれから、全てこれからなんでしょうか。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） 時間貸しを基本として考えているんですが、1日500円とか、そういう安いところがあります。それより高くなる方向。あと、商店を巻き込んで商店でお買い物をした場合にですね、割引券を発行するとか、そういったものも考えています。

○議長（佐藤修二君） 14番議員、地福美枝子さん。

○14番（地福美枝子君） これからですね、町民が利用しやすいような形で考えていただきたい。まず、それが一番なんですよ。それで、1日300円とか500円というところもありますから、その辺買い物で10分か15分ぐらいですか、利用しないのに300円、500円は高いなと私は思ったりするほうなんですけれど。もう少し具体的にね、決まりましたらなるべく早く議会に提示していただきたいと思います。もう用地購入ということがある程度決まっているのであれば、その辺までね、きちんと提示できるような形で用地購入と町営の駐車場を設置という形で、早目に出していただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（佐藤修二君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） ほかに質疑は。

13番、竹尾忠雄君。

○13番（竹尾忠雄君） まず最初に、議案の第17号議案についてお伺いします。今回の契約変更なんですが、金額についても変更されておりますが、金額については当初の契約から51万1,920円というような増額の契約変更ということになりますけれども。先ほど同僚議員の質問にその理由はということで、いわゆるその建物の関係で変更したということでもありますけども、ちょっと金額からしてですね、具体的にどういふことで増額変更しなくちゃならなかったのかと、1点お尋ねいたします。具体的にお聞かせください。

それから、この増額についてはですね、2月の15日の臨時議会でいわゆる予算の繰り越しについての臨時議会がありました。そのときにも私聞きましたが、増額変更についてあるのかないのかということ

については、まだはっきりわかりませんというようなことでありましたけれども、この増額変更をしな
ければならなくなったのはいつだったのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、11号議案なんですが、30年度の一般会計予算（案）についてお尋ねいたします。115ペー
ジの2目の文化財保護費の中ですね、まちの顔づくり施設整備工事ということで480万ほど計上され
ておりますけれども、以前に土地購入のときにはですね、ここに茶屋のようなものを建てるというよ
うに伺ったんですけれども、土地の面積も162平米ということで、面積的にも小さい、面積が少ないとい
うことでありますけれども、ここにいわゆる茶屋のようなものを建てるのかどうか、あわせてお聞かせく
ださい。

それからですね、117ページです。これについては、本佐倉城の入口広場の上水道引き込み工事とい
うことで、851万ほど計上されております。それで、その前に7号議案、補正予算で同じ項目で404万円
減額予算が計上されておりますけれども、29年度減額して、30年度で851万1,000円で同じ工事をするんだ
ということでもありますけれども、非常にその金額がですね、倍ほどこうなっていますけれども、この辺の同
じ工事に変更になった理由を伺います。

それから、議案の19号ですけども、訴えの提起ということでございますけれども、もう既に1年半以上
も経過している中ですね、多くの皆さんが一日も早く解決してほしいというようなことであります。
もし、この予算（案）が通った場合、いつごろいわゆる着手されるのか。4月1日から31年の3月31日
とありますけれども、なるべく早く着手して一日も早く解決すべきと思いますけれども、この辺の着手の見
通しについていつごろ考えておるのか、あわせてお尋ねをいたします。

○議長（佐藤修二君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） それでは、契約変更の理由についてご質問いただきましたので、増額と
いうことの原因につきましては、先ほど1度お答えいたしましたけれども、天井の工事に使用する金属、
それから内装工事の材料の数量につきまして、設計の数量では不足する見込みになったために内部でも
精査した結果、増額が必要であるということで、増額契約することにいたしました。臨時議会の時点
では、1月の終わりのころに一応そのようなお話があったんですけれども、まだ内部で検討といえますか、
確認している状況でございましたので、必ず変更するというところまでは申し上げられませんでしたも
のですから、まだわかりませんということでお答えをさせていただきました。

以上でございます。

〔「いつですか。いつ決めたんですか」と呼ぶ者あり〕

○こども課長（七夕夕美子君） 臨時議会が終わった後でございます。ちょっと日にちについては、書類
を確認しないと起案といいますか、その契約の起案の日になると思いますので、1月の20日か21日ご
ろだったとは思うのですけれども、ちょっと今手元にありませんので、申しわけございませんです。

○議長（佐藤修二君） 生涯学習課長、福田良二君。

○生涯学習課長（福田良二君） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。まず下がり松の印旛沼
景勝地の関係で、茶屋等を建てる予定ではなかったのかというようなご質問でございますが、今年度の
予算ではですね、茶屋のようなものを建てるのではなくて、整地、それから芝張り、それからあそこの
下がちょっと崖になっておりますので、転落防止用の柵、それから休憩用のベンチを設置するようなこ

とで工事を行うことで予算を計上してございます。

それから、本佐倉城の関係でございますが、入口広場の上水道の引き込み工事の関係でございますが、本年度予算から大分増額しているじゃないかというようなご質問でございますけども、今年度この上水道の引き込み工事につきましては、設計をしたところでございまして、設計した金額がこの金額になってきたということで、その増の理由につきましては、大きなものが入り口付近にあります池と申しますか、田んぼに水が張ってあるようなところがあるんですけども、その関係で地下水の影響によりまして土どめ工事をあの期間やらないと工事ができないというようなことがございまして、その分が大幅に工事が上がった理由になってございます。

それから、19号の訴えの提起の関係で着手の時期はいつごろになるのかというふうなお話でございましたが、4月に入りましたら、この予算が通れば、弁護士事務所と委託の契約をまずすることになるかと思えます。その後ということになりますので、なるべく早く、一日も早くですね、できるように事務を進めたいと考えてございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 13番議員、竹尾忠雄君。

○13番（竹尾忠雄君） 17号議案の増額理由なんですけども、材料の不足とかというような理由がございました。これは、やはり私思うんですけども、これは設計は設計屋さんに委託して設計しているわけであってですね、そういう中で51万のその材料不足という点が契約変更ということでもありますけども、これはいわゆる設計、町の責任ではないんじゃないですか。いわゆる設計の段階でのですね、責任ではないのかなというふうに思いますけども、この不足した材料についてのですね、増額した金額、これのいわゆる責任というのは、これは町ではなく設計屋さんではないかと思えますけれども、その辺はいかがですか。

それから、いつ決めたのかという話でありますけれども、これは先ほど1月と言いましたけども、臨時議会は2月の15日ですよ。臨時議会。それで、いわゆる臨時議会後、土曜日、日曜日、祭日もありません。私ども23日の全員協議会で30年度分の議案の説明がありました。そのときに変更が出るということで伺ったわけですけども、説明がありましたけども。という、土日祭日抜かすと15日の臨時議会の後というのは4日間しかないんですよ。私は、もう既に15日の臨時議会の時点では増額変更は決まっていたんじゃないですか。いつの時点で変更が決まったのかということも非常に常識的に考えてですね、4日間の中で到底私考えられません。もう一度お答えください。

それから、本佐倉城の関係でありますけども、水道を引き込むのにですね、距離もあったし、それと今説明ありましたように、池があって、池のところをいわゆる崩れないように防護して工事をやるということで851万というような金額ということでもありますけども、私いわゆる地下水、井戸によってですね、井戸を掘って井戸ポンプを設置してやれば、このような金額かからないと思えますけども、その辺検討されたのかどうか、あわせてお尋ねいたします。

○議長（佐藤修二君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） 材料の不足につきましては、確かに設計の中で少し不足していたということなんですけれども、全くそのものが設計の中に入っていなかったわけではございませんで、数量の

不足ということでしたので、それについては確認がほかに、私どもも見ましたけれども、確認ができなかったということで、設計業者だけというわけにはいかないのではないかということで今回変更契約ということにいたしました。

あと、2月の臨時議会のときには先ほども申し上げましたけれども、はっきり幾らとかという形で決まっていたわけではないので、たとえ中何日かもしれませんけれども、内部で決定するまでには臨時議会の後ということで、臨時議会のときに決まっていたわけではございません。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 生涯学習課長、福田良二君。

○生涯学習課長（福田良二君） 本佐倉城の関係の水道の工事の関係でございますが、井戸のポンプで対応できるんじゃないかというような質問でございましたが、この工事の中でですね、駐車場の一番端っこのところに消火栓も設置する計画になってございます。今後ともですね、この本佐倉城跡の整備を進めていく中でですね、そういった防災面のことも考慮いたしまして水道の引き込み工事を行うという考え方でございます。

○議長（佐藤修二君） 13番議員、竹尾忠雄君。

○13番（竹尾忠雄君） 今17号議案ですけども、契約変更の関係ですけども、いわゆる設計の中で不足していたと、今課長認められましたけれども。であるならば、これは設計業者の責任ではありませんか。私は、町の責任ではないと思いますけども。なぜ町が責任を負う必要があるんですか。工期も延長され、予算も増額、これではやはり私町民の理解得られないと思いますけども。

以上で終わります。

○議長（佐藤修二君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） 設計につきましては、町と打ち合わせをしながら設計業者もやっていることでございますので、考え方ということもあるかとは思いますが、町もかかわってやってきたものですので、全てがというわけにはいかないと思います。

あと、子育て支援施設につきましては、できるだけ早く完成させて町民の皆様に使っていただくことが町のためになるという考えで、今回工期の延長のほうも契約することにしたものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） それでは、13番議員、竹尾忠雄君の質疑は終わります。

ほかにありませんね。

15番議員、小早稲賢一君。

○15番（小早稲賢一君） 15番議員、小早稲です。1点だけ質問いたします。これで見ますと、ふれ愛タクシー運行事業。これは健康福祉課、それとまた健康福祉課で福祉タクシー事業、これが障害者向けと高齢者向けにあります。そして、スクールバス運行事業、4つに分かれてあるんですけども、その関連性、それと互換性、まずお伺いいたします。

○議長（佐藤修二君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、私のほうからふれ愛タクシーと、またそれぞれの福祉タクシ

一の関係で、今ちょっとご質問ございましたので、ご質問に沿う形でお答えできるかどうかはちょっと申しわけございませんけれども。一応ふれ愛タクシーにつきましては、昨年度3台で運行、4台から3台に運行させていただいて、来年度も一応同様に3台の運行で考えてございます。また、福祉タクシーにつきましては、今まで福祉タクシーというのは障害者だけがそれぞれ助成しておりましたけれども、昨年10月から要介護についても一応拡充させていただきまして、それにつきましては本当に皆さんそれぞれ利用券を窓口で交付して、今現在利用はされていらっしゃると思います。実際に、ふれ愛タクシーのほうでは、乗降がご自身で乗降できる方としてご利用されていらっしゃるし、ご自身での乗降が困難な方につきましては、福祉タクシーを今ご利用いただいているという状況でございます。

ちょっとまとめませんけれども、以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 学校教育課長、玉井清人君。

○学校教育課長（玉井清人君） それでは、スクールバスの運行についてお話をさせていただきます。せんだってスクールバスについては、今の運行業務を委託しているのが馬橋と伊篠でありまして、社会福祉協議会と契約を結んでおります。せんだって無料化になりましたので、今墨は学校教育課のスクールバスを使わせていただいていますけれども、伊篠と馬橋も無料ということで、全部無料ということで行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 15番議員、小早稲賢一君。

○15番（小早稲賢一君） それでは、2回目。まず、スクールバスからちょっと確認したいんですがね、スクールバスは今無料で4台、そしてふれ愛タクシーと3台併用していますよね。それで、1台についてはどなたかが別枠で運転しているということですが、その辺の確認をひとつお願いします。どなたがどういう形で運転しているのか。もちろん無料でやっているということですが、ただ経費はかかると思うんですね。

それが1つと、それからふれ愛タクシーとですね、スクールバスというのはね、私は根本的に意味が違うと思うんですよ。やはり福祉タクシーについては、体の不自由な人が主に高齢者であれ、障害者であれ、利用するというような形だと思いませんか。ふれ愛タクシーの場合は、そういう方たちは乗せないんですよ。体のぐあいは、1人で乗り降りできない人は初めから乗せていないんですよ。ですから、その辺の違いというのはもう少しね、基本的に考え直す必要があると思うんですよ。今現在4台から3台に変わって、現場では相当のトラブルが起きているわけですよね。利用者の方が、今まで乗っていた方たちがですね、諦めて乗らないで、文句だけ言うと。そういうケースが非常に多くなっています。そういうことは、まず解消すべきだと思うんですね。これは、大きなサービス業務だと思うんですよ。ですから4台を3台に減らしたということ自体がね、ちょっと考え方が後退していると思います。

それとスクールバスと、ふれ愛タクシーを別にしたことによって、金額的に相当はね上がっていますよね。私、昨年一般質問の中でできるだけ予算というか、余分なお金は使わないようにするためにですね、課の応援して、土日はやらないほうがいいたろうとか、そういうものをね、町の応援のつもりでやりましたけれども。ただ、こういう形になった場合にはね、町の予算が大分膨らんでいますんでね、そうすると、その辺のところは、もう一度検討し直していただきたい。それと利便性を向上していただき

たい。まず、その辺のところを考え直していただきたいということで、質疑を終わります。

以上です。

○議長（佐藤修二君） それじゃ、小早稲議員の質疑が終わりました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 質疑なしと認めます。

これで総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号ないし議案第17号及び議案第19号につきましては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号ないし議案第17号及び議案第19号につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託することに決定しました。

◎休会の件

○議長（佐藤修二君） 日程第4、休会の件を議題とします。

お諮りします。議案調査のため、3月7日から3月13日までの7日間は休会にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 異議なしと認めます。

したがって、3月7日から3月13日までの7日間は休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（佐藤修二君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

（午後 3時16分）

平成30年第2回酒々井町議会定例会

議事日程(第2号)

平成30年3月14日(水曜日)午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 濱口信昭君 | 2番 | 須藤伸次君 |
| 3番 | 酒瀬川健一君 | 4番 | 那須光男君 |
| 5番 | 御園生浩士君 | 6番 | 川島邦彦君 |
| 7番 | 齊藤博君 | 8番 | 内海和雄君 |
| 9番 | 佐藤修二君 | 10番 | 江澤眞一君 |
| 11番 | 平澤昭敏君 | 12番 | 越川廣司君 |
| 13番 | 竹尾忠雄君 | 14番 | 地福美枝子君 |
| 15番 | 小早稲賢一君 | 16番 | 高崎長雄君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------------|-------|-------------------|--------|
| 町長 | 小坂泰久君 | 副町長 | 飯塚光昭君 |
| 教育長 | 木村俊幸君 | 教育次長 | 大崎智行君 |
| 参事兼 企画財政 課長 | 岡野義広君 | 参事兼 市民協働 課長 | 清宮高由起君 |
| 参事兼 経済環境 課長 | 芝野芳弘君 | 総務課長 | 大塚正徳君 |
| 税務住民 課長 | 鳩貝剛君 | 健康福祉 課長 | 河島幸弘君 |
| まちづくり 課長 | 板垣一成君 | 上下水道 課長 | 黒田光利君 |
| 農業委員会 事務局長 | 岩井尉行君 | こども課長 | 七夕夕美子君 |
| 学校教育 課長 | 玉井清人君 | 生涯学習 課長 | 福田良二君 |
| 会計管理者 | 木村修一君 | | |

本会議に出席した事務局職員

| | | | |
|------|------|----|-------|
| 事務局長 | 鵜澤勝己 | 書記 | 五代より子 |
| 書記 | 斉藤良尚 | | |

◎開議の宣告

○議長（佐藤修二君） これから本日の会議を開きます。

（午前 8時59分）

◎議事日程の報告

○議長（佐藤修二君） 本日の議事は、お手元に配付の日程に基づき行います。

◎一般質問

○議長（佐藤修二君） これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 御園生 浩 士 君

○議長（佐藤修二君） 通告順に基づき、5番議員、御園生浩士君。

〔5番 御園生浩士君登壇〕

○5番（御園生浩士君） 皆さん、おはようございます。議席番号5番、御園生浩士でございます。町民の皆様には、お忙しい中、議会の傍聴いただきまして、まことにありがとうございます。

先日の日曜日、報道各社より3.11東日本大震災追悼の番組が紙面で多く報道がなされました。あれから丸7年たちましたが、避難所生活はまだ続いており、復興はまだ道半ばです。被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに、哀悼の意をささげます。

先週の平昌オリンピックでは選手の皆さんが世界中に感動と勇気を与えてくれました。当初、政治的色彩が濃かったが、アスリート同士のきずな、友情によりさわやかさをもたらしてくれました。今パラリンピックが開催中ですが、また世界中の人々に感動を与えることでしょうか。今やオリンピック選手は部活動で秀でた選手が高校、大学、会社のクラブに入るような競技人生のコースではなくなってきているようです。子供のころから民間のクラブに所属し、才能と練習とコーチ力が物を言う時代になりました。学校の先生方も働き方改革で部活動が見直され、部活動自体なくなってしまう日が来るかもしれません。当町においては、フィギュアスケートで吉岡詩果さんが全国4位の輝かしい成績をおさめ、町の表彰を受け、中学校を卒業してまいりました。町民みんなで冬季北京オリンピックへ向けて応援したいと思います。卒業式はあいにくの天気で体育館は雨漏りし、停電が発生し、入学式がおくれてしまいました。進行役の先生も父兄や出席者に事情説明し、謝っておりました。出席した議員として情けない限りでした。

では、本題に入り、一般質問通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、町のガバナンスとコンプライアンスについてお伺いいたします。冒頭、中学校体育館の雨漏りの話をさせていただきました。町予算の都合でしょうか、早急に対応しなければならない事業であり、優先順位のつけ方に落ち度があるのでしょうか。また、酒々井小学校での窃盗事件などはコンプライア

ンスの欠如ではないかと思われます。事件の反省にしても、議会では紛失したとの答弁であり、まだまだ反省が足りないのではないかなと思われます。ただし、現場では年度末予算の検討やカメラ位置の変更などを検討しているとのことと前に進んでいるようです。そこで、町のガバナンスやコンプライアンスについて、どのように定義され、職員に徹底しているのかお聞かせください。

次に、町の平成30年度予算についてお伺いいたします。町の次年度、平成30年度予算について福祉関係予算で町の目玉政策、特筆すべき事業を1つ、教育関係予算で同様の事業を1つお聞かせください。

次に、国保収納率を含め、総合的に評価された順位が千葉県下で最下位と評価され、新聞紙上に2回も発表されてしまいました。担当課は、本当に頭の痛いことと思います。町民においては、これは何だと嘆いており、役場OBの方より新聞の切り抜きをいただきました。収納率初め、成績向上のため今後どのように対処していくのか、お聞かせください。

各市町村には成績により県より補助金額の大小があるようですが、当町は県内で各項目では何位に当たり、1人当たりの差額はトップと比べ幾らぐらいになるのか。補助金の合計金額についてもお聞かせください。

次に、(仮称)酒々井町青少年交流の家についてお伺いいたします。この件に関しては、本当に長いこと議論をしております。裁判に向けて次年度予算に訴訟費用として今後弁護士費用が計上されましたが、私は金額の大小ではなく、主にコンプライアンスについて質問をいたします。1つ目に、第1回目の制限付一般競争入札で参加社が1社でありました。指名審査委員会に諮ったが、入札不成立としたその根拠をお聞かせください。公告には「入札参加者が1社である場合は、特別な事情がない限り入札をとりやめるものとする」の一文が入っていたのか、あわせてお聞かせください。

2回目の入札を指名競争入札6社で行いました。町内3社、郡市内2社、県内1社と聞いておりますが、内訳、社名をお聞かせください。

次に、株式会社ヤマロクは指名審査委員会で町内3社、郡市内2社、県内1社のどこに分類されていたのかお聞かせください。

次に、建設工事請負契約書、建設工事請負約款よりお伺いをいたします。新築工事請負契約書の表紙、発注者、受注者の記名、捺印する部分は誰が作成したのかお聞かせください。契約書の作成で起案者より最終決裁者まで順次決裁が行われましたが、本来の請負者は株式会社ヤマロク、代表取締役、塚本三幸、千葉市花見川区検見川町3-328-15-107ではないでしょうか。印旛郡酒々井町馬橋670-1では契約が成立しないのではないのでしょうか、成立する根拠をお聞かせください。

次に、支店支社等の馬橋住所で契約されたのであれば、支社には本社より委任された代表者が存在するはずだが、代表取締役、塚本三幸氏が指名参加願に登録されているのか。また、支社の技術者として今回提出された現場代理人及び主任技術者は登録がなされているのか、本社で登録されている技術者が本件の現場代理人に選任することが可能なのかお聞かせください。

次に、監督職員が診断書を提出して病欠しているのに、なぜ第11条を適用しないのか理由をお聞かせください。条文については、発注者は監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない、これは行われておりました。監督員を変更したときも同様とする。監督員は変更しておりません。

次に、2016.9月6日の生涯学習課より中央台青少年交流の家新築工事経過についてより、経過の説

明の平成27年12月15日、17日、25日、翌年1月15日、27日、2月の2日の指示は、書面でなされていないが、第1条第5項に発注者、受注者も違反と思われませんが、見解をお聞かせください。条文には、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならないとあります。書面でのやりとりはないというふうに執行部から聞いております。

次に、受注者より第20条第1項(1)、(3)、(5)の請求があったのかお聞かせください。また、町は、なぜ同条第2項、3項、4項、5項及び第21条、第26条、第38条を行使しなかったのかお聞かせください。ちなみに第20条には、受注者は工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。第1項(1)には、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く)。(3)、設計図書の表示が明確でないこと。(5)、設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたことの請求があったのかお聞かせください。また、町はなぜ同条第2、3、4、5項及び第21条、21条については、発注者は必要があると認めるときは設計図書の変更内容を受注者に通知して設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は必要があると認められるときは工期もしくは請負代金を変更し、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な経費を負担しなければならない。第26条には請負代金の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。2項、前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聞いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は協議開始の日を定め発注者に通知することができる。3項、この約款の規定により、受注者が増額費用を必要とした場合は、損害を受けた場合に発注者が負担する。必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。第38条には、受注者の責に期すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は損害金の支払いを受注者に請求することができるを行使しなかったのはなぜかお聞かせください。

次に、第44条、発注者は契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払いの対象となった工事材料の引き渡しを受けるものとし、当該引き渡しを受けたときは当該引き渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。現在、破壊して検査のほうはしておりません。第6項、前項の場合において、受注者が正当な理由なく相当の期間内に当該物件を撤去せず、または工事用地等の修復もしくは取り片づけを行わないときは、今現在の状況ですね。発注者は受注者にかわって当該物件を処分し、工事用地等を修復もしくは取り片づけを行うことができる。現在しておりません。この場合においては、受注者は発注者の処分または修復、もしくは取り片づけについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分または修復、もしくは取り片づけに要した費用を負担しなければならないを行使できない理由をお聞かせください。

次に、受注者の下請負人より、第45条は発注者は受注者の下請負人が当該工事に対する賃金の支払いを遅滞した場合において必要があると認められるときは、受注者に対して支払いを遅滞した賃金のうち

当該工事の対価として適正と認められる賃金相当額を立てかえ払いすること。その他の適切な措置を講ずることを請求することができるの賃金の請求はあったのか。また、請求があった場合は、発注者に支払いの義務は生じるのかお聞かせください。

次に、92件のメールのやりとりについてお伺いいたします。第51条にこの約款において書面より行わなければならないこととされている請求、通知、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならず、その具体的な取り扱いは設計図書に定めるものとするに違反していると思われませんが、見解をお聞かせください。

平成28年6月6日、町へ、リース会社代理人弁護士より株式会社ヤマロクにリースしていた現場事務所、仮設トイレの撤去のため土地への立ち入りを求められ、6月9日リース会社代理人弁護士へ立ち入りの許可をしました。町は、株式会社ヤマロクの工作物に対して現状変更をしたが、了解を得て作業したのかお聞かせください。

次に、予定価格は指名審査委員会で決定されたのか。どこで決定されたのか、お聞かせください。

次に、第2回目の指名競争入札において1,418万400円の積算価格に対して、予定価格は1,250万円でした。積算と予定価格に168万400円の差があります。品確法違反に違反していると思われませんが、どう判断されますか。違反していないのであれば、その根拠をお聞かせください。

次に、低入札価格調査制度または最低制限価格制度の適切な活用の徹底を国は求めておりますが、これに対し町の見解をお聞かせください。

以上で1回目の質問、終わります。詳細なご答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） おはようございます。きょうから一般質問をお受けすることとなりましたので、よろしくお願ひをいたします。なお、答弁につきましては、政策的なものは私からお答え、または副町長、教育長からお答えをし、細部にわたるものは担当からお答えをします。

まず、5番議員、御園生議員からは3点の質問でございますので、順次お答えをいたします。私からは、1点目の町のガバナンスとコンプライアンスについてのご質問にお答えをいたします。

昨年6月に地方自治法が改正され、都道府県や指定都市等については内部統制に関する方針の策定等が義務づけられました。それ以外の市町村につきましては努力義務が課され、いずれも平成32年4月1日から施行となりました。今後は都道府県や指定都市等の大規模地方公共団体の状況を注視し、調査研究してまいりたいと考えております。

また、職員のコンプライアンスにつきましては、地方公務員法により法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止及び秘密を守る義務等が定められており、地方公務員としてその身分を有する限り、職務の内外を問わず守らなければならないものであります。

このようなことから、新規採用時における新任研修やその後の職責に応じた研修等を通じて公務員倫理観を養成するとともに、庁議や機会を捉えて指導等を行い、職員全体に周知の徹底をしているとこ

ろであります。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、私からは2点目の平成30年度予算にかかわる福祉関係の特色ある事業についてお答えいたします。

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、地域で高齢者を支える地域包括ケアシステムの構築や在宅医療、介護連携の推進を初めとした地域支援事業の充実が求められております。こうした状況の中、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住みなれた地域において継続して日常生活を営むことができるよう在宅介護への支援体制の充実を図るため、新たに家族介護慰労金支給制度を平成30年度予算に計上いたしました。内容につきましては、居宅において要介護高齢者等の介護を行う家族等に対し、年額10万円の介護慰労金を支給することにより、当該家族等の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図るものでございます。主な支給要件につきましては、要介護認定において要介護4または要介護5の認定を受け、かつ継続して1年間介護保険サービスを利用していない高齢者等を居宅において介護している町民税が非課税世帯である家族等が対象となります。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 学校教育課長、玉井清人君。

○学校教育課長（玉井清人君） 教育にかかわる特色ある事業について、1つということですので、教育委員会といたしまして児童生徒国際交流振興事業を挙げさせていただきます。中学校の国際交流派遣事業では昨年度10名であったドイツへの派遣を20名に拡大して実施いたします。また、広報ニューすい3月号やホームページでもご案内のとおり、ドイツから20名の生徒を受け入れいたします。ドイツからのゲストは、ホームステイにより日本の日常生活を体験したり、中学校生活を体験したりいたします。交流予定の酒々井中学校生徒にとっても、日本にいながら異文化体験をすることが期待できます。

また、小学校の英語学習については、平成30年度から5、6年生で教科となりますが、当町ではこれを2年間前倒しして、平成30年度から学習を開始し、外国語専科教員を各小学校に1名ずつ配置して指導の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 税務住民課長、鳩貝剛君。

○税務住民課長（鳩貝 剛君） 私からは、30年度予算のご質問の中の国保についてお答えさせていただきます。

国民健康保険税の現年課税分収納率は、平成28年度決算で県内54市町村中26位です。また、収納率の向上については、財産調査を徹底し、担税力があるにもかかわらず納付のない滞納者への差し押さえを強化するとともに、納め忘れを未然に防ぐことを目的として平成30年度に口座振替加入促進事業を予定しています。補助金額は、保険者努力支援制度を前提にお答えいたしますが、制度全体で当町と上位の市、町との1人当たりの差は405円で、1月末現在の被保険者数で試算した合計金額の差は219万7,935円です。なお、制度の中で収納率による1人当たりの差は57.75円、合計金額の差は31万3,409円なので、その差を縮められるよう努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 生涯学習課長、福田良二君。

○生涯学習課長（福田良二君） それでは、私からは3点目の青少年交流の家の質問につきましてお答えをいたします。

まず1点目でございますが、制限付一般競争入札で参加業者が1社の場合の入札の取りやめ根拠というような質問でございますが、酒々井町建設工事制限付一般競争入札実施要領第22条に「入札者が1人となった場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとし、当該中止の旨を通知するものとする」という規定がございます。また、入札公告にも参加1社の場合の入札中止の1文を明記してございます。

続きまして、2番目ですが、指名競争入札6社の社名についてということでございますが、町内業者が、まず小坂建設工業株式会社、続いて、株式会社本名設計工務、続いて、株式会社ヤマロクの3社でございます。郡市内業者につきましては、株式会社海宝製作所、続いて、丸菱工業株式会社の2社でございます。県内業者が株式会社ハイワの1社となっております。

続いて、3点目でございますが、株式会社ヤマロクにつきましては、酒々井町に支店があるということで、酒々井町内として取り扱っております。

続いて、4点目、契約書についてということでございますが、①から⑨までの質問でございます。順番にお答えを申し上げますが、まず①でございますが、(仮称)中央台青少年交流センター新築工事請負契約書の表紙の作成者は誰かというご質問でございますが、当町の契約書のひな形をもとに生涯学習課で作成をし、発注者、それから受注者双方了解の上、押印をし、契約書としてございます。

続いて、②でございますが、契約書中の受注者の住所についてでございますが、入札参加登録申請書の支店の委任事項に契約の締結は含まれていませんでしたので、千葉市の住所で契約すべきところ、誤って酒々井町の住所で契約をしたものでございます。また、この契約が成立しないのではないかとというようなご指摘でございますが、受注者の住所を含め発注者、受注者双方了解の上で押印をし、契約書を取り交わしておりますので、契約は成立しているものと考えてございます。

続きまして、③でございますが、当町としては受注者の所在地は誤りましたが、株式会社ヤマロク代表取締役、塚本三幸氏と契約をしたものでございます。また、入札参加登録申請書の書類の技術者の項目に、本社、支社の区分はなく、人数のみの登録となっており、またその技術者の氏名は含まれておりませんので、契約後に提出のありました主任技術者及び現場代理人の届けにより資格を確認してございます。

続きまして、④でございます。契約書約款第11条、監督員の通知及び変更に関する事項ですが、監督員の休暇の取得が断続的であったことから、課内の職員で対応をしたため、第11条の対応はしませんでした。

続いて、⑤でございますが、契約書約款第1条第5項に「この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない」としてございます。日々の工事における指示事項は約款で定めるものではないと考えております。そういう考え方でございます。

続いて、6番目。契約書、約款第20条第1項の受注者よりこの請求があったかのご質問でございま

すが、書面による通知はございません。したがって、第20条第2項から第5項、第21条、第26条の調査、請負金額の変更もございません。しかし、受注者より口頭による報告があり、変更図面等を求めましたが、再三の請求に対しましても提出はございませんでした。また、第38条、履行遅滞の場合における損害金等につきましては、今後建物の引き渡しとあわせて検討してまいりたいと考えてございます。

続きまして、⑦でございますが、契約書約款第44条第6項、解除に伴う措置を行使しない理由ということでございますが、建物の引き渡しを優先に考えておりますので、危険がない程度の整理は行いましたが、現時点で撤去処分は行っておりません。

続いて、8番目でございます。契約書約款第45条、賃金不払いに関する措置の請求ということでございますが、受注者から下請業者選定の通知がありませんので、町としては把握をしてございません。

次、9番目でございます。契約書約款第51条、情報通信の技術を利用する方法の項目ですが、メールによるやりとりがこれに抵触するとは考えてございません。

続いて、(5)でございますが、現場事務所及び仮設トイレについてのご質問でございますが、平成28年6月6日付でリース会社代理人弁護士より通知があり、撤去のための敷地への立ち入りを求められましたので、6月9日付で敷地への立入許可通知をしたところでございます。町が株式会社ヤマロクの工作物を現状変更したわけではなく、リース会社が撤去したことです。その撤去の了解を町が得る必要はないものと考えております。

最後になりますが、(7)でございますけれども、設計価格と予定価格の差についてですが、予定価格につきましては、税抜きとなっております、さきに議員が質問されました設計価格は税込みとなっております。税抜きの設計価格は1,313万円で、予定価格との差額は63万円でございます。本件設計に当たっては、基本的には千葉県積算基準等をもとに積算しておりますが、設計基準にない項目については、業者見積もりにより積算した項目があることから、適正な価格となるよう予定価格を設定したものであり、公共工事の品質確保の促進に関する法律に違反するとされている歩切りについては当たらないと考えております。また、現に入札者6社のうち3社は予定価格内の入札を行っているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） 私からは、残りのですね、(6)と(8)の件につきまして、ご答弁のほうさせていただきます。

予定価格につきまして、指名審査委員会で決定されたのか、どこで決定されたのか伺うということでございますが、予定価格につきましては、執行伺いをもとに担当課長から町長に事業内容及び設計の根拠等を説明し、町長が決定をしてございます。

8つ目のですね、低入札価格調査制度または最低制限価格制度の適切な活用の徹底を国は求めているが、見解を伺うということでございますが、こちらにつきましては、地方自治法施行令の規定どおり、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認められるときなどに活用することとしてございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 5番議員、御園生浩士君。

○5番（御園生浩土君） よく調べていただきまして、ご答弁いただきましてありがとうございます。平成30年度の裁判のほうは勝ちをとれるんじゃないかなというふうに思っております。

それでは、2回目の質問させていただきます。町の平成30年度の予算についてお伺いいたします。収納率なのですが、国保の収納率は一番下位でないというご答弁いただきました。総合的にはですね、一番下になってしまいましたけれども、その部分についてはどのように考えているのかお聞かせいただきたいというふうに思っております。

それから、直接この部分については関係がないのかもしれませんが、町では酒々井町を日本中に大きくPRをしようということで、シティプロモーションというようにですね、酒々井町を一生懸命PRしております。そのPRしている中で、このような新聞記事が出ることにしてどのようなお考えがあるかお聞かせください。

それから、酒々井町青少年交流の家については、制限付一般競争入札、(1)になりますが、大変失礼をいたしました。私はですね、町の約款にそのように出ているというふうに理解しております。ただし、町には業者の数が少ないんですね。ですから、なかなかここに手を挙げてくるという状況がづくりづらい、できないということでございます。町では先にですね、中小企業を応援しましょうということで条例もつくりました。ぜひともその辺のところの見直しができるのかできないのか、考えてみるのかみないのか、その辺をお聞かせいただきたいというふうに思っております。また、1社でもですね、オープンに公募をしているわけですから、その時点でですね、1社であろうが、私はその部分で入札制度というのは成立しているというふうに考えておりますので、今後ですね、要綱にはそのように書いてあるかもしれませんが、その辺のところの見直しをするかどうか、検討していくかどうかもお聞かせいただきたいというふうに思っております。

それから、株式会社ヤマロクが酒々井町の登録ということで、間違えてですね、登録をしてしまいましたというふうなお話でございました。これは2年もやっている話でありまして、根本のところなんです。双方がお互い納得をして、契約をしているので成立。それも一部わかります。しかし、町長や副町長の出身母体、県ではですね、こういうことが間々あるようです。平成29年度についてもですね、房総のほうでこのようにございまして、県のホームページにはおわびが出ておりまして、関係各所におわびに回ったそうです。その旨ですね、県、出身母体、副町長、町長の出身母体ではそのようにやっておりました。やはりですね、そういったところはオープンにさせていただくように、今後していくほうがいいと私は思っておりますけれども、町の見解をお聞かせいただきたいと思います。それから、この件については、印旛郡市の中でもですね、やはりあってはならないことということでお話を聞いてまいりました。物販販売ですが、それは既に納品がされておりまして、終わったということで契約はそのまんま履行したというお話でした。ただし、指名停止をしたということです。やはりこれが本来の動きではないかなというふうには私は思っております。当町においても、楽器の購入についてですね、同じようなことがございました。落札して納品ができますよということで落札しているんですが、楽器がそろわないということで、入札の落札自体を辞退したんですね。それについて町ではきちっと指名停止をかけているんですね。ですから、そういったこと、各課ごちゃごちゃでなくてですね、統一した形でですね、コンプライアンスですよ、そこのところをきちっと持っていてやっていただきたいんですが、

その辺の考え方もお聞かせいただきたいと思います。

契約書自体、表紙つくるのは町でつくっておりますので、業者はそれに判こつただけでございます。そここのところのですね、本当に担当者も、その課の課長も稟議が流れていく、各課の課長さんもしっかりとですね、そういったところは見えていただきたいなというふうに思っております。私が、その途中の立場であれば、下から回ってきてみんなが判こついているんで、間違いはないかなと私も思って多分判こつちやうと思えますけれども、やはりその辺をですね、注意深く見ていただきたいというふうに思っております。

そのことですね、青少年交流の家の質問ではございますが、コンプライアンスにも係ってまいりますので、その辺、課は違ってくるかと思いますが、この件のコンプライアンスについてですね、総務でしょうか、企画財政でしょうか、わかりませんが、お話をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、こちらの契約書、約款についてはですね、かなり発注者がですね、強い権限を要している契約内容になっております。ぜひともですね、やはりコンプライアンスの問題だと思わうですね。こういうことが起きたら、次どうやると、こうやるといようなことがですね、しっかり担当者に周知されていないとか、理解をされていないんじゃないかなというふうに私は思っております。ですから、このような形になってくるのかなというふうに理解しておりますが、その部分、先ほど町長からコンプライアンスの件についてご答弁ございました。その辺のところをですね、再度お聞きしたいというふうに思っております。

それからですね、低入札価格調査制度についてなんです、国の指導にのっとってやっていると。最低制限価格は設けなければいけないような案件については設けるといようなお話でございましたが、どうぞ見比べていただきたいと思います。他市町村、全てですね……全てとは言いません。ほとんどのところが最低制限価格を設けております。その理由はというふうにお尋ねしますと、成果物に対しての品質の管理、品質の維持、そういったところでそれが保てないといような答えが各自治体からは来ております。

それから、国はですね、事業者に対してアンケート調査を行っております。おたくのところでは、所属する自治組織ではですね、最低制限価格を設けているか、何か不都合は感じていないかといようなアンケート調査をしております。そういったことを踏まえましてですね、ぜひとも規則、規約に不備があるようでしたら、どんどん変えていっていただきたいというふうに思っております。

それと、青少年交流の家のもので、最後の質問のところなんです、(5)ですね。お手元の資料だと(5)になります。リース会社のほうはですね、申し出があつて許可をしましたよといようなお話でございました。それで町のほうはですね、リース会社がやったことであつて、町のほうは手を下していませんよ。現況を変えていませんよといようなお話ではございましたが、町職員がですね、これこれこういうものをこういうふうにかしましたよとい発言がございませぬ。ぜひともですね、この部分はまだ一度確認をしていただいて、ご答弁いただきたいなというふうに思っております。契約書ありますとですね、この現状の変更はオーケーと書いてあるんですよね。ですから、そういう通知出して動かすことに何の悪いことでもございませぬから、ぜひともやっていただきたいなというふうに思っています。

それからですね、92件のメールのやりとりと、こういうところで再度質問させていただきます。前回ですね、私このメールのやりとり、打ち合わせ簿等ですね、資料請求をいたしました。ところがですね、打ち合わせ簿はないという見解で、打ち合わせ簿はもらうことができませんでした。それでは、メールというところでありましたが、メールについてはですね、個人情報ということですね、資料のほうは提出いただけませんでした。それで、こちらの打ち合わせ簿なんです、先日支援センターのですね、今島田建設さんが行っている工事のほうで打ち合わせ簿をいただきました。詳細にですね、やっぱり打ち合わせの経過は出ております。これが普通の会社だと私は思っておりますし、担当者も普通の仕事をしているんだなというふうに理解しております。それで、この中にですね、8月の3日の打ち合わせ簿なんです、青少年の交流の家とは関係ございません。コンプライアンスの意味合いでお話しさせてもらっていますんで。今回の入札で我が社は無理な安い価格で提示し、落札した。現状では入札辞退業者の価格が適正であり、下げた価格で完成するには下請の競争しかありませんというふうにありますね。やっぱり下請の圧迫につながってくると思います。やはり適正価格。業者がとったんですから、それは適正価格だというふうに私は理解していますし、こういうことを書かせること自体ですね、ちょっと違和感を私は感じます。指導の仕方、こういうことは書くなよという指導でなくてですね、本当に打ち合わせ簿ということで、しっかりと打ち合わせをしていただいて、工事のほうを進めていただきたいと思いますが、その辺についてお答えございましたら、ご答弁いただければと思います。

2回目は、これで終わります。

○議長（佐藤修二君） 税務住民課長、鳩貝剛君。

○税務住民課長（鳩貝 剛君） 私からは、国保の関係のご質問にお答えしたいと思います。

国保の県内の順位を先ほど54市町村中の26位というふうに申し上げましたが、ほかの町税、個人町民税、固定資産税等の町税につきましては、県内で14番、15番ぐらいの順位になっているのが現状でございます。また、国保に限らないことなんです、全てに考えていることなんです、収納率の向上のためにはなるべく早い時期での未納者への接触することが大変重要だと考えております。特に国民健康保険につきましては、納期が7月から翌年2月まで毎月ございますので、それが1回納め忘れますと、それがだんだん重荷になってくるというような鑑みまして、なるべく早い時期での未納者への接触というふうなことで考えてございます。

また、そのほかにおきましても、債権の差し押さえにつきましても、預貯金以外のあらゆる債権の差し押さえを念頭に置きまして、悪質な滞納者の方につきましては、財産の調査を行った上で滞納処分を国保に限らず、全ての税においてやっていきたいというふうに考えてございます。

また、昨年ご指摘のように2回新聞に出ました酒々井町が最下位だというふうなことで、どういうふうに考えているかというふうなご質問なんです、これは当然町として～（終了5分前のベルの音あり）～不名誉なことと思っております。これにつきましては、収納率だけではございませんで、総合的に今後努力していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） それでは、私はちょっと入札関係の関係で一般的な話ということ

でご質問いただきましたので。1社でも、町内業者が少ないのだから今後1社でも入札を中止しないで今後やっておくべきではないかというようなご質問かと思えますけども、こちらにつきましては、特別な事情がある場合は、1社でもやるというようなことになってございますので、指名審査委員会のほうで検討はしていきたいと考えます。

また、私の答弁のほうで低入札価格とか最低制限価格の関係でご質問をいただいたと思えますけども、こちらにつきましては、最低制限価格につきましては公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行後は、ダンピング受注の防止を目的ととられているもともとの趣旨は、地方公共団体がですね、損害をこうむらないような、また技術上、常識で考えられないような低価格の落札を防止するために設けられたものと認識してございます。余り不適切に運用すると契約内容に適合した履行が期待できる価格で入札した業者を排除する結果ともなることから、個別案件ごとに適切に判断してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 生涯学習課長、福田良二君。

○生涯学習課長（福田良二君） それでは、（5）の現場事務所とトイレについての移設の問題のご質問でございましたが、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。リース会社代理人の弁護士から通知がございましたので、その旨を町の代理人弁護士と相談の上、撤去のための敷地内への立ち入りのみ許可をしたものでございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 5番議員、御園生浩士君。時間が迫っていますので、簡潔にお願いします。

○5番（御園生浩士君） この問題はですね、この問題は今国会でやっております森友問題と非常によく似ているなというふうに思っております。向こうのほうは1年、こっちのほうは2年の大先輩であります。それでですね、一番大切なのは、安倍さんは「もしも関与していたら、国会議員も総理もやめるよ」と言ったところから火がついたんじゃないかなと私は思っております。酒々井町においては、町長が非がないというお答えで、100%のようなですね、答弁をして長引いているんじゃないかなというふうに思っております。

それからですね、この真相は平成30年度にしっかりと町民の皆さんに見えるような形になってくると思います。ぜひともですね、オープンにさらしていただいでですね、やっていただければなというふうに思っております。ここで、一番ネックになるのは92通のメールのやりとりだと思います。資料請求しても、個人情報ということでお出ししていただけませんでした。このところは裁判になればですね、しっかりと出てくるものというふうに解釈しております。私の推測ですと、結構罵詈雑言がお互いであるのかな。または、片っ方が受けるばかりの罵詈雑言があるのかなというふうに理解しております。ぜひともですね、平成30年度一発目から裁判というのは嫌でしょうけれどもですね、町民皆さんが目撃しておりますし、きれいにですね、町の言ったとおりですよ。100、ゼロになっておりますよ。町が査定した金額以上は出ておりませんよ、という結果を望んで私の質問終わらせていただきます。

○議長（佐藤修二君） それでは、5番議員、御園生浩士君の一般質問が終了しました。

ここでしばらく休憩します。

(午前 9時59分)

○議長（佐藤修二君） 休憩前に引き続き再開します。

(午前10時10分)

◇ 酒瀬川 健 一 君

○議長（佐藤修二君） 通告順に基づき、次に3番議員、酒瀬川健一君。

〔3番 酒瀬川健一君登壇〕

○3番（酒瀬川健一君） おはようございます。3番議員の酒瀬川です。2016年の11月の早朝にJR博多駅前で見ました福岡市民のどぎもを抜く大規模な道路陥没事故によりまして、都市機能を担う上下水道、電気、ガス、通信などの道路に埋設されたライフラインは軒並み分断され、市民生活に大きな影響を与えてしまいました。また、ことしの2月6日には台湾東部を襲ったマグニチュード6.4の大地震は、ビルが崩壊するなど多くの国民が犠牲となり、大変な被害をもたらしました。

これらのことから、安全で安心して快適に暮らせるまちづくりの確立を目指しまして、通告に従い、私からは、1点目は、上下水道管の老朽化対策と暮らしへの影響について。2点目は、高齢者を守る防犯対策について。3点目は、酒々井町景観計画についての3点につきまして、議長よりお許しをいただきましたので、順次質問をさせていただきます。

1点目は、上下水道管の老朽化対策と暮らしへの影響についてであります。上下水道施設は毎日の暮らしになくてはならない重要なライフラインであります。全国的に管の老朽化が進んでおり、このままでは住民の日常生活に甚大な影響を与えかねなく、今後いかに守り抜けるかが重要な課題となってきました。水道管は、下水道管に比べまして、老朽化対策がおくれみであると言われております。道路に埋設された水道本管の耐用年数は、おおむね40年とされております。町でも既に耐用年数を過ぎた水道本管が多いものと思われ、老朽化による事故の発生リスクを抱えております。このことから、町民の生活に欠かせない水道を安定的に供給するための耐震化や老朽化対策工事は急務であり、将来に向けて施設を計画的に更新しつつ、いかに適正な状態に維持管理するかが今後の重要な課題となっております。また、水道管の老朽化によりまして、管に鉄さびが発生すると安全な飲料水とは言えなくなり、町が誇る安全でおいしい水を維持するためにも、水道本管の老朽化対策には待ったなしの対応が迫られています。

次に、下水道管についてであります。国土交通省が平成27年に法改定した改正下水道法によりまして、機能維持のための点検や清掃等が義務化され、また管渠のうち腐食のおそれの大きい下水道管につきましては、5年に1回以上の頻度での点検が義務づけられました。この背景には高度経済成長期に埋設された下水道管が50年の耐用年数を超え、管の破損部や亀裂部に土砂が引き込まれ、管の周囲の空洞に雨水や地下水が流れ込んだり、工事の際の埋め戻し不足によりまして道路陥没事故を引き起こしているという事実があります。道路表面にわずかな異常があらわれたときには、既に地中の空洞化は大きく成長していると思われ、これによりまして、地下埋設物の水道管やガス管などのライフラインが寸断され、日常生活に甚大な影響を与えてしまいます。また、災害発生時に、これは自然災害発生時に救急車

や消防車などの緊急車両が通行する緊急輸送路で、路面下の空洞化からくる陥没により通行が妨げられ、救助作業やその後の復旧作業にも大きな支障を来すことも十分に考えられます。そのため、道路の下に空洞化などの異常が発生していないかどうかの確認調査を事前に実施し、異常が発見された場合には直ちに処置を施すことは危機管理の面からも大変重要なことであるものと考えます。

マンホールのふたの件ですが、マンホールのふたの耐用年数についてであります。平成15年に国土交通省より下水道施設の改築についてという通知が出され、標準的耐用年数が車道部で15年、歩道部では30年と改められました。ふたの劣化の進みぐあいは、通行量など道路状況により違いはありますが、表面がすり減り、自動車や自転車、また歩行者のスリップ等によりまして事故につながる危険性が十分に考えられることから、これらの点を踏まえまして町の考えを伺います。

1つ目は、最近、町で発生した水道管の漏水事故の概要とその主な原因について。また、町民生活に欠かせない水道水を安定的に供給するための老朽化、耐震化対策工事の優先順位は町ではどのような基準で決められているのかお伺いいたします。

2つ目は、下水道管渠の老朽化が起因とされます陥没事故がこれまでにあったのか。また、各地で発生している道路陥没事故を受け、路面下の空洞調査の実施状況を含めた管の老朽化対策への町の取り組みについて伺います。

3つ目は、標準的耐用年数が車道部で15年、歩道部で30年と改められましたが、表面のすり減りによる自動車のスリップ事故撲滅に向けてすり減りの激しい下水道用マンホールふたを交換すべきであると思われませんが、検討されているのかお伺いいたします。

2点目は、高齢者を守る防犯対策についてであります。年々増加の一途をたどる振り込め詐欺の被害は、千葉県警によりますと、平成29年8月までの振り込め詐欺件数は、前年比164件増の900件、また被害額は14億6,000万円となっており、前年比、約5,000万円の増額となっていると報じられておりました。これは、昨年8月末ですので、それから12月までを換算しますと、恐らくもう20億円を超えたんじゃないかなと考えられます。手口はさまざまでありまして、息子や孫をかたる手口や還付金の返還を名目とする手口が際立っているとされており、中にはゆうパックやレターパックで現金を送らせるという手口もありました。千葉県警や日本郵便では顧客が高額の現金を引き出したり、ゆうパックを利用したりする際に声かけを徹底し、被害防止に努めているようですが、大切なことは高齢者本人の注意力を高めていくことではないかと思えます。被害が後を絶たない高齢者を狙った振り込め詐欺は、その手口がますます巧妙化してきており、未然に防止していくためには身近なところから細やかな対策の必要性が高まっております。お隣の成田市では自宅の固定電話に接続するだけで役立つ振り込め詐欺見張隊、これは自動通話の録音機なんです。この振り込め詐欺見張隊という着信時に振り込めの詐欺を防止する音声を発生し、通話を自動的に録音する装置によりまして、電話口の犯罪行為に対し警告音声と自動通話記録によりまして、犯罪の抑止効果が期待できる装置を無料モニター100人を募集しまして一定期間市民に貸し出しをしております。特殊詐欺の認知件数は年々増加する傾向にあることを踏まえまして、高齢者を犯罪から守る観点から電話による振り込め詐欺事件への町の取り組みについて伺います。

1つ目は、電話による振り込め詐欺などの特殊詐欺にかかわる近年の被害件数、被害金額、詐欺被害の内容について把握されているのか伺います。

2つ目は、振り込め詐欺関連の相談件数はどのくらいあったのか。また、振り込め詐欺は、詐欺以外の電話による詐欺にはどんなものがあるのか。また、町民への振り込め詐欺注意伝達方法や町で行っている振り込め詐欺防止対策について町の考えを伺います。

3点目は、酒々井町景観計画についてであります。酒々井町景観計画によりますと、町名の由来である酒の井や、また酒々井宿を初めとする歴史的資源や地域の文化的資源など、歴史と文化を継承していき、旧成田街道、現在の県道137号線ですが、旧成田街道沿いの歴史的な町並みを中心に旧酒々井宿の歴史や文化を感じられる修景整備を進め、来訪者が安全に楽しく回遊できるようにする。また、地域の宝物を町民とともに積極的に保存し、町民の生活環境の向上を図るための取り組みを旧酒々井宿で行っているとされていることから、これらの対象となる土地や建物等の所有者や権利者と町との間での維持管理方法や酒々井町景観計画の進捗状況について何点かお伺いいたします。

1つ目は、旧酒々井宿景観地区の整備後に対象となる土地や建物の維持管理はどこで行う考えなのか。また、それに要する費用は誰が負担することになるのか。町と権利者との協議状況についてお伺いいたします。

2点目は、景観づくりの中の町名の由来となっている酒の井に多くの観光客を呼び込むためには、進入路の整備やバスも停車できる駐車場の整備が必要であると思われませんが、町の計画を伺います。

3つ目は、江戸初期のまちづくりを現在に伝える旧酒々井宿整備計画の進捗状況について。また、これと関連する県道の歩道整備事業との業務遂行上、問題となる事項は生じていないのかをお伺いいたします。以上で1回目の質問を終わります。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、3番議員、酒瀬川議員からは3点のご質問でございますので、順次お答えをさせていただきます。

私からは、3点目の酒々井町景観計画についてのご質問のうち、土地、建物の維持管理に関するご質問にお答えをいたします。

平成29年4月に公表しました酒々井町景観計画では積極的に景観形成を進めるべき重要な地区を地元の皆様との合意形成を前提とし、景観形成重点地区に定めることができるとしております。ご質問にあります旧酒々井宿を中心とした周辺地区につきましては、景観計画の中で歴史や文化が感じられる景観を有する重点地区とする案をお示ししております。今後、重点地区として定めていくにはワークショップ等を開催し、地元の皆様を中心となって皆様と意見交換をしながら地区独自の景観形成の目的や方針、基準を定め、景観の保全、形成を進めていくこととなります。対象となる土地や建物の維持管理につきましては、基本的には所有者が行うこととなりますが、維持管理に関する負担の軽減につきましては、他市町村の事例などを参考に検討していく必要があるものと認識をしております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 上下水道課長、黒田光利君。

○上下水道課長（黒田光利君） それでは、私からは、質問事項の1にございます上下水道管の老朽化対策と暮らしへの影響についてのご質問について順次回答させていただきます。

まず初めに、(1)の水道管の漏水事故につきましては、過去に漏水事故が多く発生しておりました東酒々井地先について、平成24年度から更新工事を実施していることもございまして、最近では漏水事故がほとんど発生していない状況でございます。直近での漏水事故となりますと、平成29年3月に馬橋地先のネオポリス団地内で発生したものととなりますが、こちらにつきましては、団地内を通常通行しない残土運搬大型ダンプが団地内道路に設置されている制水弁上を繰り返し通行した影響によるものと考えております。一方、最近では宅地内の給水管、これは本管から各戸へ引き込む蛇口等の給水装置までの管を給水管と呼んでおります。こちらを建物解体業者等が重機でひっかけて漏水させてしまう事故が多く発生しております。この原因につきましては、事前に給水管の引き込み位置等を確認しないで施工してしまうことによるものでございます。

次に、水道施設の老朽化、耐震化対策工事の優先順位の基準についてのご質問ですが、既に策定済みの酒々井町水道事業ビジョンにおいて現状評価をもとに、耐震化及び更新等の課題を整理した上で、将来目標等を設定し、実現方策を定めております。また、この中で重要度、優先度等を考慮した事業計画を定めておりますので、今後はこれをもとに事業効果を確認しながら計画の見直し、詳細計画の作成を行い、水道水の安定供給に努めてまいります。

次に、(2)、下水道管渠に起因する陥没事故につきましては、過去に発生例がございしますが、その原因は、ご質問の管渠の老朽化に加え、過去の地震による劣化、軟弱地盤による不同沈下等によるものと考えております。下水道管路施設の標準耐用年数は50年とされておりますが、町内には布設後40年以上が経過した管路があり、その一部路線につきましては、テレビカメラによる管内調査で劣化状況を把握し、更新計画を検討しております。

今後につきましては、既存の下水道施設全てが対象となりますストックマネジメント計画を策定し、効率的な施設管理を図ってまいります。また、現時点で下水道に起因する空洞調査等は行っておりませんので、今後は調査について検討してまいりたいと考えております。

最後になりますが、(3)、下水道用マンホールぶたの交換につきましては、耐用年数を超えて使用し、表面のすり減り、がたつき等が発生したのものについて随時交換してまいりましたが、東酒々井団地等では、コンクリート製の古い規格のふたも残っており、この全てが直ちに危険とは考えておりませんが、管路施設同様、ストックマネジメント計画による効率的な更新を図ってまいります。

私からは以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 総務課長、大塚正徳君。

○総務課長（大塚正徳君） 私からは、質問事項2の高齢者を守る防犯対策についての振り込め詐欺事件への取り組みについてお答えします。

千葉県警察ではオレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺を総称して振り込め詐欺と呼んでおりますが、この種の犯罪は手口が多様化、巧妙化し、高齢者の方々が老後の生活費にためていたお金をとられる許せない犯罪であります。町ではこうした犯罪から町民を守るため、佐倉警察署と連携しながら各種防犯啓発活動を実施しております。

初めに、平成29年中の振り込め詐欺の件数は、千葉県内全体で1,501件発生し、被害総額は約22億7,800万円となっており、佐倉警察署管内においては62件発生し、被害額は約4,800万円。当酒々井町に

おいては2件発生し、被害額はありませんでした。2件の発生のいずれもキャッシュカードをだましとられる事件です。酒々井町では振り込め詐欺の犯罪は、平成25年から平成28年まで数件発生しており、被害総額は約100万円から約1,800万円の範囲の被害額であるとのことでございます。

次に、住民から町への振り込め詐欺等の相談につきましては、現在のところございませんが、今後町に相談があった場合には、事件に関連する事案であることから警察に相談するよう案内していきたいと考えております。また、町民への振り込め詐欺等の対策については、「あなたの口座から現金が出されている」と言われ、キャッシュカードをだましとられる事案が多発傾向にあるため、このような事案に沿って集客力のあるJR酒々井駅及びスーパー店舗前において、チラシや啓発物資の配布による防犯啓発キャンペーンを実施するとともに、自治会への回覧物配布による啓発や防犯ボックス勤務員により行っている自治会や防犯ボランティア団体との合同パトロールでの指導、助言を行っております。町といたしましては、今後も各事案に沿った防犯活動を推進するとともに、電話で詐欺の防止対策として迷惑電話防止機能付電話機の設置が有効であるという検証結果もあることから、設置促進の指導を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 生涯学習課長、福田良二君。

○生涯学習課長（福田良二君） それでは、私からは3点目の景観計画についての（2）と（3）についてお答えをいたします。

まず、酒の井につきましては、町名由来の地として地元の方々により整備が進められ、観光客誘致のためPRを進めてございます。しかし、ご指摘のとおり、現在、酒の井周辺は道幅も狭く、駐車場等の施設もないため、見学者に大変ご不便をおかけしているところでございます。そこで町ではまちの顔づくり推進事業の中で、酒の井の将来的な保存活用を見据え、来年度、周辺の空き家、空地を利用した駐車場等便益施設の設置の調査、協議を進めてまいりたいと考えてございます。

続いて、3点目ですが、旧酒々井宿の町並み保存整備を行うため、町では地方創生交付金を活用してまちの顔づくり推進事業を進めており、現在、平成28年度及び平成29年度の2カ年にわたり交流支援拠点の整備に関する基本的な考え方を作成をしております。平成30年度につきましては、この方針に基づいて重点地区のモデル的整備を実施する計画であり、印旛沼眺望名勝地の下がり松や筋吉五郎邸を対象に修景整備及び公開イベントを行う予定でございます。また、まちの顔づくり推進事業では県道の歩道整備や横町地区で進める歴史の道整備事業との調整が必要となっており、今後引き続き県と協議を行いながら、訪問者の安全確保を踏まえた具体的な整備範囲及び内容や方法等について検討を行うとともに、地権者や所有者のご理解が必要なことから丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 3番議員、酒瀬川健一君。

○3番（酒瀬川健一君） ご回答をいただきましてありがとうございます。上下水道管の老朽化対策についてであります。先ほど担当課長のほうからですね、この老朽化対策に限らず管の交換とか、そういった点検作業は計画的に行っているというお答えをいただきましたので、今後とも引き続きですね、その事業を進めていただきたいと思います。また、空洞化対策についての調査は行っていないというこ

とでございましたが、これは道路の陥没事故に大きく影響してまいりますので、その辺の検討もひとつよろしく含めてですね、よろしくお願ひしたいと思ひます。

道路が陥没してしまいますと、その道路に埋設されております電気、水道、ガス、あるいは上下水道管などの住民生活に必要なライフラインが寸断されてしまいます。これによりまして、近隣住民の日常生活に多大な影響を与えてまいりますので、この道路の陥没がこの上下水道管の漏水とか、あるいは路面下の空洞化に、空洞化において地下水、地盤沈下が起きるんですが、そういった上下水道管が原因であると言われることのないようにですね、引き続き点検とか調査を行っていただきたいと思ひます。

また、上水についてですが、酒々井の水は近隣の市町村からでもなかなか好評のようでございますので、この名水を守るためにもですね、管の老朽化対策あるいは管の洗浄ですね、洗浄はもちろんのこと、日々の点検を怠りなくしていただきまして、交換が必要であるものについては早目の対策をとっていただくことをお願ひしたいと思ひます。

続きまして、振り込め詐欺についてでございますが、先ほど総務課長のほうから自動通話の録音機、これの検討もちょっとしたいというご回答をいただきましたが、成田市では100人を対象にアンケート調査をして、この3月いっぱいでの使用ですか、使用の調査が終わると思ひまして、来年度早々には多分今後どうするかというような動向を発表すると思ひます。東京都ではですね、もう既に数年前からこれを実施してまして、都下の1万人の家族を対象にモニターを募集してアンケート調査を取りまとめ、その効果が期待できるという判断からだと思ひますが、東京都では既に65歳以上の方が一緒に住んでおられる家族ですね、を対象といたしまして、その機械の購入費用、およそ1万二、三千元ぐらいすると思ひますが、その半分以上で上限額は低いんですけども、上限額を4,000円と定めて今補助しております。恐らく成田もそのような補助対象になるものと思ひますが、今後ですね、千葉県警や、あるいは県内の各自治体、当然成田市を含めてですが、その辺の実情調査、調査というか聞き取りをしていただきまして、町がこれは有効であると判断された場合にはですね、少し早目の対応。ですから、モニターを募集するということはもうやめて補助するというようなところまでですね、持っていっただければと思ひます。振り込め詐欺にひっかかる人は、先ほど私当事者に問題があると言ひましたが、ちょっと聞こえますか、大丈夫ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 3番（酒瀬川健一君） 言ひましたが、孫やかわいい息子から電話がかかってくると「300万円ちょっと電車の中、忘れちゃったから用意してくれ」と「500万円用意してくれ」というような電話がかかってくるまゝと、それを持っている高齢者は、高齢者、結構今所有資産が多いそうですので、ああ、300万か500万ぐらいかということならば、じゃ孫のために助けてあげようというような考えになってしまうと思ひます。これがね、全く、私もそうですけども、そんな電話かかってきたって、「家にはそんな金がないよ」と言えば、それで、もう終わっちゃうと思ひますね。その辺をつけ込んでくると思ひますので、この振り込め詐欺見張隊、これ117で「いいな」と言うらしいんですけども、東京都では先ほど申しましたように、もう既に補助金を出しております。成田も、恐らくそれに右へ倣えしてくると思ひますので、町もその辺のことを考えまして、高齢者の電話口による詐欺防止の撲滅に向けてですね、ぜひとも取り組んでいただきたいと思ひます。

3点目の酒々井町景観計画についてであります。先ほど町長のほうから当然の、当然と言えば当然なんでしょうけども、県内の情勢を比べて、比較して酒々井町もそれに劣らぬような補助といいますか、援助といいますか、その辺を考えて。これまでも考えてきたし、これからも考えていくというようなお答えをいただきましたが、実際にですね、その文化財の指定を受けた土地の所有者、あるいはその建物を管理している人はね、非常に窮屈な思いをして生活するはずなんです。そして、町は計画したけども、維持管理とか、それに要する費用はあんた方住民でやってくださいよと。ちょっと私、問題があるんじゃないかと思います。町もですね、この事業は町の歴史を残すために非常に意義のある事業であると私は考えておりますので、もう少しですね、所有者あるいは権利者に対して財政的な補助を含めて、管理も含めてですが、財政的な補助のほうも検討していただくことをお願い、要望いたしまして私の一般質問を終わります。

○議長（佐藤修二君） それでは、3番議員、酒瀬川健一君の一般質問が終了しました。

◇ 平 澤 昭 敏 君

○議長（佐藤修二君） 通告順に基づき、次に11番議員、平澤昭敏君。

〔11番 平澤昭敏君登壇〕

○11番（平澤昭敏君） 11番議員、公明党の平澤昭敏です。4点について質問いたします。

1点目は、ヘルプカードについてであります。人が輝き、活躍できる社会、高齢者も若者も、障害や難病を持つ方も全ての一人一人の持つ可能性や能力を最大限に発揮できる社会でなければなりません。ヘルプカードは、名前や緊急連絡先、持病などを記入し、周りの人の理解や手助けが必要なときに提示して使うものですが、カードは県から来ているのですが、福祉課のところにこれがあるんですけど、これがヘルプカードです。また、このカードについてですね、県から来ていますけども、これを入れるケースがないんです。これを入れる。ただ、これをぽこっと置いておくだけでいいので、これを入れるケースをできないかどうかです。

また、見ただけではわからない障害を持つ方などのためのヘルプマークについて伺います。ヘルプマークは、内部障害や難病、妊娠初期などで援助や配慮が必要な方々が周囲に知らせることができるよう作成されました。障害者への理解や配慮を促進する上で大変意義があります。政府として統一的な決定を行い、地方公共団体の普及、啓発の取り組みなども支援しています。周りの人に配慮を必要としていることを知らせるヘルプマークの導入について町の考えを伺います。

2点目は、2013年に子供の貧困対策法が制定され対策を講じることが行政に義務づけられて5年になりました。2017年の厚生労働省の調査によると、経済的に厳しい家庭で育つ17歳以下の子供の割合を示す子供貧困率は13.9%で、前年より2.4%低下したが、子供7人に1人が貧困状態にあります。中でも深刻なのがひとり親世帯で、可処分所得の高い人から低い人を順番に並べ、その中間値の半分の所得しかない相対的貧困に陥っている家庭は50.8%で、大人が2人以上いる世帯の5倍になります。相対的貧困の具体的な収入水準は、親1人、子1人の世帯で可処分所得が173万円程度以下とされています。母子家庭の母親の年間就労収入は、平均で200万で生活が大変苦しい、やや苦しいを合わせると82.7%になります。過去1年間に必要な食料を買えなかった経験がある世帯は約1割あり、毎日野菜を食べられ

ない子供は約2割になります。学力について授業が余りわからない、ほとんどわからない、わからないことが多いと回答した子供は、小学校5年生の困窮層で学年平均の2倍を超えて28.7%、中2の困窮層では51.5%となります。相対的貧困状態の子供は、学校では元気に振る舞っていても、実態は十分な栄養がとられていない、旅行やプレゼントなど普通の子供と同じような体験に欠ける、経済的な理由で進学を断念するといった状態に陥りやすくなります。世帯収入は、子供の学力や学歴に影響します。大学などへの進学率も低くなり、この結果、貧困の連鎖が生まれやすくなり、将来的に正規雇用で働ける子供が減り、結果として税金や社会保険料などの収入が減り、生活保護に陥れば公的支出の増加になります。親の事情がどうあれ、本来子供に責任はないはずですが、子供たちは、日本の未来そのものであり、子供をどう社会全体で育てるかが大事になってきています。町として、こうした経済状況の実態を把握しているのか、また支援策としてどのような取り組みをしているのか伺います。

3点目は、公立学校の避難所機能についてです。文部科学省は、災害時の避難所に指定されている全国の公立学校の防災機能に関する調査結果を公表しました。昨年4月1日時点で断水時に水洗トイレにかわる機能を備えている学校は半数であり、また災害発生から住民が避難し、救援物資が届き始めるまでの数日間に必要となる機能を調べました。携帯トイレやマンホールトイレなどのトイレ機能を確保している学校は49.5%、非常用の自家発電設備などで電力を賄えるのは53.4%、校内などに倉庫を持ち物資の備蓄機能があるのは72%、貯水槽やペットボトルの備蓄などにより飲料水を確保しているのが66.4%でした。当町の公共学校の種々の件について現在の状況を伺います。昨年4月の熊本地震ではこうした機能を確保できず避難者が体調を崩すケースが多々ありました。今後の対応についても伺います。

4点目は、街路樹についてです。街路樹は、木陰や安らぎを与えてくれるが、特に迷惑な存在としてとられてしまいます。落葉清掃が大変、虫が発生する、街路灯や看板を遮る、運転中の見通しが悪いなどの声もあります。京都市は、11年度からイチョウなどの紅葉街路樹の剪定を2段階で行っています。落葉の清掃が大変という声と紅葉を楽しみたいという声の双方に配慮しました。第1段階で半分程度枝を落として落ち葉の量を減らし、紅葉シーズン終了後に第2段階の剪定をしています。酒々井町は、紅葉シーズンに剪定し、紅葉は見られず、落ち葉はいつまでも処理せず、落ち葉の上を歩くのに滑って危ないし、雨が降ったらもっと危険であります。剪定の時期も業者と相談していると思いますが、考えを伺います。また、京成酒々井駅前の街路樹は値上がりが多く、転ぶと危険なので木を抜くか樹種を変更するか町の考えを伺います。

以上で1点目の質問を終わります。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、11番議員、平澤議員からは4点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

2点目の貧困の連鎖についてのご質問にお答えをいたします。

子供たちの将来が生まれ育った環境で左右されることがないように、また貧困が世代を超えて連鎖することがないように子供の貧困対策については、行政と各関係機関が連携して総合的に取り組まなければならないものと認識をしております。ご質問のひとり親世帯の経済状況の実態を把握については、児童扶

養手当の手續に前年度の所得状況を確認しております。また、支援策については、就学援助や児童扶養手当、医療費の助成など経済的支援を行うとともに、貧困の連鎖を防止するため子供たちの学習支援を行っております。今後も引き続き関係各課と相互に連携して必要な行政サービスや情報をしっかり提供してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、私からは1点目のヘルプマークの導入についてお答えいたします。

ヘルプマーク等については特定の障害にとどまらず、妊娠初期の方などを含め、援助や配慮が必要としていることが外見からわかりにくいさまざまな方が利用できることから大変意義があるものと考えております。町では千葉県が作成したヘルプカードを窓口配置し、希望者に配布しております。ご質問のケースにつきましては、携帯方法が障害の種別や状況等によって異なることから財布や定期入れ、または市販のケースに入れてかばんの外に取りつけていただくことなど、利用者自身に適した方法で携帯していただいております。また、ヘルプマークの導入に当たっては、対象者の範囲や配布方法などに検討を要すること、さらに外出先での緊急時に使用することが多いことなどが考えられることから、広域的な導入が望ましいものと考え、今後は県や近隣市町の動向を注視しつつ、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 総務課長、大塚正徳君。

○総務課長（大塚正徳君） 私からは、質問事項3の公立学校の避難所機能についてお答えさせていただきます。

ご質問の小学校2校及び中学校は災害時の指定避難所として指定しており、避難所機能としましては、各学校敷地内に設置してあります防災備蓄倉庫に非常食、毛布、マット、担架等の災害対応備蓄品を保管しております。

災害時の施設機能としましては、ライフライン等の施設が破損された場合に備えた整備をしております。災害対応機能としましては、上水道が断水した場合には不足する水を確保するために各学校敷地内に発電機で対応できる防災井戸を設置しており、また校内の下水道管が破損し、トイレが使用できない場合の対応として学校に防災用のベンチ型マンホールトイレを3基ずつ設置しております。さらに、停電時の夜間照明として発電機付投光器4灯式を各学校に1基設置し、災害時に備えております。

なお、食料や生活物資等の供給についてですが、災害発生当初は、町保有の災害備蓄品を供給し、不足が見込まれる場合は、応急生活物資供給の協定を結んでいる事業者や千葉県への不足物資等の提供を要請し、災害物資の供給を行います。しかしながら、大規模な災害発生時には救援までに時間を要することが予想されることから、災害に備え各家庭におきましても3日間程度の家庭内備蓄をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） まちづくり課長、板垣一成君。

○まちづくり課長（板垣一成君） 私からは、4点目の街路樹の管理につきましてお答えさせていただきます。

街路樹の剪定につきまして、平成29年度は中央台地区、JR酒々井駅から京成酒々井駅までの区間、東酒々井の一部、ふじき野地区におきまして、冬季に1回の剪定を実施しております。

害虫が発生した際の駆除、枝や葉の繁茂により視界不良が生じている箇所の枝落としは適宜実施しております。剪定につきましては、管理本数が非常に多いことから年度ごとに実施地区が限られてしまうのが現状ですが、回数及び時期について検討してまいります。また、歩道上の落ち葉につきましては、沿道住民の皆様のご協力により清掃していただいているところでございます。

続きまして、街路樹の値上がりにつきましては、歩道が盛り上げられた箇所を確認し、補修可能なものについては、舗装を取り除き樹木の根切りを実施し、特に値上がりが大きく補修が困難な箇所につきましては、樹木の撤去についても検討し、歩行者等の安全を確保してまいります。

私からは以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 11番議員、平澤昭敏君。

○11番（平澤昭敏君） 2回目の質問なんですけども、1回目、本当にありがとうございます。適切なお答えでした。避難所のことについてなんですけども、災害時に避難所として地域住民の命を守る学校施設が今国会で成立した2017年度補正予算では、学校施設の防災、減災対策を強化するため予算を手厚くしました。熊本地震では避難所で最も不便を感じたのがトイレだったことが被災者への調査でわかっています。学校トイレの洋式化は今酒々井町は進んでおりますが、段差を解消し、車椅子も利用できるバリアフリートイレの設置、また情報収集や連絡手段として欠かせないスマートフォンが使えるWiFi環境の整備、備蓄倉庫の整備について伺います。

○議長（佐藤修二君） 総務課長、大塚正徳君。

○総務課長（大塚正徳君） ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

小中学校のトイレにつきましては、全体で約72%が洋式化に改修されていると確認しております。また、災害時に学校施設を指定避難所として開設することから、通路等の段差解消は臨時的にスロープ等を設置し、車椅子使用者や歩行に支障のある方の利用に配慮を行いたいと考えております。

次に、WiFiについてでしたが、WiFiは既に学校施設内の一部で大手携帯電話会社2社の負担により無料で利用可能となっております。災害発生時には2社の判断により他社の、他社も1社大手ありますけども、の契約者についても利用が可能となるような状況ということで整備をしてございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） それでは、11番議員、平澤昭敏君の一般質問が終了しました。

ここでしばらく休憩します。

（午前11時04分）

○議長（佐藤修二君） 休憩前に引き続き再開します。

（午前11時15分）

◇ 那 須 光 男 君

○議長（佐藤修二君） 通告順に基づき、次に4番議員、那須光男君。

〔4番 那須光男君登壇〕

○4番（那須光男君） 一般質問4番手の那須光男です。私は、常々質問に先立って前置きを省いて質疑に十分時間かけるよう心がけてきました。今後もそのつもりでおります。しかし、本日は少し時間をいただきたいと思ひます。

昨晚、「原発ゼロと再エネ未来」というBSのテレビを見ました。この番組を見ながら小坂町長も見ているのかなと思ひました。と申すのは、実は2月15日の夜7時半ごろからプリミエール会議室で立憲民主党主催の原発ゼロを目指す集会がありました。会場いっぱい参加者の中に、まさか小坂町長がいらっしゃるとは全く思っておりませんでした。来賓として立派なご挨拶がありました。私は、大変びっくりしました。当日臨時議会がありましたし、しかも夜の集会に参加された町長もこの後、この番組も見ているのかなと率直に思っておりました。事前通告なしに質問することはどうかとは思ひますが、昨日この番組をごらんになったのか、またはごらんになったのであれば、その感想を聞きたいと思ひます。

それでは、私からは本題の一般質問5点についてお尋ねしたいと思ひています。

まず、1点目はインフルエンザの問題ですが、インフルエンザも大きな山場を超えたとは言ひていますが、2月末までの実績及び今後の対応について次の点を伺ひます。1つは、小中学校、3校の学級閉鎖のクラス数、日数、推定される感染者数、2つ目は上記と同様に町立保育園の実態、3つ目は児童生徒のインフルエンザ予防接種の補助についてお伺ひいたします。どのように考えているのかお尋ねします。

大きな2点目は、ふれ愛タクシーについてです。昨年4月よりふれ愛タクシーが4台から3台と1台減車となった。利用者の減少だけではなく、利用者からの苦情が続いている。2月末までの現状と今後の対応について、次の点を伺ひます。1つ目は、各月の利用者数と平成28年度との比較。2つ目は過去5年間、年度別ですが、の運行日数、利用者数です。3点目はふれ愛タクシーの利便性、不都合などの理由でキャンセルされたと思われる人数。4点目は1台減車されたことによる利用者離れを回復し、高齢者の足を確保、改善するための来年度、平成30年度の具体的実施施策についてです。

3点目は、福祉タクシーについてです。従来は、重度身体障害者が対象でありましたが、平成29年10月より要介護1以上の方も利用できるようになった。その結果、平成29年10月から本年2月末までの利用者数及びさらなる改善の計画があれば、その具体策をお尋ねします。

4番目は、JR酒々井駅西口駐輪場の問題です。平成29年12月議会でJR酒々井駅西口駐輪場整備工事費の補正予算が可決されましたが、次の点について伺ひます。1点目は、平成29年度の京成酒々井駅です。酒々井駅東口自転車等駐車場登録台数、自転車、原動機付自転車。2つ目は、JR酒々井駅西口駐輪場の利用者数を調査したのであれば、1日の平均利用者数。3点目は、JR西口駐輪場について、現在1日平均何台が駐輪し、そのうち放置自転車が何台ぐらいあるのかお尋ねします。

5つ目は、ふるさと納税制度についてです。酒々井町のふるさと納税制度の昨年12月末までの結果に

ついて伺います。1つ目は、町から他府県市町村に納税されたふるさと納税の件数、金額、1件当たりの金額を伺います。2つ目は、他府県市町村から酒々井町に寄附されたふるさと納税の額。3つ目は、返礼品として要した金額。4点目は、ふるさと納税制度によって大都市東京だけではなく、地方都市までもその実害が報告されています。近隣の印旛郡の白井市ではふるさと納税により見込んでいた税収が確保されずに、小中学校へのエアコン設置事業が見送りせざるを得ない状況になっている等の報道もあります。現行のふるさと納税の変更、または廃止の声を上げるべきと思いますが、町長はどのような所見をお持ちか伺いたします。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、4番議員、那須議員からは5点のご質問でございますので、順次お答えをさせていただきます。

私からは、5点目のふるさと納税制度についての私の所見ということでありますので、その点についてお答えさせていただきます。

ふるさと納税制度につきましては、国より事業の趣旨や内容等について通達が出されております。その中で、全国の各自治体がさまざまな取り組みを実施しているところであります。町といたしましては、特産品等を通じて、町の魅力を全国に発信することで町への寄附を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的として、ふるさと納税制度を活用しているところであります。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 学校教育課長、玉井清人君。

○学校教育課長（玉井清人君） インフルエンザに関するご質問のうち、各小中学校における学級閉鎖についてお答えをいたします。

まず、1月の状況ですが、小学校は4クラス、中学校が2クラスでした。2月の状況は、小学校が4クラス、中学校では学級閉鎖はありませんでした。学級閉鎖の日数については、2日から3日となっております。

次に、医師からインフルエンザと診断された児童生徒の人数ですが、1月は小学校で130名、中学校で82名でした。2月は、小学校が170名、中学校が9名となっております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） 続きまして、町立保育園の状況ということでございますので、町立の保育園の園児で、この冬、保護者からインフルエンザと届け出のあった園児数は、1月に24名、2月に54名、合計78名でございます。なお、インフルエンザでの臨時の休園はしておりません。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、私からは1点目のインフルエンザの予防接種の補助と2点目のふれ愛タクシーについて、また3点目の福祉タクシーについて順にお答えさせていただきます。

初めに、インフルエンザの予防接種の補助についてでございますが、町では住民の健康を守るため予防接種法に基づき、予防接種を実施し、感染症の流行防止に努めております。ご質問のインフルエンザについては、法で接種が定められている65歳以上の高齢者等を対象に自己負担額1,000円を除いた実費分を助成しております。

一方、児童生徒への補助につきましては、現在近隣市町でインフルエンザ予防接種の補助を行っているところはございません。しかしながら、流行前のインフルエンザワクチンの接種は、感染後に発症する可能性を低減させる効果と発症した場合の重症化防止に有効と考えられることから、今後の検討課題と考えております。

続いて、2点目の酒々井ふれ愛タクシーについてお答えさせていただきます。

1点目の各月の利用者数と平成28年度との比較についてでございますが、平成29年4月の利用者数は1,286人で前年同月比123人の減、5月は利用者数1,248人で前年同月比167人の減、6月は利用者数1,374人で前年同月比222人の減、7月は利用者数1,406人で前年同月比154人の減、8月は利用者数1,456人で、前年同月比238人の減、9月は利用者数1,200人で前年同月比272人の減、10月は利用者数1,258人で前年同月比297人の減、11月は利用者数1,161人で前年同月比262人の減、12月は利用者数1,266人で前年同月比170人の減、平成30年1月は利用者数977人で前年同月比217人の減、2月は利用者数1,072人で前年同月比283人の減となっております。

2点目の過去5年間の運行日数、利用者数でございますが、平成24年度は運行日数245日で利用者数1万4,272人、平成25年度は運行日数244日で利用者数1万5,740人、平成26年度は運行日数244日で利用者1万6,894人、平成27年度は運行日数243日で利用者数1万7,068人、平成28年度は運行日数243日で利用者数1万7,555人となっております。

3点目の利便性、不都合などの理由でキャンセルしたと思われる各月の人数というご質問でございますが、システムではご質問の集計機能はついていないこと、さらに不都合によるキャンセルを確認しながら集計をとることが難しいことから、利用者のご都合によるキャンセルも含めた手作業による集計結果を申し上げますと、昨年の5月11日から本年2月28日までの198日間で1,366件、1日平均6.9件となります。

4点目の高齢者の足を確保するための具体的施策についてでございますが、開会初日の全員協議会でご説明したとおり、現行のふれ愛タクシーのシステムでは利用者の要望に対応できない、多数回利用者が偏在している、3台運行時の乗車率が低い、予約したのを忘れる方がふえてきたなど、多くの課題が明らかになりましたので、将来的にはふれ愛タクシーを含め、移動手段の充実を総合的に検討しているところでございます。

続いて、3点目の福祉タクシーの利用者数でございますが、本年2月分が集計の段階にまだ至っていないことから、1月末日までの利用者数についてお答えいたします。

要介護認定者の利用者数は、平成29年10月1日から平成30年1月末日まで、延べ220の方が利用されております。また、さらなる改善計画の具体策につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） まちづくり課長、板垣一成君。

○まちづくり課長（板垣一成君） 私からは、4点目のJR酒々井駅西口駐輪場についてお答えいたします。

まず、1点目の京成酒々井駅東口自転車等駐車場の平成29年度登録台数につきましては、2月末日の時点で自転車が605台、原動付自転車が97台となっております。

2点目のJR酒々井駅西口駐輪場の利用者数につきましては、平均利用者数ではありませんが、2月に実施した調査によりますと、調査日1日の利用者数は358台でございました。

3点目の放置自転車等の数につきましては、現時点では把握しておりません。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 税務住民課長、鳩貝剛君。

○税務住民課長（鳩貝 剛君） 私からは、5点目のふるさと納税制度についての中の町から町外へされたふるさと納税についてお答えさせていただきます。

昨年の町から町外に納付されたふるさと納税の金額等については、確定申告が終了した後、電算会社の集計を待たなければ出すことができません。

なお、平成28年1月から12月に町外へされたふるさと納税は、277人で1,758万1,184円でございました。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） 私からは、ふるさと納税に係りまして、2つ目と3つ目の関係にお答えさせていただきます。

平成29年4月1日から同年12月31日までに町外から町へ寄附されたふるさと納税の額でございますけれども、1,123万9,000円となっております。

また、3つ目の返礼品に要した金額ということでございますが、こちらにつきましては、343万6,974円となっております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 4番議員、那須光男君。

○4番（那須光男君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

インフルエンザのこの猛威というのがですね、当局も重々ご存じだと思いますけど、年々ですね、この影響が大きくなってきていると。先ほど言いましたようにですね、ことしは昨年9月から2月上旬の段階で1,400万人と推計していると新聞報道は出ています。これはえらい数だと思うんですね。そういう中で、酒々井町の学童、児童生徒のあれではですね、これは何%になるんですかね。4クラス、中学校は2クラスと、1月はですね。2月が4クラスと、中学校はゼロと。日数は2日か3日からクラスが閉鎖されているということで。私は、これね、やっぱり近隣の他県でそういう補助をしていないからやらないんだという、ただそれだけです、済まされない問題だと思うんですね。ここに、新聞記事もありますけど、子供のインフルエンザによってですね、家庭がもうめちゃくちゃになっているというこれ記事です。それで、子供がインフルになって共稼ぎの夫婦はね、どうするんだという問題は起きて

いるわけですが、はっきり言って。これは酒々井だけじゃなくて、全国的に起きているわけですね。ベビーシッターはですね、インフルの子を預かると自分が感染しちゃうし、ほかの子供にも影響するからと全部断られると書いてあるんですよ。病児保育入れようが、高くて入れられないということも書いてありますよ。私はね、酒々井だけじゃなくて、やっぱり日本全体でですね、厚生労働省を初めとしてですね、このインフルエンザ問題は早期に対応しないといけないと思うんですよ。片一方では働き方改革か何かを言っているけど、働きたくたって働けないですよ。これはインフルエンザにかかっちゃったら、もうね。それをですね、近隣がということの消極的でもいいのかですね、健康福祉課長にお聞きしたいんですけど。私はね、だからこそ、福祉千葉県一を目指している市町村だからこそ、隣近所がやっていなくてもね、少なくとも小中学生あるいは保育園に通っている児童にだけでもとりあえずはやりましょう。その次には、それを抱えているご両親にも補助を出しましょうぐらいのですね、やっぱり英断が必要なんじゃないかと思うんですよ。

これはね、私自身が経験しているというか、妻が経験しているんですけど。高砂に孫が2人いるんですよ。それで、1人はことし中学生、1人は年長で来年春から小学校に行くんですけど、必ず1月、2月にですね、インフルエンザにかかるんですよ。共稼ぎだから、自分たちで休暇とって処理はするけど、そうもできないからSOSが家に電話かかってくるんですよ。何とか助けてくれと。小学校は、やっぱり登校時間が早いからね、酒々井を6時に京成に乗らないと面倒見切れないというの。そういう事態なんですよ。これは、家ばかりじゃないと思うんですよ、はっきり言って。そういう自身の経験もあるからわかるけど、この新聞見たらね、これは後でコピーあげます。平成30年2月11の朝日新聞ですよ。これはね、やり場がないんですよ、家庭的には。核家族化しているから、労働基準法が立派に守られているような会社ならいいですよ。だんな休んで、次は奥さん休んで、だんなが休んでと。それは、そういうことが自由にできる会社に勤めている人ならまだしもですね、本当に、これね、子供を抱えてられないですよ、はっきり言って。公共施設もだめ。個人のシッターも全部だめ。どうすればいいんですか。そういうことからいってもですね、ぜひこの予防接種。先ほど健康福祉課長が重症化防止のため今後検討したいと、少し前向きな答弁がありましたけどね。やっぱりね、重症化する前に風邪、インフルエンザにかからないというね、ことに何らかのやっぱり措置をとるべきだと思いますよ。そこを強く申し上げておきたいと思います。なおかつ、新しい何か薬ができてですね、飲み薬で1回1日飲めば、1回飲めばいいというのかな。かかった人にですよ、これは。かかった人に飲めばいいというですね、そういう薬が開発されたというのがあって。来年、来年か、来シーズンか、来シーズンは、少しは児童が。かかっちゃった児童は楽になるとは思いますけども、それにしてもやっぱり、これは薬価が幾らになるかも出ていませんから、経済的な負担はですね、相当だと思いますけど、ぜひですね、重症化防止ということも、それは一歩ね、言葉では進んでいると思いますけど、そうじゃなくて、もとのインフルエンザにかからないということですね、ぜひ取り組んでいただきたいというふうにお願いします。

それから、ふれ愛タクシーのことで、先ほど健康福祉課長がおっしゃったのはこれなんです。これが、私ども議員にはこれが配られました。こういう。これは、倍に広げてあります。本来はこのサイズです。それで、こういうものを配られました。それでですね、これを読んでいて、非常に何とかしたいという、あれは出ているんですけど、実際ですね……

〔「前、見せてあげたよね」と呼ぶ者あり〕

○4番（那須光男君） 前ですか、前は自分たちで持っている。もう見飽きたぐらいですね、見ていますよ。内容がすごくいいこと書いてあるんですよ。重度心身障害者、要支援、要介護認定にタクシー利用料の一部助成しますと書いてあるんですよ。それからね、高齢者や免許返納者の外出を支援するためですね、町内の移動に通常タクシーの利用券を補助すると。交付しますと。買い物弱者支援、すごいこと書いてあるんですよ。個別の移動販売事業、週2回。自動車に、ここね、巡回車を出す。あるいは健康ポイント事業もやりますと書いてあるんだけど、私ね、正直言って、これ30年度にこれの1つか2つかをやるのかと思ったら、全く今度の予算書見ても出てきていないんですよ。それで、私はね、私の主張がなぜ1台減車になったのかという、その原点はですね、これをふれ愛タクシー、平成16年6月1日からスタートしていますけど、そのときのかかわった人からいろいろ聞いてみるとですね、ずっとバス会社との契約の委託料ですか、これがもうほとんど上がらなかったと。何回お願いしても、ちよびっ、ちよびっしか上がっていないと。それで、私、町内にね、このバスの契約をしてきた人がいたから聞いたんだけど、毎年タクシー会社の契約者が、これじゃやっていけないからやめたいというのがしょっちゅうその会合であったというんですよ。

だから、私はね、原因がどこにあるかと思ったら、それはバスの運転手不足だということけど、そうじゃなくて、積もり積もってもうこんなやってられないよということで1台減車されちゃったと私は見えています、正直言って。そのためにね、1台減車になって泡食って、今度ね、委託料をですね、改善したんでしょう。委託料を変えたんですよ、もうしょうがなくて。これ以上逃げられたら困るからということで。28年度が2,059万だったのがですね、2,659万にがんと予算をふやしたんですよ。一気に500万以上、600万円ですか、ふやした。こういうこと一気にやらないで毎年毎年ね、丁寧に。それは、バス会社だって慈善奉仕じゃないんですから。利益を上げなきゃいけないわけですから、少なくとも減価償却分あるいは燃料の値上げ分、そういうものを加味して契約してあげなければですね、いつかは、それはふざけんじゃないよ。もうこんなつき合っていないよとなりますよ、それは。結果的に今度でね、1台減車になりました。町はスクールバスを新たに新車で買いました。その結果ですね、1年間で相当の出費がふえたんじゃないですか。私、これから、ふれ愛タクシー部分だけで予算ですか、予算ベースだけど、さっき言ったように600万ふえているんですよ。それで、スクールバス関係だけでも500万ふえていますよ。合わせると1,100万ぐらい一気にふえた。そしたら、減車に追い込まれたことによって町は膨大だよ、いう血税をですね、投入しなくてはならなかったと。これは、明らかにですね、私ね、政策の失敗だと思いますよ。それにもかかわらず、相変わらずこれは。これ町内にね、カラー刷りで配ってほしいんだけど。これ見たらみんな喜ぶですよ、すごいことやってくれるなと思って。だけど、30年度予算じゃ何ひとつ追加されていませんよ。それで、重度心身障害者、要介護が現在のあれなんですけど、福祉タクシーですよ。それで、要支援とかが入っているんですよ。わあ、これ要支援まで今度拡大してくれるんだなと思ったら、予算書見たらないんですよ、はっきり言って。だからね、今一番困っているのは町民の方なんですから、町民にもっと思いやりを持ってですね、施策をしていただきたいと思うんですけど。

これは、ことし1月20日の読売新聞ですけど、免許返納者が最多で42万名だそう。これは、このチラ

シでもですね、免許返納者には対応と出ているんですよ。町も認識しているんですよ、免許、高齢者がふえていくということは認識しているのに、その対応は、要支援のタクシーの利用者をふやしますとか、あるいは町内の移動に通常タクシーの利用助成というのをこうしますと書いてあるんですよ。だけど、30年度予算には何も出ていないですよ。それをふやしたという実績は。だから、これは本当にみんな見たらね、チラシの内容とやっていること違うんじゃないかねえかとみんな思いますよ。

それで、もう一点ね、これを町長見てくださいよ、ここに。要するに、今稼働が悪いから1台減車という、クエスチョンマークどこだったっけな。ここだ。3台運行時の乗車率が低いと書いてあるんですよ。

〔うん、そうそう〕と呼ぶ者あり〕

○4番(那須光男君) 低いからね、減車が可、それでクエスチョンマークになっているの。これは、どういう意味ですか、お答えください。健康福祉課長、これ後で聞きたいんです。これは、減車可というのは減車したいということを言っているの。みんなが困っているのに、さらに減車したらもっと困っちゃうじゃないですか。こっち側の言っていることと全然反対になっちゃうじゃないですか、これ。そういうことですね、このスクールバスについてもですね、私は最低限ね、できるとすれば、今ね、すぐ補正も組んでできるとすればですね、最低限ですね、この今利用できない要支援者にもですね、福祉タクシーを使えるようにするとぐらいはきょうここで検討するということぐらい言ってくださいよ、はっきり言って。もう時代に逆行しているんだから、利用者がどんどん、どんどんふえてきている。5年間でふえてきているということさっきおっしゃったわけでしょう。そこへ1台減車しちゃったと。それで、キャンセルがこんなにしているんだということを知りながら何も対応しないというのは、私はいかななものかと思えますよ、はっきり言って。申しわけないけど。そういう意味で、こればかりやっていると困っちゃうもんで。

JRの駐輪場の問題ですけど、先ほどの答弁は2月に西口の駐輪場調査をして358台あるということなんです。それは、だけど、放置自転車は把握していないということですよ、ご回答は。間違いだったら、答弁で訂正してほしいんですけど。私ね、けさの全員協議会でも誰かが言っていましたけどね、何かをやるときにですね、やっぱりサーベイ、マーケティングリサーチというんですか。スーパーで言えば、コンビニでここへつくろうと思ったらですね、近隣のマーケティングリサーチするというのは当たり前なことじゃないですか。358台とまっていると。とまってもですね、ほとんどが放置自転車だったり、こんなに大きな駐輪場5,000万円かけてつくる必要ないんですよ、はっきり言って私に言わせてもらえば。だから、まずはね、今ある放置自転車と思われるものを徹底的に洗いざらい出してですね、一体全体この西口ではどのぐらいの利用者があるのかというのをリサーチしないでですね、ただもうつくってね、5,000万だから、当初は1億だったんですからね。1億がね、一気に半分になって5,000万になった。これもね、驚くマジックだと思うんですけど。こういうことをやっていたら税金幾らあったって足りないですよ。それなら、だから、私に言わせればですね、まずはね、数カ月、二、三カ月ですか、にわたってリサーチして本当の利用者は何台なのかということによってですね、この駐輪場の計画の、設置計画をですけども、練り直すべきだと思いますよ。これじゃね、はっきり言って納得できないですよ。幾ら税金あったって、これは足りないですよ。

それで、JR酒々井駅が町の玄関口だから、美観をきれいにしたいんだというのが、これが今回の計画の一つの柱になっているんでしょう。それだったら、さっさ、さっさと放置自転車をね、除去する、そういうふうにしていかなきゃいけないのに、放置自転車は、はい、どうぞと放っておいてね。それで5,000万をつぎ込んでやりゃいいんだというような発想は、私は受け入れがたいと思いますよ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○4番（那須光男君） もう、あと……。

次、ふるさと納税ですけど、予算は1,200万目指していたんですよ。それが、1,300万ぐらいになるということで補正も組んでいるんですけど。私、町長から、この意見が、所見が出なかったのが非常に残念なんです、世田谷区かな、何かではですね……世田谷区、それから中野区。世田谷なんか100億以上の地元のところに納めてもらう税金がほかに流れちゃっている。流出していると。東京23区だけでもですね、3,300億ぐらい流出しちゃっている。それで、頭抱えちゃっているんですよ。同じように、これは、この間、印西で、白井ですか、白井市で同じように出たんですけど、白井市の場合はね、市長の給料までカットするというふうにもう騒ぎが大きくなっているんですよ。私はびっくりしたんですよ。白井あたりでもね、税金がほかのところに流れていると。流出しているという。そこで、小中学校のあれをつくろうと思ったらできなくなった。そこでね、市長は責任とってですね、エアコンが設置できなかった責任をとってですよ、給料の返上を申し出たと。副市長と、当時ね。これはすごい市長だと思ったんだよ。だけどね、本当にこれはね、やっぱりこの制度がいいのかどうかというのは、やっぱりもう少しね、これを見てくださいよ、これ。これは、新聞折り込みでですね、もう最近とまっていますけども、9、10、11と、これ4通、家来ていますよ。こうやって折り込みが。これは、朝日新聞ばかりですけど、ほかの新聞社もやっていると思うんだけど。これは、全部ふるさと納税だけの広告です、チラシです。そればかりが新聞本紙の中にもですね、これは市町村がやっている。市町村が広告出している。これはやっぱり行き過ぎだと思うんです、はっきり言ってね。だから、もう少しね、市長会とかいろいろあるんでしょうから、その場で見直ししろと。単に今やっているのは、返礼金が30%以下ならいいんだというですね、それだけにこれはなっているけど、そんなことじゃなくてですね、本質的なものについて、酒々井町の町長としてこれは見直したほうがいいんじゃないかぐらいのことをですね、市町村長会で発言してですね、そういううねりをつくっていく必要があると思うんですよ。

それで2回目を終わりたいと思うんですけど。先ほどの冒頭の問題の所見がいただけましたらですね、通告がなかったからできないということなのかを、ちょっとその辺をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） あのテレビは見ておりました。それとですね、私は感情的に原発反対という意味じゃなくてですね、科学的にですね、例の小泉元総理が言っていたとおりですね、そういう認識のもとで考えていたものでございますので、その辺のところは誤解のないようにひとつお願いしたいと思っております。

それとですね、今最後にふるさと納税の話ですが、これはどちらかといえば、全国の首長といえます

か、その辺がですね、こういうのを進めてくれと。要するに地方の特産品をですね、やはりアピールしてですね、地域おこしにしたいというのをですね、そういう制度で始まったものでございます。ですから、全国町村会、市長会もそうですが、そういう方向で、結果当然都市の税金が地方に流れると。ただ、都市生活者も必ずしもずっと都市で生まれた方ではございませんで、地方から、地方がその人を育ててですね、東京に人を送っているということで、ふるさとを思ってふるさとに寄附すると。これも、いわゆる住民と一緒にして、個人としてですね、そういう気持ちがあることは十分知っています。ただ、少しもうけといたしますかですね、その辺を狙ってやるというのはちょっと悪用に近いのかなとは、こう考えているところでございます。ですから、一概にどうとは言えないんですが、ぜひ議会のほうでですね、こんなもの反対すべきだということであれば、議決をしてですね、国のほうに参じていただければと思っております。私どもは、町村会とかいろんな経緯を知っておりますので、町としては、負け切らないようにやらざるを得ないというところがあるわけでございます。ですから、その制度がですね、適正に運用していければと思っております。

それともう一点ですね、ふれ愛タクシーではございませんが、この前全協で総合的なお話しさせていただきましたものは、まず町がいろいろ調査した結果ですね、これが一番いいだろうということの方向で全協でお話ししたものでございますので、那須議員を筆頭にですね、こういうことをやってみようという話があるのであれば、町のほうは、いや、そんなことやなくていいよと。ふれ愛タクシーだけ乗る人が偏ってはいないし、ふやせばいいという議論なのかどうかですね。その辺、私のほうは、町民からいただいたお金を無駄に使わないでですね、そして効果的にやるためにはこの方策がいいなということで議会のご意見といたしますか、ご説明したわけでございます。そういうことでですね、30年度予算にすぐ突然盛るということではなくて、ご議論いただく中でですね、進めていくべきものところと考えております。

そういうことで、私からのご回答とさせていただきます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、私のほうからは、インフルエンザの予防接種の補助につきましての再質問でございますが、そちらにお答えさせていただきます。

インフルエンザの児童生徒への補助につきましては、先ほどご答弁させていただいたとおり、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） まちづくり課長、板垣一成君。

○まちづくり課長（板垣一成君） 私からは、JR酒々井駅西口の駐輪場の放置自転車につきましてお答えさせていただきます。

放置自転車の整理業務につきましては、平成30年度当初予算に駐輪場事業として予算計上させていただいておりまして、この業務につきましては定期的に行っているものではございませんが、来年度この予算お認めいただけるということになりましたら、放置自転車につきましては必要な手続を踏みまして整理していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 4番議員、那須光男君。

○4番（那須光男君） ありがとうございます。ご回答いただきました。申しわけないんですけども、一言だけ。やっぱりね、流れというのがあって、大体今まではインフルエンザの被害でもそんななかったんだろうけど。だからといって、ほかの市町村も補助していないんだろうと思うけど、これだけね、被害がこう拡大してきて、まさに国民的にね、の経済的なロスというのはすごいと思うんですよ。それをね、かかった人の医療費で使うのか、予防接種で使うのかの違いだけだと思うんですよ、はっきり言って。そういうことをね、それでぜひね、私はこのインフルエンザの問題についてですね、もっとね、積極的に取り組んでいただきたいと思いますよ。しつこいと言われちゃいますのでやめますけど。

それから、ふれ愛タクシーは、先ほど町長が少しおっしゃっていたんですけども。じゃ、1つ言いますよ。やっぱり最低限ね、要支援の人にもね、福祉タクシーをえるようにすぐやってくださいよ。4月で補正組んでもね、やっていただきたいですよ、はっきり言って。だって、これだけ減っているんだから、利用者が。利用者が減っているということは、利用しづらいから減っているんであって、ニーズがないわけじゃないんですから。そのことはね、減っているから減車してもいいようなね、乗車率が悪いからね、減車してもいいんじゃないかねえかと。こんなクエスチョンマーク使われたらね、困るんですよ、はっきり言って。減車可とかね。そういうことじゃなくて、やれることをね、一気にやるんじゃないで、やれることをね、積み重ねていく。小さいことでもいいから積み重ねていくという、それをですね、ぜひお願いしてですね、私の質問終わりたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤修二君） それでは、4番議員、那須光男君の一般質問が終了しました。

ここでしばらく休憩します。

（午後 零時03分）

○議長（佐藤修二君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後 1時09分）

◇ 濱口信昭君

○議長（佐藤修二君） 通告順に基づき、次に1番議員、濱口信昭君。

〔1番 濱口信昭君登壇〕

○1番（濱口信昭君） 1番議員の濱口でございます。残念ながら傍聴して下さる方、今回誰もいないようで寂しいとは思いますが、ご許可いただきましたので、通告書に従って4点ほどご質問させていただきたいと思っております。

まず1点目でございますが、現在建設が進んでおります子育て支援施設、これに関する質問をさせていただきたいと思っております。

施設の名称が「酒々井町子育て支援センター あいあい」と決まったということを知っておりますが、名称はともかくとしまして、私としては、この子育て支援施設というのは酒々井の子育て支援事業にと

って核となる重要な施設であるというふうに認識をしております。そして、過去の私の一般質問と、そういったことにおきましても、そのことを前提とした内容でいろいろと質問をさせていただき、ご回答をいただけてまいりました。それから察しますに、町長も、ただの私からの質問に対する答弁等を聞いております限りは、私と同じようなお考えをお持ちだと思いますし、また今回の町長選挙で町長が選挙に当たったの主要施策の一つとしても、この件取り上げておられたとすることから、多分同様の考えをお持ちというふうに思料しております。

そこで、確認の意味も含めまして、いま一度、当該子育て支援施設の位置づけについて町長のお考えをお伺いしたいと思います。

そして、続いて、これはですね、町長のお考えが私と同様であるという前提に立った場合によるわけなんですけども、当該子育て支援施設が町にとって大きな意味を持つということであればですね、そのことを前提として幾つか質問をしたいというふうに考えております。今までの一般質問等でお話等から考えましてですね、建設中の新たな子育て支援施設では現在実施されている子育て支援拠点事業、利用者支援事業及びファミリー・サポート・センター、これらの事業に加えて保健センターと連携という位置づけをとりながらも、一部の母子保健事業及びそれらに関連する種々の事業を行い、さらにはですね、いろんなところに書いてございますけども、ボランティアの方や農業、商業の方、近隣の方々の協力により利用者が喫茶を楽しむ等、利用者だけでなく各種団体、個人等さまざまな形で子育て支援に参加していただき、町全体で子育て支援につなげていくといったようなことも伺っております。これらを考えますとですね、現在と比べると相当に幅の広い活動がこの施設においてはなされるのではないかとこのように考えるわけでございます。

こういったですね、事業の拡大を考えますとですね、これらの事業を円滑かつ子供の安全を損なうことなく実施していくためにはですね、それ相応の運営体制というものが求められるのではないかとこのように私は考えます。その点、町長としてはどのように考えておられるのか、そこいらをご確認させていただきたいと思っております。

最近のですね、全員協議会等の場で担当課等からお話をお伺いする範囲ではですね、どうも私はそういうふうに考えて進められているというふうに考えにくいですね、単に現在役場内で行っている事業を新しいところに移してやるだけと、そういうふうな印象しか受けておりません。そういったことも含めて町長はどう考えられておられるのか。町長の意向がはっきりと伝わっているのかどうか、そこいらの感想も含めてお伺いしたいと思います。

それからですね、これから申し上げることは今回の一般質問の通告書を提出した後に、私が知り得たことなんで、通告書には記載しておりませんので、ご答弁いただけないかもしれませんが、一応申し述べさせていただきたい点がございまして。

この子育て支援施設の管理に関する、設置と管理に関する条例案なんです。これを見ますとですね、館長と日常の事業運営の責任者となるべき人の配置がされておられません。日常の事業運営、さっきのもちろんそういうことなんですけど、そういう記述がありませんので、先ほど申し上げたように、町が行う子育て支援事業の核となるべきような施設に、その責任者が設けられていないということは、ちょっと私には理解しがたい点がございまして。これは、通告書にないんで、答弁できないということであれば、

それで結構ですので、もし答弁できないということであれば、その旨ご答弁のほうをお願いしたいと思います。

次に、2点目としまして、1月中旬に雪が降りました。それで、このときにある程度の降雪量、積雪がございましたので、その点についてちょっとお伺いをしたいと思います。

今回の降雪、積雪時に小学校、中学校、この通学に関して何らかの対応がとられたのかどうか。ちょっと私見た限り、ちょっと通学の時間が変更されたような感じに、印象も受けたので確認の意味でお伺いをしております。もし、そういう対応がとられたということであれば、どのような対応であったかをお伺いしたいと思います。

次に、その対応をとるのかとらないのか。こういった判断を行うための手順とか、そういうものが定められているのかどうか、そういった点もお伺いしたいと思います。

今回はですね、降雪の後、強い寒気が居座った関係で翌日、翌々日と道路の凍結、これがひどかったように思います。道路の凍結に伴って通学路に危険な箇所というのが結構多くあったのではないかなと思うんですけども、それらの危険箇所等については、情報を把握されていたのかどうか。また、それに対して何らかの対応がとられたのかどうか。その点もお伺いしたいと思います。特にですね、町道02-006号線というんですか、小川ピーナッツから福美造園のあたりのちょうど中間付近というのが斜面になっていて、なおかつ日陰でなかなか水分が蒸発しないで、かなり凍結して滑りやすい状態にあったというふうに思います。あそこは、中学生の通学路にも当たっておりますので、ちょっと心配な感覚がしましたので、お伺いする次第でございます。

それから、3点目としまして、最近のテレビでですね、関東地方のある県、はっきり言いますと神奈川県なんですけれども、給食の食材の値上がりが影響をしまして、ここ数年間の間で必要な栄養素というのは管理栄養士の方が努力されて、キープされているものですね、食材自体の質がかなり低下していると。このまま値上がりが続くと、給食費自体を値上がりしなければいけないような状態までなっているというような話題が取り上げられております。

そこでお伺いしたいんですが、酒々井の町ではその学校給食センターにおいてこういういった現状はないのでしょうかということをお伺いしたいと思います。

それから、今の問題とは離れるんですが、100年安心して住めるまちづくりプラン、この中で地元食材の割合増加というものが取り上げられております。ここで伺いするのは、その進捗状況というのはどのような状況になっているかということ。それから、この地元食材の割合の増加というのは、食材のコストに対してプラス要因なのか、マイナス要因なのか、そこいらについてお伺いをしたいと思います。

最後の4点目ですが、広報ニューしすいの2月号にですね、酒々井町職員人事行政運営等の状況というのが掲載をされており、その中で職員の勤務時間、その他勤務条件の状況の項目がありましたんで、それに関連することとして幾つかお伺いをいたします。

その中の記載にはですね、残業時間に関する状況というのは記載はありませんでしたけども、ちまたでよく取り上げられておりますサービス残業。このサービス残業というのが酒々井町の役場では存在するかどうか、これをお聞かせ願いたいと思います。

それから、次にですね、記載項目の3番として年次有給休暇の取得状況というのがございました。こ

れを見ますとですね、平均取得日数が8.6日となっており、平成27年は8.21であったようですから、若干取得が増加しているというふうには見えますけれども、決して大きい数字ではないと思います。そこで、町としては年次有給休暇の取得に関して、現在の状況をよしとされているのか。よしとされているかどうか。それから、取得をもっと促進しようと考えておられるのか、そこいらについて過去ですね、3年間の年次有給休暇の変化、取得率に対する評価ということをお伺いしたいと思います。

それから、最後にですね、これは私個人の興味からお伺いするんですけども、年次有給休暇については、1時間単位の取得が認められているというふうには書いてあるんですが、時間単位の取得というのは実際にどういうふうな状況になるのかお聞かせを願いたいと思います。といいますのは、私の過去の勤務経験の中では時間単位の年次有給休暇の取得というのは、そういう制度ではございませんでしたので、実際に制度がつくられているところにおける実態というのは、どういうものであるのか非常に興味を持ちましたので、お伺いをしたいと思います。

以上、よろしくご答弁のほどお願いいたします。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、1番議員、濱口議員からは4点のご質問でございますので、順次お答えをさせていただきます。

私からは、1点目の子育て支援施設についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、現在建設中の子育て支援センターは、酒々井町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で岩橋保育園を中心とした子育て支援拠点を整備するという構想のもと建設を進めたものでありますので、町の子育て支援事業の中心になる施設と位置づけをしております。

次に、子育て支援センターの運営体制につきましては、場所が変わるだけではなく、開所日数も現在のあいあいルームの週5日から週6日にするように予定をしております。それにあわせて職員の配置をしております。また、現在のあいあいルーム以上にボランティアの方々にお手伝いをいただきたいと考えております。例えば、個人やグループのボランティアの皆さんに読み聞かせやミニ講座などの講師をお願いすることなどを計画しております。このような形で運営を開始し、さらなるよりよい施設となるよう研さんしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 副町長、飯塚光昭君。

〔副町長 飯塚光昭君登壇〕

○副町長（飯塚光昭君） では、私からは4点目のサービス残業はあるのかとのご質問にお答えをいたします。

時間外勤務につきましては、各所属長が必要となる時間外勤務であるかどうか。その時間数が適正であるかどうかを精査した上で時間外勤務を命じ、実際に時間外勤務をした職員に対し、本人からの申請に基づいて手当を適正に支給しております。また、各所属長は、長時間の時間外勤務が継続して行われている場合などには必要な措置を講じながら時間外勤務を減らし、常に職員の時間外勤務の状況及び健康状態を把握しながら、簡素で効率的な職場環境づくりに努めているところでございます。

○議長（佐藤修二君） 学校教育課長、玉井清人君。

○学校教育課長（玉井清人君） それでは、私からはですね、降積雪についてお答えをさせていただきます。

1点目の降雪時の対応ですが、今回の降雪に関しましては、前日に町内の小中学校の校長会と教育委員会が協議して、翌日の10時登校を決定しております。

2点目の決定に至る手順についてですが、降雪と積雪、台風などにおける対応については、毎年、年度初めの小中教委連絡会議の中で確認しております。自然災害のおそれがある場合、気象情報などの収集に努め、児童生徒の安全を第一に考えて、必要に応じた始業時刻の変更等について小中学校の校長と教育委員会が協議をして決定していくことになっております。

なお、必要に応じて変更が生じた場合については、各学校の教職員が児童生徒が登校する前にですね、通学に支障がないかどうかの確認をしながら巡回するなど、安全な登校の確保に努めております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） まちづくり課長、板垣一成君。

○まちづくり課長（板垣一成君） 私からは、降積雪に関連しての3点目でございます。降雪、積雪による危険要素につきましては、過去からの降雪時における道路状況を把握していることから、気象庁の予報等により積雪が予想される場合には凍結しやすい橋梁の路面や幹線道路、通学路等を中心に時刻を定めて融雪剤の散布を行っている状況でございます。

○議長（佐藤修二君） 教育次長、大崎智行君。

○教育次長（大崎智行君） 私からは、3点目の給食食材に関連することにつきましてお答えをいたします。

町では限られた予算の中で工夫を凝らし、成長期の児童生徒に必要な栄養摂取基準を満たすような献立を作成しております。近年の食材価格の高騰は全国的に広がっており、町の学校給食事業においても大きな問題となっております。また、給食センター運営委員会でも、この問題について危惧されているところでございます。今後も、このような状況が続けば学校給食の質を維持することは難しくなるものと考えております。

次に、平成28年度の学校給食における地元食材の使用状況につきまして。米につきましては、酒々井町産を100%使用しております。みそにつきましては80.8%、野菜につきましては5.8%となっております。米、みそ、野菜を合わせた賄い材料費全体に占める使用割合につきましては、7.9%となっております。学校給食における地元食材の使用につきましては、安心な子育て環境の整備を初め、児童生徒の郷土意識、生産者に対する感謝の気持ち、食に関する知識を育むことに資するものと考えます。年間を通じて、安定した供給量を確保することなど課題となるものもあり、必ずしも安価ではありませんが、できる限り地元食材の使用に努めてまいります。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 総務課長、大塚正徳君。

○総務課長（大塚正徳君） 私からは、質問事項4、町職員の勤務時間、その他勤務条件の状況に関しての年次有給休暇の取得状況についてお答えさせていただきます。

平成28年中の当町の教育委員会等の職員を除いた職員での平均取得日数は8.6日で、県内市町村の平均11.1日と比較して2.5日少なく、町村平均では8.4日で0.2日当町が上回っている状況でございます。今後は、ワークライフバランスの推進からも計画的な年次有給休暇の取得が可能となるよう業務の効率化、適正な職員配置に努めてまいりたいと考えております。また、年次有給休暇につきましては、酒々井町職員の勤務時間、休暇等に関する規則により、ご質問のとおり1時間単位での取得も可能であり、職員の都合に応じて1日単位、1時間単位で取得して有効活用している状況でございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君）　こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君）　済みません、答弁できなくてもいいけれどもということだったんですが、回答はというお話でございましたので。条例の案につきましては、職員のところで支援センターに必要な職員を置くという形で条例上は案をつくってございます。それに基づきまして、条例の施行規則の中に所長を置くことと、その役割について規定する内容を設けております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君）　1番議員、濱口信昭君。

○1番（濱口信昭君）　一通り満遍なくご回答をいただきました。1点目については、町長も私と同じお考えということ確認できましたので、これはこれで結構なんですが、最後にご回答いただきました、その条例に関することについては、ここで議論で始めると時間が足りなくなりますんで、ここではいたしません。あすの第1議案のときに、私ずっと反対、あれに、あの条例自体については反対と申し上げておりますので、反対討論という形で私の意見を申し上げさせていただきたいと思っております。

それから、今、雪に対しては、今回もう少し何回も降るのかなと思っていたら、意外と1回で終わったということで、ほとんど影響なく無事に進んだということだと思いますし、一応対策としてはとられるような形ができ上がっているというふうに伺いましたので、今後ともそれを充実した形で進めていただければというふうに思います。

それから、給食の食材の件、私、5年ほど前に酒々井小学校で児童たちと一緒に給食をいただいたことがあるんですが、そのとき、かなり結構いい給食だなと思いながら食べたのを記憶しております。食材の値上がりなんかで材料が落ちるとするのはちょっと寂しい気もしますので、値上げにつながるのはちょっと心苦しいんですけども、何とか努力でキープしていただければなというふうに思います。

それから、地元食材については、コスト問題よりもむしろ考え方の問題というふうにも思いますので、現状推進していただければ結構かなというふうに思います。

それから、年次有給休暇の取得率、これは町村平均は上回っているけども、市町村で比較すると下回っているということで、これはできれば市町村レベルまで上げていただきたいなというような気はするんですが、私自身サラリーマンやっていたところに年間で何日とっていったかというのと、多分5日か6日しかとっていないような状況なんで、それはなかなか申し上げにくいところもあるんですが、これはもう少し取得されるように努力していただければなというふうに思います。といいますのは、サービス残業は、ありませんというご回答でありましたけども、一応20日の繰り越しを勘案しますと、年間40日職員は有給休暇を持っているはずで、そのうち8.6日、9日とったとしても31日残して、それで20日しか

繰り越せませんのですね、11日は捨ててしまうことになる。すなわち年間11日は無給の休日出勤をしているのと同じことになるんじゃないかと思うんで、それこそサービス残業の一部になっているんじゃないかなというふうにも思いますので、そういったことも勘案してですね、ぜひ年休取得の推進を図っていただきたいなというふうに思います。

それから、1時間単位の取得について、私が聞きたかった趣旨がうまく伝わっていなかったようなので、もう一回お伺いしたいんですが、その1時間単位でとっている実績とか、実際にどういう形でとられているのか、もう少し具体的なところをお伺いしたいと思います。例えば極端な話、きょうは二日酔いだから1時間年休と、そういうふうなとり方をされているのか。そうじゃないんだと、ちゃんと1時間単位で、きょうは子供の送りがあるから1時間休みたいんだと、そういうふうなとり方をされているのか。そこのところをお伺いしたかったんで、ご回答のほうお願いします。

2回目の質問として回答いただくのは最後の問題だけで結構でございます。

○議長（佐藤修二君） 総務課長、大塚正徳君。

○総務課長（大塚正徳君） 1時間単位での有給休暇の取得の状況ですけども、有効に活用している状況でございます。実際には先ほど言われましたように、その人によつての使い道いろいろあるわけですけども、1時間用事があるんで有給休暇で済ませたいですとか、2時間、1時間単位ですから2時間でも結構なんですけども、そういう使い方を職員はさせていただいているような状況でございます。現実には、1時間単位ですと2時間ですとか、そういう半端な時間と言っちゃあれですけども、有効的に活用させていただいているような状況がございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 1番議員、濱口信昭君。

○1番（濱口信昭君） 済みません、私の使われている状況というのは、どれくらいの方が取得されているのかということを含めてのお話なんで、本当、私の興味によって聞いている内容なんで、データないということは、それで結構です。

○議長（佐藤修二君） 総務課長、大塚正徳君。

○総務課長（大塚正徳君） 今そういう取りまとめたというか、そういうデータはございません。ただ、活用はさせていただいているような状況は把握しております。データの的には持っておりません。

以上です。

○議長（佐藤修二君） それでは、1番議員、濱口信昭君の一般質問が終了しました。

◇ 内 海 和 雄 君

○議長（佐藤修二君） 通告順に基づき、次に8番議員、内海和雄君。

〔8番 内海和雄君登壇〕

○8番（内海和雄君） 8番議員の内海でございます。ただいまから一般質問をさせていただきます。

1点目、平成30年度の予算についてお伺いしたいと思います。この予算については、もう町のほうから、また先ほどの同僚議員からの一般質問もございましてある程度把握しておりますけれども、私なりにちょっとお聞きしたいというふうに思います。

まず1点目、平成30年度の一般会計、特別会計における主要事業について、ハード面あるいはソフト面からにおける町としてのアピールしたい事業を1つお伺いしたいというふうに思います。

2点目は、弱者対策につきましては十分な予算計上が必要であるというふうに思っております。そこで、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の中において、来年度予算についてはどのように配分されているのかお伺いしたいと思います。

次に、婚活。これは、正式に言うと結婚活動ということだそうですが、これについてお伺いします。近年、婚活については各地域で事業が展開されていることを見聞します。事業内容は、それぞれの地域でさまざまなアイデアが出されているようであります。そこで、当町においても婚活を、これは町主体で実施し、結婚を希望している男女の仲介役を務め、未来に希望を与える活動を実施してはどうかということで、町長の考えをお伺いいたします。

3点目、下岩橋地先の市街化区域についてお伺いします。下岩橋地区の市街化区域は、昭和40年代に都市計画決定していると思いますが、この市街化区域の中での未利用地についてはどのくらいあるのかお伺いしたいと思います。それで、私は、この市街化区域の活用と宗吾参道駅周辺を一体とした事業ができますような都市計画の見直しをしてはどうかと思っておりますが、この辺も町の考えをお伺いしたいと思います。

4点目、県道富里酒々井線について、これはお願いするわけですが、まず県道富里酒々井線の整備促進について県に強く要望すべきというふうに考えておりますが、これは町の考えているのを町長のほうにぜひお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

次に、これもやはり古沢橋のかけかえ、あるいは歩道設置について、現状というよりも個々の計画についてどのようになっておるのか。これは、計画がないとですね、いつになっても実現しないということで思いますので、この計画についてお伺いしたいし、もし計画がないということであるならば、早急にですね、これもやっぱり町長に県のほうに計画ぐらいつくってくれという話はしてほしいということで、これもお願いします。

これは3点目もお願いですが、この道路改良計画地に相続の関係で用地取得の見通しが立たない場所があるようでございますけれども、この件について県や町の職員が親身になって指導や協力をして、解決してほしいと思います。この件はですね、私もちょっと近所でいろいろ相談受けまして、どうも、何というんですか、本人もやる気はあるんですけども、一人ではちょっとこう難しいのかなと思っておりますので、普通の方よりもですね、ちょっと町、県の職員がもう少し、本当ここに書いてありますとおり、親身になって相談してやって解決してやってもらいたいなということで、これもお願いでございます。

あと、ここ通告にはございませんけれども、これも町長にお願いなんですけども、県道富里酒々井線、これは酒々井地先じゃないんですけども、409の交差点、住野の十字路といいますけど、あの交差点が非常に渋滞していることは、我々墨ですから、近くですからよく使うんですけども、あの交差点が聞くところによりますと、改良のめどがついたということだそうです。これも八街市の努力がかなりあったようでございますけれども、めどがついたけれども、いつ事業やるかはまだ決定していないということで、これは私もちょっとお願いしちゃいまして、酒々井町についても、県のほうに早く改良が進む

ように八街市と一緒に協力してほしいという要請を受けましたので、ぜひ酒々井町、町長もですね、この辺、県のほうに対して。計画が決まったそうですけども、いつやるかというのはまだ決まっていないそうでございますので、早急に計画に入れるようにひとつ町長にお願いしたいと思います。全てお願いですけれども、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、8番議員、内海議員からは4点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

私からは、1点目の平成30年度の予算についてのご質問で、町としてアピールしたい事業についてでございますが、平成30年度一般会計予算については施政方針で申し上げましたとおり、地域の活性化を図り、安定的な行政サービスを提供して、町民皆様の負託に応えられるよう予算案を策定したところでございます。

主要事業といたしましては、健康福祉分野では岩橋保育園の隣接地に建設を進めていた子育て支援施設が6月に開所を予定しており、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、利用者支援事業を実施させていただきます。

教育文化施策の分野では、平成32年度からの新学習指導要領に先駆け、小学校それぞれに外国語専科教員を配置し、英語学習を実施します。また、オーストラリアとドイツにそれぞれ中学生を派遣するとともに、ドイツから生徒を受け入れ、国際化に対応できる人材の育成と町民との国際交流も含め進めてまいります。

生活環境施策の分野では、防災基盤の強化として全国瞬時警報システム（Jアラート）の新型受信機の更新と地域防災計画の修正業務を行います。

都市基盤施策の分野では、景観基本条例に基づき町の良い景観形成を図るため無電柱化のまちづくりを推進していきます。また、道路改良や橋梁の長寿命化など社会資本整備総合交付金も活用し、順次事業を進めてまいります。

産業経済施策の分野では、JR酒々井駅東口周辺に町営駐車場を整備し、来町者を呼び込み、駅周辺の活性化を図ってまいります。

地域社会と行財政の分野では「100年安全・安心に住めるしすいづくり事業」を推進し、町と住民との行政情報と地域情報を共有できるGIS地図情報システムを活用した住民の安全・安心なまちづくりを進めてまいります。

特別会計では、下水道事業特別会計の平成30年度事業として、馬橋地区、飯積地区、尾上地区、酒々井地区下水道整備工事を進めます。

また、水道事業特別会計の平成30年度事業として、尾上浄水場配水池築造工事を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、私からは、平成30年度予算についての2点目をお答えさせていただきます。

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、認知症予防や独居高齢者の生活支援のためのサービス提供等、高齢者を対象とする福祉サービス全般にわたる供給体制の確保及び地域の実情に応じた介護給付サービスが提供されるよう介護サービスごとの見込み量確保のための方策を定めるものがございます。

平成30年度から32年度までを計画期間とする第7期計画においては、介護サービスの利用実績や人口推計、今後の新規事業等を勘案し、3年間の事業量を見込んだ上で介護保険料を算定し、それをもとに平成30年度予算を策定しております。新規事業といたしまして、重度の要介護認定者を居宅で介護する家族の負担を軽減するための家族介護支援事業、また介護が必要な状態になっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けられるようにするための地域包括ケアシステムの構築に向けて充実を図る地域支援事業等の経費を計上しております。

次に、障害者関係の計画でございますが、第3次酒々井町障害者計画は、障害者基本法に基づき、障害者に対する総合施策を定める基本計画として平成30年度から平成34年度までの5カ年計画を策定しております。また、第5期酒々井町障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスの事業についての具体的な見込み量等の数値目標や見込み量確保のための方策などを掲げる実施計画として、平成30年度から平成32年度までの3カ年計画をそれぞれ策定しております。町ではそれぞれの障害計画に基づき、障害のある方の生活を支えるため自立した日常生活を支えるための自立支援給付と、住みなれた地域で安心して生活するための地域生活支援事業を行っております。平成30年度予算では、障害者計画の将来推計から対象者の増加が見込まれます障害児給付費を初め、介護給付費、訓練等給付費及び障害者医療費などの経費を増額し、障害のある方のニーズに応じた適切なサービスの提供に努めてまいります。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） 私からは、婚活関係につきましてご答弁させていただきます。

男女の出会いの場となる婚活につきましては、近隣市町等においても、主に各種団体等が中心になり実施されております。当町においても、町商工会の青年部が中心となり町内の店舗及び町と協力し、男女の出会いの場の創出と町の魅力や特産品等をPRする婚活イベントを実施したこともあります。町といたしましては、全国的に人口減少や少子高齢化が進展する中、人口減少を抑制し、安定した町政運営を維持していくためには移住、定住人口を確保していくことが重要と考えております。今後も、町内の各種団体等と協力し、交流、移住、定住の促進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） まちづくり課長、板垣一成君。

○まちづくり課長（板垣一成君） 私からは、3点目の下岩橋地先の市街化区域についてと、4点目の県道富里酒々井線についてお答えいたします。

まず、3点目の下岩橋地区の関係でございますが、1点目の下岩橋地区の未利用地についてのご質問ですが、おおむね5年ごとに実施する都市計画に関する基礎調査として平成28年度に実施した都市計画基礎調査によりますと、市街化区域内における農地や山林、その他の空き地、こちらは未建築宅地、駐

車場、資材置き場等になりますが、これらを総称して呼んでおります都市的未利用地は、およそ9ヘクタールと報告されています。

2点目の市街化区域の活用と宗吾参道駅周辺を一体とした事業ができるような都市計画の見直しをしてはとご質問ですが、京成宗吾参道駅周辺区域は、一部のエリアは市街化調整区域となっておりますが、地域拠点エリアとして鉄道駅周辺という高い交通利便性を生かしながら周辺住民のための商業、業務機能の誘導を促進することとしていることから、事業者からご相談等があれば地域の实情に応じた都市計画の見直しや地区計画を定めるなど柔軟に検討していきたいと考えております。

続きまして、4点目の県道富里酒々井線につきましては、1点目の県道富里酒々井線の整備促進について、県に強く要望すべきとのことですが、進捗状況を県に確認したところ、国道296号から古沢橋までの整備が済み、用地については約6割が取得済みで、用地が確保できたところから順次歩道整備を実施していると伺っております。今年度も約50メートルの歩道整備を実施し、今後も地元関係者の協力を得ながら、残る用地の取得を進め、事業の促進に努めていくとのことですので、町といたしましてもいろいろな機会を捉え、早期完成に向け県に協力していくとともに要望してまいります。

2点目の古沢橋の歩道設置についてですが、現在県では酒々井パーキングエリア付近から町道01-013号線交差点、こちら県道から酒々井インターへ向かう交差点でございますが、その交差点までの区間を優先して整備を進めているため、古沢橋の歩道整備時期等については今後検討していくと伺っております。

3点目の相続の関係で用地取得の見通しが立たない場所の対応についてですが、相続人調査等を実施したところ、相続人の数が多く、また登記が未完了のため用地取得には時間を要する状況となっております。町としましても、解決に向けて県と協議、調整をしていくとともに、関係地権者のご理解とご協力をいただきながら県の用地取得を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 8番議員、内海和雄君。

○8番（内海和雄君） ありがとうございます。1点だけ。1点と、あと町長から協力、2点だけちょっともう一回聞きたい。

1点は、婚活についてですね、この各種団体、事業というのはやっていて、酒々井もこの商工会とかいろいろ、過去もいろいろやっていると思うんですけども、これについては各地域アイデアでいろいろやっているようです。各団体は、ほとんど町の外郭団体というか、いろいろ団体でやっているようですが、たまたま聞きますと、隣、八街市。八街市は、団体じゃない。今度は、今までいろいろやっていたけど、八街市が市として、市の主催で実施主体で始めた。そしたら、件数はともかく、内容的には成立というんですか、こうなったのは千葉県で断トツで1位になったそうです。こういう事業団体でやっているところ中でも八街市が、率はですね。それで、何で一番いいのかと聞いたら、やはり一番いいのは市が主催だと。それが一番効果が、効果というか、実際出ているんじゃないかというお話を聞きましたもんですから。酒々井もいろいろやっているよという話聞いたんですけど、したんですけど、やはり千葉県で断トツのトップだそうです、八街市は。いろいろな団体、千葉県でも、いろいろ、だからさっきこう言いましたけれども。そういう関係でですね、ぜひ八街市の実態もちょっと調べてもらっ

て、成功率が絶対高かったら、商工会でやるのでも、あっちでやってそれだけ違うんだったら、町が主催になってやったほうがいいじゃねえのかなと。そういう単純な考えでございますから、ひとつ考えてみてください。実際、じゃ八街市のほう、千葉県、それを実際ちょっと調べてみてもらっても結構です。

それと最後に、町長言った住野の十字路、県のほうにも町長のほうからひとつ協力してやっていただければと思いますが、町長から一言いいですか。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） 婚活については、八街市の状況をよく研究してですね、対応できればと思っております。

それとまた、住野の十字路につきましては、要するに酒々井インターの周辺活性化協議会。八街、富里、酒々井、2市1町でやっているんですが、そこでもやっぱりひとつ重要なポイントという位置づけをしておりますのでですね、関係するところで力を合わせて早期に進むように県にお願いをしていきたいと思っております。地権者は賛同されているということですので、あとは県のお金の話だと思っておりますので、その辺ひとつ努力していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○8番（内海和雄君） お願いします。ありがとうございました。

終わります。

○議長（佐藤修二君） それでは、8番議員、内海和雄君の一般質問が終了しました。

◇ 江 澤 眞 一 君

○議長（佐藤修二君） 通告順に基づき、次に10番議員、江澤眞一君。

〔10番 江澤眞一君登壇〕

○10番（江澤眞一君） 10番議員の江澤です。3人目ですけども、お疲れのところですけども、しばらくご清聴お願いいたします。

冒頭、私、報道によると教育委員会関係で部活動、中学校、高校のですね、週休2日制という報道がなされました。私個人的にはですね、仕事柄よく中学校の大会のほうにお弁当を持っていっているんですね。それで、やっぱり現状見ますとですね、先生方が大変熱心に指導をしている。また、本当に土日を割いてやっている。あの姿を見るとですね、週休2日制だけで解決するのかなと、ひとつ疑問に思うんですね。やはり待遇をですね、今もう本当に手当がね、千葉県若干上がったにせよですね、もうその辺から改善しないとですね、やっぱり部活動、週に2日休むというね、これはですね、例えば各種陸上とかですね、各種どのスポーツでもですね、私は影響出ると思うんですね。せっかくオリンピック等ですね、せっかく日の丸が揚がる姿を見て日本国中が沸く。やっぱりスポーツというのは、国境を越えてやるもんであり、また青少年のですね、私はね、そういう心の面でもですね、大変な教育の場というふうに位置づけていますので。これについてはですね、教育長ね、私現場から上がっている声とは到底思えないんですね。ですからね、機会あれば、これは逆にですね、もっと手当を上げるように県のほうに強く言ってですね、その中で働き方を。今回うちの町もですね、中学校に部活のほうにそういう補助するような形が出ましたのでですね、そういう民間の人を活用してですね、逆に言えば盛り上げるような制度をやっていくべきじゃないのかなと。上からこうしろというのは、私は個人的にはですね、子

供たちかわいそうだなという、そういう意見を持っております。

それでは、一般質問に入らせていただきます。私、今回は2つの質問ですけれども、この1点目のコミュニティプラザ改修計画についてということで、これは冒頭ですね、執行部のほうから逆に改修計画じゃなくてね、もう実施に近いような資料を出していただいちゃったもので、通告の後にこれが来るというのは大変ある面ではですね、やりづらい部分がかなりあります。私だけじゃなくて、以前にも、もうこういうのがたびたびあるのですよね、出せるものであれば、もうちょっと早く出していただければというふうに思います。そういった中でも、この点については、逆に、じゃ内容を踏み込んでまた2回目の質問をしたいと思います。

1点目としましてですね、平成30年度の計画について何うということですか。2点目が、事業費と工期の予定について伺います。3点目が、お風呂について以前から浴室が狭いとか、1階にとの要望があるが、町の考えを何うということですか。これは、もうこういう資料を見ると1階になるというんで、これは答弁要らないです。4点目がですね、清掃組合と事業費等の話をするのか町の考えを何うということですか、これは話し合いをもうするんだという答弁はいただいていますので、逆に踏み込んで具体的な内容がもし言えるのであれば伺いたいと思います。5点目がですね、私これは大変こだわっていることですが、体育館の増築について以前の回答では検討するとのことであったが、対応を何うということになります。

以上がですね、コミュニティプラザ改修計画についての質問です。

2点目が、酒々井町個別施設計画についてということで、これはせつかく5年間でやるという、そういう面ではハード面が主になってしまう。去年の6月議会で一般質問したときに、町長はそういう面では予算等を見ながらということでありました。5年間で、これを全部やるというのは不可能というふうに私も認識しておりますけども。でも、どれか優先順位をつけてやらなければですね、せつかくこういう水面では計画を立てたので、それに向かって行くべきであるというふうに思っております。それで、そういった中で、酒々井町の第5次総合計画後期基本計画に合わせて行う事業であるが、平成30年度に行う個別の事業について伺います。また、今後の計画についてもあわせて伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、10番議員、江澤議員からは2点のご質問でございますので、順次お答えをさせていただきます。

通告に従いまして答弁をさせていただきます。1点目のコミュニティプラザ改修計画についてのご質問でございますが、まず平成30年度のコミュニティプラザ改修計画につきましては、改修の実施設計を予定しております。

次に、事業費と工期の予定についてですが、事業費については実施設計で事業費が積算される場所でございます。工期については、酒々井リサイクル文化センターの延命化工事により稼働期間の延長を地元協議会と佐倉市、酒々井町清掃組合間で覚書が締結されたことから、期間延長とあわせて予定しております。

浴室については、1階とすることです。酒々井コミュニティプラザは、清掃組合の地元対策として建設しておりますので、地元協議会と佐倉市、酒々井町清掃組合で締結している覚書及び協定書に基づき、改修費用についても応分の負担を求めていくものでございます。

体育館、これは多目的ホールでございますが、この増築については、現行のまま使用することを考えている次第でございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 副町長、飯塚光昭君。

〔副町長 飯塚光昭君登壇〕

○副町長（飯塚光昭君） 私から2点目の酒々井町個別施設計画についてお答えをいたします。

酒々井町個別施設計画で位置づけた事業のうち、平成30年度に実施を予定している事業につきましては、平成29年度からの繰り越し事業も含めましてJR酒々井駅自転車駐輪場整備事業、中央公民館非常用発電装置更新事業及びコミュニティプラザ改修設計事業で、その他としまして防災資機材等備蓄施設整備事業及び（仮称）酒々井町情報発信拠点整備事業を実施したいと考えております。

また、今後の計画につきましては、本佐倉城跡の保存、活用のための入口広場整備事業としまして、管理詰所、トイレ、倉庫等の整備やお体の不自由な方が使用しづらい状況となっております保健センターのトイレ改修事業、そして役場中央庁舎大規模改修事業等を実施したいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 江澤眞一君。

○10番（江澤眞一君） ありがとうございます。それでは、コミュニティプラザ関係なんですけども、今町長から実施設計だというお話をいただきました。この中でですね、やっぱり事業費なんですよね。設計で出るだろうと思うんですけども、これは個別の施設見ると耐震も含むようなことも書かれていたんです。そうすると、かなり。工期も含めてですけどね、事業費というのは相当膨らむんじゃないかというふうに思うんです。だから、それでいつごろまでというのは多分出ないのかなというのと、最短でどのくらいくらいは、計画なんで持っているのか。何年後ぐらいをめでに一応やるかという、そういうことがわかればですね、ぜひ。これは、やるということを決めたのであれば、いつごろまでには逆に完成させたいというような、そういうお話があれば伺いたいと思います。耐震までやるとなると、かなりのになると思うし、と思います。

それで、お風呂の件は、そういうことで1階ということで。やっぱりその組合との話し合いですよ、問題はね。そこは、もう町長が頑張ってもらえないと思いますけども。今管理者である佐倉は、管理者は佐倉市長ですよ。今度、市長選もあるし、その辺も。例えば市長がかわっちゃったら、なかったよなんていう話にはならないのかという、ちょっとこれは余計のお世話と言われればお世話かもしれないんですけども、その辺もちょっと。もし考えがあればお伺いしたいと思います。

この体育館なんですけども、これはなぜ出すかというんです。今回は1階のほうにレストラン等指定管理者制度を設けるといようなことが、運営方法書かれていますけども、じゃこの指定管理者制度を利用するんであれば、該当する、そういう手を挙げているところが実際にあるのか。これは、もし指定管理者募集しても募集なかったよというな場合はね、大変これは困るんですよ。ここには、も

う運営を予定していると。逆に言うとも明記されていますので。レストラン経営とか、どこまで指定管理でやるのかということをごすね。その中で体育館の位置づけというのはね、実は町体育館の整備というのも、ずっともう長年の3.11以降ずっと言われているわけですよ。その中で、とにかく今の町の体育館は使わないんだと。そういうふうには、もう町は明言をしております。であれば、壊せという意見もありますし、いや、あそこもう補修してもう一回やろうという意見もさまざまなんですけども。ここに体育館を増築することによって、やっぱり利用者が多いですよ。そうするとお風呂に入る。ここで食事をするとか、そういうような、どうせやるんならね、そういうふうにしたほうが集客率は上がるし、やっぱりこれは赤字出してもいい事業ではないと思うので、そういう面を含めてです、私は全部新しく建てろというふうには言っていないので、やっぱりこれはもう少し、だから前も言ったようにバレーボール2面くらいあれば、例えばバドミントンは4面できるし、バスケットもできるわけですよ。そういう面を考えてやれば、もう人がいっぱい来るわけですよ。そういうことを考えて、私は、どうせならば、それも一応計画にのせてです、話し合いをして、だめだったならば取り下げれば良いというふうに思うので。まず、最初からやらないのではなくてです、やっぱりテーブルにのせていただきたい。初日に濱口議員も言ったように更衣室もないと。これは、今倉庫になっていますよ。あそこでもいいんだと。でも、あの中見たら、とても更衣室じゃないですよ。あそこは、もう倉庫としか見えないので、やっぱりどうせやるんなら私はです、というのですね、やはり今最終処分場が、あれ平成37年で一応いっぱいになるということに、あそこには書いてあるんですよ。そうすると、もう何年もないわけじゃないですか。それで、前も言ったように、あそこが最終処分場が全部埋まれば、私はあそこに少年野球とかサッカーとかを持っていけばいいんじゃないかというふうに思っている。長い目で見た場合です、そうすると体育施設を設ける。そうすればです、私はもっと。例えば、合宿で使いたいというところもあるだろうしね。そういう白子なんかは、そういう誘致してやっています。そういうのも一つの方法なんだよ。どうせやるんなら、私はそういうのを見ながらです、まずは町から言ってみると。だめならだめでもいいんですけども、何もやらないよりもぜひやっていただきたい。これは、要望になりますけども。よろしく願いをいたします。答弁があれば、町長、何か伺いますけども。

2点目のその個別施設計画については、今副町長のほうから、るるお話がございました。そういう面ではやれるものはやっていくんだと、そういうお話で。私も、これは大変いいと思うんです。やはりその計画をつけたんだからということで。もう、ぜひそうすればです、もう実施計画にもです、もうちょっと明記してもらえるとわかるんですけども、実際にこれ載っていないと思うんですよ。その辺、載せていただければというふうに思いますけども。わかる範囲であればです、載せて、こういうものをやるんだということであればです、と思います。

あと、余計なお世話かもしれないけど、保健センターのトイレというのは改修したと思うんですけども、まだこれからやっていただけるんですかね。何か和式を洋式にしたという前報告受けたけども、これからまたやる何か計画があるんですかね。その辺もちょっと確認のため、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） コミュニティプラザの関係でございますが、コミュニティプラザはですね、清掃組合の地元対策として建設していることでございます。それで、地元協議会としっかりとした協定も結んでおりますので、先ほどありましたが、市長がかわったらナシのつぶてと。そういうことはございません。そして、またあそこのですね、清掃工場の使用延長もこの間協議会とですね、延長協定が結ばれましたもので、その期間はですね、少なくとも範囲に入れてですね、これからの運営はされるものだと思っております。

そして、またそういうことでございますのでですね、今のこのいわゆる清掃工場の改築工事にあわせてですね、いわゆるコミュプラの改修工事も進めていくということでございます。完成時期については、ちょっとですね、まだもう少し実施設計をした中ででないと言えませんが、一応並行して進めるということでございます。そして、また指定管理者等の事業について、本当に相手がいるのかという話がございます。その辺につきましてはですね、今参事のほうから、今まで設計業者等募集した中で関係の説明がありましたのでですね、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、指定管理者が手挙がっているのかということでございますが、今回行いました基本事項を定める酒々井コミュニティプラザ改修基本設計をプロポーザルによって実施したところでございます。このプロポーザル方式につきましては、自社が運営した場合、このように改修すればということで、そのとった会社が指定管理者制度に手を挙げているところでございます。

あと、ハーブガーデンと一体となった形で指定管理をお願いするということを考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） 保健センターのトイレの関係でございますけども、洋式化は一部、大分前にやったことではないかと思ひまして、完全なバリアフリーにもなっておりませんし、結構老朽化しているということで、今年度ですね、保健センターのほうで洋式化、もっと便利なように検討をしているところで、保健センターにつきましては、空調設備の改修も個別計画の中ではありまして、そちらと調整しながら考えていきたいということでございます。また、実施計画につきましても、今後調整していきたいと思っております。

以上でございます。

○10番（江澤眞一君） 以上で終わります。

○議長（佐藤修二君） よろしいですか。

○10番（江澤眞一君） はい。

○議長（佐藤修二君） それでは、10番議員、江澤眞一君の一般質問が終了しました。

ここでしばらく休憩します。

（午後 2時15分）

○議長（佐藤修二君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後 2時26分）

◇ 齊 藤 博 君

○議長（佐藤修二君） 通告順に基づき、さらに7番議員、齊藤博君。

〔7番 齊藤 博君登壇〕

○7番（齊藤 博君） 休憩中は何か和やかな雰囲気になったんですけど、最後、私質問させていただき
ます。こんな空気を壊せない程度に質問させていただきたいと思います。

7番の齊藤博でございます。これから一般質問をさせていただきます。

大きく5点。中には同僚議員とダブっているところもございますが、質問は継続させていただきたい
と思っております。いずれにしても、何回か質問をしている点ばかりでございますので、木で鼻をくく
ったようなご答弁ではなく、踏み込んだ形でお答えをいただければありがたいと思っております。

まず、1番目は、南部地区関連税収の見通しについてでございます。この質問については、たびたび
やはり行っておりますが、説得力のある答弁がありませんので、今回も伺うものであります。昨年12月
議会で小坂町長は、今3期工事をしているんですが、5期までやるという話がございます。その時点で
ですね、町側としても判断をしていくべきものだと考えている」と答弁をされました。町長の言うよう
に、情報を豊富にですね、有している方とは違い、私のような議員にとっては、これだけのことでは時
期がわからず、また推測のしようもございません。5期後の判断というのであれば、今町長の任期内で
は判断できないということになるのでしょうか。平成19年から10年を経過しましたが、当時の根拠資料
と比較すれば、概算推計は可能だと思いますが、推計は先送りとするのでしょうか。改めてお聞きをい
たします。税収7億円に達する時期についての見通しを伺います。

町では基本構想、基本計画が策定されていますが、ともに財政的な裏づけを必要としない計画であり
まして、ところが実際は、財源、特に税収等の自主財源の裏づけによって初めて施策が実現されること
になると思います。関連税収が3億円程度なのか、7億円まで見通せるのかと。政策選択の際の必須要
件だと私は思います。4億円の違いもあれば、町にとって大きな問題であります。懸案であります酒々
井中学校講堂の屋根の雨漏りも、その修繕も国庫補助を当てにしなくてもできるはずです。先送りをす
る必要もなくなります。お伺いをいたします。アウトレット関連税収の見通しを立て、その税収見込み
に合わせて財政計画を立て、各種の事業計画を作成すべきだと考えますが、町長の認識をお伺いをいた
します。

それから、2つ目は人口減少対策でございます。この質問は、初めてでございます。3点ござい
ますが、まず申し上げますのは、今町でつくられた人口ビジョン、これを読みますと、我が町の人口は2060年、
よほど先の話ですが、1万7,000人というふうに推計されております。ただし、中を読みますと人口問
題研究所の推計では1万3,000人となっているものを、政策目標として引き上げたものだと私は理解を
いたしました。このように、今後町は人口が減っていくと。そういう推計結果に対して、町長はどのよ
うに感じておられるかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、細かくなりますが、通常の推計方法の中から言いますと、一般的には出生率と死亡者の推

計、あるいは社会像の計算、こういうものから推計されると思うのでありますが、特に1万7,000人したときの社会像、これに係る推計方法はどのようなもので得られたのか、具体的にご説明をください。

それから、この中の3番目ですが、いわゆる人口ビジョン。これは、27年の10月に策定されたというふうになっております。2年を経過をしたわけですが、私には具体的な人口増加策が見当たりません。成田空港とアウトレットだけでは言葉だけのように感じます。具体的な施策と成果をお答えください。また、あれば今後の具体的な施策についてもお答えをいただければと思います。

3つ目は、本庁舎耐震工事についてであります。平成23年度に本庁舎に係る耐震診断結果により補強工事の必要性が指摘されました。以来、庁舎建設整備事業全体から見ますとさまざまな変更がなされました。当初なかった分庁舎の建設がされたこと。書庫や倉庫の整備、エレベーター設置あるいはアスベスト除去などの工事が予定される計画になっていると思います。当初、防災拠点の本庁舎に設置する前提での補強設計が分庁舎の建設によって防災拠点が移動され、その結果耐震性の変更が生じ、再度の設計費をかける等の変更がありました。このあたりから議会への説明もほとんどなくなってまいりました。町は、昨年12月議会で町個別施設計画で平成33年度までの計画期間に着手するよう位置づけていますと。実施に向けて検討しているところでありますという答弁をされました。そこで伺います。いろいろ設計内容が変わりましたが、現時点で工事内容として構想、設計している内容はどのようなものなのか、耐震度も含めてお聞かせをいただきたいと思います。

次に、その場合、事業費及び財源の考え方をお答えください。

3つ目ですが、以前に町議会の議場移転の申し出がありましたが、教育委員会等が本庁舎に入るなどの配置部署はどのように考えているのかお伺いをいたします。

4番目は、福祉施策についてであります。ご案内のとおり、平成30年度から32年度の介護保険事業計画が作成をされます。2025年問題を控え、以前よりきめ細かな推計と対応計画が必要だと思うのですが、残念ながら従前どおりの推計のようであります。そこで具体的にお聞きをいたします。次期介護保険事業計画における介護サービス事業の伸びは、どの程度と推計されているか。また、要支援者及び介護度の1から3の方のサービスの伸び。もう一点が、症状が重度化されると言われる75歳以上の介護度の悪化の推計、これはどのようにされたのか。また、その結果等をお伺いをするものであります。

それから、2点目ですが、これは私自身の体感としまして、階段をおりるときなどに、ふと不安を感じ手すりに近づくことが多くなってまいりました。また、車椅子を利用せざるを得ない方からの話でも、電動の椅子を使うとスピードは出るけれども、不安定な部分が出てくる。あるいは、大型化になってエレベーターをひとり占めするような形になる。自転車に乗るときも、道路段差が非常に大きく感じる。そのような話を私聞いております。これまでもバリアフリーは叫ばれ、行政側も対応は私はしてきたと思うのでありますが、高齢者や障害者の立場からしかわからない、そういった怖さや不安はやっぱりあると思います。そこで、健常者ではなく、障害者や高齢者自身が自身の体験として、例えば電動の車椅子等に乗っていただいて、道路段差等の現場に赴き、そしてその段差等を検証いただくと。そういう形のものではないのかどうか、お伺いをしたいと思います。今社会福祉協議会では健常者なんですけど、やって、それを福祉マップですか、そういう格好で出しているというふうには伺っておりますが、それはあくまでも健常者の感じるものでありまして、そうじゃない、本当に本人自身が感じたそういうもの

のデータを集めることによって、段差解消のまた新しい、そういったバリアフリーができるのではないかと。そういう意味のことで提案をするものであります。

それから、3つ目ですが、これも何回か私自身では言っているんですが、今福祉課の職員を悪く言うわけじゃないです。制度的に要介護の方々の実態というのは役場の職員では把握できないように私はなっているように思います。介護サービスの支払い計画、こういう紙の、机の上の仕事に追われてですね、なかなか現場へ行けない。それで制度的にも地域包括支援センター、これがそれを代がえしているといえますか、そういう形になっておりますし、30年度予算見ても地域支援事業、これは町が行うんじゃないかと、包括センターにこれを委託して行う、そういう仕組みになっております。ただ、私は、自分も短い経験でありますけども、福祉事業の中に携わった人間としまして、やはり新しいあるいは現状を変える、改善するそういった政策はやはり現場を知っていて、なおかつ予算に対して提案権のある町の職員でなければ私は有効ではないだろうというふうに思っております。そこで、介護のケースワーカー、これを町職員として設置できないか、そのように考えます。町の考えをお聞きをいたします。

それから、最後は町営施設の活用についてということでございますが、2番目のコミュニティプラザについては、先ほど質問もあったようですので簡単にさせていただきますが、2点あります。1つはちびっ子天国の運営について。また夏が参ります。平成30年夏、プールどうするのか単純にお聞きをしたいと思っております。それから、昨年やめたときに、やめたというか休園したときに新たな集客施設、これを検討するのだということでもございました。検討状況、具体的にどういうものが挙げられているのかですね、それをいつごろまでに取りまとめようとしているのか、全然私らにはわかりません。その辺を伺います。

それから、これは計画段階でしょうけども、ちび天にある管理棟の耐震工事、これの計画が設計組まれてあります。億単位のものであります。しかしながら、本体のちびっ子天国がこういう状態であれば、その計画そのものはお蔵入りというのが普通ではないかと思うんですが、そのようなお考えはありませんか。

それから、2つ目のコミュニティプラザですが、1点だけお聞きします。検討委員会の検討結果、これも多分前の質問と同じような答えになるかとは思いますが、1回目の質問としてはお伺いをいたしております。

それから、次のごみ焼却施設機能。これについては、お話がありましたんで割愛をさせていただきます。

以上、1回目の質問終わります。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、7番議員、齊藤議員からは5点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

私からは、2点目の人口減少対策についてのご質問の町の人口減少推計結果に対する基本的な認識についてお答えをいたします。

現在全国の自治体では少子高齢化の急速な進展と人口減少により将来的に自治体消滅の可能性もある

という衝撃的な発表を受け、それぞれが生き残りをかけ総力を挙げて人口減少対策に取り組んでおります。当町が平成27年10月に策定しました酒々井町人口ビジョンにおいては2060年の目標人口を1万7,000人と定めておりますが、当町は都心から50キロメートル圏内という地勢や高水準の交通環境、インフラの整備状況、さらにはプレミアム・アウトレットや温浴施設の開業効果による雇用の増加や駅周辺における住宅需要の高まりなど、町独自の強みを発揮できる可能性を秘めており、民間ディベロッパ等による駅周辺地域における新市街地開発や中心市街地における高密な中高層住宅建設などの再開発事業等の計画について、町に協議がなされた場合には行政として積極的に対応を図り、人口増加政策を効果的に展開することで将来的に2万1,500人程度の人口維持も可能であるとしておるところであります。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 税務住民課長、鳩貝剛君。

○税務住民課長（鳩貝 剛君） 私からは、1つ目のご質問の南部地区関連税収の見通しについて、その中で税収に関してお答えさせていただきます。

南部地区関連の税収につきましては、平成28年度決算において固定資産税、都市計画税及び法人町民税の3税目で約3億3,000万円となっています。また、平成30年度の税収見込みは3税目で約3億3,300万円を見込んでいます。なお、今後の税収につきましては、アウトレットの第3期拡張や当地区への企業立地等に伴い、さらに増収が図られるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） 私からは、南部地区税収関係の見通しの関係で財政計画等のかかわりますところをご答弁させていただきます。

財政計画や財政健全化計画の作成に際しまして、町税の見込みにつきましては、過去5年間の決算額の変動額から平均伸び率を算出し、また将来的に見込まれます変動要因を加味して将来推計を行っているところでございます。

続けて、もう一つ私のほうから。人口減少対策につきまして、2点目、3点目につきまして私のほうから続けて答弁させていただきます。

推計方法についてでございますけれども、将来人口を推計するのに当たりましては、国が策定する長期ビジョンと総合戦略を勘案いたしまして、推計する必要があったことから町の人口推計に使われているコーホート要因法により推計を行ったところでございます。

また、人口ビジョンの策定後の具体的な施策と成果及び今後の具体的な施策についてでございますが、人口ビジョンにおいて将来人口を達成するため、当町の現状、問題、今後の方向性を踏まえ、平成27年度から31年度までの5年間におきまして、国の地方創生関係交付金を活用し、事業を展開するとともに、地方創生のさらなる深化を図るため、町独自の事業を組み合わせ、集中的に次の4つの基本目標により施策に取り組んでおります。

まず、基本目標1といたしまして、「地方における安定した雇用を創出する酒々井づくり」として、その具体的な施策として、町南東部を中心とした魅力ある雇用の場づくりの推進を中心に挙げてござい

ます。具体的な事業としては、酒々井町南部地区新産業団地・墨工業団地への企業誘致を推進する企業立地ガイドマップ作成事業や農業事業者の経営支援を図る担い手育成支援事業、また空き家を活用したまちづくりを推進する空家対策事業を実施しております。また、今後、当該事業と組み合わせて空き家バンク事業などを実施し、魅力ある雇用の場づくりを推進していきます。

次に、基本目標2として、「地方への新しい人の流れをつくる酒々井づくり」とし、その具体的な施策として、酒の井をシンボルとした酒々井の歴史・里山・里沼を生かした交流支援の拠点づくりの推進を中心に挙げてございます。具体的な事業といたしましては、酒々井の歴史・里山・里沼を生かした交流支援拠点づくりを推進するまちの顔づくり推進事業。また、世界中から人々が集う酒々井づくりを推進するふるさと酒々井プロモーション事業及び外国人おもてなし向上事業などを実施しております。また、今後も当該事業等を継続し、歴史と自然を生かした文化創造のまちづくりを推進していきます。

次に、基本目標3といたしまして、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる酒々井づくり」として、その具体的な施策として岩橋保育園を中心とした一貫した子育て支援の拠点づくりの推進を中心に掲げております。具体的な事業といたしましては、岩橋保育園を中心とした一貫した子育て支援の拠点づくりを推進する子育て支援センター あいあいの整備と妊娠から子育てについて切れ目なくサポートする酒々井町版ネウボラ事業、あわせてふるさと酒々井郷土愛の醸成づくりを推進する酒々井・千葉氏まつり実施事業などを行っております。また、今後も当該事業等を継続し、子供を安心して生み育てる環境を整備し、子育て支援の制度づくりを推進するとともに、酒々井に生まれ育つ子供たちにはふるさと酒々井に対する郷土愛の醸成を図ってまいります。

続きまして、基本目標4として、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する酒々井づくり」といたしまして、その具体的な施策として、中心市街地と連携した一体型医療・高齢者支援の拠点づくりの推進を中心に掲げております。具体的な事業といたしましては、子供から高齢者まで誰もが健康で生きがいを持てるまちづくりを推進する都市公園遊具改修事業や安全・安心に暮らせるまちづくりを推進する100年安心して暮らせる酒々井づくり事業などを実施しております。また、今後も当該事業と（仮称）酒々井病院や日本版C C R Cを含め検討することにより、子供から高齢者まで誰もが健康で生きがいを持ち、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進したいと考えてございます。

続きまして、3つ目の本庁舎耐震工事につきまして、続きまして答弁させていただきますが、1つ目の耐震補強工事につきまして、現在工事内容等を検討しているところでございますが、主な内容としては、耐震補強とあわせてアスベスト対策とエレベーターの設置をしようとするものですが、庁舎改修後の年数が経過してきたこと、また屋上防水工事や外壁補修工事等も実施したいと考えておるところでございます。

2つ目の事業費、概算どのように見積もっているのかというご質問でございますけれども、事業費につきましては、工事内容等を検討している段階でございます。お示しできる段階ではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 総務課長、大塚正徳君。

○総務課長（大塚正徳君） 私からは、本庁舎耐震工事についての3点目についてお答えさせていただきます。

本庁舎に配置する部署等はどのように考えているのかというご質問ですが、現段階では特別な状況等の変更がない限り、現状と同様の部署等を配置するものと考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、私からは4つ目の福祉施策について、3点についてお答えさせていただきます。

初めに、次期介護保険事業計画における高齢者の人口は75歳未満の前期高齢者は減少傾向でございますが、75歳以上の後期高齢者は増加傾向であり、高齢者全体では1.5%ほどの増加を見込んでおります。また、介護サービス需要の推計に当たっては、人口推計と合わせて後期計画における各サービスの利用実績を踏まえ、基本的には国の作成したワークシートにより推計を行っており、介護度別のサービス量の伸びや年齢階層ごとの介護度の進行という形での算定にはなっておりませんが、町の推計した結果といたしまして、要介護認定者数、介護給付費はそれぞれ平成30年度が820人、10億9,465万2,000円、平成31年度は881人、11億8,722万1,000円、平成32年度は974人、13億2,773万7,000円と見込まれております。

次に、バリアフリーの現状調査を当事者が実施することにつきましては、障害者や高齢者が安全に利用できる誰もが住みやすい環境を整備することは大変重要なことと考えております。町の社会福祉協議では外出困難を抱えている方への情報提供などを目的として、順天堂大学の学生を初め、障害者団体やボランティアの方々のご協力をいただき、車椅子を使用して公共施設、金融機関、商店などの出入口、トイレの段差、通行幅等の調査を実施し、この一連の調査結果をまとめた福祉マップの作成に現在取り組んでいるところでございます。町といたしましては、この活動に協力しており、ご質問の検証等につきましては、福祉マップの活用を含め検討してまいりたいと考えております。

次に、介護のケースワーカーの採用についてでございますが、現在高齢者の相談については町が委託しております地域包括支援センターが総合窓口として活動しており、各相談内容の件数等を月ごとに、また苦情や要望等重要な案件については、その都度それぞれ報告を受けております。また、健康福祉課には昨年1月から委託により福祉生活専門相談員を配置しております。この相談員は、ケースワーカーとして必要となる社会福祉主事の任用資格を持ち、窓口において介護にかかわる業務を含め、受付、発行業務のほか生活相談など、福祉全般多岐にわたる相談に対応していただいているところでございます。

さらに、平成30年度からは新たな地域支援事業として地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、アンケートの実施や各地域への訪問等により住民のニーズの把握や必要なサービスの創出を目的に事業を進めることとしております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私からは5点目の町営施設の活用についてお答えいた

します。

ちびっ子天国の運営については、さまざまな可能性の一つとして新たな集客施設の検討を進めているところですが、管理棟を利用しての事業を行うのであれば、その用途に合わせて耐震基準をクリアしなければならないため、管理棟耐震工事計画が必要なくなるということはございません。今年度はさまざまな可能性を探る中で、体育館等のスポーツ練習場や商業施設が新たな集客施設として、またプールとして継続して利用する提案もありましたが、管理棟の耐震基準や新たな設備投資の問題を解決できませんでした。そのようなことから、平成30年度につきましても休園することとなりましたが、今後もさまざまな可能性を検討してまいります。

次に、コミュニティプラザにつきましては、検討委員会からは高齢化社会へ対応した施設や魅力ある施設にリニューアルし、地域資源を活用したネットワークづくりを進め、近隣観光施設の利用客を取り込み、しすい・ハーブガーデンと一体的に民間活力のノウハウを活用した運営を行うということで、利用客をふやし、維持管理費など町の負担を削減していくことができる施設を目指すという提言を平成26年11月にいただいております。また、酒々井リサイクル文化センターは、現在行っている施設の延命化工事により、平成45年まで稼働期間の延長を地元協議会と佐倉市、酒々井町清掃組合との間で覚書が締結されたところでございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 7番議員、齊藤博君。

○7番（齊藤 博君） じゃ、2回目の質問をさせていただきます。まず、南部関連税収ですけど、今の数字はわかり切っているんで、それはそれとしてですね。ただ、私、伸びしろがあるように言うんですけど、伸びしろが何だろうというのをお聞きしたいんですよ。例えばね、何期工事かありますよね。だけど、もう土地については26年度、27年度で課税済みでしょう。家屋については、結局店舗がふえれば、それはふえますね。償却資産もふえます。だけど、この前、27年度ですか、増床しましたけど、あれで伸びたの1億ですよ。あれは土地の分も入っているから実質そのぐらいだと思う、私はね。明細を教えてくださいと言えないけども。ということは、伸びしろは、私は家屋しかないと思うんですよ。それで、家屋は減価償却で減っていくんですから、普通ね。そうするとふえる要素にはならない。今より倍ふえる。倍になるという推計は、私は計算できないんですよ。それを町は言っているから、その根拠を教えてください、こう言っているわけです。何税で幾ら、何税で幾らと、こうやって説明してくれればね、それで説明で推計はできるんですけど、それすらしらないでしょう。だから、どこに伸びしろがあるという計算をしているんですか。それを具体的に教えてくださいよ。それでね、家屋だってこれを積算したときに、立派な鉄筋コンクリート2階だの3階だの、そういうものを前提とした推計じゃないですか。前の答弁見ればそう書いてありますよ。だけど、実際建ったものはそうじゃないじゃないですか。値段的に安い。そうすると、安ければ固定資産税が安いんですから。その同じ建物の数があつたって、いや、想定よりは安いはずなんです。だから、そうやったら伸びしろが本当に私はないと思うんでね。それをあるように町民とか我々に対しても、そういう答弁なりをしてくるというのは今になったら本当におかしいと思うんですね。10年前に推計した数字を今もあるあると言っている。それが私は町民に対してのいい、何とかな、ミスリードだというふうに思っているんです。それで、そうじゃないなら、そ

の伸びしろを教えてください。それが南部関連のやつです。ということだから、結局3億なら3億5,000万でも、4億でも、それをもとにして財政計画を立てれば、具体的に何ができるかというものは結果的に出てくると思うんですよ。そういうものを立てなければ、やっぱりこれからのいろんな施設事業があるんですから、それができないだろうと思うんです。お答えください。

それから、人口減少対策は、認識は私も町長と同じです。それで、結局私の頭の中ではやはり人が寄ってくるようには住宅というかな、それをやっぱり建てないといけないんじゃないかなというふうに思うんですね。今ちょっとうわさだけ程度ですけど、上岩橋の上郷、それから東酒々井の2丁目、あの辺に挟まれた田んぼ、前に宅地開発の計画があったかとも聞いているんですが、あの辺の土地をですね、かなり高い金で買いたいと言っている業者があるそうですよ。それから、京成酒々井駅の中川にも住宅が建ちましたよ。酒々井は4つの駅を持っている。そういうところで、その政策の仕方によっては、やはりそういう住宅需要というのは結構あると思うんです。それで、前、須藤議員でしたかね、京成成田駅のその構想化みたいな。間違っていたらごめんなさいなんです。

〔「酒々井駅」と呼ぶ者あり〕

○7番（齊藤 博君） 京成酒々井駅の構想化みたいな話で質問をしたときに、業者からあつたら何か対応しますと。今もそれらしきこと言ったんだけど、私はそうじゃなくて、例えばこの地域だったら町ではこういう受け皿がありますよということを事前にやるべきだと。内海議員がさっき言われた下岩と京成宗吾参道駅か、あそこの話もそうですよ。期されじゃないんですよ。その前にでき得ることを町でやってくださいよと。そういう考え方がないですかというふうに私はお聞きしたいと思うんですが。来ればやるよということなんでしょうけど、そうじゃなくて、土地利用とかいろんなこと考えたら、今こういう手を打とうというふうに考えてやっていただきたいというふうに思うんですが、それをやる用意があるかお聞きをしたいと思います。

それから、本庁舎の耐震工事ですけど、結局あれですかね、耐震度は軽いほうでやるようになるんですか。防災本部があるから、よりお金をかけて頑丈なものをつくなくちゃいけないと最初言っていたんですけど、なくなったから今度安くできるやつでいいんだというふうに設計し直しましたでしょう。どっちでやるんですか。かなり事業費違ったと思います。

それから、その当時の工事手法として現行の仕事、役場業務は続けながら改修工事ができるというふうに言われておりましたが、それには変わらないのかどうか。また設計を見直しているようですから。その辺の話を改めてお聞きします。

それから、福祉施策ですけども、やっぱり介護サービス料なんていうのは年に1億円ずつふえていくんですね、ざっと。そうしますと、今回もそうですけども、前回は3年間介護保険料据え置きました。幸い一般会計でいう貯金がありますから、そこから取り崩してやっている。今回も当初予算の説明段階では上げないというような説明だったと思います。それはそれで判断ですからいいと思うんですが、ただこればかりは2億あって2億円を使っちゃったら、次の年にはその2億円の何分の幾つかは上げなくちゃいけないと。そうなったときに介護保険の保険料というのはどの程度のものの上がりになるのか。そういうこともお考えだろうと思うんです。その推計をお願いいたします。30年度でしたら説明では3,000万かな。それで、3年間で1億くらい足りないと。要するに取り崩すという説明でした。それを

税率で置きかえた場合、どの程度の値上げを町民にお願いするしかないのか。その辺をお聞きをしたいと思います。

それから、現状調査なんですけど、私も社会福祉協議会のほうへ聞いたんですが、やっぱり体験されている方は健常者なんです。そうすると、若いときにはスピード出したって何出したってそんなに不安を感じなかったんですけど、それなりのやっぱり障害なり、年齢に達しますと、それに一抹の不安を感じるというか、そういうふうになっちゃうんですね。だから、そういう方の意見のほうが私は大事だろうと思うんで、1回そういうことをやっていただいて、それを材料に話し合いをするというかな、各部署にわたるでしょうから、そういうことを1回やってもらえませんか。そうすると、場合によっては、社会福祉協議会の福祉マップと一緒にやってやれるし、よりいいものができるんじゃないですか。機械、何ていうか、車椅子そのものも変わってきているし、前の基準では十分だと思ったものが今になってみちゃそうじゃないということがあると思うんで、そういう声を私本当に聞きます。それで、私自身もちょっと感じる場合があります。そういうことで、そういう現況調査というかな、そういうものをぜひ実施をいただきたいと思いますが、ぜひいいご答弁をお願いしたいと思います。

それから、ケースワーカーの件ですけど、私は必ずしも常勤の職員である必要はないと思うんですよ。逆に言えば、人生経験の豊富な方が何人かいらっしゃって何日か交代でやられるというのもいいと思うんですけど、結局は地域包括支援センターの職員と一緒に患者さんというと……何だ、介護認定者のお宅へお邪魔したり何かして実情を知ると。それと、帰ってきてそれを政策として提言できる立場。そういう職員が私は必要だと思うんですよ。私が聞いたところでは、今では当たり前になったホームヘルパー制度なんていうのも、実際はケースワーカーさんが実際に体験してみて、ああ、こういう制度だと。そういう発案をされて今こうなっている。やっぱり実際の現場でやった人のその感想とか、それから提言力というか、そういうものはやっぱり必要だと思うんですよ。常勤の職員の方がいれば一番いいんだけど、簡単にそうはいかないんであれば、そういう形で実際に感じていることが政策に反映される、そういう仕組みをぜひつくっていただきたい。そういうふうにはやらないと国から決まった制度だけでやっているだけではなかなか響くものがないんじゃないかと。そんなふうにするので、ぜひこれもお願いをしたいと。何ていうかな、ご答弁をいただければ答弁をお願いしたいと思います。これは、決意のほどをひとつお願いしたいと思います。

それから、最後ですけど、プールはわかりましたけど、私は正直言ってね、いつまでも引き延ばしをしなくていいんじゃないかと、正直そんなふうにあります。それで、ちびっ子天国ができた経緯もありますから、もう予期される相手方との交渉、どちらにしてもそれを始めるべきでしょう。経過からすれば、どういう集客施設をつくらうかどうかは別としても、相手方との協議必要じゃないですか。私は、そう思います。したがって、いつまでも検討、検討ではなくて、水面下でもどこでも結構ですから、そういう具体的な次につながる行動に移っていただきたい。毎年100万ずつかけてこれを管理しているわけですから。そのようにお願いをいたします。

それから、コミュニティプラザのは1点だけ。レストラン、これはプロポーザルでその方が指定管理者になって食堂もやるということなんだろうと思うんですが、これは指定管理をするときに年限は何年というふうにお考えですか。やはり民間は民間ですから、赤字になればだめになると思うし、その辺は

何年くらいの設定で考えていらっしゃるのかお聞きをして2回目終わります。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） 南部地区関連の税収等に関しましてはですね、今の税収増は南部開発新産業団地の施工にですね、着手に強く反対していた齊藤議員からは想定はしていなかったと思われまして。3億3,000万円の増収とは町の自主財源の確保と財政力の強化に結びついていることと考えております。これは、やっていなければこの分をどう捻出するかの話も。このことから、国ではまたですね、毎年伸び続けている社会保障費を賄う財源が見出せない状況であります。このことから、さらに今後想定される地方交付税の削減を考えますと、南部の税収増は重要なことと考えております。いずれは、デフォルトも考えられます。町としては町民の生活の安全・安心のために、できることから町の魅力を高めつつ、一歩ずつ着実に進めてまいりたいと考えております。今後も南部につきましては、企業進出等いろいろその中でですね、税収増が算定が上がってくると思っております。

それから、人口減少対策ではコンパクトシティとしての町の特徴を情報発信していきたいと。酒々井は、JR線や京成線等、最寄り駅まで徒歩圏の場所に住める。近隣市と比べて安価に住宅等の取得ができる。また、上下水道等の社会基盤が整っているなどといった住みやすさを備えています。酒々井で暮らせば、近隣市で暮らすよりも生涯の貯蓄を二、三千万多くできるということも不可能ではありません。環境面も含め、心豊かな暮らしができるという特性を町の特色、魅力として情報発信していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） 私からは、本庁舎の耐震工事に関係してご質問いただいたと思いますので、目標値の関係等のご質問かと思っておりますけれども。平成24年度に設計した当時につきましては、地域防災計画では災害対策本部を中央庁舎3階を会議室に設置することとしていたことから、I s 値の目標値を0.9として設計したところでございます。現在は、災害対策本部を分庁舎2階の第2多目的室に設置するとしておりますことから、耐震補強工事等に要します経費を圧縮するため、目標値も含めて検討しているところでございます。

また、通常業務をしながら工事するかにつきましても、工法により変わるものでございます。経費や窓口の住民サービスと低下がないようあわせて考えて検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、私のほうで、まず幾つかのご質問にご答弁させていただきます。

初めに、介護保険の関係でございますが、介護保険につきましては、国の介護保険事業計画用のワークシート、こちらを活用いたしまして、介護サービスの利用実績、人口推計等を勘案し、第7期計画、平成30年度から平成32年度までの事業量、総給付費等の見込みを推計しております。現在、介護保険の給付費の準備基金の残高でございますが、今年度末の見込みでございますが、約2億3,800万円程度を見込んでおります。その中で第7期の保険料につきましては、介護保険準備基金を3年間の推計で約1

億2,000万円ほど、その程度を取り崩して、そして第6期と同程度の保険料の月額、月額3,900円でございますが、そちらを設定しようとするものでございます。

なお、先ほどの、もし盛り込まない場合、取り崩さない場合でございますが、こちらもワークシートのほうで推計いたしますと、このまま取り崩さないでおりますと、月額約4,700円程度には必要となるように考えております。

続いて、バリアフリーの関係でございますが、そちらにつきましては、先ほどご答弁させていただいたとおり、今取り組んでおります福祉マップの活用を含め検討してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私からはコミュニティプラザのレストランのというか、指定管理の期間ということでございますが、このたび実施いたしましたコミュニティプラザの基本設計、そのプロポーザルの募集要項では5年という形で考えておりますが、その辺今後は検討となっていくところでございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 7番議員、齊藤博君。

○7番（齊藤 博君） 済みません、時間ないんで。伸びしろで教えてください。お答えのなかったいろんな提言もあったんですが、ぜひ実現をできるような要望をいたしておきます。

○議長（佐藤修二君） 税務住民課長、鳩貝剛君。

○税務住民課長（鳩貝 剛君） アウトレットの伸びしろというようなご質問でございます。アウトレットの過去の伸びしろにつきましては、企業が特定されることがございまして、1社でございますので、ご答弁、お答えすることができませんので、ご理解をいただければと存じます。

27年度と28年度のこれはアウトレットということではなくて、酒々井南部地区土地区画整理事業地内というくくりでお答えさせていただきたいんですが、その中の全体の税収としまして、平成27年度と平成28年度を比較した数字をちょっと申し上げたいと思います。平成28年度につきましては、アウトレットの第2期工事が終わりました、固定資産税等に反映された税額というふうになっているものでございます。平成27年度と平成28年度を比較しますと、法人町民税も含めた合計で約6,300円程度の増額となっている状況でございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） それでは、7番議員、齊藤博君の一般質問が終了しました。

◎散会の宣告

○議長（佐藤修二君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 3時23分）

平成30年第2回酒々井町議会定例会

議事日程(第3号)

平成30年3月15日(木曜日)午前9時開議

- 日程第1 一般質問
 - 日程第2 議案第1号ないし議案第19号総括審議
(委員長報告及び質疑・討論・採決)
 - 日程第3 発議案第1号及び発議案第2号
 - 日程第4 議員派遣について
-

本日の会議に付した事件

日程第4まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案第20号及び議案第21号

追加日程第2 請願の取り下げの件

出席議員（16名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 濱口信昭君 | 2番 | 須藤伸次君 |
| 3番 | 酒瀬川健一君 | 4番 | 那須光男君 |
| 5番 | 御園生浩士君 | 6番 | 川島邦彦君 |
| 7番 | 齊藤博君 | 8番 | 内海和雄君 |
| 9番 | 佐藤修二君 | 10番 | 江澤眞一君 |
| 11番 | 平澤昭敏君 | 12番 | 越川廣司君 |
| 13番 | 竹尾忠雄君 | 14番 | 地福美枝子君 |
| 15番 | 小早稲賢一君 | 16番 | 高崎長雄君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|-------|---------------|--------|
| 町長 | 小坂泰久君 | 副町長 | 飯塚光昭君 |
| 教育長 | 木村俊幸君 | 教育次長 | 大崎智行君 |
| 参事兼 企画財政課長 | 岡野義広君 | 参事兼 市民協働課長 | 清宮高由起君 |
| 参事兼 経済環境課長 | 芝野芳弘君 | 総務課長 | 大塚正徳君 |
| 税務住民課長 | 鳩貝剛君 | 健康福祉課長 | 河島幸弘君 |
| まちづくり課長 | 板垣一成君 | 上下水道課長 | 黒田光利君 |
| 農業委員会 事務局局長 | 岩井尉行君 | こども課長 | 七夕夕美子君 |
| 学校教育課長 | 玉井清人君 | 生涯学習課長 | 福田良二君 |
| 会計管理者 | 木村修一君 | | |

本会議に出席した事務局職員

| | | | |
|------|------|----|-------|
| 事務局長 | 鵜澤勝己 | 書記 | 五代より子 |
| 書記 | 斉藤良尚 | | |

◎開議の宣告

○議長（佐藤修二君） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐藤修二君） 本日の議事はお手元に配付の日程に基づき行います。

◎一般質問

○議長（佐藤修二君） これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 須 藤 伸 次 君

○議長（佐藤修二君） 通告順に基づき、2番議員、須藤伸次君。

〔2番 須藤伸次君登壇〕

○2番（須藤伸次君） おはようございます。私は、この3月で丸3年を迎えて、十数回一般質問してまいりましたが、何回か同じことを何度も質問したことを記憶しています。改めて今回一般質問させていただきますが、昨日8人の同僚議員が一般質問をされており、私の今回の質問に重複する部分もかなりありますが、誠意ある前向きな返答をお願いしたいと思います。

その前に、通達はしておりませんが、人口減と高齢化についてちょっと述べさせていただきます。昨年29年度1月1日、酒々井町の人口は2万1,120人、そして65歳以上の方は6,275人で、29.7%でした。そして、ことし1月1日現在2万954人で、65歳以上が6,421人、30.7%になりました。そして、その人口減はマイナス166人です。昨年と比べてことしの新生児は、昨年新生児は117人と聞いております。ということは200人ぐらいの方が転出並びにお亡くなりになったという計算になります。昨日もそうですけれども、この高齢化について、また人口減は非常にゆゆしき問題であるため、改めて我々も頭の中に入れておかなければいけないのではないかと痛感いたしました。

それでは、3点について一般質問させていただきます。1番目は、県道及び町道の拡幅工事の早期実現について。アウトレットの第3期増設がことしの秋には完成し、約40店舗ほどがふえるそうです。アウトレットが繁栄するというか順調に成長することは酒々井町としては雇用面、税収面では非常に歓迎することではございますが、一方では先ほどの質問のあれですけれども、県道宗吾酒々井線並びに町道横町下台線の渋滞がさらに混雑することが懸念されます。歩行者、そして登校中の生徒、児童や自宅に車で、車を持っている方は出入りをするのに出入りが非常に困難というのが多数見られます。両路線の拡幅工事は、早期に実現すべきと思いますが、その進捗状況と完成時期、それと渋滞対策について町の対応を伺います。なお、県道については強烈に県のほうに訴えてもらいたいと思います。

（2）番目は、町道02—009号線、横町下台路線ですけれども、朝日橋歩道の拡幅工事について、現

状の進捗状況、それと完成時期を改めてお伺いします。

(3) 番目、ふれあい中央通り、ここの通りですね、役場の前です。の無電柱化と中央台1丁目から消防署に直結する計画の進捗状況と完成年度を伺います。また、当該路線はご承知のとおりイチョウ並木がございまして、昨日平澤議員も質問ありましたが、当該路線はイチョウの落ち葉が道路及び歩道に付着し、滑りやすくなり、特に冬は非常に歩行者や高齢者、あとは自転車を利用する方にとっては非常に危険であることから、町の対応をあわせて伺います。

そして、2番目、ふれ愛タクシーの運行計画の根本的な見直しについて伺います。現状学童の送迎と日赤病院、北総病院、また葬儀場への利用がされていると聞いております。高齢者の体調不良や免許証の返上等により、非常に生活に不便を来している折、佐倉方面や成田方面にも運用範囲を広げることができないか、町の考えを伺いたしたいと思います。

以前から、小坂町長は酒々井町はコンパクトシティを標榜するというのを何度か聞いております。以前町長にも今から六、七年前の読売新聞の見開きのコンパクトシティはどうあるべきかというのが図式化された新聞をコピーしてお渡ししたことがあるんですけども、この際先ほども言いましたように、ふれ愛タクシーの運行計画を根本的に見直すというふうに申しましたが、この前本議会開催中に昨日那須議員が皆さん方に、傍聴人の人たちにも見せた中に、非常に酒々井町を循環する絵というか考えみたいなものが、カラープリントされたものがありました。ぜひタウンバスを運行して、定期的に酒々井の中心街を中心として循環バスが午前、午後2回とはいわず、午前2回、午後2回ぐらいの運行をしてもられないかと、そのような考え持っております。ぜひその辺のこともご検討願いたいと思います。

3番目、駅周辺の開発の進捗状況について、先ほどもちょっと触れましたが、人口減、商業の活性化、こういった部分で駅周辺の分譲マンションの建設予定、以前から開発計画について伺っておるんですけども、いまだ進んでいるような気配が見られません。そこで、改めて計画がどうなっているのか、民間の事業者との打ち合わせなどを行っているのか、また都市計画の変更等も考えているのか、その辺のことも伺いたしたいと思います。

そして、2番目、町内における新たなまち、住む場所として、先ほどの1番目と重複しますが、駅前周辺に限らず住む場所の開発計画が実施されているのか、あわせて計画が実施されているのならば、場所、規模等、お伺いしたいと思います。

以上3点が私の1回目の質問です。以上です。

○議長(佐藤修二君) 町長、小坂泰久君。

[町長 小坂泰久君登壇]

○町長(小坂泰久君) おはようございます。昨日に引き続き一般質問にお答えをいたします。なお、答弁につきましては、政策的なものは私または副町長、教育長からお答えし、細部にわたるものは担当からお答えをいたします。

それでは、2番議員、須藤議員からは3点のご質問でございますので、順次お答えをさせていただきます。私からは、2点目のふれ愛タクシーの運行計画の見直しについてのご質問に関して答弁をさせていただきます。開会初日の全員協議会でご説明したとおり、現行のふれ愛タクシーのシステムでは、利用者の要望に対応できない、多数回利用者が偏在している、3台運行時の乗車率が低い、予約したのを

忘れる方がふえてきたというような多くの課題が明らかになってきましたので、将来的にはふれ愛タクシーを含め移動手段の充実を総合的に実施すべく、現在検討しているところでございます。議員各位のご意見もいただければと思っております。いい案をですね、ご期待をしております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） まちづくり課長、板垣一成君。

○まちづくり課長（板垣一成君） 私からは、1点目の県道及び町道拡幅工事の関係と3点目の駅周辺等の開発の関係についてお答えさせていただきます。

まず県道及び町道拡幅工事の関係の1点目でございますけれども、進捗状況につきましては、県道部につきましては県に確認したところ、県道宗吾酒々井線の延長800メートルの事業で、平成28年から用地取得を進めており、これまでに6件の用地が取得済みで、現在八坂神社前用地の取得に努めているとのことです。引き続き用地の取得を進め、早期完成を目指し、事業の推進に努めていくと伺っております。

町道部につきましては、現在県道の交差点手前から朝日橋までの区間の電線共同溝の埋設と側溝、歩車道境界ブロックを施工しております。完成は平成33年度を目途としております。また、渋滞対策につきましては、開業当初と同様に、事業者による誘導看板や誘導員の配置、また駐車場の開場時刻を前倒しする等、来場する車を分散させる工夫など、渋滞対策について事業者と協議してまいります。

2点目の朝日橋拡幅工事につきましては、入札手続を2回行いましたが、1月及び2月の時点で規定の応札者数に達せず、入札が成立しておりません。また、完成時期につきましては平成30年12月を予定しております。

3点目の役場前通りの無電柱化と中央台1丁目から消防署に直結する計画の進捗状況と完成年度についてですが、無電柱化につきましては交付金の交付額にもよりますが、平成30年度に詳細設計、平成31年度から工事に着手する予定でございます。消防署につながる道路につきましては、現在関係地権者のご理解、ご協力を得るため交渉を進めており、平成32年度の完成を目途としております。イチョウの落ち葉につきましては、現状としまして道路沿線住民の皆様のご協力により清掃していただいているところでございます。

続きまして、3点目の駅周辺等の開発の関係についてお答えいたします。1点目の駅周辺の分譲マンションの建設予定や開発計画について、民間事業者等における計画はあるのか、また都市計画の変更等の状況についてのご質問ですが、現在のところ民間事業者等における計画はございません。また、都市計画の変更等についても今のところ予定しておりませんが、議員から先般ご提案をいただいております京成酒々井駅周辺における高層マンション建設等の件につきましては、事業者からご相談があれば用途地域の見直しや地区計画を定めるなど、周辺環境等のバランスを考慮しながら柔軟に検討していきたいと考えております。

2点目の町内における新たな住む場所として、開発計画等が予定、実施されているのかのご質問ですが、こちらにつきましても現在のところ予定はございませんが、町では市街化調整区域における土地利用方針及び地区計画ガイドラインを定めており、駅周辺の市街化調整区域は駅に近く、利便性が高いことから、事業者からご相談があれば積極的に定住促進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 2番議員、須藤伸次君。

○2番（須藤伸次君） 順不同ですが、今まちづくり課の課長さんから3番目の話、質問の返答をいただきましたけれども、民間事業者にいかにも、そのほうから町に来るのを待っているみたいな、そういう受け身というか非常にそういう悠長なこと言わないで、考えないで今後もっと町から積極的にアプローチをしていく考えがないのか、その辺のことを伺います。

それと、2番目には、ふれ愛タクシーの積極的な運行計画という、要するに4台から3台になったという話、そして利用者が毎年のように減っていると、そして不満も持たれていると、先ほど申した1回目の質問でタウンバスの運行というような話を私させてもらいましたが、タイミングよく昨日かな、こういう真ん中の下段に酒々井町の循環するタウンバス計画みたいなものも考えの中にあるような雰囲気、立派なものをいただいたんですけれども、ちなみにですね、この計画をした場合、どの程度のお金がかかるのか、何億かかるのか、十何億なのか、わかりませんが、その辺のことを、この2点についてちょっと現状わかる範囲内で教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤修二君） まちづくり課長、板垣一成君。

○まちづくり課長（板垣一成君） 私からは、3点目、駅周辺の開発の関係でご質問いただきましたので、ご答弁させていただきます。

議員にご指摘いただきました点につきまして、事業者へのアプローチの方法など、今後調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、私のほうからふれ愛タクシーについてお答えさせていただきます。

開会初日の全員協議会でご説明させていただきましたこちらの資料につきましては、今現在町のほうで考えている構想の段階でございます。その段階につきましては今後町の財政状況等を考慮しながら一つ一つ将来的には取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 2番議員、須藤伸次君。

○2番（須藤伸次君） 予想したような返答なので、この2回目の質問で終わります。

○議長（佐藤修二君） それでは、2番議員、須藤伸次君の一般質問が終了しました。

◇ 竹 尾 忠 雄 君

○議長（佐藤修二君） 通告順に基づき、次に13番議員、竹尾忠雄君。

〔13番 竹尾忠雄君登壇〕

○13番（竹尾忠雄君） 日本共産党の竹尾忠雄でございます。ただいまから一般質問をさせていただきます。

まず最初に、福島原発から7年が経過しました。しかし、まだ多くの皆さんが避難生活をし、そして多くの方々が亡くなられました。亡くなられた皆さん、哀悼の意を表します。一日でも早い復興を願っ

ております。

それでは、質問に入りたいと思います。まず最初に、道路問題についてご質問いたします。1つ目は、町道02—006号線の改良事業について、路線線形の決定見通しについて伺います。お答えください。

2点目は、この事業の概算事業費の見込み額をお答えください。

3点目は、中央台1丁目からの消防署前までの直進道路の改良事業、既に27年度から用地買収が始まっておりますが、完成見込みについてお尋ねします。

2点目は、教育環境の整備についてお尋ねいたします。教育環境の1点目ではありますが、こども議会でも子供たちが危険なグラウンドの改修ということで、この場で生徒から出されております。一日も早く安全なグラウンドを生徒が伸び伸びと部活動ができるようにすることは、まさに政治の責任ではないでしょうか。用地取得率は、平成27年度から始まりましたが、現在の取得率はまだ32%です。用地取得の終了までの見込みを伺います。また、このような大きな事業を行うわけですから、目標年度を決めて進めるべきではないでしょうか。町の考えを伺います。

2点目は、中学校体育館の雨漏り対策についてですが、屋根改修事業の完成までの目標年度を作成すべきではないかと思いますが、お尋ねいたします。そして、この問題について質問通告後に、体育館の雨漏りについて、去る3月9日の中学校の卒業式の日雨が原因での漏電が発生し、来賓控室を初め停電となり、体育館のマイクが使えない状況が発生し、役場の発電機で対応し、卒業式を無事終了したそうですが、私はちょうど病院の予約が入って卒業式に出席できませんでしたが、子供たちの最後の卒業式、大変な思いだったのではなかろうかと想像しております。そして、私は何よりも学校という安全でなければならぬ施設で漏電が発生するということは、あってはならないことだと思っております、施設管理者として町長の認識を問うものであります。

次に、3点目の中央台4丁目の都市計画道路についてお尋ねをいたします。1点目は、都市計画道路中央台尾上線の整備事業は、平成2年度に都市計画決定をし、51号から296へJRをまたいで通ずる、この計画が都市計画決定されました。町は、道路用地としての活用計画を変更、断念したのか伺います。

次に、2点目ではありますが、都市計画道路用地を今言ったところではありますが、平成28年度に中央台公共空地有効活用検討業務ということで、コンサルタント会社に270万円で委託しておりますが、どのような活用方法が報告されたのか、その内容を具体的にお示し願いたいと思います。

次に、4点目ではありますが、馬橋地区の盛り土崩落についてお尋ねをいたします。町も、事故発生以来、副町長を本部長として対応しておりました。法定外公共物、排水路、道路等が破損され、1年半が経過しても原状回復の見通しが立っておりません。私は業者に誠意があるとは思えません。町長に伺いますが、この業者の誠意があるとお思いでしょうか、認識を問うものであります。

2点目は、開運団地に住んでいる方々は、平成29年9月の事故後、排水路は命綱だと認識しております。町長の認識をあわせて伺います。

被害者は、町だけではありません。昨年は水田が隆起し、稲作の作付ができず、いまだに原状回復もなく、被害補償もない。用水施設を管理する印旛沼土地改良区にも被害補償が支払われていない状況であります。町は、被害者に寄り添って、ことしは作付ができるように業者に指導すべきと思いますが、町の対応を伺います。

最後に、ふれ愛タクシーの問題について伺います。昨日からふれ愛タクシーの問題、先ほどもありましたが、利用者が減っているが、町はいつ、今後どのような対応を考えているのか、改めてお尋ねいたしまして1回目の質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、13番議員、竹尾議員からは5点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。私からは、2点目の酒々井中学校の教育環境の整備に関するご質問にお答えをいたします。

まず、グラウンド用地取得の見込み及び目標計画年度であります。地権者の方々のご協力を前提として、多額の経費を要する事業ですので、財源の確保に努めるなど、早期完成を目指し、順次整備を進める考えであります。

次に、体育館屋根の改修につきましては、財源の見通しがつき次第、実施したいと考えております。以上です。

○13番（竹尾忠雄君） 漏電の関係。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） 漏電の原因につきましてはですね、しっかりと調査をしてですね、そしてこのようなことがないようにですね、していきたいと、こう考えております。私もその卒業式にいましてですね、ああいう形ですね、漏電が起こるといのはちょっとですね、屋根からの雨漏りというか、湿気といいますか、その辺等いろいろあると思いますのでですね、その辺の原因はきっちり、しっかりと究明していきたいと、こう考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） まちづくり課長、板垣一成君。

○まちづくり課長（板垣一成君） 私からは、1点目の道路問題についてと3点目の中央台4丁目の都市計画道路用地についてご答弁させていただきます。

まず、1点目の町道02-006号線改良事業の路線線形の決定の見通しについてですが、関係機関との協議があることから、現時点では未定でございます。

2点目の概算事業費につきましても、関係機関との協議が完了していないことから、現時点では申し上げる状況にございません。

3点目の中央台1丁目から消防署前までの直進道路改良事業の完成年度見込みですが、関係地権者のご理解、ご協力も必要ではありますが、平成32年度完成を目途にしております。

続きまして、都市計画道路用地の関係でございます。1点目の都市計画道路中央台尾上線につきましては、東酒々井と中央台との東西交通軸、JR成田線による市街地分断の改善、国道51号と国道296号との連絡機能という大きく3つの位置づけと役割を担う道路として、平成3年3月に都市計画決定を行った計画路線です。しかしながら、国道51号と国道296号が新たに連結することにより、通過交通を起因とする環境問題等を懸念し、反対する地域住民との合意形成が図れなかったため、事業化のめどが立たない長期未着手路線として残されている状況ですが、計画は変更しておりません。2点目の中央台公

共空地の活用についてですが、当面の活用方法といたしまして、駐車場としての活用に加え、跨線人道橋を車椅子の方が行き来できるよう、バリアフリー化を考慮したスロープの設置の有効性について取りまとめております。

私からは以上です。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私からは4点目の馬橋地区の盛り土崩落について、ご質問の3点につきまして総括的にお答えいたします。

馬橋地区の土砂の崩落で発生しました事故については、道路、水路等の公共物の破損だけでなく、開運団地を初めとする周辺にお住まいの方々、また水田の作付農家の方々と、多方面に影響を及ぼしている問題と認識しております。町としましては、事業関係者に対し再三にわたり口頭、文書等で破損した道路、水路等の復旧、是正をしてきたところであります。また、農地等についても崩落事故前の営農状態に回復させることや補償の対応について指導してまいりました。しかしながら、現実には依然町の要求に応じず、公共物の復旧工事については具体的な計画も示さない状況でありますので、今後の対応については検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、私からは5つ目のふれ愛タクシーについてお答えさせていただきます。ふれ愛タクシーにつきましては、開会初日の全員協議会でご説明したとおり、現行のふれ愛タクシーのシステムでは、利用者の要望に対応できない、多数回利用者が偏在している、3台運行時の乗車率が低い、予約したのを忘れる方がふえてきたなど、多くの課題が明らかになりましたので、将来的にはふれ愛タクシーを含め移動手段の充実を総合的に検討しているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 13番議員、竹尾忠雄君。

○13番（竹尾忠雄君） それでは、順次再質問させていただきます。

まず、道路問題ですけども、先ほど課長のほうからお答えがありました。006号線ほか3路線、予備設計委託ということで、平成26年度から28年度まで3年間設計や測量を変更し、たびたび委託して計6回の事業を委託し、総額で2,217万2,400円をこれまで支出しております。そして、なおかつ今課長が言われたように、道路線形もまだ決定する見通しもない。そんな中で、平成27年に町はこの道路用地として柏市の不動産業者に土地を買ってくれと頼まれて購入した土地代金を含めると、何とこれまで3,125万6,750円が使われております。さらに、新年度予算では、調査費で500万円が計上されております。26年度から本年度の予算を含めると、何と3,625万6,750円が支出される予定になります。これまでの委託事業は、予備設計でありますので、実施設計ではありませんので、全額が町単独のお金で使われてまいりました。しかし、先ほど言われましたように、6回も委託に出し、多額の単費を使って、いまだに路線線形が決まらない、見通しが無い。やはりこの計画そのものが問題があるんじゃないかと思えます。ぜひ私は、この事業そのものをやはり見直す必要があるんじゃないかと思えます。

さらに、概算事業費の問題、まさに概算ですので、なぜ議会にこれだけの調査費を使って概算事業費

が出ているわけですから、示されないのでしょうか。町が計画した事業について、事業の内容と概算事業費が示されなければ、議会はこの事業そのものかいいのか悪いのか、判断ができないんじゃないでしょうか。なぜ事業費を公表しないんですか。この調査した資料というのは、町民の税金で町民のものなんですよ。その資料を議会にも示さない、どういうことなんですか。じゃ、お尋ねしますが、平成28年の3月8日の経済建設常任委員会で、課長はJR越え平面交差でやってきたが、JRの了解が得られない。財政的に大変だと平面でやったが、それでアンダー、オーバーの場合、課長はJR越えだけで15億円強がかかると委員会で公表しました。26年に設計しているわけですから、概算事業費は出ているわけですから、議会に示すのは当然だと思います。委員会で示してなぜ本会議で示せないんですか、お答えください。

次に、中学校の体育館の問題について、中学校の学校の環境の問題についてお尋ねします。先ほど町長のほうから財源が確保を目指して用地を買収していくとのことでありまして、やはりこれは学校の環境の改善、そしてこれもこども議会で子供たちから危険なグラウンドを改修してほしいと、町長もやります、約束された事業なんですね。たしか平成21年か2年にこども議会で言われて、町長も平成24年までにやりますと子供に約束したグラウンドの問題、当初予算に予算が計上されていない。私これではですね、職員の皆さんが積極的に地主さんとの交渉にこれでは入れません。予算は、そのまの鏡です。なぜ当初予算につけないんですか、まだ32%です。

次に、雨漏りの体育館の問題についてお尋ねします。この問題についても、財源が確保できればやるんだと、そんな問題じゃないでしょう、もう。先日の卒業式を見て、多くの皆さんが雨漏りで、来賓の皆さんも体育館を歩くのに、水浸しの中を階段おりていって話しておりました。異常な事態だと私は思います。お金ができたならやる、なくてもやらなくちゃならない、私最優先の事業だと思います。中学校の改修設計は、体育館の設計は27年度に終了しております。そして、28年度に担当課から国のほうに申請いたしましたが、残念ながら採択されませんでした。29年度はなぜ申請されなかったのか、理由についてお答え願いたいと思います。

次に、中央台空地の活用でございます。先ほど課長のほうからお答えがありました。都市計画道路については変更はしていない、道路用地だと、こういうことでありました。そして、2点目の28年に空地の有効活用検討業務委託と、町は発注しています。町は、お金もないのにどんどん委託する、設計発注すると、私このくらいだったら町の職員でできるんじゃないかなと思います。先ほど課長が言いましたが、この委託事業、1つは跨線橋のバリアフリー化と、もう一つは今草地になっている、空き地になっている用地を駐車場に使うと、私その報告書を資料請求してとりました。びっくりしました。中央台の今の空き地を平らにして駐車場に使う。勾配が七、八メートルあります。ですから、JR側には強固な擁壁をやらなければ、そしてそこに盛り土をしなければ平らになりません。私思うんですがね、この現在あるところ、仮舗装ですね、白線を引けば駐車場用地として十分できるし、委託した費用で私できるんじゃないですか。これをわざわざ270万もかけて委託する必要ありますか。こういうふうにお金を使っていったら、学校の環境整備には予算が回らない、当たり前じゃないですか。私このような擁壁で駐車場をつくったら、課長、都市計画の54条に抵触しないんですか。これでは仮設じゃありません。都市計画54条に私は抵触するんじゃないかと思いますが、課長は、いや、大丈夫だということであれば、

ぜひ示していただきたいと思います。

それから、馬橋の問題であります。盛り土の問題、まさにこれこそ私青少年交流の家ではありませんけれども、町には非がない、事業者が勝手に盛り土をして、そのために雨によって崩落した、そして町の水路を埋めてしまった、開運団地の皆さん、大変な思いをしている。消防車も出て、いまだに水路が復旧されていない。管理者としての責任、先ほど言いましたけれども、被害は多方面に与えたと、先ほどもしましたが、副市長を本部長に対策会議を開いてやっておると、全然前に進みません。先ほど今後検討すると、どういうふうな対応をされるんですか、改めてお答えを願いたいと思います。

最後に、ふれ愛タクシーの問題、先ほど課長からも町長からもありました。よい方法を検討しているところだと、現行では対応できない。このふれ愛タクシーの問題は、去年の12月議会で問題になったわけですね。町のほうから1台減車する。ここから出発しているんですね。それまでは何ら皆さんふれ愛タクシーに対する苦情もさほどなかったわけです。しかし、4台が1台減車したために、多くの皆さんから苦情が寄せられる、これ当然じゃないですか。ですから、私たちは12月議会、3月議会でも町に減車して大丈夫なのかと、町は大丈夫だと表明していたじゃないですか。実態はどうかと私調査してきました。平成28年の8月の4台のときの乗車数、これ一月、8月です。1,694人利用されておりました。減車して29年の8月は1,456、マイナスの238人が減っております。そして、これは社会福祉協議会が自主的に調査された資料あります。本年5月から8月までの間、社協の皆さんが大変な骨折って自主的に調査してくれました。ふれ愛タクシー利便性、不都合などの理由でキャンセルされた方、月別の表があります。それを見ますと、5月は11日から集計始めまして109件の苦情、キャンセルがありました。6月は149件の苦情、キャンセルがありました。7月は191件の苦情、キャンセル、8月は128件、わずか4カ月で合計で577件のキャンセル、苦情がオペレーターセンターに寄せられたということでありました。

私これ長く今まで利用された方、伺ってきました。伊篠に住む48歳の女性の方、運転免許証がない方です。4台ある28年までは1カ月に四、五回利用していた。利用先は買い物、病院だそうです。28年、29年は1台減車になって3台になったために、予約とるのに10日前に予約してください。言われて、とても対応できないということで、この方、船橋市の病院に通院しているそうです。毎月伊篠まで京成駅から呼びますと、迎え賃が入って1,500円とられるそうです。帰りは京成駅から乗っていきますから800円になるそうです。今まで300円で行けたのに、そういう負担がある。言っていました、その方。町のスーパーで買い物をし、そして社協の前から家までふれ愛タクシーに乗って来ていたんですが、今は買い物はお父さんの休みの日に車で連れていってもらって買い物に出かけている。ですから、町外に買い物に行ってしまう、その方言っていました、ですから今まで町内にお金が回っていたのが、お父さんと一緒に町外で買うために町へ落ちるお金も外へ行ってしまいます。また、こういうことも言っていました。町は、広報でアウトレットで税収がたくさん入ってきていると言っておりますが、だったら、その一部をですね、ふれ愛タクシーに使ってもらえないのか、こういうお話がありました。

もう一件、私の住む柏木に住む87歳のひとり暮らしの女性の方です。もう87歳ですから、でも頑張っています。中央公民館のサークルに、そして買い物に利用しております。サークルの日、朝8時に予約したら、2時間待ってもらわないと対応できない。ですから、キャンセルして10時から公民館でのサークルがあるので、私は歩いて行きました。87歳です。足が非常に元気な方で、言っていました。私は、

まだ歩けるからいいが、足の弱い人は歩いて外出ができないから、かわいそうだ。一人でいる。テレビを見るだけでは、足は悪くなるし、ぼけてしまうと、ふれ愛タクシーは助かるよ。減車でなく、もとに戻し4台にしてほしい、こう言うておりました。前は買い物し、大きな荷物を持っても運転手さんがかわいそうだということで荷物を玄関まで運んでくれた。ふれ愛タクシーはお年寄りにとって本当に助かる、こういう声が寄せられました。

私、社会福祉協議会にも行ってお話を聞いてきました。社会福祉協議会で働いている方は言うておりました。ふれ愛タクシー、今3台ですので、バスが町外の病院、日医大、日赤へ2台行ってしまうと、町内には1台しか残らない。ですから、馬橋方面を動いているときには伊篠方面の皆さんから予約があったときには結局対応できない。キャンセル、前は4台のときは必ず2台は町内にいるから予約も待ち時間もとられなく対応できた、こういうふうに社協の皆さんが言うておりました。まさに1台減車したことが多くの利用者に不便をかけているということは一目瞭然ではありませんか。先日出した全員協議会で、あのような検討されなくてもですね、まずは今、皆さん不便をしているわけですから、私は臨時議会開いてもですね、1台増車をし、解決すべきではありませんか。お伺いします。

以上で2回目を終わります。

○議長（佐藤修二君） まちづくり課長、板垣一成君。

○まちづくり課長（板垣一成君） 私からは、1点目の道路問題と3点目の都市計画道路の関係で再質問にお答えいたします。

まず初めに、先ほど竹尾議員のほうからご指摘のありました02—006号線の事業費、今までやった事業の中の全額単独費というご指摘がございましたが、議員のほうもお調べになられたかどうか、ちょっとわかりませんが、交付対象となりますものは地形測量、路線測量も実施してありまして、これにつきましては交付の対象となつてございます。先ほど委託費、総額含めまして約2,300万円とおっしゃられました。その中で1,000万円につきましては先ほど申しました地形測量、路線測量、こちら交付対象となつてございます。その点につきまして、まず訂正させていただきたいと思つています。

続きまして、概算事業費の関係でございますけれども、これにつきましては先ほどから申し上げましておりますように、関係機関とのですね、協議が完了していないということで、関係機関と協議している中ではですね、事業としまして大きな部分を占めるということで、今のところお示しできない状況でございます。

続きまして、3点目の都市計画道路、こちらの関係でございますが、こちらのほうに抵触しているのではないかという内容につきましては、建築の許可の関係をおっしゃられているというふうに考えておりますが、計画している駐車場や人道橋スロープにつきましては、そもそも建築物でないため、許可の申請の対象とはなりません。都市計画道路事業の事業主体は町ではございますが、長期未着手都市施設用地内におきまして、事業着手までの当面の間、その用地を公共の用に供するため、有効活用を検討する、こういったことは広く町民サービスの提供につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 教育次長、大崎智行君。

○教育次長（大崎智行君） 私のほうからは、中学校の体育館の関係についてお答えをいたします。

卒業式当日の雨漏りということでございますけれども、議員はごらんになっていないと思いますけれども、水浸しの状態だというのはどの部分かはちょっとあれなんです、当日は湿気も多かったことで、そのような影響で床がかなり湿気が多かったというようなことでございます。中学校の体育館、屋根の関係の補助金の申請の関係につきましては、平成29年度に酒々井中学校が体育の研究指定校というようなことですね、体育館が工事をするというようなことになりますと不都合が生じるというようなことで、学校とも協議した上で、平成29年度については申請をしなかったものでございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私からは馬橋地区の盛り土崩落についてでございますが、今後の対応についてということでございますが、検討していることは事業関係者が再三町の要求に応じないことから、弁護士等々の相談を進めながら、さまざまな可能性を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、私からはふれ愛タクシーについてお答えさせていただきます。

ふれ愛タクシーにつきましては、全員協議会でご説明したとおり、ふれ愛タクシーの課題が明らかになりましたので、将来的には多様な移動手段を一つ一つ取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 13番議員、竹尾忠雄君。

○13番（竹尾忠雄君） まず、じゃふれ愛タクシーの問題だけ最初に言うておきますけども、もういわゆるこの1年やってみてですね、苦情がさっきも言いましたけども、キャンセルも利用者が大変減り、なってしまったと、はっきりしているんじゃないですか。ですから、1便まずは増車すれば、皆さんが今までどおりよりも利用者がふえているから減るかもしれませんけれども、免許返上者など。しかし、当面のあれとしてですね、今後検討するんじゃないですか、私は新年度予算にですね、盛るべきだったんじゃないですか。この1年間、社協から町長初め皆さんのところへ苦情が寄せられているんじゃないですか。それを見たら、やはりもとに戻して1台ふやさなくちゃならないと、これ誰もが思うんじゃないですか。新しいシステムやったら、またお金がかかります。今はもうシステムがあるんです。そして、4人のオペレーターの皆さんが対応してやっているんです。今オペレーターの皆さん大変ですよ、苦情で。オペレーターの責任じゃないんですよ。皆さんの責任なんですよ。町長の責任なんですよ。これ1年以上まだ続けてさせられるんですか。問題はもう解決できるのは、1台ふやせばいいんだというのは、委託されている社協の皆さんも同じです。私も同じです。多くの議員の皆さんも同じだと思いますよ。何でこれから新しいシステムをお金を使ってやらなければならないのか、考えられません。1台ふやしてください、臨時議会開いても。町長、オーストラリアへ議会終わって行っている間じゃないですよ。臨時議会を直ちに開いてですね、バスの1台を確保する予算を提案して皆さんに対応してもらおう、これが今課せられた仕事ですよ。

それから、体育館の問題ですね、先ほどありました。私は行っていないけども、行っている皆さんか

ら聞いて、階段おりて、もう床がびしゃびしゃで大変だった、多くの皆さんに私聞いていますよ、質問するからには。次の日に見に行った電気屋さんにもいますよ。次の日もまだ水が相当垂れていたそうですよ。相当の水が入っていたなって言っていました。それで、戻りますけども、まず私思うんですけども、去年申請できなかったのは、理由は学校の体育の指定の関係で催し物があったということわかります。わかりますけども、私27年に設計し、28年度に申請し、私はできれば29年度もですね、続けて申請してできなかったのかなというふうに、今理由を聞きましたけども、残念だったなと思います。何よりもやっぱりこういうものは、国の採択事業というのは、その町の熱意が国に伝わるかどうかというのが非常に大事なんですね。ですから、ぜひ今年度はですね、申請していただきたいと思います。

私、鴨川市ですね、ことし30年度、新年度ですね、ある小学校の体育館の、やはりここも雨漏りだそうです。改修工事費1億4,900万円が新年度に計上され、これが新聞に報道されました。22日の読売新聞です。私は鴨川市の教育委員会へ確認しました。担当者の方が親切に説明してくれました。市内に小中学校11校あるんだそうです。酒々井町は3校ですけどね、平成29年度に設計をし、30年に改修を行うということでありました。29年度に申請し、内示がなかったらどうするんですかと私聞きました。という担当者の方がですね、子供たちの安全を優先して交付金が見つからなくても起債で対応して工事を進める、予定どおり進める、こうおっしゃっていました。まさに学校という教育現場の環境保全する上でですね、これが本当にやるべきことだと私思います。

さらに、私県のほうにも行ってまいりました。3月の7日、県教育委員会へ行ってきました。担当者の方に私酒々井町の中学校の体育館の雨漏りについて訴えてきました。こども議会でも生徒の皆さんから訴えがありました。27年度に、それを受けて町は設計を行い、1億円以上がかかるということがわかった。そして、私交付金の内容、申請時期等を聞いてきました。申請は年に2回もあるそうです。6月と11月だそうです。やはり早い6月に申請したほうがよいとのことでした、担当者いわく。県の担当者は、ぜひ町の担当者を一度県のほうに来て相談されるよう話してください。私のほうから話しましょうかなんて担当者は言っていましたけど、いえいえ、私が担当者に申します。先日担当者に申しましたが、ぜひ新年度早い時期に県のほうに相談に行ってお願ひして、一日も早く採択されるよう、願ひすべきだと思います。

そこで、私中学生模擬議会、ここで中学生が模擬議会やって、平成25年の議事録がここにあります。男の中学生がこう訴えております。酒々井中学校の体育館は大変立派で、耐震補強をしていただき安心して活動できますが、大雨の際の雨漏りで困っています。体育祭練習中も雨漏りで床が滑りやすくなり、ビニールシートとバケツで対応しながら練習をした。天井の雨漏り修繕について検討願ひたいと、こういう切実な訴えをしております。25年です。そして、さらに26年度、それでもやってもらえないものですから、生徒は次の年、26年度女の中学生です。中学校の体育館は大雨の際、雨漏りがひどく困っています。体育館の天井には200個以上の穴があいていて、体育祭練習や体育の授業では雨漏りで床が滑りやすくなり、バケツを置いて対処しました。体育館で部活を行っている生徒もさまざまな工夫をし、雨漏り対策を行いました。また、全校集会、卒業式みたいな全校集会では、雨漏りをしている場所を避けて集まることがありました。このままだと生徒が滑ってけがをする危険などがあります。生徒が雨漏りによってけがをする前に、改修をお願いします。こういう切実な訴えがこの場で子供たちから二度もあ

った。それを受けて27年度、ようやく設計を行った。そして28年度申請した、漏れた。ぜひ何としても私はこの町の体育館の雨漏りは最優先の仕事だと思っております。学校という一番の安全でなければならぬところが、生徒から危険だから改修を訴えられているのですから、私たち政治家の責任重大だと思えます。～（終了5分前のベルの音あり）～ぜひ計画をもって進めるべきだと思います。町政の最優先課題だと思いますけども、町長の認識を伺います。

そして、何よりも30年度に申請し、31年度に改修すると、やはり今、生徒に私、町長約束する。この場でぜひ決断していただきたい。そのために私たちも党派を超えて文科省に行って、交付金を受けられるように頑張りたい。そして、もし交付金とれなくても鴨川市のように、起債でやってやろうじゃないかと、やりますという決意をぜひ町長、お願いします。

最後に、都市計画道路の問題、48条の問題、私県に行ってきました。担当者に伺ってきましたが、今課長が言ったように、有効活用結構です、このできた図面を持っていきましたが、これはちょっといかなものかということでありました。これは当然だと私思います。うちが建っていないけども、この工作物はやはり今のまま仮舗装で使うのは結構です。もう一度検討していただきたい。

以上で私終わります。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） まず、体育館の屋根の関係なんです、25年、26年とそれがありまして、応急手当てでは対応はしまして、雨漏りをなくしました。それで、今回はいわゆる湿気で漏電といいますか、そういう事態ということでございますので、その辺につきましてはまた町としまして原因を究明しながら、なるべく補助対象になるようにですね、鴨川市の場合ですね、ちょっと私どもも調べてみようと思うんですが、あそこは合併しておりますので、合併特例債何かを使ったんだと思います。簡単に単独で町が起債を組むというのは難しいんですよ。そういうのは、もう十分ご存じの上でお話されて、ですからやるとすれば現金でやるということだと思んですが、そういうお話もありました。それから、いろいろと県のほうに行ってください、ありがとうございます。ぜひそれが力になるようにしていただきたいと思えます、それ協力して。

それからですね、もう一点ですね、ふれ愛タクシーなんです、去年といいますか1台減車せざるを得なくなったと、それで私どもがどういう実態で、どういうことになっているのかというのをよく調べました。そして、調べた結果が3月の議会でお示しした方法なんです。ただ単に1台ふやせばいいなんて簡単な話じゃないんですよ。なぜかという、要するにバスの運行費が物すごく上がったわけです。

〔「しょうがないよ」と呼ぶ者あり〕

○町長（小坂泰久君） しょうがないんじゃないんですよ。そういうことであるから、そこをですね、工夫して、さらに便利な形になるようにですね、指摘したのがその契約なんです。

○議長（佐藤修二君） 電話を鳴らしている傍聴者……

〔「誰だ、出てもらえよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 傍聴人は退場してください。

〔「退場して」と呼ぶ者あり〕

○町長（小坂泰久君） そういうことでございますので、そういう中での解決策、それはなぜかと

いうと、私どももですね、これ社協に委託していて実態を把握をしていなかったということが一番大きな反省点なんです、要はですね、説明してきたように、特定の利用者がですね、80%の利用していると、ただども今の形態では乗ってくれないより乗ってくれたほうが良いという形になっているんです。そういうことではなくて、やはり貴重な町民の税金でございますから、これから先免許返納者とかですね、そういう方がふえてくるわけです。そしてまた、町の中心地といいますか、バスの効率的に回れる場所以外のところにある人たちにもですね、サービスが行き届くということで、八街市が今始めたその方式も取り入れる形ですね、やって、さらにですね、利便性よくなるような形ということで検討した結果がそういうことでございます。そういう中でですね、やはり町としては今後いわゆるこれはなぜ簡単にできるかという、事業者もいましてですね、その辺とのいろいろな話があるわけです。そういうのをやるもので将来やっていきたいということを課長のほうは話しているわけでございます。その辺もですね、十分ご理解をいただいた上でですね、町はこの辺についてですね、取り組んでいきたいと、こう考えているわけですから今よりもきめ細かなサービスができて、そしていわゆるこれから先起こる利用者の多くが発生することでありましょうが、その部分もいわゆる対応できていくと、そういう柔軟な形になっております。

それから、買い物のお話でございますが、買い物についてはですね、そのときにお話ししましたが、やはり昔形式で回るようなですね、そういうようなものを含めながらですね、やるわけございまして、そんなことを総合的に考えた結果でございます。この辺からこれからさらに詰めていき、それと同じように、今の方式でいきますと、あと2年後くらいには配車システムの要するにあれが対応年数といえますか来まして、また新たにします。それは以前それをするためのシステム料として800万円の要求があったんですが、それを交渉で500万余りにしたということで、見えないところでですね、経費がかかるというのもありましてですね、もう少し効率的にできる方法はないかということで、いろいろ勉強した結果がそういうことございましてですね、酒々井町は酒々井町で、その町としてですね、いわゆる現実の実態に即したことをいろいろ考えながら検討しているわけございまして、いろんな知識を持ってきて、いろいろお話しされるのは結構でございますが、ミスジャッジにならないようにすれば、私どもはしっかりとお答えをしていきたいと、こう思っておりますので、ひとつよろしく願います。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 時間になりましたので、それでは13番議員、竹尾忠雄君の一般質問が終了しました。

ここでしばらく休憩します。

(午前10時25分)

○議長（佐藤修二君） 休憩前に引き続き再開します。

(午前10時40分)

◇ 地 福 美 枝 子 君

○議長（佐藤修二君） 通告順に基づき、14番議員、地福美枝子さん。

〔14番 地福美枝子君登壇〕

○14番（地福美枝子君） 日本共産党の地福です。ただいまから1回目の質問をいたします。一般質問も私で最後になるわけですが、私が毎回質問している内容は、国政と直結した内容が多いので、町独自でやれることもあります。当然ありますけれど、なかなか動かない質問ばかりだなと思いながら、今回も12月議会と同様な質問も入っていると思いますが、改めてまた伺いたいと思います。

今、皆様ご存じのように、国会は森友問題の資料の改ざんだとか、あるいは一般の働き方の問題、裁量労働制の問題だとかで大きく揺れている状況なんです。いつの時点でこの大きな問題、誰が、どう指示したのか、いつしたのか、徹底した説明をしていただきたいと思います。

さて、2018年度国家予算、まず町の予算ではなくて国家予算見てみますと、社会保障の予算が全世帯型で後退しているんですね。自然増を大きく1兆5,000億円程度に抑えるということになっています。医療では、私たちも実感している問題ばかりなんです。70歳から74歳まで窓口負担が2割化になりましたし、高額療養費70歳以上の負担限度額の引き下げもありましたし、後期高齢者の保険料の軽減、特例の廃止もありました。一般病床の食費、水道光熱費、これも負担が大きくなりました。介護では要支援1、2の訪問、それから通所介護の保険外し、特養の入所、原則要介護の3以上に限定されましたし、高額介護サービス費の負担、これも上限が引き上げられました。生活保護では、生活扶助費や冬季加算の削減がありました。年金では、物価、賃金スライド、マクロ経済スライドによる年金の削減がありました。さらに、ことし4月から私たちの国保ですね、これが広域化に、都道府県化になりました。年金未調整分の繰り越しルールの実施など、暮らしや家計に大きな影響を与える制度が次々このところ改悪されているのです。これは国の制度とはいえ、全く私たちの暮らしに直結するものですから、老人になって私もそうですが、暮らしが本当に大変になるなあと思いながら、この数年の状況です。

改めて、では酒々井町の予算がどうなのかということを考えながら今回でも昨年の12月議会で質問し切れなかった、また当局として進展があった、そういう点も含めまして議論を深めていきたいと思えます。

最初に、教職員の働き方の問題なんです。これも12月聞きましたけれど、国会においても先ほど言いました裁量労働制の問題が出されています。改善する動きが始まったというところ。順不同になりますが、働き方の3番目の質問にもありますように、文科省がこれまでの勤務実態調査、これをもとに総合的な方策について及びその緊急対策について公表、発表されています。その一連の中での酒々井町での教職員に対する調査だというふうに思いますが、そこで質問をいたします。

1つ目は、調査結果いただきました。表1枚です。この調査はどのような設問で行ったのか、また、対象者の数、また意見の要望、教職員の生の声ですね、意見などなかったのかどうか、調査結果のデータは本当にこれだけ、1枚とは思えないですね。その辺の具体的な調査結果を伺いたいと思います。

次に、この調査は昨年7月と12月、2回行ったというふうに聞きました。それ以前でもいろんなそれぞれの市町村で調査を行っているようですが、この調査結果を見て、どういうことがわかったのか。教職員の働き方の問題でどの点が明らかになったのか、そのために今後どのような対策をしようと思ったのか、伺います。

次に、先ほど触れましたけれど、文科省の方策は非常に多岐にわたっています。細かく出ています。全てを一度に行うと私は思いません。確かに大変だとは思いますが。対策会議など教育委員会で進めていくのだと思いますが、どのようにしていくのか。また、文科省の中間まとめ、これがあるんですが、この中間まとめにもあるように、自治体としての責任も触れています。教育委員会、教育部門だけではなくて、自治体としての責任もあると指摘されています。その点で町長、教育長も含めて、どのようにお考えでしょうか。

最後は、タイムカードについてですが、もう既にタイムカードを導入している自治体もありますけれど、酒々井町も今回導入をすると、準備されているということですが、どのように使うのか伺いたいと思います。

次に、学校教育について伺いたいと思います。私は、今回働き方の問題とリンクするようなこともありますけれど、先ほど竹尾議員が学校内の整備について触れました。私は質問していませんけれど、最優先課題だというふうに整備は必要だと思います。何ととっても教育の内容もそうなんですが、建物が雨漏りでは、子供たち安心して勉強できませんから、どんな方法を使ってでも最優先でこれは整備してほしいと思います。

そこで質問なんです、学校教育についてのことなんです、安倍首相は、教育再生、内閣直属の教育再生実行会議、これというのがあるんだそうなんですが、その第1回目の第1次提言として始めたのがその政治の課題は憲法を変えて、戦争する人づくりの教育再生、これを重要課題としているのです。そこでですね、最初の質問なんです、教科書の採択のあり方について伺いたいと思います。千葉県は、教科書採択地区は15あります。そのうち酒々井町が入る印旛地区ですね、印旛採択地区は教育出版の教科書が採択されました。多分これは初めてだと思うんですが、その選ばれた理由は何でしょうか。

2つ目は、15採択地区のうち3地区、千葉市、市原、それと船橋ですか、その3地区は公開で、この採択会議は公開されているんですが、私たち印旛地区のほうは公開されていません。採択の状況を公開しているところでは、その採択の経過や、あるいは教育委員の考えがある程度理解されます。住民に明らかになります。住民が道徳教育のあり方についても考えを深めることができます。しかし、酒々井町は非公開です。私は、これは公開をすべきだというふうに思っていますが、その採択会議の公開について、どのようにお考えなのでしょうか、まず伺いたいと思います。

次に、学校教育についての2番目の質問なんです、正式な教科となりました英語、それと道徳についてまず2点伺いたいと思います。1つ目は、英語の専任教科指導の方が2名配置されました。予算が今回ついたとの説明がありましたので、これは非常によかったというふうには思いますが、この2名についてどのように配置され、処遇や賃金など具体的に伺いたいと思います。

2つ目、いじめ対策として従来の道徳教育を否定したのが今の安倍政権です。これまで教科書がなく軽視されてきた。それなので、教科にしたということでした。文字による評価を義務づけています。道徳の教科について伺いたいと思いますが、そもそも道徳教育というのはどのようなものなのだとお考えなのでしょうか。児童生徒を一定の方向に導いて、答えがあるという教科は、そもそも成り立つのか。どのように指導し、評価していくのか伺いたいと思います。昨年10月10日、全教千葉教職員組合が県の指導課との懇談の中で、教科書使用については、これは道徳の教科書ですが、道徳の教科書使用につい

ては強制はしないと明言しています。その上で、混乱を来さないように、指導課は新学習指導要領Qア
ンドAを作成をして、各学校に配付するとしていましたが、当局に来ているのかどうかも伺いた
いと思います。

次に、就学援助です。これも何度も伺いました。就学援助の入学準備金の前倒しについて、国から
も通達なりあったと思いますが、平成30年度から検討と酒々井町はなっているんですが、その具体的
に行うのかどうか伺いたいと思います。

ついでと言っは何ですが、現在受けている要保護、準要保護世帯と人数も伺いたいと思
います。また、平成29年度の補正予算の中で、この就学援助の減額がありました。結構大き
かった数字だと思いますが、その理由を伺いたいと思

最後に国保の広域化です。これは本当に何度も取り上げました。いよいよ4月から県が
国保の保険者となって、市町村の国保行政を統括、監督する仕組みとなります。酒々井町は、
平成30年度は保険料率は現行のままでいくとありました。ただし、限度額を上げるとの議案も
今回出されています。そこで、まず2点伺いたいと思。1つ目は、酒々井町は標準保険料が示
されて、引き上げの団体になっていることはもう明らかとなっていますが、その中で30年
度はこうするというので伺いました。保険料率は現行のままで、しかし納付金があるの
で、その点で限度額は上げたい。しかし、さらに足りない分は何か入れて納付します
みたいな話がありました。では、来年どうなるのか、それが一番気になるところなん
です。広域化の仕組みについては、当局はよくご存じなので、改めて言うことはあり
ません。ただし、引き上げの団体になっている以上、今回の30年度の納付額も足りな
かったわけですから、31年度はどんなふうにしていこうと考えているのか、納付額
の不足についてどのようにしていくのか伺いたいと思

次に、保険者支援制度ということが説明もありました。わかるような、わからないよ
うな説明だったので、もう少しわかりやすく説明をいただきたいと思。保険者支援制度
という、これは保険者というのは町ですね。酒々井町に支援をしていくという制度
ですから、町にとっては悪くない制度だろうというふうに単純には思いますが、
じゃ町民にとってどうなのかということもありますので、この制度について、
どのようなものなのか、どのように活用をしていこうとしているのか伺いた
いと思

そういうことで、1回目の質問を終わります。

○議長（佐藤修二君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、14番議員、地福議員からは4点のご質問でござ
いますので、順次お答えをさせていただきます。私から4点目の国民健康保険の広域化
について答弁をさせていただきます。この広域化につきましては、開会初日の行政報
告でご説明したとおりであります。敷衍しますと、国民健康保険の県広域化によ
り、現行の当町の税率及び課税限度額で試算しますと、県に納付する納付金は
約4,300万円不足します。本議会に上程している国民健康保険税条例の改正議案
のとおりですが、県の標準税率の算定結果の発表が2月6日だったことから、激
変緩和を図るため保険税率を平成30年度据え置きとすることにいたしました。

しかし、当町の高所得者層に係る課税限度額は現在合計68万円で、千葉県内の50市町が採用している平成29年度の法律で定めた課税限度額の89万円と大きな開きがあり、課税の公平を図る必要があります。また、一気に法定限度額まで引き上げるのではなく、納税者の負担を考慮し、激変緩和を図り、課税限度額を80万円とし、不足する3,500万円については国民健康保険特別会計財政調整基金より補てんしたいと考えております。

なお、平成31年度につきましては、引き続き保険税率及び課税限度額の引き上げについて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 学校教育課長、玉井清人君。

○学校教育課長（玉井清人君） それでは、私のほうから教職員の働き方についてということと学校教育について、そして就学援助について、以上3点についてお答えをさせていただきます。

まず、本町で独自に行った勤務状況の調査については、国の調査を参考にいたしまして7月の学期末、12月の学期末の2回行ったものです。調査内容は、勤務時間や勤務の時間外勤務ですね、その実態、勤務改善にかかわる意識などを調査したものです。それぞれの学校から回収したデータを集約して、小中学校の勤務状況を把握いたしました。町内各小中学校の勤務状況は、全国の調査とほぼ同じ結果でありました。教育委員会では調査結果を踏まえて保育園、小学校、中学校で現在組織しております保小中連携指導協議会というのがございますが、そこで新たに管理職で構成する勤務改善分科会を設置し、改善策を協議しています。今後も、この分科会を活用しながら、適切な勤務となるよう努めてまいりたいと考えています。

なお、教職員の負担軽減に関してですが、教育委員会では従前より通常学級において個別指導の充実のために、スクールサポート指導員を配置することや特別に配慮を要する児童生徒の対応に対してスクール支援員を配置すること、またそういったことによって教職員の学習指導に対する負担軽減を行っております。平成29年度には総合的な学習でふるさと学習が始まったんですが、その学習を円滑に進めるということで、教育ファシリテーターを配置しております。人的環境の改善に力を入れているということです。さらに、ご承知のとおり、平成29年度は給食費を校費化し、教職員の負担軽減を図ったところです。今後平成30年から開始する小学校5、6年生の英語学習に対応するため、当初予算に計上して外国語専科教員を配置することにしております。なお、タイムカードについては、平成30年度から導入することとしており、これにより教職員自身においても勤務時間の適正管理を行っていただけるものを期待しております。

続きまして、学校教育についてのご質問にお答えします。印旛地区の市町では、印旛地区採択協議会を組織しており、その採択協議会で選定された教科用図書を各市町が採択することになっております。そのため道徳については採択協議会において、その教科用図書が選定されたことから、本町の教育委員会においては教育出版の教科用図書を採択したというものでございます。

次に、教科用図書の採択に関する会議の公開、非公開に関するご質問ですが、会議は静ひつな採択環境を確保することが極めて重要であり、非公開は適切であると考えております。

続いて、英語の指導に関する研修がふえるのではないかとご質問にお答えします。先ほども申

し上げたとおり、平成32年度から教科として英語学習が始まりますが、これに伴う研修というのは不可欠であります。町では、英語学習、英語活動を平成30年度より2年間前倒しして始めることから、外国語専科教員を各小学校に1名ずつ配置することとしています。専科教員は、学習指導から評価までを担当しますが、学級担任と一緒に授業を行い、オン・ジョブ・トレーニングで指導法を学ぶ予定です。また、学習指導要領が変わるため、日課表のコマ数は多少変更があるかと考えております。

次に、道徳の教科書についてですが、学校教育法の34条には文部科学大臣の検定を経た教科用図書または文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないとあり、原則使用しなければなりません。

そして、最後ですが、千葉県教育委員会から出される新学習指導要領QアンドA、3月12日の月曜日に、今週届きましたので、来年度に向けて各学校に既に配付しております。

そして、最後の就学援助についてのご質問にお答えさせていただきます。まず、入学準備金についてですが、平成30年度酒々井町の小中学校に入学予定の新1年生の保護者に前倒し支給をすることとしました。入学説明会で御案内しましたところ、小学校入学予定者は1件、中学校の入学予定者は15件の申請がございました。来年度からは周知する時期と申請期間を考慮してまいりたいと考えております。

要保護世帯数、準要保護世帯数及び人数ですが、要保護が5世帯で6人、準要保護が59世帯で93人となっています。また、中学校教育振興事業扶助費の要保護、準要保護制度援助費の減額補正についてですが、平成29年度当初予算では新規認定見込み数が9名を含む44人で積算しておりました。予算計上しておりましたけども、決算見込みが34人となっています。その関係で減額ということになります。また、中学校の援助費にはクラブ活動で使用するユニホームやスパイクなどの用具等を購入した際の経費が年間1人当たり2万9,600円あるんですが、その援助費は購入した経費に関する援助であり保護者からの請求によるものです。この請求額が、平成29年度は当初計上した額よりも大幅に下回ったというのも減額の要因となっております。

私からは以上です。

○議長（佐藤修二君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、私からは国民健康保険の保険者努力支援制度についてお答えいたします。

保険者努力支援制度は、保険者機能の役割を發揮してもらい、国保の財政基盤を強化するため、保険者が行っている取り組みに対して国が評価指標を設定し、成果に応じて交付金が交付される制度として創設されたものでございます。具体的には、後発医薬品使用割合、がん検診の受診率、保険税収納率及び特定健康診査の受診率など、結果に応じて点数化するものや糖尿病等の重症化予防、個人へのインセンティブの提供及び医療費適正化に資する取り組みなどの実施状況を点数化するものもあり、その合計点に応じて交付金が配分されるものでございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 14番議員、地福美枝子さん。

○14番（地福美枝子君） 予想以上に簡単な回答でした。予想以上に非常に簡単過ぎて、順次伺いたいと思いますが、まず教職員の働き方です。ある教育関係者から酒々井町はよくやっている、いるほうだ

ということを何度も伺いました。それぞれの施策については、それぞれの自治体がほかよりやっていないことはあるかとは思いますが、私も別に努力していないとは思ってはいませんので、その辺はいろいろ考えた上で、子供たちのために何をするかで質問をしたいと思えます。

それは当事者も同様だと思いますが、まず教職員の働き方の問題でいろいろお答えいただきました。その中で、最初の質問で教職員の勤務状況調査結果について、全くこの1枚の表だけいただきました。数字わかりましたが、全国と同様だというふうにおっしゃいましたが、本当に時間外がこれだけあるのかというような時間外です。1週間で単純計算すると80時間ですね、残業があるということなんです。ただ数字はわかりました。これでどうしようかということで協議しているんだと思うんですけど、そこです、時間外調査の仕方、それについて意識調査も行ったと、勤務時間も調査してこういう表になりましたけど、意識調査は数字ではありませんから、その結果いろんなことが恐らく意見があったのではないかと、あるいは書くのを遠慮したのかどうか、わかりませんが、意識調査の結果はないんでしょうか。恐らくこれだけではないと思うんですけど、結果は。その資料は、データはということで、改めて意識調査の結果どのようなことが、今働き方の問題で改善しようということが国会でも話されていますし、当事者、教職員の方々も、あるいは担当課も何とか改善をしたいという方向で調査をやっているはずなんです。そこで、教職員がどのようなことを要望しているのか、どんなふうにしてほしいのか、どんなふうを考えているのか、それがなければ改善方法は出てこないわけですが、その辺意識調査の結果、具体的に提出していただきたいし、口頭でもその辺を伺いたいと思えます。

ここにあるたった1枚ですから、もっといっぱいあるんですが、これが原因、私の長時間過密労働、これが必要だ、解決のためにという全県で調べた調査結果です。一番ですね、授業準備や教材研究、その時間が欲しいと、子供との触れ合いの時間が欲しい、そういうようなことがいろいろあります。その反対ですね、これに時間がとられている、12月議会でも言いましたけれど、これに時間がとられているのは各種大会とか対外行事だとか、その研修の参加だとか準備、報告、クラブ、部活動の指導、いろんな計画の作成とか、そういうところに非常に時間がかかるので、子供との触れ合い時間がなくなる。準備、教材研究の準備がなかなか時間がとれない、こういうことはもう恐らく酒々井町の先生方もほぼ同じではないかと思うんです。これを改善しようという文部省がいろいろ調査をし、中間まとめをし、方策、こういうことをしようということで出ているはずなんです。ですから、その意識調査でどんなことが出されたのか、それは生の教職員の声ですから、それをもとに具体的に考えようということなので、それを出してほしいと言っているわけです。

次にですね、この調査の中で何がわかったのか、どう変えたらいいのかということをお願いんですが、そのご返事がありませんでした。長時間労働だというのは教職員も同様だということが、もうある程度数字で出ているわけですから、その辺でどういうところで検討して、教職員の長時間労働を少しでも減らして、子供たちに接する時間をふやしてあげようと考えているのは何がわかったのか、どうしようとしているのか、まだその辺までは行ってないんでしょうか、その辺伺いたいと思えます。

タイムカードは4月からですか、導入すると、もう既に佐倉ではタイムカード、また文科省でもタイムカードを使おうということで、もう出ているようですので、どこの市町村の学校もタイムカードを導入する方向のようですが、これは実際に起きたわけじゃないので、タイムカードを適切に使ってほしい

というふうに思いますので、それについて質問というよりも強い要望なんですけど、あるところでタイムカードを使いました。そうしたら、残っている時間ですね、たまたま用があって残っている時間、その時間で出退記録簿でトイレの時間を削るように要求された市町村があるんですよね。現場教員から、これは聞いたという話なんですけど、問題なのは超過勤務が80時間を超えた教員が管理職に呼び出されて、記録の下方修正を要求されたというようなことがあったそうです。そういうことが酒々井町ではないというふうに思いますが、そのタイムカードの使い方も含めてないようにはしていただきたいということで、先に言っておきます。

そこで、また次の質問なんですけど、2番目の学校教育についてなんですけど、単純に公開はしない、非公開が適切な対応だというような回答でしたけれど、これは水かけ論になるんだろうなというふうに思いますが、先ほど最初の質問でお話ししました。やっぱり公開をして一緒に考えると、保護者も考えることができる。どういう教育をするのがいいのか、全部お任せというわけにはいかないという保護者の立場から思うんですよね。これは水かけ論になりますが、公開を絶対にすべきだというふうに私は思いますので、再考していただきたいと思います。お答えがあればお願いします。

次に、英語と道德の教科ということ、伺いましたが、英語の先生の対応ですね、対応と報酬といただきますか、それについても時間、報酬その辺はたしか回答なかったと思うんですけど、それをお答えいただきたいと思います。

それと、道德についてですね、先ほど最初に言いました道德の教科書を必ずしも使うということは強制しないということに対してのお答えが、いま一つちょっとわかりませんでした。原則使用ということは、当局も言っているようですが、かといって原則ですから必ずしも使えと強制はしないというふうに指導課は言っているんですね。なぜそれを強調するかというと、先ほど最初ちょっと言いましたように、道德というのはそれぞれの価値観を育てるものであって、答えがあって、その答えに近づける教育をするわけでは決してないのが道德なんです。算数とか数学とか、そういうのと全く違うわけですから、その点で私はこの道德というのは、ある意味じゃ今回教科になったことというのは、どういう人間に育て上げるか、その点で非常にある意味は怖いなと、親としては、もうおばあちゃんですけど、孫に対して思うんです。子供は純真ですから、すんなり受けるんですよね。道德の教科書を先生ならごらんになったかと思うんですけど、小学校2年生だったかな、幾つか見て驚いたんですけど、お礼の仕方、1番、2番、3番あります。どのように言っておじぎをするのがいいでしょうかというのがあるんでよね。正解は2番ですってなるんです。角度、挨拶はおはようございますと言って頭を下げるか、頭を下げてからおはようございますと言うのかとかという3つ例があって、真ん中、2番目が一番いいとか、いろんなことが、そういうことが個々にあるんです。私は元気で挨拶をすればいいというふうに思うんですけど、あるいは相手によって礼の角度、15度、45度、90度という示したり、相手によって15度の人でいいかって子供に判断させるのかと、本当にこれが道德の教科かというふうに思うような内容も含んでいるんです。

全て悪いとは思いませんけれど、だから私はそれぞれの先生によって指導をしていくということ、少なくとも譲歩してですよ、その教科書どおりにすべきではないという立場から、だから道德の指導書を、教科書を必ずしも使うべきではないというふうに思って質問をしたんです。改めてですね、この問題に

ついて今のおじぎの角度とか、おじぎの仕方がどれがいいとか、そういうことまで教えるのかというふうに思うんです。それは先生の裁量に私は任せるべきだというふうに思うんですけど、どうでしょうか。それとつながって、指導課では強制しないというふうに言っているんですけど、それについてもお答えいただければと思います。

次に、就学援助についてやっと全国でもどんだん国からの通達もあったと思いますので、その辺で準備金、前倒しについてはどんだんふえているようですので、これはよかったなというふうには思いますので、それです、ただ減額になった理由を聞きましたら、見込み数が少なかったのが減額になり、これは当然なるだろうというふうに思いますが、それと申請された購入した額によってなので、その数字も変わってくると、これは私も納得はしましたが、ただ一点気になるのは最初の一般質問でもちょっと触れましたけれど、生活保護ですね、その扶助費が減額しているんです。そうすると、就学援助の対象にならない場合もあるということは考慮しなさいというのは多分国からもあったと思うんですけど、そういう点で外れた人はいなかったんでしょうか。このところまた生活保護の扶助費、生活扶助費が減っているんです。そうすると、基準が違ってきますから、就学援助の対象にならないという可能性もあるんです。そういう事例はなかったかどうか、あるいはそういう目で見ただけかどうか、その辺を伺いたいと思います。

次はですね、国保についてもこれは何度もやっていますけれど、最初町長が言ったとおりの文章もいただきましたし、お話もいただいていますので、現行の保険料率はそのままと、今回は限度額少し上げました。その足りない分は、財調から足して県に今回は、30年度は納付しますというのは今伺っております。それで、31年度についてはどうかということで聞きました。これは現行保険料率は31年度もそのまま考えて、また限度額をさらに上げるというご回答なのでしょうか。それとですね、それでも私は納付額は足りない、不足するんじゃないかというふうに思うんです。そうすると、また財調を足して納付するのか、その辺はどう対応していくのかを改めてまた伺いたいと思います。

それとですね、保険者支援制度について説明はありました。保険者ですから、町が努力をしていただければ何らかの交付金出しますよ、平たく言えばですね、そういうことなんです、まずその交付金が今のところ計算できないような状況なのかどうかわかりませんが、その交付金があればどのように活用するのか、それを伺いたいと思います。

それと、その保険者支援制度というのは被保険者、私たちですね、負担軽減に活用されるのかどうか大きな問題なんです。活用されるべきものだというふうに私は思うんですけど、酒々井町における低所得者の数に応じて一定割合で交付するというふうに聞いています。酒々井町はどのようにこの財源ですね、財政支援されたものを額はまだはつきりしないかもしれませんが、活用するのか伺いたいと思います。

保険者支援制度を聞いていると、町が努力する、いろんな面で努力する、予防、問題についてもそうですね、いろんな制度というか、医療費を少しでも削減するためにですよ、予防のために何をするとか、そういうこともあるかと思うんです。それは町民にとってもいいこともあるかも知れませんが、しかし現実には医療費を削減していく、その努力をしたところに交付するというのが今国が考えている内容なんです。ただし、一定割合の割合で酒々井町は努力しました。だから、幾ら幾ら交付しますよと

なった場合、そのお金はどう活用するのか、それは私たちの保険料の料率にもかかわってくる問題なんです。要はこの交付金は現職者の数に応じて一定割合交付するということなんです、額はわかりませんが、これは負担軽減にぜひつなげていただきたいと思いますが、今どうでしょうか。

それとですね、不足分は財調からということなんです、国保の財調から出すと、足して納付額を県に払うということなんです、これはずっと納付額が足りないと財調からずっと足して納付するのかどうか、永遠に財調があるわけではありませので、ましてですね、どうしても足りない分は財政安定化基金というのがあるんですが、不足はない場合は、この不足の分はここから借りられると、安定化基金から借りられるというふうになっていると思うんですが、でも借りたお金は返さなくちゃいけないわけですね。それも縛りがあって、この安定化基金というのは保険料の中で賄うことが基本だというんです。一般会計から持ってくるのではなくて、保険料から返すと、イタチごっこですよ。保険料が少ないわけですから、財調から入れる、何とか引き上げをしたとしても、結局は町民負担になってしまふ。返さなきゃならない保険料を上げるというイタチごっこの関係になってくる。これが今回の広域化なんですね。本当に31年度どうするのか、現行の保険料でいって、さらに限度額少し上げますけど、来年度も上げる、31年度も上げて、どのぐらいのまた収入というか、なるのか、私はいつまでたっても何らかでお金を一般会計からでも入れなければ、県に言われた納付額が払えない、そういう仕組みになっているんです。

国がこういうふうに制度にしたから、本当に町はある意味じゃお手上げだという部分は非常にあるんじゃないかと思うんです。頭を抱える問題だと思うんですよ。ですから、保険料率はなるべく上げたくない。しかし、納付額は不足していく。全くこの悪循環の仕組みの中でね、どういうふうにしていくのか、私は今でさえも、前にも言いましたけれど、国保税高いとよく言われるんですね。確かに高いです。収入から割合が高いです。国保税だけ払っているわけではないので、非常にその比率は高いです。それで、そんなに痛みを感じない二、三千元でも、少しずつ上がっていけば、やっぱりすごく増税になるんですよ。それをしなければ納付金が出せないという中で、私は町民の負担を考えていけば、一般会計からの制度外繰り入れはやらないようにというふうに国は言っていますが、しかしやむを得ず制度外繰り入れをしなければならぬ状況がもう目前とあるんじゃないかと思うんです。そのときどういうふうにしていくのか、私は町民の負担を考えれば、どうしても払えという額が不足するのであれば、制度外繰り入れは国はペナルティーは今ないと思うんですね。やらないようにということで、安定化基金だとか支援制度とか、いろいろ考えているんでしょうけれど、私はある意味では保険料を上げずに、何らかで頑張っていたきたいなというふうに思うんです。

私は、いろいろ要求してきましたけれど、これはちょっと教育関係だからついでに言いますけど、中学校の雨漏りですね、町でできることです。お金があってもなくても、やらねばならないことだと思うんです。しかし、不要不急の道路にお金をかけるのであれば、よく私たちが理解できないことの道路やその他の事業にかけるのであれば、しっかりと町民の意見を聞いて、町民の負担、町民の要求のあるものに、暮らしのためお金をかけるべきだと思うんですよ。国保は非常に大きな問題なので、その辺は担当課も大変だと本当は思います。国がこんなふうにしてきた、国、県がそうしてきたんですから、でも国や県にね、前の国庫負担をふやせと、ぜひ要求していただきたいと思います。

幾つか質問しました。時間が足りなくなりますので、お答えいただければと思います。

○議長（佐藤修二君） 学校教育課長、玉井清人君。

○学校教育課長（玉井清人君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、教職員の働き方についてのご質問にありました意識ですか、意識調査ということなんですが、この意識調査というのが勤務改善に向けて、各先生方がどういうふうを考えていくか、学校での取り組みを書くようなところもありました。例えば中には学年で声かけして早く帰ろうということを経験しようとか、それから校務を効率化するために役割分担をはっきりしようとか、そういったことですね。あとそういった先生方の意識をもとにして教育委員会はどうか考えたかということなんですが、やはり学校現場だけにそれをお願いするわけにはいかないということもありますので、先ほどもお話しさせていただきましたけど、人的配置をですね、当町の教育委員会は非常に強く考えております。今現在20名以上の嘱託員さんたちが現場に行き介助員さん、それからスクールサポート、スクール支援員さんとなって教職員を毎日サポートしてくださっています。調査からわかったことというのは、そういった先生方の意識からいろんなことが方策できるなということも一つなんですが、地福議員さんにお渡しした資料は、それは小中教諭とか保小中の連携指導協議会の資料となった資料なんです。それで見たときに、やはり7月と12月、1週間、1週間、1週間、1週間、計4週間計測して、実数を確認しました。したところで、7月よりも12月の最終週のほうがやっぱり時間数が減ってきているんですね。それはご確認できるかと思いますが、要するに何が言いたいかといいますと、先生方も意識すれば自分の時間を自分なりの努力によって少なくできるということで、それは先生方と一緒に話し合いました。ですので、タイムカードは必然だと思って、平成30年度からはもう入れようというふうに踏んでおります。教育委員会としては、できるだけ教職員の負担軽減については重々考えておまして、これからもできることがあれば何でもしていきたいなというふうに考えております。

それからですね、学校教育についての教科書、公開、非公開ということがありますが、今のところ非公開が適正というふうに考えておりますので、その辺はご了承いただければありがたいと思います。

英語の講習について、先ほどちょっとお話しするのを忘れてしまいました。申しわけございません。お伝えします。1週間に2日から3日ぐらいですね、配置するようにしております、1日7時間と45分になります。今、時給にすると2,500円ということですね。小学校2校ありますので、各1校に一方配置をさせていただきます、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたけど、指導に当たっていただくということと評価まで見ていただく。あえてそこに教員が、担任がつくことによってオン・ジョブ・トレーニングで見て覚えるという研修も兼ねていこうという、効率化もある程度意識した派遣しようかなというふうに考えております。

これ酒々井町だけだということで、始まったのが県に先駆けてですね、実は検討していたのが今年の4月からで、県もその後入れるというような話があったんですが、うちはもう既にその配置を考えておりましたので、印旛管内でも多分恐らく専科が入ったのは当町だけじゃないかなというふうに考えています。

〔「入る予定」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長（玉井清人君） 入る予定ですね、済みませんでした。まだ認められていません。

それから、道徳についてなんですが、これを話すとすごく長くなってしましまして、後でゆっくり議員さんには話をさせていただきたいなと思いますが、ちょっと気になることがありまして、私も地福議員さんのお考えには～（終了5分前のベルの音あり）～済みません、共感するところございます。答えがあって近づける教育というのではなくて、道徳というのが考え方や認め合い、話し合い、協議し合う、そういった授業を今展開しようと考えています。道徳的価値というのが自由、勇気とか、善意とか正直とかありますけど、それに向かっていろんな状況の中で子供たちが話し合いを深める中で考え方が多様化するような、それもある程度認めていこうということです。そういった今求められているのが思考力とか判断力、表現力の子供たちですので、道徳については決してよくないよって言われないように、これからも指導していきたいなと考えています。

おじぎの件なんですけども、それはちょっとよく私も確認しなかったんですが、これ教科書ですけど、5年の教科書に、後でお見せしますけど、挨拶についての教材があります。この中で指導していることは、大きな声を出せばいいんじゃないよ。例えば病院の中ではどういふうな挨拶ができるのという子供たちに考えさせるような、そういった教材のとり方をしています。ですので、そのときの挨拶したときの気持ちとか、それから挨拶する相手に対する思いやりなども考えていきたいと思いますよという……

〔「そこまで言わなくていいよ」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長（玉井清人君） いいですか、済みませんでした。あとでゆっくりお話をさせていただきたいと思います。

済みません、以上です。

○議長（佐藤修二君） 税務住民課長、鳩貝剛君。

○税務住民課長（鳩貝 剛君） 私からは、国民健康保険の31年度以降の税率等のご質問にお答えさせていただきますと思います。

まず、財政調整基金の関係なんですが、財政調整基金につきましては、酒々井町の国民健康保険の安定を図るため、ある程度必要であるというふうにご考えてございます。今後財政調整基金を積み立てることは難しくなっている状況でございます。そのため、財政調整基金を取り崩す制度設計は好ましくないというふうにご考えてございます。

次に、法定外繰り入れ、一般財源からの繰り入れでございますが、こちらにつきましては県の広域化に伴いまして、昨年末に発表されました千葉県国民健康保険運営指針でもあるんですが、解消していくという方向性が示されております。現在は当町におきましてはその制度外繰り入れはしてございません。また、法定外繰り入れ、制度外繰り入れにつきましては、国民健康保険加入者以外の方の税金も投入することになりまして、公平性を欠くことになるのではないかなというふうにご考えてございます。このようなことを考えるもに、引き続き保険税率及び課税限度額の引き上げについて30年度以降も検討してまいりたいというふうにご考えてございます。

私からは以上です。

○議長（佐藤修二君） 健康福祉課長、河島幸弘君。答弁は簡潔にお願いします。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、私からは保険者努力支援制度についてお答えします。

こちらの交付金は町の国民健康保険の財源になるものと考えております。しかし、まずは今回の保険者努力支援制度の結果を踏まえまして、町といたしましては平成30年度予算で保険者努力支援制度に係る事業展開の準備として医療費分析事業、こちらを予算計上をさせていただきました。新たな保険事業の展開を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 時間がなくなりました。

地福議員。

○14番（地福美枝子君） じゃ、1個だけ、時間がないので済みません。

働き方の問題については、予想していたご回答で、ありがとうございます。何度も聞いていますから、中学校における部活動指導員の配置だとか英語の専科教員だとか、これは30年度予算案に反映すべき働き方のための環境整備ということで、3つに国から出ているんですね。その中の幾つか手を挙げて多分導入をしたんだろうと思うんです。その中で、教育現場だけでやるべきではなくて、この間今のそうですけど、スクールバスの先生たちが朝行ってやっていますよね。それはね、教育職員のある意味じゃ負担軽減につながるんだとしたら、町が責任を持って送迎だとか、そういうことも含めて学校が行うべきとは言えないもの、それについては自治体も考えなきゃいけないということが結構分析すればあるんだと思うんです。その辺は、私は町が自治体として考えるべきではないかというふうに思いますが、もしそういうことで検討して、町が行うべきことがあれば、教育委員会のほうも町に出していただきたいし、町もそのように考えていただきたい、そういうものが恐らくあるんだと思うんですけど、それについてお答えがあれば、お願いします。

これで3回目の私の質問は終わります。

○議長（佐藤修二君） 時間がなくなりました。

それでは、14番議員、地福美枝子さんの一般質問が終了しました。

ただいまをもちまして一般質問は全て終了しました。

これで一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

(午前 11時41分)

○議長（佐藤修二君） 休憩前に引き続き再開します。

(午後 1時00分)

◎議案第1号ないし議案第19号総括審議

(委員長報告及び質疑・討論・採決)

○議長（佐藤修二君） 日程第2、議案第1号ないし議案第19号を一括議題とし、これから総括審議を行います。

各常任委員会の審査の結果について報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、平澤昭敏君。

〔総務常任委員会委員長 平澤昭敏君登壇〕

○総務常任委員会委員長（平澤昭敏君） 総務常任委員会報告をいたします。

総務常任委員会に付託されました議案第4号、議案第7号委員会担当分野、議案第11号委員会担当分野、以上3議案につきまして審議の経過と結果をご報告いたします。本委員会は、3月12日に、本委員会委員全員、副町長、関係課長、会計管理者の出席を得て開催しました。慎重審議の結果、本委員会に付託されました全ての議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくお願いたします。

○議長（佐藤修二君） 次に、教育民生常任委員会委員長、御園生浩士君。

〔教育民生常任委員会委員長 御園生浩士君登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（御園生浩士君） 教育民生常任委員会報告。

教育民生常任委員会に付託されました議案第1号、議案第3号、議案第5号、議案第6号、議案第7号委員会担当分野、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号委員会担当分野、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第17号、議案第19号、以上14議案につきまして審議の経過と結果をご報告いたします。本委員会は、3月8日に、本委員会委員全員、副町長、教育長、教育次長、参事及び関係課長の出席を得て開催いたしました。慎重審議の結果、本委員会に付託されました議案のうち、議案第17号が否決されました。なお、その他の13号議案につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。また、議案第17号に関連しまして、3月13日に子育て支援施設を委員会として視察しましたので、あわせてご報告いたします。

以上です。

○議長（佐藤修二君） さらに、経済建設常任委員会委員長、小早稲賢一君。

〔経済建設常任委員会委員長 小早稲賢一君登壇〕

○経済建設常任委員会委員長（小早稲賢一君） 経済建設常任委員会報告。

経済建設常任委員会に付託されました議案第2号、議案第7号委員会担当分野、議案第11号委員会担当分野、議案第15号、議案第16号、以上5議案につきまして審議の経過と結果をご報告いたします。本委員会は、3月8日に本委員会委員全員、町長、参事及び関係課長の出席を得て開催しました。慎重審議の結果、本委員会に付託されました全ての議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。審議結果につきましては、参考に申し上げますと、議案第11号賛成多数、他の4議案につきましては全員賛成でございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 以上で各常任委員会委員長の報告が終了しました。

これから各常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 質疑なしと認めます。

これで各常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

7番議員、齊藤博君。

〔7番 齊藤 博君登壇〕

○7番（齊藤 博君） 議案の第17号、契約変更の原案に反対の立場から討論をいたします。

議案の内容は、工事完成期間を1カ月延期するとともに、契約金額を51万1,920円を増額するとの内容であります。受注をした以上、工期を厳守するのは当然の義務であり、おくれればペナルティーが発生するのは必然なのでありますが、遅延金等の措置はなく、逆に受注者からの増額要望、全体の0.5%の51万1,920円は認めるという町の判断には賛成できません。この工事の打ち合わせ分の中に、こんな記事がありました。今回の入札で、我が社は無理な安い価格で提示して落札した。現状では、入札辞退業者の価格が適正であり、下げた価格で完成するには下請の競争しかありませんという記事でありました。正面から増額要求をしたのがヤマロク、増額要求を最小限にして契約変更をしようとしたのが島田建設なのだと思います。やはり低く抑えればいい、こういうことだけではなく、適正な予定価格の設定が求められていると私は思います。このことをつけ加えて、反対の討論といたします。

○議長（佐藤修二君） それでは、次に賛成討論に参ります。

12番議員、越川廣司君。

〔12番 越川廣司君登壇〕

○12番（越川廣司君） 議席12番、越川でございます。ただいま議題となっております議案第11号。

〔「11号じゃないよ」と呼ぶ者あり〕

○12番（越川廣司君） 全部だからいいんだよ、最後まで聞いて。

議案第11号、平成30年度酒々井町一般会計予算及び議案第12号、第13号並びに議案第1号、そして17号につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

予算編成に当たりましては、国、県の経済状況と国、県の施策などを十分見きわめながら、本年度においても大変厳しい財政状況の中において、簡素で効率的な行政経営に努め、職員の意識改革、そして行政改革などを行うなど、平成29年度にスタートいたしました第5次後期基本計画の基本理念に基づいた将来都市像“人 自然 歴史が調和した活力あふれるまち酒々井”の実現のために、6つの基本目標に向けた各施策に取り組んだ4期目にふさわしい内容でありました。高く評価をするものでございます。

以上をもちまして、賛成とさせていただきます。

○議長（佐藤修二君） 次に、反対討論のある方。

14番議員、地福美枝子さん。

〔14番 地福美枝子君登壇〕

○14番（地福美枝子君） 日本共産党の地福です。今回の議案に対して反対の意見を述べさせていただきます。主に議案第3号、そして議案第11号ですね、第3号は国保です。第11号は平成30年一般会計予算について反対の立場でお話をしたいと思います。

まず初めにですね、小坂町長4期目ですか、なりまして、小坂町長の町政情報誌にいろいろないいことが書かれてありまして、100年安心して住めるまちづくりと題しまして、みんなが主役、未来へつなぐまちづくりとして幾つか、5つですか、施策を挙げています。安心・安全なまち、やってほしいです。

子育てを支援するまち、生き生きと生活できるまちだとか、雇用の場をつくり定住確保するまち、特徴のある文化、景観、地域のブランド色を向上するなど、どれもですね、期待する内容になっております。この目標に基づいて具体的な施策をどう打ち出していくのか、町民として非常に関心のあることですし、期待するものです。全てにおいて町民の要求どおりにいくとは私も思っておりません。しかし、掲げた以上、ぜひそれで施策を考えていただきたいと思います。

まず最初にですね、共産党は何でも反対すると、よく言われるんですが、そんなことは全然ありません。評価すべきところは評価していく立場でおります。今回評価すべきことを幾つかですね、全部挙げられませんが、お話をしたいと思います。今年度というわけではありませんけれど、これまで人間ドックの助成を増額してくださった。非常に私はうれしいです。昨年からは第3子の学校給食費、第3子を無料化したことや、また今回外国語専任教員を2名配置するとか、中学校の部活動指導員の派遣だとか、また水防活動拠点の整備事業など、一部の要求に応えた施策はあります。それは評価するものです。

議案の2件の反対する理由を述べます。国保の広域化については、一般質問でも行いました。十分な議論をやりとりがなかなかできなくて、教えてもらいながらも、どうもはっきりわからないし、不安が残るやりとりだったと思いますが、この広域化、医療費の抑制と表裏一体、これが重要な点です。これが国保の広域化なんですね。医療給付の増が保険料の引き上げに連動する、そういう仕組みになっているんです。行政の負担が非常に大きい、町の負担が大きいんです。国負担の回復で払える保険料にしていく、これが国に求めることです。国保は、相互扶助制度ではなく、国の社会保障の問題であり、地方自治体としてその点を強く国へ要求してほしいと思います。

次に、平成30年一般会計予算ですが、たくさんいろいろ本当にありました。住民が一番身近な行政が酒々井町なわけですが、町長の町政情報誌のことを先ほど言いましたけれど、安心して産み育てられ、生き生きと暮らせるまちは、本当に町民として望むことです。特に酒々井町は高齢化ですから、この議会も高齢議会です。町行政も国と同様、個々の暮らしが安心して成り立つかどうか、これは最も重要なことだというふうには思っていると思います。住み続けたいと思うのは、そこがしっかりと、そこに目を向けているかどうか、町民が支払った税金が本当に私たち町民が納得できる使い方をしているかどうかです。道路も施設も町民の要求が根底にあるかどうか、そこに要求があるかで進めるべきものではないでしょうか。酒々井町は、時に何らかの理由で土地の購入が先立ったりする。それからいろいろ考えて設計をしたりしていく。土地を購入する前に町民や議会に意見を聞いたでしょうか。その一例が今回の地域創造発信拠点整備事業です。私も全く納得がいきません。マルシェにもよく行きますが、一時つくったとしてもですね、その後があるわけですから、その点で何でこういうものをつくったのか、私も理解できません。土地の購入について、いろんなところで不透明さがあります。具体的に言った後で、結局議論沸騰する。このような行政のあり方は納得できるものではありません。

また、福祉や教育、暮らしの問題ですが、今回の一般質問でもいろいろありました。高齢化率30%になっているのが酒々井町です。低所得者も多い、しかるに国が進めたとはいえ、国保の広域化、1台減ったふれ愛タクシーについてもいろんな議論がありました。福祉タクシーは要介護1以上、紙おむつも要介護1以上で65歳、そして非課税世帯であるとか、家族介護慰労金は要介護4と5、サービスを受けていない人であり、また非課税世帯だと対象を狭める高い条件つきです。また、下岩橋排水路は、地元

の要求がこれまでである中で、契約不調があったとはいえ、昨年の平成29年度は予算がついていながら工事がなかったといいます。また、今年度には予算にも入っていません。これで安心して生き生き暮らせるでしょうか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○14番（地福美枝子君） 何でしょうか。そうではない、暮らしの問題でいろいろ高い条件がついている。それが今の福祉政策ではないでしょうか。生き生きと高齢化の今の時代に暮らせるというのは、とてもそうは思えない。そうではない人、困難な人が町民にいるという点です。そういうことを含めて今回の一般会計補正予算にどう盛り込まれたのか見ますと、なかなかそうではないというのがあります。

また、教職員の働き方の問題についても、今回一般質問いたしましたけれど、その働き方、当事者の声はどこにあるのか、その本気度、姿勢を具体的に示していただきたいなと思いました。私たちの税金は、私たちの懐の中から出ていきます。納得できないお金の使い方が幾つかあるんです。質問の中でも言いましたけれど、私たちの暮らし、福祉や教育、ここ一番重点に置いてほしい。道路はきれいな道路が欲しいですけど、それよりも暮らしに根づいた負担軽減に心寄せてほしいというふうに思っています。そういう点で、今回の会計予算、いろいろいい点もありますけれど、まだまだ町民の暮らしに沿った予算になっていないということを言ひまして、私はどうしてもこの会計予算には賛成できません。

町民は、住環境のいろんな町の住環境のために、さまざまな税金を使っている町ではありますが、要求したことを少しずつではありますけれども、実施に至った件もありますけれど、やはり先ほど行ったような状況で、暮らしに根づいた負担軽減をしていないと、町民の、子供たちの要求に本当に応えた予算になっていないというふうに思います。少子高齢化を言うのなら、子供たちの子育てを言うのなら、高齢化にふさわしい、子供たちを育てるためにふさわしい、町民の声に沿った予算にさせていただきたいと思い、このように述べまして残念ながら今回の第3号と議案第11号について反対せざるを得ません。

○議長（佐藤修二君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番議員、御園生浩士君。

〔5番 御園生浩士君登壇〕

○5番（御園生浩士君） 議案第11号、平成30年度酒々井町一般会計予算初め第12号、第13号、第14号、第19号に賛成の立場で討論いたします。

11号議案については、当町を初め国も全国各地の市町村において、潤沢な予算を持っているところはおおきいと思います。当町では、厳しい財源の中で、よき配分をしているものと考えております。また、予算書で酌み取ることがもできます。町の目標の子どもから高齢者まで誰もがいきいきと輝くまちづくりでは、子ども・子育て支援センターの開設により、より充実した支援につながるものと確信いたします。ふれ愛タクシー事業については、賛否両論ありますが、さらなる充実を図っていただきたい。

豊かな心を育み歴史を活かした文化創造のまちづくりでは、町独自の語学教育はもちろんのこと、酒々井町の未来、日本の未来に貢献する子供たちの青少年交流、国際交流事業に特筆すべきものがあると思われまます。

いつも安全で安心して快適に暮らせるまちづくりでは、いつ来るかわからない災害に対し、順次防災

行政無線の拡充、環境に対しては再生可能エネルギー推進事業に見るべきものがございます。

生活機能の整った歩いて暮らせるまちづくりでは、限られた予算の中で、よくカバーしているものと私は思います。

にぎわいと活力に満ちた魅力あるまちづくりでは、農業、商業、工業及びサービス業事業費も例年どおりつけ、引き続きの応援をしていただいております。

町民と共に築く心通う持続可能なまちづくりでは、町民やボランティア団体活動によく理解を示しているものと思われまふ。予算実行に当たっては、さらなる重点配分の見直し、節約、費用対効果を期待いたしまして、賛成いたします。

そして、議案第19号の訴えの提起については、町は2年の長きにわたり相手もあることではあるが、前向きな対処をしてこなかったが、いよいよ平成30年度予算に訴訟関係費用を計上しました。議会も裁判することに反対するものはないかと思ひますが、町の主張を堂々として白日のもとにさらしていただきたい。違約金の請求、町に積算の出来高払いをしていただき、責任の所在をはっきりさせてください。決して町積算以上の支払いはせず、安易な妥協はせず、訴訟費用も請求することをお願いし、賛成討論といたします。同僚議員の賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤修二君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

1 番議員、瀨口信昭君。

〔1 番 瀨口信昭君登壇〕

○1 番（瀨口信昭君） 私からは、1号議案について反対の立場で討論をさせていただきたいと思ひます。ただ、お断りしておきますが、本来であれば、この件については私ここで賛成討論を当然やるべきだというふうに考えておりますし、決して私この子育て支援センターの設置に反対であったり、また管理に関する条例の制定に反対をするという立場ではございません。

ただですね、今回制定されようとしている条例の中身にですね、当該施設を管理する、この記述がないと、もちろん最終的に管理をされるのは町長であると、それは理解しておりますけども、事業の実施であるとか、それから施設そのものであるとか、そういった管理をする人、もしくは管理を担当する組織、これからあと管理者と呼ばせていただきますけども、この定めがないということは、管理条例としては不備ではないかと考えるのが一番の理由でございます。管理者が定められていない理由について、教育民生常任委員会の席でも質問をしましたが、納得のいく回答が得られませんでしたし、何か私に知らされていない深い理由があつて、こういう形になっているのかどうかわかりませんが、もしそういう深い理由があるにしても、管理者の定めのない管理条例というのはちょっとおかしいんじゃないかというふうに思ひます。

それに、さらに言わせていただければですね、条例の下位に規定されてもというか、当然そうあるべきと思ひ内容がですね、入館カードとかの提出とか、そういったものが条例に書かれていたり、それからこの施設で何をやるかという事業の内容よりも、その施設の休館日、これが前のほうに書かれていたりとか、どうもこの条例自体の体裁、これについても私は非常に疑問を持つところでございます。

さらに、昨日の一般質問で私はお答えいただかなくても結構ですという注釈をつけてご質問したことに対して、わざわざご回答をいただいたわけですが、管理者は必要な職員に含まれており、規則

でその職務を含めたものを規定するというお話がありました。これはですね、休館日であるとか入館カードの提出とか、そういうむしろ下位の規定に書かれるべき内容が条例に書かれていて、管理者が条例に書かれていないというのは、これはもう全く本末転倒ではないかというふうに思います。

私はずっと民間におりましたんで、民間の会社の経験しかございませんので、条例とか、それに関しては門外漢だと思いますが、私も会社におりましたころ大臣の認可や承認を必要とするような規定類をつくってまいりました。そういう経験から考えても、今回の条例というのはちょっと条例として本当に適切なものなのか、非常に疑問を持ったわけです。こういうわけで、私自身いつも結構保守的な立場で、いろんな慣例とか、そういうのに従っていろんなものを進めてくる人間なんですけど、今回の提示に関してだけはどうしても適切性に疑問を感じます。

したがって、反対の討論ということにさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（佐藤修二君） 次に、原案に賛成者の討論を許します。

平澤昭敏君。

〔11番 平澤昭敏君登壇〕

○11番（平澤昭敏君） 議案第11号、平成30年度酒々井町一般会計予算に賛成の立場で討論いたします。

人口減少社会、少子高齢化社会を考慮し、酒々井町に暮らす人々が充実した生活をし、幸福感を得られるまちづくりのため、また町の都市基盤を生かしつつ、高い品質で未来へつなぐまちづくりのための予算編成であると思います。特に6月に開所予定の子育て支援センター施設、子育て支援センターあいあい、第3子以降の学校給食費の免除、無電柱化のまちづくり、中学生の国際交流派遣事業、パワーアップE事業と将来に希望が持てる持続可能なまちづくりを一步一步着実に進められていると思い、賛成いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤修二君） 次に、原案に反対の発言を許します。

13番議員、竹尾忠雄君。

〔13番 竹尾忠雄君登壇〕

○13番（竹尾忠雄君） 私は、17号議案について反対の意見を述べさせていただきます。

私は、昨年7月31日、子育て支援施設建設契約案件提案されましたが、契約相手業者は成田市において工期内に終わらなかった業者、そして新たな市の工事仮契約においても議会の同意が得られなかった業者でありました。町は、成田市の件は承知しているのか質問し、町は承知していると回答でありました。工期内に終わらないこれまでの業者に私は心配しました。ですから、私たちは契約案件について反対いたしました。

本年2月15日、臨時議会において、工期内に工事が終わらなくなったので、予算の繰り越し明許の議決案件が提案されました。町の理由は、10月の長雨と人の手配がつかなかった、そして、何の資料もなく説明でした。値上げ増額変更について、あるのかどうか質問をしましたが、町は明確なお答えがありませんでした。工事工程表や打ち合わせ簿などの資料要求をいたしました。本来であれば当然この時点で出すべき、出して説明するべきであります。

しかし、私たちは意見を申し上げまして臨時議会においては賛成いたしました。今回の17号議案、契約変更は反対です。昨年7月の契約案件のときに心配していたことが現実になりました。臨時議会で

の説明は丁寧な説明とは言えません。既に1月の26日の打ち合わせにおいて、材料不足等の確認がされているのに、議会に丁寧な説明がありませんでした。そして、今回の工期延長と増額については、先ほど齊藤議員も述べられておりました。私たちも認めることはできません。

以上をもって反対の意見とさせていただきます。

○議長（佐藤修二君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

江澤眞一君。

〔10番 江澤眞一君登壇〕

○10番（江澤眞一君） 10番議員の江澤です。議案第17号、工事の請負変更契約の締結ということで、担当分野、私委員会でも賛成をいたしました。その大きな理由はですね、今町が抱えている子育て支援施設、これはですね、町にとっては大変私は重要な案件であり、この事業はですね、進めていけば将来的に仮称の酒々井町病院ができ、また病児保育とか、そういうもろもろの事業のですね、これは出発点なんです。それで、委員会でもこれかなりそういう面ではいろんな意見が出ました。今竹尾議員が言ったように、私も去年この契約のときに、その業者には大変心配だと、青少年交流の家の二の舞にならんかと、そういう疑いも持っていました。

でもですね、やはり事業の重さを持てばですね、今ここでこれをですね、ストップしてしまえばですね、どのような事態になるのか、私ども議会としてですね、確かにそういう面では住民の負託を受けている、そういう観点からいえばですね、ところまでは、それは配慮して議決をしなければならないと、そういうことも重々承知しております。でも、ここに来て51万の増額が出たということで、職員の担当課の説明も委員会でも受けました。これこの範囲をじゃ認めるか認めないかということでもありますけども、私はこの範囲は私個人は認めるつもりです。言え、この業者に対してはで、この工事完了後に何らかの対応を考えるべきだというふうに私は思っておりますけども、繰り返しになりますけども、この事業の重さをですね、どうか十分に理解していただいて、賛成の議員の一人でも多くの賛同をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（佐藤修二君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

5番議員、御園生浩士君。

〔5番 御園生浩士君登壇〕

○5番（御園生浩士君） 議案第1号、議案第17号について反対の立場で討論をいたします。

議案第1号、酒々井町子育て支援センター設置及び管理に関する条例の制定についてであります。本旨、趣旨は濱口議員と一緒にございます。本議会初め、町長より議案第1号に関する子育て支援施策についての行政報告がございました。町民の要望もあり、議会としても協力体制で臨んでまいりました。町の事業というよりも、町長の熱い思いを感じている事業でした。ハード面については、土地の取得から、いよいよ建物完成間近となってまいりました。ソフト面も充実し、今回の設置条例提出となりました。町の他の設置条例と比較検討したところ、専任の責任者を置くようになっておりませんでした。委員会でも議論されたのは、この点でした。この支援センターになぜ専任者、責任者を置くことを明記していないのか。問われても明瞭な答弁がございませんでした。また、述べで11人の人員を配し、小さな

子供と親御さん、そしてサポートしてくれる善意の人たちが多く集まるであろうこの施設に、なぜ置かないのか不思議であります。再検討する時間的余裕はございました。委員会で議論され、それからの時間的余裕はございました。ただし、再検討はなされていない様子、「仏つくって魂入れず」になってしまいます。町は、あれほど力を入れてきた事業なのに、軽んじているとしか思えません。数文字の訂正または修正であり、変更して町の思いをぜひお伝えいただければと思ひまして、反対いたします。

議案第17号、工事請負変更契約の締結についてであります。本議案は、金額の増額と工期延長の件です。金額の変更については、発注者、受注者、工事を管理するコンサル会社3社の合意によるもので、打ち合わせ簿、契約書のとおり履行されているもので、反対するものではありません。ただし、工期延長については、担当課より説明がありましたが、延長に値しない説明でありました。竹尾議員からもございましたが、雨が多かった、職人が集まらなかったとの理由でした。また、打ち合わせ簿について受注者及びコンサル会社の申し出の記録もなく、契約書の条文にある書面での通知も私たちには明示されませんでした。町の判断での工期延長との理解のもと合理的理由なきものとして、反対いたします。

同僚議員の賛同よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤修二君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

16番議員、高崎長雄君。

〔16番 高崎長雄君登壇〕

○16番（高崎長雄君） 16番議員、高崎でございます。最後になると思いますが、議案第17号は賛成の立場で討論します。

先ほどから反対の意見も出ていますけれども、ともかくあいあいルーム利用者のことを考えますと、6月1日オープンというのが大きく崩れます、もしここで否決となった場合は、その辺も重々、議員の皆さん、良識ある議員の皆さんですので、考えていただいて、それからいろいろな議論してもいいんです。ともかくここは賛同していただきたいを思いますので、同僚議員のご協力をお願いします。

○議長（佐藤修二君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 次に、原案の賛成者の発言を許します。

7番議員、齊藤博君。

〔7番 齊藤 博君登壇〕

○7番（齊藤 博君） 済みません、議案によって賛否があるものですから、事務局でこのように、そういう体でやれという指示でございますので、1回反対の立場で、次にこの議案第11号と議案第13号、これについて賛成をする立場から討論をいたします。

まず、第11号でございますが、この30年度予算、これは町税及び地方交付税が減りまして、全体では3,000万ほど自主財源が減りました。そういう中で、高齢者福祉等につきまして新規事業が加わるなど、そういう措置が講じられました。個々の施策についてはこれから何点か要望と検討をお願い申し上げますが、全体としては賛成をする立場でございます。改めて政策に対する今後の検討を要望させていただきます。よろしくお願ひいたします。

第1点目は、福祉タクシーについてであります。昨年10月から利用者の範囲が拡大をされ、介護度1

以上の認定者も利用可能となりました。私はその際にも委員会において提言をさせていただいたように、要介護1以上の方の状態と要支援の方の状態、これを比べますと立ち上がり、あるいは立つ位置を保持するには支えが必要だという認定がこの症状であります。全く同列であります。にもかかわらず、要介護はいい、要支援はだめと、こういう区分けはあってはならないと私は思います。現行の福祉タクシーの障害者に対する認定についても、原則は1級、2級の方です。だけれども、手足や目に障害のある方、この方は3級でもいいということはなぜか、やはりその交通手段あるいは移動手段としてこの福祉タクシーを使うわけですからその時点から考えれば一緒なのだと、1級、2級の差はないんだと、3級との差はないんだ、こういう認定をもう町はしているんですよ。同じ論理だと私は思います。そういう意味で、範囲を要支援の手足の悪い方、そういう方のほうに拡大すべきだと、今議会で移動手段の充実という書類が配られました。将来的にとの断り書きがありますが、福祉タクシーのさらなる拡充として、要支援まで対象者を拡大と明記されております。善は急げです。30年度からの実施をご検討ください。

2点目は、河川総務費おける用地購入についてであります。町の説明では、中川河道の京成線高架付近の土地を取得し、雨水対策等のために防災器具や備品を確保しておくのが目的だと伺いました。中川の洪水対策については、平成22年6月議会に関連予算が提案されて以来、議会への提案はありませんが、当時洪水対策として調節池方式と京成線高架下の河道拡幅が検討をされました。結果は、京成線高架下の河道拡幅は14億円の事業費や民家の移転と問題が大きいとの町の説明により、実現をいたしませんでした。河道のかさ上げも実施をされた現在でも、JR橋梁下から京成線高架下までの流下能力は、京成線高架を越えた県道側の地点の流下能力とは比較してかなり低い。京成線高架下の手前の冠水が起こる一因になっていると私は思っております。そこで、抜本的な解決にはならないでしょうが、取得する用地は京成線高架の近接地です。橋のたもとです。そこに排水ポンプを設置していただいで、京成線高架下の手前の水量を直接京成線高架を越えた河道に排水を検討していただいけませんでしょうか。平成の22年にトケ崎地内の道路冠水をなくすため排水ポンプを設置いただき、直接京成線高架を越えた河道に排水ができています。また、河道付近の冠水時には地元消防団等の協力により、京成線高架を越えた河道に排水をし、効果が上がっております。千載一遇のチャンスです。ご検討と実現を要望いたします。

3点目は、同じ用地購入であります。取得目的は町営駐車場の設置とのことでした。場所は、福太郎付近の角地の田んぼとのこと。町の説明では、通勤者は利用対象外とされており、利用できるのはJR酒々井駅周辺の店舗を利用する方々、そしてアウトレット等から回遊してくる観光客等の方々、つまりそのための駐車場とのことでありました。付近にはコイン駐車場もありますが、通勤者の皆さんから利用要望が出てくるのは確実だと私は考えられます。そのことについての対策も考えていられるとは思えません。かえって町民の反発を招くと思います。このような状況のもとでも、なぜ急いで用地購入をしなければならないのか、理由がわかりません。事業内容も決まらないうちに、工事や用地購入だけが先行する手法はやめるべきです。利用者の範囲について再検討を要望いたします。

〔「要望している場合」と呼ぶ者あり〕

○7番（齊藤 博君）　そうです。

最後は、議案第13号、介護保険特別会計について要望いたします。予算では、家族介護慰労金支給事業、予算50万円が提案されました。在宅介護されている世帯に年10万円の慰労金を支給しようとするも

のであります。これまで何回ともなく一般質問で要望してまいりました。私としては良かったという気持ちでしたが、委員会での説明を聞くともぬか喜びだったようです。それは、対象者の範囲の問題です。町の説明をもとにして要望します。

1つの要件は、介護サービスを受けていない人という条件です。つまり介護サービスを受ければ、この支給は受けられないということであります。介護度4及び5といえ、症状はかなり重く、認定者の半数程度は施設の介護を受けています。本来施設入所が望ましいのですが、ベッド数が不足、やむなく在宅での介護となっている方も多はずです。在宅介護は、施設での介護サービスと併用されなければ成り立たないものだと私は思います。ましてや介護度4あるいは5の方は、家庭だけで介護を全うするのは無理だと思います。そういう状況下で、デイサービスに週1回通っている人、この人は対象外、こういった条件は私は本末転倒だと思います。慰労金を支給することによって、より多く介護サービスを受けやすくし、結果として家族の負担を軽減すること、ここにこの制度の意味があると私は思います。

2つ目は、町民税非課税世帯という条件です。もちろん所得による制限を否定する考えではありません。非課税世帯を具体的に考えると、例えば70歳で夫婦2人ということになれば、年金収入で92万、同じ構成で生活保護世帯を考えると約165万程度が所得としての要件になります。ある調査では、年金収入204万から250万の方が23%、250万から300万までが27%、全体では50%を占めております。この世帯は支給対象となりません。現在在宅に対する介護保険からの負担は少なく、一人では施設入所の半分以下といった状態ですから、介護保険の均衡上でも支給対象を広げるべきだと考えます。私の調べでは、このような手当支給制度がある市町村は、まだ多くありません。そこでも、支給対象の条件に介護サービスを受けていないことや非課税世帯といった条件はないように思います。実態を反映した制度支給になるよう、ご検討をお願いをしたいと思います。

終わります。

○議長（佐藤修二君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） なければ、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決は分割して行います。

初めに、議案第1号について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤修二君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号について採決します。

経済建設常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐藤修二君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤修二君） 起立多数です。

したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号について採決します。

総務常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤修二君） 起立多数です。

したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐藤修二君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐藤修二君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号について採決します。

関係常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐藤修二君） 起立全員です。

したがって、議案第7号は関係委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐藤修二君） 起立全員です。

したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐藤修二君） 起立全員です。

したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤修二君） 起立多数です。

したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号について採決します。

関係常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は関係委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤修二君） 起立多数です。

したがって、議案第11号は関係委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤修二君） 起立多数です。

したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤修二君） 起立多数です。

したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤修二君） 起立多数です。

したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号について採決します。

経済建設常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐藤修二君） 起立全員です。

したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号について採決します。

経済建設常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐藤修二君） 起立全員です。

したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は否決であります。したがって、本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔「原案に対してだ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） それでは、もう一度復唱します。

議案第17号について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は否決であります。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤修二君） 起立多数です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

ここで教育長、木村俊幸君から退席の申し出がありますので、これを許します。

〔教育長 木村俊幸君退席〕

○議長（佐藤修二君） 次に、議案第18号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐藤修二君） 起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり同意されました。

教育長、木村俊幸君の入場を認めます。

〔教育長 木村俊幸君入席〕

○議長（佐藤修二君） さらに、議案第19号について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛

成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤修二君） 起立多数です。

したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎教育長挨拶

○議長（佐藤修二君） ここで教育長、木村俊幸君から発言の申し出ありますので、これを許可します。
教育長、木村俊幸君。

〔教育長 木村俊幸君登壇〕

○教育長（木村俊幸君） 先ほど私の任命にかかわる議案18号に合意賜りまして、大変ありがたく感謝申し上げます。2期目を迎えますけれども、これまでと同様、町民の皆様、特に子供たちの夢や希望の実現、幸せのために全身全霊を傾け、不惜身命の覚悟で職責を果たしてまいります。これまで以上ですね、気合いを入れて、また勉強もして頑張っておりますので、議員の皆様方には何とぞご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。（拍手）

○議長（佐藤修二君） ここでしばらく休憩します。

（午後 2時09分）

○議長（佐藤修二君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後 2時20分）

◎発議案第1号及び発議案第2号

○議長（佐藤修二君） 日程第3、発議案第1号及び発議案第2号を議題とします。

初めに、発議案第1号の提出者であります高崎長雄君の趣旨説明を求めます。

16番議員、高崎長雄君。

〔16番 高崎長雄君登壇〕

○16番（高崎長雄君） 発議案第1号の趣旨説明を行います。

発議案第1号は、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての趣旨説明を行います。

議員の期末手当につきましては、過去特別職の期末手当に準じて、引き上げ、あるいは引き下げを実施してまいりました。平成29年12月定例議会において、特別職の期末手当引き上げに関する条例の改正が行われましたので、お手元に配付の条例改正案のとおり特別職の期末手当の引き上げに準じて、6月分を1.65月から1.70月、12月分を1.80月から1.85月にそれぞれ引き上げるものでございます。

なお、提出者は私、高崎長雄、賛成者は小早稲賢一議員、平澤昭敏議員、御園生浩士議員でございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。発議案第1号の趣旨説明を終わります。

○議長（佐藤修二君） 以上で提出者の趣旨説明が終了しました。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） なければ、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤修二君） 起立多数です。

したがって、発議案第1号は可決されました。

次に、発議案第2号の提出者であります酒瀬川健一君の趣旨説明を求めます。

3番議員、酒瀬川健一君。

〔3番 酒瀬川健一君登壇〕

○3番（酒瀬川健一君） 議席3番、酒瀬川でございます。ただいま議長からお許しをいただきましたので、発議案第2号、京成宗吾参道駅へのエレベーター設置に関する意見書について趣旨説明をいたします。

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を酒々井町議会会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

平成30年3月15日。提出者は私、酒瀬川健一でございます。賛成者は小早稲賢一議員、同じく平澤昭敏議員、同じく御園生浩士議員です。

宛ては酒々井町議会議長、佐藤修二様。

それでは、別紙意見書の案を読み上げさせていただきます。趣旨説明といたします。

京成宗吾参道駅へのエレベーター設置に関する意見書（案）

公共交通機関の鉄道駅は、高齢化を迎えた現在においては住民生活に大きくかかわるものであり、高齢者や障害のある方を含め誰もが気軽に利用することができるよう、駅のバリアフリー化を進めることは高齢化を迎えている当町において特に急務であると言えます。

駅を利用する人、誰もが便利で安全に利用できることを願い、下岩橋、伊篠両地区区長より、別紙に

添付してございますが、区長より「京成宗吾参道駅へのエレベーター設置に対する要望書」が提出されました。

ついては、町におかれては、駅のエレベーターの設置の早期実現に向け、次の事項について必要な措置を講じられるよう強く要望する。

記

1、高齢者や障害者、また車椅子やベビーカーを利用する方が安全に利用できるよう、京成宗吾参道駅の利便性改善に向けてエレベーターの設置を要望する。

2、京成宗吾参道駅を中心とした、周辺整備の充実を図っていただきたい。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年3月15日。

以上であります。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤修二君） 以上で提出者の趣旨説明が終了しました。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） なければ、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐藤修二君） 起立全員です。

したがって、発議案第2号は可決されました。

◎議員派遣について

○議長（佐藤修二君） 日程第4、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております議員派遣の件については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） それでは、異議がありますので、起立によって採決をいたします。
議員派遣の件について賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤修二君） 起立多数です。
したがって、議員派遣の件は決定されました。
ここでしばらく休憩します。

（午後 2時29分）

○議長（佐藤修二君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後 2時45分）

◎日程の追加

○議長（佐藤修二君） お諮りします。

ただいま町長、小坂泰久君より追加議案として議案第20号及び議案第21号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号及び議案第21号を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定しました。

◎議案第20号及び議案第21号

○議長（佐藤修二君） 追加日程第1、議案第20号及び議案第21号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） ただいま議長からお許しをいただきましたので、本日追加議案といたしまして上程しました2議案についてご説明申し上げます。

まず、議案第20号は、平成29年度酒々井町一般会計補正予算（第9号）についてであります。今回の補正につきましては、国の補正予算で追加された生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金の交付内示を受けたことに伴い、中小企業・小規模事業者への新たな特産品開発や販路確立についての相談支援等を行う酒々井町情報発信拠点施設整備のための経費を補正するものであります。

また、年度内に終了できない見込みから、明許繰り越しの設定をお願いするものであります。

このようなことから、既定の歳入歳出予算65億8,870万9,000円に、歳入歳出それぞれ9,614万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を66億8,485万6,000円にしようとするものであります。

なお、細部につきましては後ほど企画財政課長からご説明申し上げます。

次に、議案第21号は副町長の選任につき同意を求めることについてであります。飯塚副町長より平成

30年3月31日をもって辞職したい旨の申し出がありました。つきましては、後任の副町長を選任すべく、本年4月の任命に向けて千葉県知事に適任者の推薦をお願いしてまいったところですが、このたび河南康広君の推薦をいただきました。

河南君は、年齢51歳で、地方自治に携わり28年の経験があり、県におきましては健康福祉部、総合企画部、商工労働部、水道局、総務部など幅広い分野を経験されております。

社会経済情勢の変化により住民の価値観が多様化し、行政需要がますます増大する中で、長を補佐し、的確にそれらの行政需要に対応するとともに、酒々井町人口ビジョンの目標達成のため、酒々井町まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に実行でき、第5次総合計画の推進にふさわしい人材であると考えております。

つきましては、地方自治法第162条の規定に基づき、選任について議会の同意を求めるものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤修二君） 以上で町長の提案理由の説明が終了しました。

次に、担当課長から細部説明を行います。

議案第20号について、企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） それでは、議案第20号、平成29年度酒々井町一般会計補正予算（第9号）の細部について歳入歳出補正予算事項別明細書によりましてご説明をさせていただきます。

9ページの事項別明細書をお願いいたします。9ページでございますが、6款商工費、1項商工費、2目商工振興費、地方創生拠点整備交付金事業9,614万7,000円でございます。こちらにつきましては、（仮称）酒々井町情報発信拠点施設について、国の平成29年度補正予算の生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金の採択を受け補正をお願いするものでございます。施設の工事設計委託1,017万2,000円、工事監理業務委託として421万8,000円、工事請負費として7,379万4,000円、備品購入費として796万3,000円を補正するものでございます。

以上、補正予算案の総額は9,614万7,000円となります。

次に、財源でございますけれども、1ページ戻っていただいて8ページでございますが、歳入で13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金として1節総務管理費国庫補助金4,807万3,000円でございます。こちらにつきましては地方創生拠点整備交付金として4,435万4,000円、地方創生推進交付金として371万9,000円でございます。

17款繰入金でございます。2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金でございますが、こちら407万4,000円につきましては財源調整のため財政調整基金からの繰入金を増額するものでございます。

続きまして、20款町債でございます。1項町債、8目商工債でございますが、こちらにつきましては地方創生拠点整備交付金事業として4,400万円を補正するものでございます。こちらにつきましては、起債の全額が交付税措置されるものとなっております。

最後に、4ページをごらんいただきたいと思ひます。4ページでございます。第2表、繰越明許費補正でございます。地方創生拠点整備交付金事業につきまして、年度内に事業が終わらないことから、繰越明許をするものでございます。

また、下の第3表、地方債補正でございますけれども、地方創生拠点整備交付金事業債として限度額4,400万円として追加をするものでございます。

以上、一般会計補正予算（第9号）でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐藤修二君） 以上で担当課長による細部説明が終了しました。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

7番議員、齊藤博君。

○7番（齊藤 博君） 3点ほど聞かせてください。1つは、生産性革命に資する施設という名目だそうですが、具体的にどういうことを国に成果として上げたのか、お聞きしたいと思います。

それから、施設活用により目指す事業効果の中で、11項目あるんですが、いろんな業務が入っているんですが、これをアウトレットの近くでやらないきゃいけない理由がちょっとわからないんですが、その場所でなきゃできない理由を教えてください。

それから、委託するのかわかりませんが、これかなり役所の業務に関連しますんで、役所の職員が置かれるんだろうと思うんですが、その職員数は何人くらいを予定しているのか、教えてください。

以上3点です。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、ご質問にお答えいたします。

今回国のほうの申請につきましては、生産性革命ということでございます。中小企業・小規模事業者への新たな特産品の開発や販路の確立、相談支援をもって中小企業者のほうを助けるというような形で交付申請をしたところでございます。それに付随してこちらに書いてございます5つの事業展開イメージを予定しているところでございます。例えばアンテナショップの構想、それと観光まち案内構想、交流機能、それとまちづくり企画開発機能、それと情報発信ということでございます。

アウトレットの近くということでございますが、アウトレットを訪れる方は、町内になかなか周遊しないことが課題となっております。その方たちを町内に周遊するため、こちらの施設に寄っていただいて、町を知っていただくということで考えております。それと、アウトレットに来た方たちにですね、いろいろなマーケティングを行いまして、特産品等の開発を行うものでございます。

あと職員の関係でございますが、職員につきましては現在のところまだ未定でございますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 齊藤議員。

○7番（齊藤 博君） さっきの用地取得なんかでは、駅のほうへ誘導するんでしょう。それでも来ない人がいたら、そこでやっちゃうという話でしょうけど、この機能を全部満たすためにはね、かなりの人間が必要です。いろんな部署の人間が必要だと私思うんだけど、それでなおかつ、その施設をつくるというのに、職員配置とかは考えていないんですか。そういうものを全体考えた上でないと、こういう1億もの施設はつけれないんじゃないんです。財源が少ないからという問題じゃ私はないと思います

よ。私が思うには、いろいろ名前はありますが、結局今の商工とかそういう部門の中で当然やれている仕事じゃないですか。それを改めて、そこへ1億円の施設を建ててやる。その辺の事情がなぜか、私には理解できません。理解できないということです。

したがって、そこにどういう人間を配置して、そしてやるんだと、どういうデータだったとたくさんしゃべれないし、そういうものを配置するためにどういうものが必要かの検討もあるんですか。ただ、私には国へ出した名目の名前がここに写っていると。実体的なそういった検討がされていないように思えるんですが、その代表例が職員の話です。つくれば、そこには常時何百万かの職員が何人かいるわけですね。そういう検討をしたのかどうか、もう一度お願いしますよ。結論が出ていないというはわかりますが、やる以上はこのくらい人間必要だなということは出ているでしょう。それで結構ですよ、お願いします。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） 職員の配置については、今後検討しているところでございますが、中小企業とか、そういった雇用促進とか、そういったものがございまして、ある程度の専門員を県等に確認しながらやっていきたいというようなことを考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

13番議員、竹尾忠雄君。

○13番（竹尾忠雄君） 職員については、検討中ということでありまして。専門職の方を配置する、当然専門職の方であれば、それなりの給料も払わなければならないと思います。町は、墨にあるコミュニティプラザ、年間3,000万円ぐらいのコストがかかるので、指定管理者制度に委託するんだということで、今進めておりますけれども、そこで伺いますが、ここの施設の年間ランニングコストはどのくらい見込んでおられるのか、そして事業主体についてどうなのか、町の直営でやるのか、それとも民間に委託するのか。そして、この事業を行う大前提は29年度の土地、用地購入と設計ということで、29年度に予算化され、そして土地購入については5月に購入した。財務省より539平米、1,620万で取得したということでありまして。それで、これは29年度の当初予算で説明では、ここに物産館をつくって、今のアウトレットの中では販売できないものを販売するんだ、こういうような説明でありました。

そのときに、事業主体は聞きますと、いわゆる商工会あるいはJAとか、いろいろ言っていましたけれども、定まっておりました。そんな中で今回情報発信基地といいますか、仮称もぐるっと変わってしまいましたけれども、このさっき配られた資料を見ますとですね、農業の「農」の字が一つもありませんけれども、ここでの農産物の販売はできるのかどうか。先ほど特産品の開発を行うということでもありますけれども、開発を行う、そういういろいろな道具は、この施設の中でやるようになるのか。非常に、これさっき言いましたけれども、土地そのものが500平米そこそこで、配られた建物の形状も地形からして大変手狭な施設でありますけれども、ここの中で特産品の開発等、行えるように施設を整えるのか。それから、いわゆる中小企業ということで言っておりましたけれども、今町内の中小企業者、幾つか、何件あるんですか、お聞かせください。先ほど言った農産物は販売できるのかどうか、以上をお尋ねいた

します。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、年間のランニングコストのほうからの件でございますが、その備品につきましては、今後算出していくということになります。

〔「事業主体は」と呼ぶ者あり〕

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） 事業主体については、とりあえず町直営で当初はスタートする予定で考えております。農産物の販売でございますが、農産物についてはマルシェのほうでもやっておりますので、それはかぶらないような形でやっていきたいと思っております。ただし、農産物の開発とか、そういったものについては特産品とあわせて絡めてやっていきたいと思っております。開発を中でやるのかということでございますが、そちらにつきましては、いろいろな方法があると思っておりますので、中でできるか、または事業者でできるのかというのがございますので、そういった開発をしたものについてここでマーケティングを行うとか、そういったことを考えているところです。町内の中小企業者につきましては、数字をちょっと持ってきておりませんので、こちらではちょっと今お答えできません。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 竹尾忠雄君。

○13番（竹尾忠雄君） 数字については、後ほどお願いいたします。そして、今回出されました予算書見ますとですね、非常に施設整備費ということで7,300万ということで、これ施設の建物の面積と平米当たりのこれ単価についてお聞かせ願いたいと思っております。農産物、野菜については、じゃ販売できないということですかね、確認いたします。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） まず、建築に係る単価でございますが、議会初日ですね、イメージ図で国のほうに申請した形になりますが、詳細設計は今後ですが、そのときの延べ床面積、イメージ図でお示ししましたものは175.53平米でございます。約42万円でございます。

○13番（竹尾忠雄君） 平米。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） はい。あと、農産物の販売につきましては、野菜等につきましては隣とよく調整をとりながらやっていきたいと考えておりますが、ただ、ダブってしまうものについては、ここでは売らないようなことを考えております。

○議長（佐藤修二君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方、どうぞ。

14番議員、地福美枝子さん。

○14番（地福美枝子君） 先ほどもちょっと触れましたけれど、この施設をつくる目的云々は聞きました。成功すればいいなとは思いますが、アウトレットの本当に近くにつくると、アウトレット600万人がたくさん年間来る、そういう人たちが酒々井町に来てもらうようにする施設ということですよ。ですから、アウトレットに来た人が、まずここの近くの、ここに来るかどうかが問題なんです。だと思っは、ここへ来てくれれば、酒々井町ってこんなところなんだって関心を持って、その上で町に行くという流れになると思うんです。ということは、アウトレットに来た人たちをここまで来る、これを

どんなふうにするのか、そのアウトレットの中に町を紹介するというようなことが、そういうスペースはありますから、そこでやるということなんでしょうけれども、私はそのところがね、ここへ直接来て、ついでにアウトレットということはないでしょうけど、少なくともアウトレットへずっとぐるっと回ってから、ここへ来るということは余り考えられないんですよ。ですから、そのアウトレットの中でどんな宣伝をするのかなと思いましたが、それをまずちょっと伺いたいなと思っています。

○議長（佐藤修二君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長（芝野芳弘君） アウトレットの中には、コミュニケーションセンターがございます。そちらとですね、連携を図りながら、お互いの誘客を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤修二君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

7番議員、齊藤博君。

〔7番 齊藤 博君登壇〕

○7番（齊藤 博君） 反対の立場で討論します。

余りにも内容が決まっていないのに、財源のためや先行して土地を買うとか、そういう政策が続いております。非常に残念です。この拠点施設についても、やること自体に反対なわけじゃございませんが、本議会の初日に説明のあった内容と今回の内容からして、ほとんど私は同一性が認められません。全員協議会の中で、コミュニケーションセンターとの重複、それからマルシェの状況、これから見てどれだけの必要性があるか、こういう議論がたしか出たと思います。そういう中で、今回は販売についても手控えるような、そういう内容に変わっております。それはそれで検討結果ならいいんですけど、実際に細かい話をすればするほど、細かいというんではないな、骨格的なものでも本当に決まっていない。じゃ何で今やるんだといったら補助金をもらう以外に理由がないんですよ。こういう事業の組み立て方でやっていったら、私はいい施設にはならない、そのように思います。質疑でもやったんですけど、本当にこの施設がここじゃなきゃいけない、ここでやらなきゃいけない理由がないんですよ。役場の中で十分できることが、ただ場所を移したただけの話のように私は思います。そして、町民が、あるいはそのアウトレットへ来た方が町へ来る、その誘因はコミュニケーションセンターでやるということで、あそこへ出したんじゃないですか。屋上屋です。反対します。

○議長（佐藤修二君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、越川廣司君。

〔12番 越川廣司君登壇〕

○12番（越川廣司君） 議席12番、越川でございます。ただいま議題となっております議案第20号、平成29年度酒々井町一般会計補正予算につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

本件につきましては、昨日の全員協議会において担当課長から丁寧な説明がございました。職員は常

に町のために、最小の経費で最大の事業を行う、そういった考えのもとで、国、県の動向を見ながら、何回も何回も国、県と協議を重ねて、今回補助金の内容もいただいたものと思います。まずは敬意を表する次第でございます。本事業につきましては、コミュニケーションセンターと協力をし合って、少しでも町内、またアウトレットなどの集客を図ろうと、そういったための情報発信を行う施設でございます。国、県が認めた事業でもあり、町といたしましても本事業を行うことによって、さらに町の発展につながる、なくてはならない事業であるものと考えております。財源内訳を見てもわかるように、職員の努力がうかがえます。総事業費が約9,600万円に対して、一般財源は約4%であります。今回のこの事業を逃しますと、以前にもございましたが、調整池整備事業が反対の反対をされまして、今もまだ実現できない、そういったような状況にあるわけでございまして、同じような結果になりかねないのではないかと思います。今後町が補助事業を進めていく中に当たりましては、国、県に顔向けもできない、また町の信用問題にもなりかねないわけでございます。ただただ反対をすることではなく、是非とも本事業を実施すべく賛成討論とさせていただきます。

○議長（佐藤修二君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

13番議員、竹尾忠雄君。

〔13番 竹尾忠雄君登壇〕

○13番（竹尾忠雄君） 私は、ただいま議題になっている20号議案について反対の立場で意見を述べさせていただきます。

先ほども申しましたが、平成29年度土地購入費ということで予算計上され、建物の設計費が計上されました。それで、土地については既に購入されております。今提案されたように、事業費については9,614万7,000円、大きな金額であります。土地取得含めると1億1,234万7,000円と、町の財政にとってもこの事業を進める上で建物を建てて終わりではありません。その後がやはりどう生かしていくか、そしてその建物の維持していく上でのランニングコスト等、やはり事業を立ち上げる場合、この事業が町民にとってどうなのか、町民の要望はどうなのか。ですから、先ほど私聞きましたが、将来の中小業者の皆さんどんな思いを持っているのかな、町内の中小業者の皆さんの数すら答えられない。中小業者のためと言いながら、いろんな角度から検討して行うのが町の事業ではないでしょうか。先ほどの質疑でもありました。ランニングコストについても今後検討、運営主体についてはとりあえず町が行う、1億円以上の事業をやるのにですね、とりあえず町がやるなんてこと、私はこんな計画で事業は成功しないと思います。

職員についても先ほど検討中、私は国のお金だから、町のお金だからの基準ではありません。町にとって必要な事業なのか、私は必ずしも必要ではないと思いませんが、町には限られた財政のもと、事業を行う優先順位があるのではないのでしょうか。先ほど一般質問で私述べましたが、中学校の体育館の雨漏り、2人の生徒の方から、けがをしないうちに修繕してほしいと訴えられ、そしてことしの卒業式、雨漏りで多くの皆さんがこれは何とかしてやらなくちゃしょうがない、こう思われたと私思います。中学校の体育館改修は、私優先順位の一丁目一番地ではないのでしょうか。そういうことから、非常に補助金がついたからという十分な検討をなされないで、こんな大きな金額を使って、今後運営においても私は町民負担の心配があるのではないかと、そういう点でこの議案について反対の意見を申し上げます。

是非同僚議員の皆さんのご賛同をお願いして、反対の意見を申し上げます。

○議長（佐藤修二君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

15番、小早稲賢一君。

〔15番 小早稲賢一君登壇〕

○15番（小早稲賢一君） 15番議員の小早稲でございます。先ほど越川議員が賛成討論を行っていただきましたが、その応援のつもりで賛成の討論をさせていただきます。

まず、この短期間に執行のほうでこの予算を組み立てたということは、非常に私ども商工業といたしましては感謝するところであります。また、経済建設委員としても喜ばしいことだと思っております。そして、この低迷する酒々井町の商工業、それを打開するには何か一つ新しいものを、真新しいものを必要ではないかなと常々私は考えていたところでございます。そういったことから、コミュニティセンターにあるものと連携しながら町独自の自由は発想で、いろんなものに挑戦できるという拠点整備というのは大変大事なものだとは私と考えております。特に年間600万人という方々が酒々井町に来ていただけるわけですから、その1割でも、1%でもいいから、酒々井町まちなかへ呼び込めるような、やはりそういう研究はぜひ必要だと思っております。

また、執行のほうで予算を組み立てていただきましたが、国庫の補助金が50%、そして町独自の基金が4%、町債といたしますけれども、これは地方創生整備事業としての交付金でありますので、いずれは町に戻ってくるお金だと考えておりますので、現実的にはその4%で建物ができると、その以後の例えば建物の管理費とか働く人件費とか、そういうものは当然起こってくるとは思いますけれども、アウトレットの中にあるコミュニティセンターを考えると、あそこは家賃を払っているんです。その家賃は必要ないわけですから、そういった意味からいえば随分リスクの少ない事業になろうかと私は考えます。自由な発想で、そしていろんなものに取り組める拠点としてですね、ぜひこの施設を皆様のご協力で何とかしていただきたいと思っておりますので、賛成討論はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤修二君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

5番議員、御園生浩士君。

〔5番 御園生浩士君登壇〕

○5番（御園生浩士君） 議席番号5番、御園生浩士でございます。私は、今小早稲先輩議員が言っておりましたが、商工会員の立場として、それから根拠のある反対討論をしたいと思っております。

議案第20号、平成29年度酒々井町一般会計補正予算（第9号）に反対の立場で討論いたします。（仮称）酒々井町情報発信拠点整備事業であります。当町においてはコンパクトシティを積極的に推進し、その反対の事業になり、反対いたします。町長は常々コンパクトシティ化、町の施設や町民の利用する施設を中心市街地へ誘致、集中させるということを推進しております。酒々井町と八街市、富里市の行政境に立地させる必要がございません。町の主張の整合性がございません。町長は1期目より自身の給与を減額し、町の財政の立て直しを図ってまいりました。職員においては、勸奨という名の肩たたきを行い、経費の節減を図り、議員も同様にしていまいりました。一丸となって節減を図り、費用対効果についても事業をするときはこのことを町長は発信してまいりました。本議会において、全員協議会場で酒々井コミュニティプラザ改修の説明もございました。説明はまことにそのとおりで、施設のコンセプト

トについても当事業とダブっております。経費節減も盛り込まれている、この計画でございました。私はこの現施設の有効活用やプラスアルファして機能強化を図るべきだと思っております。

当町の味だよりが運営しておりました京成駅近くの施設、生涯学習センターで農産物の加工をしている施設、こういった施設は古くなつてはおりますが、ここで活動する商品開発をする、それがたくさん人が集まってやっていて、現況施設が足りないの、こういう施設をつくりたいということであれば大いに賛成します。現況の施設の有効活用をはかっていただきたいと思います。アウトレット内に町の情報発信基地もございませぬ。この活用方法も有機的に考えなければなりません。町では400万円程度の事業費で、1億円程度の補助がおりるとの夢のような話でございませぬ。町のPR、情報発信すること、そうならば相応の職員配置の必要がございませぬ。先ほどの質問にもございませぬ。責任ある40代の職員配置をすれば、福利厚生、交通費等を含め年間1人で800万円程度の費用がかかってまいります。そのほかに案のような事業を行うならば、職員、パート職員を配置すれば、もっと多くの費用がかかってまいります。また、国、県へ補助申請するには、この私たちがいただいた計画表でよろしいのかもしれませんが、同時進行にもっと細密な事業計画を立てる必要があったのではないかとこのように思っております。隣地は、民間会社のマルシェがあり、町事業とダブります。先ほどダブった商品は売らないというふうなお話でございませぬが、ダブった商品を売らないということであれば、競争原理が働かず、安い商品が隣で売っておれば、それでいい話かもしれませんが、高い商品を売って酒々井町アウトレットに来たお客さんにあそこで買い物をするんじゃないかというようなイメージも与えかねませぬ。

また、町所有の公園には設置せず、利用価値が低い。道路づけはカーブになっており、安全性が保てず、通行量は現在非常に少ない。また、利用者があつたとしても駐車場の数は従業員が使用すれば来訪者のとめるスペースは数台となります。カーブにあるため目立てようとするれば、マルシェの大きな看板の上に設置しなければなりません。設置費用は、マルシェと同様にすれば100万円以上かかります。このことが将来の酒々井町の負の事業とならないよう、重ねて申し上げます。細密な収支事業計画を作成してから再度ご提案をお願いいたします。

これで反対討論を終わります。

○議長（佐藤修二君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） ほかに討論なければ、議案第20号及び議案第21号に対する討論を終わります。

これから採決を行います。

初めに、議案第20号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤修二君） 起立多数です。

したがって、議案第20号は可決されました。

次に、議案第21号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤修二君） 起立多数です。
したがって、議案第21号は同意されました。

◎日程の追加

○議長（佐藤修二君） 次に、平成29年12月定例会において継続審査となっておりました請願第3号、B－N e t子どもセンター移転に関する請願書について、お配りしました資料のとおり、請願者から取り下げ願が提出されましたので、これを日程に追加し、追加日程第2とし、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） 異議なしと認めます。
したがって、請願の取り下げの件を日程に追加し、追加日程第2とし、議題とすることに決定しました。

◎請願の取り下げの件

○議長（佐藤修二君） 追加日程第2、請願の取り下げの件を議題とします。
10番議員、江澤眞一君の退場を求めます。

〔10番 江澤眞一君退席〕

○議長（佐藤修二君） お諮りします。B－N e t子どもセンター移転に関する請願書については、請願者からの申し出のとおり取り下げを許可することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐藤修二君） 起立全員です。
したがって、請願第3号の取り下げは許可することに決定しました。
10番議員、江澤眞一君の入場を認めます。

〔10番 江澤眞一君入席〕

◎副町長挨拶

○議長（佐藤修二君） 以上で本定例会に付された事件は全て終了しました。
ここで副町長、飯塚光昭君から発言の申し出がありましたので、これを許可します。
副町長、飯塚光昭君。

〔副町長 飯塚光昭君登壇〕

○副町長（飯塚光昭君） ただいま議長からお許しをいただきましたので、恐縮ですが、議会の貴重なお時間を頂戴しまして一言ご挨拶をさせていただきます。
私は、このたび県の人事異動により、3月末をもって副町長を退任させていただくことになりました。内海前議長、佐藤議長を初めとする議員の皆様の温かいご支援、ご協力をいただきながら、2年間という大変短い期間ではありましたが、この酒々井町で各分野にわたり大変貴重な経験をさせていただきました。

私が酒々井町に来て、まずもって驚いたことは住民活動が大変盛んなことでありました。そして、住民の皆さんが酒々井町に住んでいることをとても誇りに思っている様子、会話の端々から町を愛していることが伝わり、深く感銘を受けました。

こうした住民の皆様の期待に応えられるよう、誠心誠意努力してきたつもりでございますが、何分若輩者ゆえ小坂町政に貢献できたか自問しますと、今じくじたる思いがございます。4月から私は県に戻りますが、今後も酒々井町のお役に立てるよう、さらに精進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

結びに、酒々井町の今後ますますのご発展と議員各位並びに小坂町長を初め職員の皆様のさらなるご活躍とご健勝を、そして酒々井町民の皆様のご多幸を祈念申し上げまして、退任の挨拶とさせていただきます。2年間ありがとうございました。(拍手)

◎閉会の宣告

○議長（佐藤修二君） 以上で平成30年第2回酒々井町議会定例会を閉会します。

(午後 3時39分)

上記会議録を証するため下記署名する。

平成 年 月 日

議 長 佐 藤 修 二

署 名 議 員 齊 藤 博

署 名 議 員 内 海 和 雄